

設置の趣旨等を記載した書類 目次

1. 設置の趣旨及び必要性	p.1
2. 学部・学科の特色	p.7
3. 学部・学科の名称及び学位の名称	p.9
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	p.10
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	p.20
6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件	p.23
7. 施設、設備等の整備計画	p.27
8. 入学者選抜の概要	p.30
9. 取得可能な資格	p.37
10. 実習の具体的計画	p.38
11. 管理運営	p.45
12. 自己点検・評価	p.49
13. 情報の公表	p.53
14. 授業内容方法の改善を図るための組織的な研修等	p.57
15. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	p.63

設置の趣旨等を記載した書類

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 本大学の目的・教育研究上の理念

学校法人常翔学園が設置する広島国際大学は平成 10 年 4 月に開学し、現在、保健医療学部をはじめ、医療福祉学部、医療経営学部、心理学部、総合リハビリテーション学部、看護学部、薬学部、医療栄養学部の 8 学部 10 学科を擁している。本大学は『命の尊厳と豊かな人間性』を基本とした上で、『新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康・医療・福祉の分野において活躍する職業人を育成する。』ことを教育の理念とし、『ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。』を目的に掲げ、教育研究を行っている。

これらの理念・目的の下、開学以来、地域社会における健康・医療・福祉分野に関する高等教育の場として、大きな役割を果たすとともに、常に教育研究環境の整備と充実に努めてきたことから、地域社会における高等教育機関としての存在感とその重要性を高め、これまで有為な人材を数多く輩出している。

(2) 設置する学部・学科の構成

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」は、健康・医療・福祉分野で活躍する人材を育成する総合大学として長年にわたり培ってきた、健康や医療に関する教育研究実績を踏まえ、スポーツ科学分野における医・科学的知見に基づき人々の生活習慣病の予防や改善、介護予防等を視野に入れた健康寿命の延伸に関わる、本学の新たな教育研究分野を構築していくことを重視する学部・学科として設置する。また、地方公共団体や総合型地域スポーツクラブ、及び各種スポーツ団体等との連携を通して、健康寿命延伸のためのスポーツプログラムを普及・啓発し、地方からスポーツを通じた健康増進を推進する役割を担うこととする。

《表》 健康スポーツ学部健康スポーツ学科の構成

学部名	学科名	入学定員	収容定員	位置
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	70人	280人	【東広島キャンパス】 広島県東広島市黒瀬学園台 555 番地 36

(3) 設置の趣旨・必要性

18 歳人口の減少など高等教育を取り巻く社会情勢は急速に変化しており、設置に関しては、健康寿命の延伸・国民医療費の抑制といった国の政策や地域社会の課題へ対応し、健康や医療に興味を示す進学希望者の意向を十分に見極める必要がある。つまり、健康・医療と福祉分野における高等教育機関としての個性や特色の明確化に一層努めながら、地方都市における高等教育機関として、人々の健康やスポーツの果たす役割について意識改革を行うなど、指導的役割を果たす必要性が生じている。スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）の前文においても謳われているように、健康とスポーツは我々の生活を豊かにすることと密接に関わっている。健康は、その価値を健康の保持増進に置き、豊かな生活を送るために重要な意味合いをもつものである。さらに、スポーツは、人々の生活をより豊かにするために組織化され、秩序化され、工夫されてきた文化であり、生活に密着して発展してきたものである。健康の保持増進にスポーツが果たす役割と、健康的で豊かな生活を送る中で価値を高めていくスポーツ文化の重要性を理解し、地域社会において指導的役割を果たす人材の育成が求められている。また、進学希望者の興味と関心や学修意欲に柔軟に对应していくためには広範囲に及ぶ健康・医療と福祉分野における高等教育が対象とする専門領域の幅を広げる工夫をすることが重要となっており、学術研究の進展や進学希望者の動向を踏まえた教育組織の整備と充実が求められている。

このような状況の中、本大学が将来像「ともにしあわせになる学び舎」の実現を目指し、持続可能な大学となるために、地域・社会の多様な期待や要請に応え、信頼と支援を得るとともに社会の要請にこたえるため改革を進めることが重要となる。このため、教育・研究の質の向上を図り、健康・医療・福祉分野の総合大学としての特色を活かした、教育組織の構築や教育内容の充実、教育方法の改善などの大学改革を行い「地域の健康を守り、しあわせづくりに貢献する」ことが重要であると考え。

以上のことから、高等教育を取り巻く社会情勢の変化や進学希望者の動向を踏まえるとともに、「健康」と「スポーツ」の価値観を理論と実践を通して関係させ、国民の健康増進の総合的な推進を図る基本的な事項でもある「健康寿命の延伸」「国民医療費の抑制」といった超高齢化社会の進展に伴う国の政策や地域社会の課題への対応、高校生の進学ニーズなどを見据えた上で、高等教育機関としての更なる発展と充実を目指して、平成 32 年 4 月より健康スポーツ学部を設置することとした。

[1] 地域社会への貢献と教育研究組織の充実

本大学は、平成 10 年 4 月に保健医療学部と医療福祉学部の 2 学部をもって開学し、その後、8 学部 10 学科を擁する健康・医療・福祉分野の総合大学へと成長を遂げている。

今般、設置を計画している「健康スポーツ学部」では、健康・医療・福祉分野の

総合大学として長年にわたり培ってきた教育研究実績のうち、スポーツ科学分野における医・科学を軸に国の政策や地域が抱える健康と運動に関する諸課題への対応に向けた教育研究組織として設置することにより、地域社会へのさらなる貢献を目指すものであり、併せて健康・医療・福祉分野の総合大学としての教育研究組織の一層の整備と充実を図るものである。

【別紙資料 1】「広島国際大学健康スポーツ学部設置の目的」

〔2〕地域社会を取り巻く状況 ―スポーツ振興に関する施策―

周知のように、平成 23 年 8 月に施行された「スポーツ基本法」に基づく第 1 期「スポーツ基本計画」では、今後 5 年間に取り組むべき施策として、「学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」、「高齢者の体力づくり支援」、「地域スポーツ環境の整備」（総合型地域スポーツクラブの育成、スポーツ指導者、スポーツ施設の充実）などが掲げられた。また、第 2 期「スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月）」では、今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組む施策として、「スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実」を掲げている。「スポーツ参画人口の拡大」では、「若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進」及び「学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上」を目指すとともに、「スポーツ環境の基盤となる人材と場の充実」では、「スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保」を目指すことを政策目標として掲げている。

このような国の施策を受けて、地域社会では、国の基本方針を受けて、スポーツの振興にむけた運動・スポーツ活動に関する様々な施策や事業が展開されており、当該施策や事業を支える質の高い人材の確保及び養成が求められていることから、実践的な指導力を基盤とする健康・スポーツ活動を指導、展開できる人材に対する期待は増々大きくなっている。

【別紙資料 2】「スポーツ基本計画（全体像）、（概要）」

【別紙資料 3】「第 2 期スポーツ基本計画について（答申）、（答申のポイント）」

〔3〕地域社会を取り巻く状況 ―健康・予防に関する施策―

国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や、国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めた「健康日本 21（第 2 次）[厚生労働省告示第四百三十号]」においては、身体活動・運動は生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上ならびに生活の質の向上の観点から重要であり、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、運動習慣の定着や身体活動量の増加に関するものに加え、身体活動や運動に取り組みやすい環境整備について目標を設定している。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための運動基準・指針の見直しや、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組むことを掲げている。

このような国の施策を受けて、地域社会（社会教育行政）においても人々の自発的な健康や運動を含む様々な生涯学習活動に対し、専門的指導・助言を与えることのできる人材（社会教育士などの専門的教育職員）はもとより、企業等における労働者の健康を管理し、健康の保持増進のための措置を行う人材（第1種衛生管理者）や健康運動指導士や運動・スポーツに関する各種トレーナーなど健康増進のための指導ができる人材に対する期待は増々大きくなっている。

【別紙資料4】「厚生労働省告示第四百三十号（健康日本21[第2次]）」

〔4〕地域社会からの要望

1) 広島県・東広島市・呉市からの要望

国の施策を受けて、広島県においては「地域スポーツの推進」「競技スポーツの推進」「人材の循環」「環境整備」の4つの事項を基本施策とする「広島県スポーツ推進計画（平成26年8月）」が策定されており、特に、「地域スポーツの推進」では、「障害者を含めた各ライフステージに応じた施策展開」を掲げるとともに、「環境整備」では、「スポーツ活動を支える人材の養成・充実」や「スポーツを核とした地域づくり」を基本施策として掲げている。

さらに、本学部が設置される東広島市では、「スポーツで地域を創るまち東広島」を基本理念とし、地域のつながりを活かしたスポーツによるまちづくりを目指すため、「東広島市スポーツ推進計画（平成29年3月）」が策定されており、施策の方向性と具体的な取組として、「運動・スポーツ活動の普及に向けて、スポーツを支える人材の計画的な育成・支援に取り組む」とともに、「さまざまな年代で体力の維持・向上に取り組める運動・スポーツ活動の普及に取り組む」こととしている。

また、東広島市に隣接する呉市においても、「いつでも・どこでも・だれでもスポーツに親しめるまち呉」を目指すこととしており、「第2次呉市スポーツ振興計画（平成29年10月）」を策定し、スポーツ振興のための総合的な施策の在り方を整理し、市民一人一人の生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現と、健康で活力に満ちた地域社会の創出に向けた、スポーツ施策を総合的・計画的に推進している。

このように広島県、東広島市、呉市では国の基本方針を受けて、スポーツの振興に向けた運動・スポーツ活動に関する様々な施設や事業が展開されており、当該施設や事業を支える質の高い人材の確保及び養成が求められていることから、本学に地域社会を取り巻く状況や地域社会からの要望をふまえ

た上で、スポーツの価値と健康づくりにおけるスポーツの役割の理解のもと、スポーツ科学分野における医・科学的知見を兼ね備えた実践的な指導力を発揮できる健康・スポーツ活動を展開できる人材の養成を目的とする「健康スポーツ学部」設置の要望がなされている。

【別紙資料５】「広島県スポーツ推進計画の概要」

【別紙資料６】「東広島市スポーツ推進計画（概要版）」

【別紙資料７】「呉市スポーツ振興計画、第３次健康くれ２１（概要版）」

【別紙資料８】「広島国際大学 健康スポーツ学部設置に係る意見書」

２）スポーツ関連施設等からの要望

健康スポーツ学部の設置計画を策定する上で、健康スポーツ学部における教育や人材育成と卒業生に対する採用意向に関して、人材需要の動向など社会の要請を踏まえたものであることの客観的根拠となるデータから検証することを目的として、全国の本学への求人実績のある企業・団体及び健康スポーツ学部卒業後の主な就職先として想定される会員制スポーツクラブ、スポーツ関係団体、健康・スポーツ関連企業などを対象として、健康スポーツ学部における教育や人材育成と健康スポーツ学部の卒業生に対する採用意向に関するアンケート調査を実施した。

その結果、健康スポーツ学部において養成する人材や教育に対し、回答件数 296 件の約 56%にあたる 166 件が必要性を認めており、このことは、健康スポーツ学部における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的が、人材需要の動向等、社会の要請を踏まえたものであることを示している。

また、広島国際大学の健康スポーツ学部で学んだ卒業生の採用については、124 件が「採用対象となる」と回答しており、「おそらく採用対象になる」と回答した 42 件と「採用対象として検討してもよい」と回答した 47 件とを合わせると、回答件数 293 件の約 72%にあたる 213 件が、広島国際大学の健康スポーツ学部で学んだ卒業生に対する採用意向を示していることから、卒業後の進路については十分な見通しがあると考えられる。

【別紙資料９】「広島国際大学学部/学科に関するアンケート【企業対象】
調査結果報告書の抜粋」

（４）人材養成の目標

〔１〕研究対象とする学問分野と教育研究上の目的

本学部では、研究対象とする中心的な学問分野を「スポーツ科学分野」とし、教育研究上の目的を「あらゆる人々が、各ライフステージ（各年齢期）において、健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツの価値と健康づくりにおけるスポーツの役割の理解のもと、スポーツ科学分野における医・科学的知識や技術を提供し、幅広い分野で貢献できる人材を育成する」こととする。

このことから、健康スポーツ学部では、科学的知見に基づく「基礎・基本」を重視しつつ、理論と実践との融合を通じて、主体的に課題を探索し解決するための基礎となる能力を育成するとともに、卒業後、社会人として就業し、成長していく過程において、実務等を通じて、新たな知識や能力を体得していくための資質や能力を育成するための教育を重視することとする。

〔2〕養成する人材と教育目標

本学部では、子どもには夢を、若者には希望を、大人には生きがいを、お年寄りには人生の喜びをもたらすことのできる心身ともに健全な指導者の育成を目指す。そのために、スポーツ科学分野に関する基礎的な理論と実践的な能力を基盤として、幅広い教養、豊かな人間性と高い倫理観、主体的な判断力と安全に留意した行動力、他者と協力しながら自律的に学ぶ姿勢と基礎的な研究能力を有し、健康・運動・スポーツの活動を主体的かつ計画的に実践指導することができる人材を養成する。

例えば、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たすなど、スポーツ実践の活動を通して社会に貢献する人材を養成する。

卒業後の進路としては、社会教育行政において、人々の生涯学習活動に対し、指導・助言を与える指導者（社会教育士）または、企業などで労働者の健康管理や健康の保持増進のための措置を行う管理者（第1種衛生管理者）、スポーツクラブやフィットネスクラブなどの会員制スポーツクラブ及び病院や健康増進施設において、幅広い世代の人々に対して、個々人の興味と関心や競技レベルに応じたさまざまな運動・スポーツ活動を提供する指導者（健康運動指導士・NSCA パーソナルトレーナー等）やサポートスタッフとして活躍することが想定される。また、健康・運動・スポーツに関する学びを活かしスポーツ関連企業やヘルスケア関連企業での活躍や、健康・スポーツ系大学院への進学が想定される。

また、教育現場において、スポーツ教育はもとより、運動・スポーツを通じた子どもの健康の増進と体力や技能の向上のための活動を展開し、子どもの健全な育成や放課後に行われる運動部活動の指導など、スポーツ教育の活動を通して社会に貢献する人材を養成する。

卒業後の進路としては、中学校や高等学校などの教育機関において、ジュニア期より科学的知見に基づいたスポーツ教育を通して、健康や運動の必要性を説く保健体育教員として活躍することが想定される。

本学部では、こうした人材養成を目指し、学生に学位を授与するに当たり学生が卒業までに修得すべき資質や能力を含めた学位授与の方針（ディプロマポリシー）を以下のとおり定めることとし、教育課程における「スタンダード科目」「オプション科目」「専門教育科目」の科目群に配置している講義科目及び演習科目や実習科目の体系的な履修を通して、学位授与の方針を達成するための教育を展開する。

【ディプロマポリシー（学位授与の方針）】

- ① 健康・運動・スポーツの専門家としての使命感と責任感を持ち、ひとを思いやる豊かな人間性を身につけている。
- ② 健康・運動・スポーツに関する専門的知識や技能をもって、あらゆる人々の各ライフステージ（各年齢期）における健康で豊かな生活に貢献できる。
- ③ 専門的知識や技能を発揮する場において、他者と協力し様々な問題をチームとして解決することができる。
- ④ 地域社会において健康・運動・スポーツに関する様々な情報を専門的立場から提供できる。
- ⑤ 研修や講習等を通じて、健康・運動・スポーツに関する専門的知識や技術の向上に努めることができる。

2. 学部、学科等の特色

本学部は、スポーツの価値と健康づくりにおけるスポーツの役割の理解のもと、スポーツ科学分野における医・科学的知見を兼ね備え、健康・運動・スポーツ教育を通して、人々の健康増進に貢献できる人材の育成を特色としている。こうした、健康寿命の延伸、国民医療費の抑制に貢献しうる人材（単なる経験主義に頼らず、科学的知見を身に付けた運動・スポーツ指導者）の養成は、近隣の大学では見られない本学独自の特色であり、養成される人材は今後社会から一層求められるものである。特に、NPO や企業などと連携・協働して社会教育施設（スポーツ施設や健康増進施設なども含む）や社会の多様な分野で行われる学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに貢献することが期待される「社会教育士」や、事業場における作業環境の管理や労働衛生教育の実施に加え、労働者の健康管理や健康の保持増進のための措置を行う「第1種衛生管理者」の養成を可能としており、スポーツ系の学部を持っている大学において広島県内では本学のみの特徴である。

また、健康・医療・福祉分野の総合大学ならではの教育として、高度化・専門化が進む健康、医療、福祉領域の現場において求められる「チーム医療」の推進役となる人材を育成するために、平成 25 年度入学生から全学生を対象に、学部・学科の垣根を越えた全学的な「専門職連携教育(IPE)」を導入している。本学部においても「専門職連携教育(IPE)」を導入し、初年次に健康、医療、福祉に関わる分野の専門職の仕事を理解することから始まり、専門職のチームとはどのようなものか、

また、学生各自がめざす専門職がどのように利用者に携わることができるかを在学中に学ばせる。

さらに「専門職連携教育(IPE)」を導入することにより、本大学が長年にわたり培ってきた「医療・看護」「介護・リハビリ」分野に加え、「健康・運動・スポーツ」の分野が拡大され、本大学の「専門職連携教育(IPE)」の充実がより一層期待される。

本学部の卒業後の進路としては、幅広い世代や志向の運動実践者に対応できる健康やスポーツに関する専門能力を有して、生涯スポーツ社会の充実とライフステージに応じた健康・スポーツ活動の推進、運動・スポーツを媒介にしたコミュニティ形成による地域の活性化への貢献、学校や教育現場における子どもの発育過程や発達段階に応じた適切なスポーツ教育をおこなうなど、スポーツ指導者や健康・スポーツサポートスタッフとして、幅広く活躍することが期待される。

このことから、本学部が担う機能と特色としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」を踏まえ、スポーツ科学分野における教育・研究を通して、「幅広い職業人養成」の機能を重点的に担う教育・研究に取り組むこととする。

3. 学部・学科の名称及び学位の名称

本学部は、中心的な学問分野を「スポーツ科学分野」として、「あらゆる人々が、各ライフステージ（各年齢期）において、健康で豊かな生活を送ることができるよう、健康・運動・スポーツに関する知識や技術を提供し、幅広い分野で貢献できる人材を育成する」ことを教育研究上の目的としている。また、「幅広い教養基盤に支えられた豊かな人間性と高い倫理観、主体的な判断力と行動力、自律的に学ぶ姿勢と基礎的な研究能力を有して、基礎的な理論と実践的な能力を基盤とする健康・スポーツ活動を主体的かつ計画的に実践することができる人材」の育成を目的としている。

このような、中心的な学問分野と学部における教育研究上の目的や育成する人材像を踏まえ、社会や受験生に最も分かり易い名称とするために、学部・学科名称を「健康スポーツ学部 健康スポーツ学科」とするのが適切であると考えている。また、本学部の所定の課程を修了した者に付与する学位及び称号は「学士（健康スポーツ学）」とする。

なお、英訳名称については、下記のとおり、国際的な通用性があり、一般に認知されている名称とする。

学部名 (英訳)
健康スポーツ学部 (Faculty of Health Promotion and Sports Sciences)
学科名 (英訳)
健康スポーツ学科 (Department of Health Promotion and Sports Sciences)
学位名 (英訳)
学士 (健康スポーツ学) (Bachelor of Health Promotion and Sports Sciences)

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 科目区分の設定とその理由

本学部では、教育研究上の目的を実現し、人材を養成するために、教育課程を「スタンダード科目」「オプション科目（「ベーシック」「アドバンスド」「留学生特例科目）」、「専門教育科目（「専門基礎分野」「専門分野」「専門演習・実習分野」「専門総合分野）」の3つの科目区分から編成することとする。「スタンダード科目」「オプション科目」においては、中央教育審議会答申（平成24年12月24日「学士課程教育の構築に向けて」）で示されている「各専攻分野を通じて培う学士力～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～」を踏まえた科目区分を設定するとともに、科目区分ごとの目的を明確にした上で、養成しようとする知識や能力に基づき、具体的な教育目標を立て、その教育目標に対応した授業科目を配置した教育課程を編成している。また、「専門教育科目」では、4年間の学修期間を通して、講義から演習、演習から実習へと発展させるための体系的な授業科目を配置している。以下、教育課程の編成や授業科目の設定について基本的な考え方をカリキュラムポリシーとして示す。

【カリキュラムポリシー】

教育研究上の目的は、社会の状況に応じた健康・運動・スポーツ分野における専門的な知識や技能を提供し、豊かな人間性と協調性を有し、関連する専門職と連携・協力して問題を解決できる力を高めることのできる人材を育成することです。この目的を達成するために、以下のカリキュラムを編成します。

① 基礎学修力の充実

大学での学修の仕方や大学生として必要な基礎的学修能力を1年次より開講されるスタンダード科目及びオプション科目を中心に身につけていきます。また、友人達とのコミュニケーションを通して大学生としての生活態度や心構えを養っていきます。

② 専門基礎・専門科目の充実

保健体育教員、健康運動指導士など多岐にわたる免許・資格取得のための専門基礎科目と専門科目の学修を通して専門的能力の修得を目指します。また、専門職連携教育（IPE）関連科目を学修することによって専門分野に幅広く貢献する能力を身につけることができます。

③ 演習・実習科目の充実

健康・運動・スポーツを専門とする職業人においては、専門的知識や技術

の修得のみならずその知識や技術を実際の行為として提供していくことが重要になってきます。そのためにグループによる演習、実習等を通じて現場に役立つ実践力、問題解決能力を身につけていきます。また、免許・資格試験に向けた学力を培っていきます。

（２）教育課程の特色及び履修順序の考え方

本学部で設定している教育課程の特色は、本大学の全学部・学科に共通して必修科目として開講される授業科目群「スタンダード科目」を、１年次を中心に配置し、さらに、より総合的な思考力を持った豊かな人間性を培うと同時に専門分野の学びを深めていく際に必要となる基礎知識が得られるよう「オプション科目」を配置しているところにある。これに併せて「専門教育科目」では、各分野の専門教育の導入的な科目と専門教育の根幹となる科目、更にそれらを応用し実践を踏まえた展開を図る科目から構成していることである。

〔１〕スタンダード科目（全学必修科目）

スタンダード科目は、全学生が必修科目として学ぶものであり、以下の科目を配置する。

① 「アカデミックリテラシー」（１単位）

大学生活や社会に出てから必要とされる正しい日本語と数理的思考能力を育成する科目

② 「チュートリアル」（１単位）

少人数制（８～９人程度）による問題解決型演習を通じて学修の仕方を修得する科目

③ 「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ」（各１単位）・「英語リーディングⅠ、Ⅱ」（各１単位）

グローバル社会で活躍する職業人として必要なコミュニケーション能力の修得を目的とする科目

④ 「デジタルコミュニケーション」（１単位）・「データサイエンスⅠ」（１単位）

現代社会で活躍する社会人や職業人に必要な情報技術と知識を得るための科目

⑤ 「スポーツ学」（１単位）・「スポーツ実習Ⅰ」（１単位）

健康で豊かな生活を送るために必要な運動の技術と知識を得る科目

⑥ 「専門職連携基礎演習Ⅰ、Ⅱ」（各１単位）・「専門職連携総合演習Ⅰ、Ⅱ」（各１単位）

健康・医療・福祉に関わる様々な職種について理解し、連携することの重要性を学ぶ科目

⑦ 「地域創生と危機管理」（１単位）

自らが地域と関わり、いかに貢献していけるかを学修していく科目

[2] オプション科目（学部共通）

「オプション科目」は、健康・医療・福祉分野の職業人としての基礎的能力のさらなる向上と豊かな人間性を涵養することを目的として配置している科目群であり、「ベーシック」と「アドバンスド」「留学生特例科目」に分けられる。

1) 「ベーシック」科目群

「ベーシック」科目群は、「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の6つの領域から編成され、以下の科目を配置する。

① 「グローバル領域」

「中国語Ⅰ、Ⅱ」（各1単位）・「ドイツ語Ⅰ、Ⅱ」（各1単位）
中国語とドイツ語による基本的コミュニケーション能力を身に付ける科目。

② 「情報学」領域

「プログラミングⅠ」（1単位）
コンピュータプログラムの作成に関する知識と技能を修得するための科目。

③ 「人間と文化」領域

「哲学」（2単位）・「文学」（2単位）・「心理学」（2単位）・「芸術学」（2単位）・「文化人類学」（2単位）
人間の文化や社会に関する基本的な知識と複合的な視点を養う科目。

④ 「人間と社会」領域

「日本国憲法」（2単位）・「経済学」（2単位）・「歴史学」（2単位）・「政治学」（2単位）
現代社会が直面する基本的な諸問題に関する知識と総合的に判断し対処する能力を養う科目。

⑤ 「人間と自然」領域

「統計学」（2単位）・「数学基礎」（1単位）・「数学」（2単位）・「物理学」（2単位）・「化学」（2単位）・「生物学」（2単位）・「科学実験 a」（1単位）・「科学実験 b」（1単位）
統計における分析の方法や数量的スキル、生物学や科学的思考の基盤を培うための科目。

⑥ 「総合」領域

「日本語表現法」（2単位）・「コミュニケーション論」（2単位）
日本語を用いて自分の意思や感情を相手に伝えることができる表現能力を修得するための科目。

2) 「アドバンスド」科目群

「アドバンスド」科目群では、「ベーシック」科目群の領域をさらに幅広く学ぶものとして「グローバル」「情報学」「人間と文化」「人間と社会」「人間と自然」「総合」の6領域を配置し、さらに「保健体育」領域を加えて編成している。これら「アドバンスド」の科目群は、卒業までに必要な時期に学べるよう、以下の科目を配置する。

① 「グローバル」領域

「Reading & Writing」(1単位)・「英語プレゼンテーション」(1単位)・「検定英語」(1単位)・「グローバル化と人間 a」(1単位)・「グローバル化と人間 b」(1単位)

② 「情報学」領域

「データサイエンスⅡ」(1単位)・「データ解析」(1単位)・「プログラミングⅡ」(1単位)

③ 「人間と文化」領域

「人間と文化 a」(1単位)・「人間と文化 b」(1単位)

④ 「人間と社会」領域

「人間と社会 a」(1単位)・「人間と社会 b」(1単位)

⑤ 「人間と自然」領域

「人間と自然 a」(1単位)・「人間と自然 b」(1単位)

⑥ 「総合」領域

「教養ゼミ」(1単位)

⑦ 「保健体育」領域

「スポーツ実習Ⅱ」(1単位) (「スタンダード科目」スポーツ実習Ⅰの発展系)

3) 「留学生特例」科目群

「留学生特例」科目群では、留学生対象科目として「人間と社会」「グローバル」の2領域を配置し、以下の科目を配置する。

① 「人間と社会」領域

「日本事情 a」(2単位)・「日本事情 b」(2単位)

② 「グローバル」領域

「日本語Ⅰ」(2単位)・「日本語Ⅱ」(2単位)

[3] 専門教育科目

専門教育課程は、職業人としての資質や能力を身に付ける上で、科目間の関係や履修の順序、単位数等に配慮しながら系統性と順次生のある編成が重要であり、講義と演習・実習科目を対応させ、理論と実践が一体となるように構成し、各年次に適切に配置することにより健康・運動・スポーツ分野における専門的な知識や技能を有した人材に求められる教育を系統的に行うように編成している。具体的には、「専門基礎分野」「専門分野」「専門演習・実習分野」「専門総合分野」の4つの領域による編成としている。

1) 専門基礎分野

1、2 年次を中心に、健康・スポーツ科学に関する専門分野を学ぶ上で重要な基礎的な講義と広範にわたるスポーツ種目を実践することができる実技系科目を配置する。

- ① 「健康スポーツ概論」(2 単位)・「スポーツ原理」(2 単位)・「スポーツ史」(2 単位)・「スポーツ社会学」(2 単位)・「スポーツ経営管理学」(2 単位)・「スポーツビジネス特論」(2 単位)・「スポーツ心理学」(2 単位)・「バイオメカニクス」(2 単位)・コーチング論(2 単位)

スポーツに関わる人文社会学系、自然科学系の専門科目に発展していくための導入科目として、総合的な理解とその知識を運動やスポーツの実践に活用でき、スポーツの振興や発展にかかわることができる資質や能力を修得するための基礎的科目。

- ② 「スポーツ生理学」(2 単位)・「人体機能解剖学」(2 単位)・「スポーツ医学」(2 単位)・「スポーツ栄養学」(2 単位)・「運動処方論」(2 単位)・「スポーツ運動学」(2 単位)・「体力測定評価」(2 単位)・「トレーニング論」(2 単位)・「レクリエーション概論」(2 単位)

人体の構造と機能や健康と運動についての理解とともに、健康問題の認識の下健康の適切な管理や保持増進のための知識と技能を修得するための基礎的科目。

- ③ 「生涯学習概論Ⅰ」(2 単位)・「生涯学習支援論Ⅰ」(2 単位)・「社会教育経営論Ⅰ」(2 単位)・「学校保健」(2 単位)・「衛生学・公衆衛生学」(2 単位)・「健康教育学」(2 単位)

社会教育(スポーツ活動を含む)の意義や役割の理解とライフステージやライフサイクルに応じたスポーツライフの設計やその支援について理解するための基礎的科目。

- ④ 「スポーツ実技 A(陸上競技・器械運動・水泳・健康体力づくり)」(各種目 1 単位)・「スポーツ実技 B(ダンス・武道 1:柔道・武道 2:剣道)」(各種目 1 単位)・「スポーツ実技 C(ゴール型 1:サッカー・ゴール型 2:バスケットボール・ベースボール型:ソフトボール・ネット型 1:バ

ドミントン・ネット型 2：バレーボール)」(各種目 1 単位)・「スポーツ実技 D (野外活動 1：スキー・野外活動 2：キャンプ)」(各種目 1 単位) スポーツや運動の特性と戦術やルールについての理解とともに、スポーツや運動の基本的な技術と上達の過程や健康や体力、体力づくりとの関係を理解するための基礎的科目。

2) 専門分野

2・3 年次では、1・2 年次で受講した「専門基礎分野科目」のより発展した内容を修得する「専門分野」の科目として以下の科目を配置する。

① 「身体スポーツ文化論」(2 単位)

スポーツを文化として捉え、スポーツを取り巻く環境や、スポーツの意義、スポーツの発展を支えている社会など、スポーツをキーワードに関連する様々な文化論的知識を発展的に学び、考える能力を身につさせる科目。専門基礎分野における科目「健康スポーツ概論」・「スポーツ原理」・「スポーツ史」・「スポーツ社会学」・「スポーツ経営管理学」・「スポーツビジネス特論」の発展的科目として位置付けている。

② 「スポーツ解析演習」(2 単位)

運動時の人の動作解析やチームスポーツにおける戦術分析など、バイオメカニクス的手法あるいは画像解析手法などを用いた解析を中心にスポーツを科学的に分析、評価する手法を学修し、修得させる科目。専門基礎分野における科目「バイオメカニクス」・「スポーツ運動学」の発展的科目として位置付けている。

③ 「運動処方演習」(2 単位)

生活習慣病予防における身体活動・運動の必要性とその期待できる効果について学び、性・年齢などの諸条件を考慮した安全にかつ効果的な運動プログラムの立案を修得し、また体力測定及び身体組成測定と評価に関する実習を行い、体力測定全般にわたる測定と評価が実施できる能力を修得させる科目。専門基礎分野における科目「運動処方論」・「体力測定評価」・「スポーツ医学」・「スポーツ生理学」・「人体機能解剖学」の発展的科目として位置付けている。

④ 「トレーニングプログラム演習」(2 単位)

筋力トレーニングやパワートレーニング、スピードトレーニング、有酸素性・無酸素性持久力トレーニングなどの各種トレーニング方法を理解し、実践や、パーソナルトレーニングの基礎としてのストレングストレーニングとコンディショニングに関連したプログラムデザインが実際にできる能力を修得させる科目。専門基礎分野における科目「トレーニング論」の発展的科目として位置付けている。

⑤「レクリエーション演習」(2単位)

軽スポーツをはじめ運動ゲームを中心としたレクリエーションの実践と指導法、さらには介護予防にも用いられるボディワークの実践及び指導法を学修し修得させる科目。専門基礎分野における科目「レクリエーション概論」の発展的科目として位置付けている。

さらに、学校教育現場、地域社会において健康・運動・スポーツに関する様々な情報を専門的立場から提供できる能力を身に付けさせるため「専門分野」に、以下の科目を配置する。

①「保健体育科教育法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」(各2単位)

中・高等学校学習指導要領に示された保健体育科の目標及び内容を理解し、保健体育科における基礎的な学習指導理論及び授業設計ができる能力を修得させる。また、保健体育科における学習評価の考え方を理解し模擬授業の中で実践できる能力を修得させる。さらには、保健体育科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、その学習内容の背景となる学問領域と関連させることにより、授業計画の実践・評価・改善が行える能力を修得させる科目。

②「生涯学習概論Ⅱ」(2単位)・「生涯学習支援論Ⅱ」(2単位)・「社会教育経営論Ⅱ」(2単位)

生涯学習や社会教育の本質についてさらに理解を深め、社会教育指導者と地域社会教育関連団体・NPOとの共同・協働の在り方や生涯学習社会における地域の学習者、学校・家庭・地域等における学習活動との往還、成長・自立に果たす学修の意義について理解し、地域の学習者に対する支援の教育理論・方法について理解を深めつつ、地域の抱える課題を見出し、探究して解決できるための方策を見出す能力を身に付けさせるための科目。これらの科目は、それぞれ専門基礎分野における「生涯学習概論Ⅰ」・「生涯学習支援論Ⅰ」・「社会教育経営論Ⅰ」の発展的科目として位置付けている。

③「労働法規Ⅰ」(2単位)・「労働法規Ⅱ(労働と環境)」(2単位)

労働衛生の保持増進に必要な基礎的知識と理解を深め、衛生管理者としての心構えや基礎的知識、職務を学修するとともに労働基準法や労働安全衛生法の趣旨・ねらいを理解し、実際の労働現場の事故対策・疾病の予防を含めたリスクマネジメントの基礎的理解と実践的能力を修得させる科目。

3) 専門演習・実習分野

専門演習・実習分野では、「専門基礎分野」「専門分野」における講義、実技(実習)系授業で得た知識や技能をより実践的に修得するため、以下の科目

を配置する。

① 「スポーツ科学演習 A、B、C、D」(各 2 単位)

「専門基礎分野」「専門分野」で学んだ領域の学問を文献研究や実験、演習をもってより発展的かつ探究的に学修し、学生が自ら学修のテーマを見つけ探究的学修のベースとなる思考や実験手法・技術を修得させる科目であり、以下の 4 つの学問領域に分けて行う。

「スポーツ科学演習 A」(専門基礎分野の「スポーツ原理」、「スポーツ社会学」、「スポーツ経営管理学」、「スポーツ史」、専門分野の「身体スポーツ文化論」の発展的科目)

「スポーツ科学演習 B」(専門基礎分野の「バイオメカニクス」、「スポーツ運動学」、「トレーニング論」、専門分野の「スポーツ解析演習」、「トレーニングプログラム演習」の発展的科目)

「スポーツ科学演習 C」(専門基礎分野の「スポーツ生理学」、「運動処方論」、「人体機能解剖学」、「体力測定評価」、専門分野の「運動処方演習」の発展的科目)

「スポーツ科学演習 D」(専門基礎分野の「生涯学習概論Ⅰ」「生涯学習支援論Ⅰ」「社会教育経営論Ⅰ」、専門分野の「生涯学習概論Ⅱ」、「生涯学習支援論Ⅱ」、「社会教育経営論Ⅱ」の発展的科目)

② 「スポーツ実技指導演習 A、B、C、D」(各 2 単位)

スポーツ実技で身に付けた知識や技能を基に、健康運動指導現場からスポーツ指導現場、さらには学校教育現場において、幅広い年代層を対象とした実技指導を行うために必要な専門的な競技種目の知識の理解と指導対象者を観る観察力、そして指導者として必要なコミュニケーション力といった、実技指導に必要なスキル及び実践力を修得させる科目。

③ 「障がい者スポーツ演習」(2 単位)

障がい者スポーツに関わる人材として必要な福祉施策の現況の理解や障がい者スポーツの実際について学修するとともに、障がい者のスポーツ現場における指導者の役割や組織について理解し、実際の現場における体験を通じて障がい者スポーツ指導者としての能力を修得させる科目。

④ 「介護予防運動演習」(2 単位)

介護予防のための運動を指導できる人材として必要な介護予防の背景やあり方、そして高齢者の身体状況や運動能力などについて学修し、介護予防のための運動プログラムの作成及び運動指導が行える能力を修得させる科目。

⑤ 「エクササイズ指導実技」(2 単位)

健康の保持・増進、体力の向上や疾病予防を目的とした日常的に行う代表的な運動やレジスタンス運動について理解し、それらの指導方法を学び、多くの人が安全で効果的に健康づくりができるよう有効なプログラムを作成できる能力を修得させる科目。

⑥ 「健康運動指導実習」(1 単位)

健康運動指導の現場において多岐にわたる対象者への指導方法の実際や対象者に対する指導者の役割、さらには対象者とのコミュニケーションの取り方など、健康づくり運動の実際の状況を把握し、経験を積むため、学外の運動指導施設あるいは健康産業施設等において現場研修を行わせる科目。

⑦ 「エクササイズ指導実習」(1 単位)

学外の運動指導施設ないし学内の運動施設に対象者を招き、施設の運営や管理、実際のクライアントとの面談、評価、プログラム計画の作成及び計画に基づいたエクササイズ指導の現場実習を行い、これらを実践する能力を修得させる科目。

⑧ 「社会教育実習 A」(1 単位)・「社会教育実習 B」(3 単位)

社会教育士資格取得に必要な地域行政あるいは社会スポーツ団体におけるスポーツ行政や健康、スポーツに関するイベントの企画や運営、実施など幅広い分野の実践に関わり、経験することによりそれら団体における運営のあり方や実践方法などを身に付けるための科目。

4) 専門総合分野

専門総合分野では、4 年間の学修のまとめとしての位置づけとし、これまで健康・スポーツに関する文献や資料分析、調査や実験、分析手法など修得してきた能力を横断的かつ総合的に駆使し、自らが立てた課題を解決させる科目として以下の科目を配置する。

① 「健康スポーツ学総合演習 I、II」(各 2 単位)

これまでに学修した健康・スポーツに関する理論、専門知識や運動指導の能力をより発展、醸成させ、将来中・高等学校保健体育教員やメディカル・フィットネストレーナ、健康・体力づくり、あるいはスポーツ行政・地域づくりを支援していく人材として活躍できるよう各専門科目を横断的かつ統合的に学修していく科目。

② 「卒業研究Ⅰ、Ⅱ」 (各 2 単位)

4 年間の集大成として、今までに修得した健康・スポーツの理論や専門知識を基に自ら課題を見つけ、課題解決のための情報収集、または調査・実験・分析・考察を行い、研究論文を作成する科目。

[4] 教職に関する科目

教職に関する科目を発展的に学修できるよう、自由科目として 1 年次から 4 年次までに段階的に配置し、人間と教育の概念や理論と学校教育の意義や制度の理解とともに、学校教育における教育課程や教育方法、指導法に関する知識と技能を修得できる科目として以下の科目を配置する。

・ 1 年次配当科目

「教育原理」(1 単位)・「教職概論」(2 単位)

・ 2 年次配当科目

「特別支援教育論」(1 単位)・「教育課程論」(2 単位)・「道徳教育理論・指導法」(2 単位)・「教育方法論」(2 単位)・「教育制度論」(2 単位)・「学校教育心理学」(2 単位)・「生徒指導論」(1 単位)

・ 3 年次配当科目

「特別活動の指導法」(2 単位)・「進路指導・キャリア教育論」(1 単位)・「総合的な学修の時間の指導法」(1 単位)・「教育相談」(1 単位)

・ 4 年次配当科目

「教職実践演習(中・高)」(2 単位)・「教育実習事前事後指導」(1 単位)・「教育実習Ⅰ(高のみ)」(2 単位)・「教育実習Ⅱ(中・高)」(4 単位)

【別紙資料 10】「健康スポーツ学部 教育体系図」

【別紙資料 11】「健康スポーツ学部 カリキュラムツリー、各資格に対応した教育課程編成図」

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方・特色

健康スポーツ学部では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を「スポーツ科学分野」として、教育課程の編成においては、健康スポーツ学部の教育研究上の目的や養成する人材の趣旨を実現するために必要となる授業科目を配置している。このことから、スポーツ科学分野における主要な授業科目を中心に、当該学問分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する教授6人、准教授1人、講師3人、助教2人、合計12人を配置する。

なお、専任教員の配置に当たっては、博士号等の学位の保有状況をはじめ、それぞれの専門分野における教育実績や研究業績、実務経験などと、職位及び担当予定の授業科目との適合性について、十分な検討の基に配置している。

(2) 専任教員配置の計画と特色及び年齢構成

本学部の専任教員は12人で構成する。今般就任する専任教員は、現場での実務経験が豊かな教員を配置し、表のとおり博士号取得者も十分配置しており、本学科の教育・研究水準の維持向上や教育研究の活性化に支障がない教員組織の編成となるように配慮している。

また、専任教員の職位及び年齢構成も、完成年度における平均年齢は54歳であり、次世代を担う専任教員の育成を視野に入れ、特に偏りのないバランスのとれた構成である。

本大学の定年は満64歳であり、「広島国際大学就業規則」により規定されているが、「特任教員規定」では、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者で、当該年度の4月1日において満70歳以上とならない者を採用することができる。本学科の教員組織も、これらの規定を踏まえた編成としている。

《表1》職位及び博士号取得者、年齢構成表【開設年度(4月1日)時点】

(単位：人)

職 階	25 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満
教 授	0 (0)	0 (0)	2 (2)	3 (1)	1 (1)
准教授	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
講 師	1 (1)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
助 教	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	1 (1)	0 (0)	6 (2)	3 (1)	2 (1)

※ () 内は、博士号取得者数

＜表 2＞職位及び博士号取得者、年齢構成表【完成年度(年度末)時点】

(単位：人)

職 階	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上 60 歳未満	60 歳以上 70 歳未満
教 授	0 (0)	0 (0)	4 (2)	2 (2)
准教授	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
講 師	1 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
助 教	0 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
合 計	1 (1)	2 (0)	6 (2)	3 (2)

※ () 内は、博士号取得者数

【別紙資料 12】「広島国際大学 就業規則」

【別紙資料 13】「任用規定」

【別紙資料 14】「特任教員規定」

(3) 専任教員の育成方針、研究体制

新たに学部組織を設置することから、開設年度から完成年度までの間に、学部としての教育研究体制の確固たる基盤を構築するとともに、教育研究の継続性の観点から、完成年度までの 4 年間で就任予定の中堅及び若手教員の育成期間として位置付けることとしている。

具体的には、教育面においては、教育を行う教員の資質の維持向上に向けての組織的な対応として、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を行うこととしている。特に、専門分野における教育実績を有した教員による中堅及び若手教員を対象とした教育を担う者としての自覚や意識の涵養と授業技術や教材開発等の教育方法に関する研修会を実施することとしている。

研究面においては、就任後、専門分野における研究業績を有した教員のもとで、研究活動等に豊富に接することで、自立して研究活動を行うための研究能力の伸長を図るとともに、個人の研究活動を助成する「経常研究支援費」及び競争的外部資金申請のための「研究の種」を培うことを目的に学内の優れた研究に対し助成を行う「特別研究助成」制度を整備している。学内特別研究助成制度は、「若手研究者科研費申請支援タイプ」と「研究課題醸成タイプ」があり、特に「若手研究者科研費申請支援タイプ」は、若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を対象とした制度としている。

今後も、学内特別研究助成制度における支援範囲・対象の拡充・強化を図るとともに、新たな制度や諸規定等の整備について検討することとしている。

【別紙資料 15】「学内特別研究助成制度の概要」

（４）完成年度後の教員組織構想

本学部の教員組織の編成においては、既に定年に達している者 2 人を配置することから、完成年度以後の教員組織構想としては、開設後 4 年間の中堅及び若手教員の育成状況を踏まえた新規採用など、教員組織に関する中期的な人事計画を策定することとしている。

また、定年年齢を超えた教員の任期満了に伴う教員採用については、他の大学等の現役教員や現在、大学院の修士課程や博士課程に在学している者を対象として広く候補者を募ることとし、本大学の教員選考基準等で定める審査基準に基づいて、厳格なる審査を経て採用することとしている。

6. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

(1) 教育方法

本学部では、1年次より「スタンダード科目、オプション科目」と「専門教育科目」を配置し、専門職業人を目指す学科として、早期から意識・素養を育むよう教育を行う。

カリキュラム編成は、演習・実習へ向けて、体系的・段階的に学修を進められるよう配置している。1・2年次は、専門教育科目のうち「専門基礎分野」の科目を中心に行う。2・3年次では、専門教育科目のうち「専門分野」「専門演習・実習分野」の科目を中心に講義と演習・実習を行い、4年次の総合演習へと進めていく。

「卒業研究」では、健康・スポーツに関する課題を科学的な視点で研究ができることを目標に実施する。

[1] 授業の内容に応じた授業の方法

本学部における授業方法は、知識の理解を目的とする教育内容については、講義形式を中心とした授業形態を採るとともに、態度・志向性及び技術の修得を目的とする教育内容については、演習形式による授業形態を採ることとしている。また、理論的知識や能力を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実習形式による授業形態を採ることとする。

[2] 授業方法に適した学生数の設定

授業方法に適した学生数の設定については、授業科目ごとの授業形態に則った教育目的を効果的かつ確実に達成するために、講義形式は70人、演習・実習形式は教育効果的に支障のない教員一人当たりの学生数を40人程度とし、これを超えた場合は2クラス編成とし、教育効果が低下しないよう配慮する。スポーツ実技A、B、C及びスポーツ実技指導演習A、B、Cについては受講者が多い場合は、受講者の希望に応えるため約40人を上限とし、クラスを分けてローテーションして行う。スポーツ実技D及びスポーツ実技指導演習Dについては、専任教員に加え、外部インストラクターのサポートを受けて実施するため1クラス最大70人を上限として実施する。

その他の科目についても、受講者が40人を超える場合は以下のとおりの方法で実施する。

スポーツ解析演習、運動処方演習については、オムニバス形式での実施のため班編成を行い各教員がローテーションして授業を行う。トレーニングプログラム演習、レクリエーション演習、障がい者スポーツ演習、介護予防運動演習、エクササイズ指導実技については、2クラス編成にして実施する。スポーツ科学演習

A、B、C、Dについては、卒業研究に繋がるゼミ形式の授業として位置付けているため、担当教員 8 人でクラス分けを行い、1 クラスあたり最大 10 人程度で実施する。

〔3〕配当年次の設定

配当年次は、基礎から基幹へと体系的な学修が可能となるようにするとともに、専門教育においては、専門分野の教育内容ごとに、知識、技能、応用といった授業の内容と科目間の関係や履修の順序に留意するとともに、単位制度の制度設計の観点を踏まえて、特定の学年や学期において偏りのある履修登録がなされないように配慮したうえで、講義・実技科目から演習科目、演習科目から実習科目へと発展させる配当としている。

〔4〕履修科目の登録上限

単位制度の実質化の観点を踏まえたうえで、学生の主体的な学修を促し、教室における学修と教室外の学修を合わせた充実した授業を展開することにより学修効果を高める。そのため、1 年間の履修単位数の上限（CAP 制）は、48 単位以内とする。

〔5〕厳格なる成績評価

卒業時における学生の質を確保する観点から、予め学生に対して各授業における到達目標やその目標を達成するための授業の内容、計画等を明示したうえで、客観的な成績評価基準を提示し、これに基づき厳格な成績評価を行う。方法として、GPA 制度を導入する。

〔6〕長期にわたる教育課程の履修

本大学では、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することができる「長期履修制度」を設けているが、本学部においては導入しない。

（2）履修指導方法

履修指導は、入学時オリエンテーションによる学科全体での指導と、その後に開かれるチュートリアルにおける小グループでの指導で行うとともに、学期ごとに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、チュートリアル担当教員等がアカデミック・アドバイザーとなり、学生の適性や能力に応じて学生の履修科目の選択に関する助言を行う教職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制

を整備する。上限単位数以内での履修や十分な指導を行って、GPA 制度を導入し、教育の質の改善につなげる。

また、専門教育科目では、健康スポーツ学の学問体系と学修段階に即した授業科目を配置しており、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であることを踏まえた上で、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを提示する。

【健康スポーツ学部健康スポーツ学科における履修モデル】

① 健康・トレーニング系履修モデル（自然科学系）

「人々の健康の維持・増進、体力向上のための活動を展開し、地域における健康・運動・トレーニング指導の核としての役割を担うなど健康・運動実践の活動を通して社会に貢献する人材を養成するモデル」

健康・スポーツに関する基礎科目（「健康スポーツ概論」「スポーツ経営管理学」「スポーツ社会学」「スポーツ生理学」「人体機能解剖学」）を必修科目として履修した後、健康・運動・トレーニング指導に関する専門科目（「体力測定評価」「運動処方論」「運動処方演習」）等を選択科目として修得する。

主な卒業後の進路は、民間スポーツクラブやフィットネスクラブなどの会員制スポーツクラブ及び、病院や健康増進施設において、幅広い世代の人々に対して、個々人の興味と関心や競技レベルに応じた様々なスポーツ活動や運動を提供する指導者やサポートスタッフとして活躍することが想定される。

また、健康・運動・スポーツに関する学びを活かしスポーツ関連企業やヘルスケア関連企業での活躍や、健康・スポーツ系大学院への進学が想定される。

② 社会・スポーツ教育系履修モデル（人文社会学系）

「学校における生徒の健全育成・健康のための活動、あるいは地域づくりに向けた活動を展開し、学校と地域におけるスポーツの担い手としての役割を果たすなどスポーツ教育を通じて社会に貢献する人材を養成するモデル」

健康スポーツに関する基礎科目（「健康スポーツ概論」「スポーツ経営管理学」「スポーツ社会学」「スポーツ生理学」「人体機能解剖学」）を必修科目として履修した後、学校や地域におけるスポーツ教育に関する専門科目（「身体スポーツ文化論」「生涯学習概論Ⅰ・Ⅱ」「生涯学習支援論Ⅰ・Ⅱ」）等を選択科目として修得する。

主な卒業後の進路は、地域の生涯学習センターなどの社会教育施設において、人づくりや地域づくりの中核的な役割を担う活動や、中学校や高等学校などの教育機関における保健体育教員、体力の向上と健康の増進に向けた効果的な運動部活動を実践する指導員やサポートスタッフとして活躍することが想定される。また、健康・スポーツ系大学院への進学が想定される。

【別紙資料 16】「健康スポーツ学部 教育課程及び履修モデル」

(3) 卒業要件

卒業要件は、本大学に4年以上在学し、所定の授業科目について、下表の合計単位以上を修得するよう履修指導を行うことにより、「学士（健康スポーツ学）」の称号を与えることとする。

なお、一部の科目において先修科目を設定しており、学生の学修進度に配慮しながら、体系的に理解できるよう履修指導を行う。

《表》健康スポーツ学部 卒業要件

学部・学科名	スタンダード 科目	オプション科目		専門教育科目		その他	合計
	必修 科目	必修 科目	選択 科目	必修 科目	選択必修 科目	選択 科目	
健康スポーツ学部 健康スポーツ学科	15 単位	4 単位	14 単位	28 単位	57 単位	6 単位	124 単位

7. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地・運動場の整備計画

本大学は、広島県内に 2 キャンパスを有しており、東広島市に「東広島キャンパス」、呉市に「呉キャンパス」を置いている。

校地面積については、東広島キャンパス 338,372.98 m²、呉キャンパス 71,373.85 m²であり、本大学全体では 409,746.83 m²（その他面積含む）となり大学設置基準を大きく上回っている。

本学が設置される東広島キャンパスの運動場及び体育施設については、運動用地が 173,172.11 m²あり、多目的グラウンド、野球場、サッカー場、テニスコート 4 面、体育館、第 1 練習場（柔道場）、第 2 練習場（剣道場 兼 空手道場）、弓道場を整備している。

また、学生の休息場所として、東広島キャンパスは 1 号館 1 階食堂、2 号館 1 階食堂、2 階コミュニティールーム、8 階自習室を整備するとともに、敷地内の空地を利用して、学生が休息するための十分な場所を確保することで、大学教育に相応しいキャンパス環境を整えている。

なお、健康スポーツ学部の設置に伴い、ナイター照明を備えた全天候型の陸上競技場（インフィールド：サッカー場[人工芝]）を新設する。

(2) 校舎等施設の整備計画

校舎面積については、東広島キャンパス 57,482.96 m²、呉キャンパス 55,024.08 m²であり、本大学全体では 117,137.07 m²となり大学設置基準を大きく上回っている。

今般設置する健康スポーツ学部は、東広島キャンパスに置き、本学部の設置に伴い、新たに「健康増進センター（仮称）」を新築し、健康スポーツ について体系的に学修できる環境を整える。新設する健康増進センター（仮称）内に専用施設として整備する「スポーツ実習室 1・2」「トレーニングルーム 1・2」「スポーツ動作解析生理学実習室」等を中心に教育を行う。

また、専用の施設として、ゼミ室、専任教員の研究室を備えると共に、他学部・他学科との共用施設として、講義室、情報処理演習室、資料作成室、印刷室、図書館等を設ける。

ゼミ室、専任教員の研究室は、隣接して設置し、教員と学生とのコミュニケーションが図れるよう整備している。学生と教員との関係が密接となり、自主学修や卒業研究に対する教員のアドバイスが容易となり、チュートリアルから卒業研究（1 年次から 4 年次）までの学生が配属になったゼミ室として使用するほか、オフィスアワーや個別指導の場としても利用される。

本学部の専用施設である「スポーツ動作解析生理学実習室」には、3 次元解析

装置、多用途筋機能評価運動装置、ポータブルラブ・リサーチセット、運動負荷試験装置、呼気ガス分析器等を整備し「スポーツ解析演習」「運動処方演習」「スポーツ科学演習 B」「スポーツ科学演習 C」等の授業で行う、バイオメカニクス・動作解析学系及びスポーツ生理学・スポーツ医学系の解析手法や実験方法を実践的に学修することが可能な教育研究環境を整備する。

また、「トレーニングルーム 1」には、レジスタンストレーニングエリア、有酸素系エリア、ストレッチエリア、体力測定用機材を整備し、NSCA（Strength & Conditioning Association：全米ストレングス&コンディショニング協会）のガイドラインに従った施設・機器を整備する。さらに、「スポーツ実習室 I」には、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、器械運動、剣道等のスポーツ実技、スポーツ実技指導演習を行うために必要な備品を整備する。

なお、設備の整備計画については、これまで大学全体で使用してきた教具 3,026 点、校具 6,812 点、備品 9,838 点を有効的に転用するとともに、健康スポーツ学部 の収容定員を踏まえた授業科目や授業形態を実施するために必要となる新たな設備として、教具 257 点、校具 85 点、備品 342 点を整備することとしている。

【別紙資料 17】「健康スポーツ学部 授業時間割表（案）」

（３）図書等の資料及び図書館の整備計画

① 図書の整備

新設の健康スポーツ学部健康スポーツ学科については、現在、約 1,400 冊程度の専門図書を有している。さらに開設時までには研究や学修に必要な図書約 400 冊を追加購入し、約 1,800 冊の専門図書を所蔵する予定である。

また、学術雑誌についても開設年度から、臨床スポーツ医学、ストレングス & コンディショニングジャーナル、保健の科学、体育の科学、コーチングクリニック、体育科教育、月刊社会教育、月刊トレーニングジャーナルなど、健康スポーツ学に関連する主要な雑誌を講読する計画である。

その他、医学関連図書を約 50,000 冊所蔵し、教育研究環境を整備している。

③ 施設の整備

本学部を設置する東広島キャンパスでは、1 号館と 3 号館に図書館を置き、保健医療学部、医療福祉学部、総合リハビリテーション学部、心理学部、大学院の図書を所蔵している。2 館の延べ面積は 1,658.81 m²で、閲覧座席数 365 席、視聴覚ブース 11 箇所、学生用端末機 18 台を設置し、館内では有線 LAN、無線 LAN が使用できる環境となっている。また、貸出用ノート型パソコン 14 台を用意している。

図書館コンピュータシステムにより、全キャンパス図書館の蔵書検索、利用

状況問合せ、図書貸出予約などを可能としており、充実した教育・研究が実施できるよう整備している。

また、統合検索システム（Primo）を導入し、大学内（東広島キャンパス・呉キャンパス）からのアクセスであれば、本学が所蔵している図書の検索及び本学で契約している電子ジャーナル・データベース、学術協会等が公開している学術論文、各大学図書館等のリポジトリをキーワードのみで一括で検索でき、学術的に信頼性の高い情報へのアクセスと、学術情報資源を効率よく収集できる環境を整えている。

③ 他の大学図書館等との協力体制

本大学は、東広島キャンパスの2館、呉キャンパスの計3箇所に図書館を有している。それぞれの図書館は学内ネットワークを通じて情報を共有し、学内外からの相互利用の依頼・受付を可能にしている。

また、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学と図書館総合情報管理システムで一元管理されていることから、同じ OPAC（所蔵検索システム）上で、114万冊強の蔵書検索が瞬時にできる上、学園内の図書館の図書資料であれば、無料で4、5日以内に借り受けできる体制となっている。

さらに、本学図書館では、国立情報学研究所目録所在情報サービス（NACSIS-ILL）及び ILL 文献複写等料金相殺サービスに加盟し、全国の大学図書館、各研究機関などとの相互協力を行い、迅速な資料提供の体制を整えている。

8. 入学者選抜の概要

(1) 受け入れる学生像（アドミッションポリシー）

少子化等による“大学全入時代”を迎えた今日、本大学は、入学から卒業までの間に、いかにして学生が持っている潜在能力を引き出して社会において認められる人材に伸ばさせていくかに着目し、教育を展開している。

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」においても、当然ながら基礎的知識・学力を選考の材料とするが、一般入学試験を除く選抜にあたっては、出身高等学校の調査書や面接による人物像の見極めも重要視する。その際、スポーツやスポーツ関連の活動に対する強い興味と関心を持ち、専門教育に対する学修意欲を有している者を受け入れることを基本としつつ、専門教育を受けるに相応しい基礎学力と適性能力を有している者を受け入れることとする。

健康スポーツ学部の具体的な受入方針は、以下のとおりとする。

【アドミッションポリシー（学生受入れの方針）】

健康・体育・スポーツに関する専門的な知識と技能の修得を目指し、社会の様々な環境において協調性と意欲を持って人と接することのできる人を歓迎します。

＜入学前に修得が望まれる知識・力＞

- 健康・スポーツについて興味・関心を持ち、意欲を持って取り組む姿勢。
- 積極的に他者と協力し、物事に関わる力。
- 基本的な読解力と表現力。

(2) 入学者選抜の実施計画

『大学入学者選抜実施要項』において、大学入学者の選抜は、大学教育を受けるに相応しい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとされている。入学者選抜の実施にあたっては、この趣旨に沿って、次のとおり実施する。なお、平成 33 年度入試以降については、「高大接続改革実行プラン」に基づく入試制度改革を実行する。

- ① 入学者選抜の多様化を図るため次の選抜方法を採り入れ、社会的ニーズに配慮するとともに、本大学の特性に最も適した方式として計画する。
 - ・アドミッション・オフィス入試
 - ・推薦入学選考

- ・一般入学試験
- ・センター試験利用入試
- ・社会人入学選考
- ・帰国生徒入学選考
- ・外国人留学生入学選考

② 高等学校の教育を乱さないよう配慮する。

③ 合格者の判定にあたっては、上記①のとおり複数の選抜方法により評価尺度を多
元化し、多面的な判定を行う。

(3) 入学者選抜の方法等

前述の趣旨に沿い、次のとおり入学者を選抜する。

① アドミッション・オフィス入試

模擬講義の理解度テスト及び出身高等学校の調査書から学力を確認するとともに、面接により志望動機、入学意欲など目的意識等を重視する。また、課題作成、小論文から人物的な特性を多面的に評価し、総合的に合格判定を行う。

募集人員：7名

実施時期：10月

選考方法

選考項目	選考内容	配点・満点
模擬講義	1. 模擬講義（50分の講義を1時限実施する） 2. 理解度テスト（60分） 講義の理解度を筆記試験で判定する。	200点
面接 [個別面接]	人物評価・入学意欲・高等学校の調査書・エ ントリーシートなどを総合判定する。 ※個別面接とする。面接時間は、10分程度。	100点
合計点		300点満点

② 推薦入学選考

出身高等学校の調査書、推薦書や基礎素養検査などにより、本大学に入学するに相応しい基礎的能力を有するかを判定し、入学定員の 50%を超えない範囲の入学者を選抜する。

募集人員：22 名

実施時期：11 月

選考方法

指定校推薦入学選考

選考項目	選考内容	配点・満点
志望理由書	本学を志望する理由を 600 字程度で記入し点数化	100 点
出身学校調査書	調査書の「全体の評定平均値」を 10 倍し点数化	50 点
合計点		150 点満点

公募制推薦入学選考〈併願型〉

選考項目	選考内容	配点・満点
基礎素養検査	「英語」、「数学Ⅰ・A」、「国語」「物理基礎、化学基礎、生物基礎から 2 科目選択」の計 4 科目から 1 科目選択〈60 分〉	100 点
出身学校調査書	調査書の「全体の評定平均値」を 10 倍し点数化	50 点

公募制推薦入学選考〈専願型〉

選考項目	選考内容	配点・満点
推薦書	スポーツ・文化活動・ボランティア活動、各種資格等を点数化	20 点
出身学校調査書	調査書の「全体の評定平均値」を 6 倍し点数化	30 点
基礎素養検査	「英語」、「数学Ⅰ・A」、「国語」「物理基礎、化学基礎、生物基礎から 2 科目選択」の計 4 科目から 1 科目選択〈60 分〉	100 点
面接 〔個別面接〕	人物評価・入学意欲・志望理由書などを総合判定する。 ※個別面接とする。面接時間は、20 分程度。	50 点
合計点		200 点満点

③ 一般入学試験

複数の受験機会を設け、学力試験結果で合格判定を行う。学力試験の出題教科・科目については、本大学と該当学部の特徴、特性を十分に考慮して決定する。

募集人員：35名

実施時期：2月

選考方法

一般入試（手続期間長期型）

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」	・3教科受験 ・各教科100点とする ・各60分間（マークゼス）	300点
2 限目	「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計2科目から1科目選択		
3 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」の計4科目から1科目選択		

一般入試前期A日程

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」	・3教科受験 ・各教科100点とする 1限目、2限目、3限目の受験教科のうち、高得点教科を2教科選択し判定に使用する ・各60分間（マークゼス）	200点
2 限目	「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計2科目から1科目選択		
3 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」の計4科目から1科目選択		

一般入試前期B日程

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計3科目から1科目選択	・2教科受験 ・各教科100点 ・各60分間（マークゼス）	200点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」、「日本史B」の計5科目から1科目選択		

一般入試前期C日程

選考内容		形態	満点
1 限目	「英語」「数学Ⅰ・A」、「数学Ⅰ・A・Ⅱ・B（数列・ベクトル）」の計3科目から1科目選択	・2教科受験 ・各教科100点とする1時限目、2時限目の受験教科のうち、高得点教科を1.5倍し判定に使用する ・各60分間（マークセンス）	250点
2 限目	「物理基礎・物理」、「化学基礎・化学」、「生物基礎・生物」、「国語総合（現代文のみ）・現代文B」、「日本史B」の計5科目から1科目選択		

一般入試前期（センタープラス方式）

選考内容		形態	満点
独自試験	一般入試前期A・B・C日程受験教科	高得点1教科：100点	300点
大学入試センター試験	国語（近代以降の文章）、地歴（全科目から1科目）、公民（全科目から1科目）、数学（全科目から1科目）、理科（全科目から1科目）、外国語（英語、リスニング含む）	高得点2教科2科目（地歴、公民からは1科目）	

④ センター試験利用入試

センター試験の結果を基に合格判定を行う。出題教科・科目については、該当学部の特色、特性を十分に考慮して決定する。

募集人員：6名

実施時期：[前期]2月、[後期]：3月

選考方法

選考内容		形態	満点
大学入試センター試験	国語（近代以降の文章）、地歴（全科目から1科目）、公民（全科目から1科目）、数学（全科目から1科目）、理科（全科目から1科目）、外国語（英語、リスニング含む）	高得点2教科2科目（地歴、公民からは1科目）	200点

⑤ 社会人入学選考

社会人としての経験を有する者に対しては、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。社会人の定義は入学時に 3 年以上の社会人としての経験を有する者のうち、入学年の 4 月 1 日現在の年齢が満 21 歳以上である者とする。

募集人員：若干名

実施時期：[前期]11 月、[後期]2 月

選考方法：面接、書類審査

⑥ 帰国生徒入学選考

日本国籍を有し外国で学んだ者に対して、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

募集人員：若干名

実施時期：[前期]11 月、[後期]2 月

選考方法：面接、書類審査

⑦ 外国人留学生入学選考

外国人留学生に対しては、書類審査及び面接により合格判定を行う特別選考を別途実施する。

募集人員：若干名

実施時期：[前期]11 月、[後期]2 月

選考方法：面接、日本語記述、書類審査

選考基準：

- 1) 外国の学校教育における 12 年の課程を修了の者、及び 2020 年 3 月 31 日までに修了見込みの者。
- 2) 上記 1) に準じる者で、18 歳に達した者。
- 3) 上記 1) に準じる能力を持つと本学において認めた者で、18 歳に達した者。
- 4) 入学時の在留資格が原則として「留学」である者。ただし、入学時の在留資格が「留学」でない者は、本学における各種外国人留学生を対象とする優遇制度の対象から除外する。
- 5) 日本語能力試験「N2」以上に合格した者。または、同等の能力を持つと本学において認めた者。

(4) 選抜体制

入学者選抜においては、全ての受験生が公平に実施できるような受験環境を確保するとともに、入試実施に係る教職員に対する研修の実施など実施体制の充実を図り、全学一体的な連携体制を構築している。

入試問題の作成においては、入試問題の作成に係る委員会を設置し、入試問題作成マニュアルの整備、チェック体制の強化など防止策を策定し、ミスの防止と早期発見に努めている。

また、合否判定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立した上で点検・確認に万全を期すとともに、学長を中心とした合否判定会議を開催し、公平な合否判定業務を実施できる体制の確立に努めている。

9. 取得可能な資格

本学部において、取得可能な資格は、下表のとおりである。

①所定の授業科目を修得することで受験資格が取得できる資格

資格名	種別
NSCA-CPT (認定パーソナルトレーナー)	民間資格
NSCA-CSCS (認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト)	民間資格
JATI-ATI (日本トレーニング指導者協会認定トレーニング指導者)	民間資格
健康運動指導士	民間資格
健康運動実践指導者	民間資格
介護予防運動トレーナー (メディカル・フィットネス協会認定)	民間資格

②所定の授業科目を修得することで取得することができる資格

資格名	種別
初級障がい者スポーツ指導員 (日本障がい者スポーツ協会認定)	民間資格
第一種衛生管理者	国家資格
社会教育士(養成課程)	国家資格
スポーツ指導者(日本スポーツ協会公認)	民間資格
スポーツプログラマー(日本スポーツ協会公認)	民間資格

③本学部の教育課程を履修することで資格取得が可能であるが、資格取得を修了要件とはしていない資格

資格名	種別
中学校教諭一種免許状(保健体育)	国家資格
高等学校教諭一種免許状(保健体育)	国家資格

上記の①、②については、卒業要件単位に含まれる科目のみで受験資格の取得が可能だが、受験資格取得が卒業要件の必須条件ではない。

10. 実習の具体的計画

(1) 実習の目的

本学部では、学校や社会教育施設、病院、民間のスポーツジム、スポーツ関連企業など幅広い分野で健康・運動・スポーツに関する知識や技術を提供できる人材を育成するため、学生が卒業するまでに修得すべき能力を以下のように定めている。

- 1) 健康・運動・スポーツの専門家としての使命感と責任感を持ち、ひとを思いやる豊かな人間性を身につけている。
- 2) 健康・運動・スポーツに関する専門的知識や技能をもって、健常者・障害者の健康で豊かな生活に貢献できる。
- 3) 専門的知識や技能を発揮する場において、他者と協力し様々な問題をチームとして解決することができる。
- 4) 地域社会において健康・運動・スポーツに関する様々な情報を専門的立場から提供できる。
- 5) 研修や講習等を通じて、健康・運動・スポーツに関する専門的知識や技術の向上に努めることができる。

上記のような能力を育成するために、健康スポーツ学科では、4つの学外実習が実施される。具体的には、①中学校・高等学校教員免許（保健体育）に関わる教育実習、②社会教育士に関わる社会教育実習、③健康運動指導士（健康・体力づくり事業団）に関わる健康運動指導実習、④NSCA（Strength & Conditioning Association：全米ストレングス&コンディショニング協会）－CPT（Certified Personal Trainer：認定パーソナルトレーナー）、CSCS（Certified Strength & Conditioning Specialist：認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト）に関わるエクササイズ指導実習である。これらの実習は、用意された2つの育成モデルコースから選択することによって受講することができる。

また、各実習では具体的に以下の能力の修得を目指す。

① 教育実習

実習校における担当指導教諭のもと、実際の教授－学習過程（中学校・高等学校）における実践的教育活動（保健体育）に参加することにより健康・運動・スポーツに関する指導能力を修得する。また、学校運営、学級指導、生徒指導、教育課程等学校の教育活動全般について体験、考察することで総合的な教育実践力を修得する。

② 社会教育実習

社会教育施設（市町村スポーツ関連施設を含む）で実施される研修支援や教育事業の基本的な機能を理解し、社会教育職員の具体的職務内容（野外活動プログラムの立案、施設の安全管理、利用者対応と施設整備の取り組み、社会教育

事業の企画・運営・体験活動の指導、各施設・関連機関との連絡協力とネットワーク作り等）の基本的技術を修得する。

③ 健康運動指導実習

健康運動を指導する専門的指導者として、健康づくりのために人体の構造と機能、健康と運動の関連性について基本的な知識や技術を現場で応用することで、様々なクライアントの健康づくり、体力づくりに対応できる指導能力を修得する。また、健康運動指導に携わる者としての役割を身に付け、職務意識や倫理観を養う。

④ エクササイズ指導実習

スポーツ選手のみならず、年齢や性別、トレーニング経験の有無を問わず幅広い層のクライアントに対して、目的に合ったトレーニング指導を行うため、トレーニングに関する医学的、運動生理学的な専門的知識と安全で効果的なトレーニングプログラムを計画・実行する技能を修得する。

（２）実習先の確保の状況

必要な実習施設として、本大学から交通が便利な広島県内の実習先を中心として確保することにより、学生や教員の負担軽減を図ることとしている。

- ① 教育実習の実習先として、広島県教育委員会、広島市教育委員会、呉市教育委員会、東広島市教育委員会から実習受け入れの承諾を得ている。中学校 106 校、高等学校 91 校、中等教育学校 1 校を確保しており、健康スポーツ学部 の入学定員 70 名に対して、合計 198 校の実習生受け入れの承諾を得ていることから、実習先の確保としては十分な状況にある。
- ② 社会教育実習の実習先として、東広島市の所管する社会教育施設 9 施設 34 人を確保し、実習受け入れの承諾を得ている。また、社会教育、青少年教育 に関して効果的に実習を受けられる場所として希望者には青少年交流の家等 から、社会教育実習 A については 3 施設 43 人、社会教育実習 B については 4 施設 45 人の受け入れの承諾を得ている。これらの実習先は本学から遠隔地にあるが、大学より宿泊費の補助を受けられるよう配慮している。
- ③ 健康運動指導実習の実習先として、健康運動指導士が在籍している施設 9 施設を確保し、112 人の実習受け入れの承諾を得ている。
- ④ エクササイズ指導実習の実習先として、東広島市のパーソナルトレーニングジムを 1 か所確保し、受け入れの承諾を得ている。また、学内においても対応できることから有資格の外部指導者（NSCA 認定検定員 1 名に承諾を得ている）を招き入れ、実習を行うこととしている。

■ 実習施設の確保の状況

	入学定員	収容定員	実習施設承諾数（年間） （受け入れ可能人数）
健康スポーツ学部 健康スポーツ学科	70 人	280 人	健康運動指導実習 13 施設（112 人）
			エクササイズ指導実習 1 施設（20 人）
			社会教育実習 A 13 施設（77 人） 社会教育実習 B 13 施設（79 人）
			教育実習 198 校

※エクササイズ指導実習については、上記の学外実習施設に加え、NSCA（Strength & Conditioning Association：全米ストレングス&コンディショニング協会）のガイドラインに従った施設・機器を学内に整備するため、学内施設に外部指導者（NSCA 認定検定員 1 名に承諾を得ている）を招き入れ、実習を行うことにより、希望者全員の受け入れを可能とする。

【別紙資料 18】「健康スポーツ学部 実習施設一覧」

【別紙資料 19】「健康スポーツ学部 実習施設の使用承諾書」

（３）実習先との契約内容

実習にあたって、「実習の手引」を作成し、実習に先立って学生に、「対象者・クライアントの個人情報の保護に関する施設規則を遵守すること」「実習終了後においても実習で知り得た対象者の情報を決して漏洩しないこと」といった誓約書を実習先に提出させることとする。また、「インシデント・アクシデント報告書」を作成し、事故に至らないインシデントについても学生に報告を求めて将来の意識づけとする。

（４）実習水準の確保の方策

実習の目的を達成するために、事前に所定のカリキュラムを修得しておくことで、一定の実習水準を確保する。

① 教育実習

- ・学内で行われる実習オリエンテーション（4 年前期）に出席していること。
- ・教育実習は教職に関する科目〔教育実践演習（中・高）、教育実習事前事後

指導及び教育実習を除く」を修得しておくこと。

- ・実習現場に参加するに相応しい学修意欲、生活態度を有していること。

② 社会教育実習

- ・学内で行われる実習オリエンテーション（3年前期）に出席していること。
- ・社会教育士指定科目全てを修得していること。
- ・実習現場に参加するに相応しい学修意欲、生活態度を有していること。

③ 健康運動指導実習

- ・学内で行われる実習オリエンテーション（3年前期）に出席していること。
- ・健康運動指導士指定科目全てを修得しておくこと。
- ・実習現場に参加するに相応しい学修意欲、生活態度を有していること。

④ エクササイズ指導実習

- ・学内で行われる実習オリエンテーション（3年前期）に出席していること。
- ・NSCA－CSCS 指定科目全てを修得しておくこと。
- ・実習現場に参加するに相応しい学修意欲、生活態度を有していること。

また、実習生に対しては、事前学習において、実習目的、到達目標、成績評価の基準や方法などについて、十分に理解させたいうえで実習に臨ませることにより、実習水準の確保を図ることとする。さらに、実習生の受入先に対しては、実習開始前に指導方針や指導内容等を記した「実習の手引」を作成し、配布することにより、実習教育に対する理解を得ることとしている。

そして、実習中に本大学教員による各実習施設への訪問を行い、本学科の実習内容と配属させる学生の適性要素の確認を行う。また、実習終了後に学生と個別に面談を行い、必要に応じて実習施設へ訪問し、問題点を伝え、実習施設側と学生側双方から実習水準が高められる体制になるよう調整を図る。

成績評価については、教育実習担当教員のもと、出席状況を含む実習態度、実習総括の内容、実習指導者の評価、実習事前・事後指導の評価、実習報告会の内容を併せて総合的に評価していく。

（５）実習先との連携体制

実習開始前に、本大学の实習担当教員と実習先の実習指導者で、実習の目的や到達の目標、実習の方法と内容、成績の評価などについて十分な打ち合わせを行い、実習先での指導体制を整えとともに、実習期間中においても、各実習先を教員が訪問し、実習状況の確認や打ち合わせを行うこととする。

さらに、実習の開始前と終了後における定期的な情報交換や意見交換を行うとともに、各実習施設との間で、日常的な連絡・調整による緊密な連携体制をとることにより、円滑な意思の疎通を図ることができるよう努めることとする。

(6) 実習前の準備状況（感染予防対策・保険等の加入状況）

学生の実習に際して、事前準備として、本大学において次のとおり体制を整えている。

学生の健康管理については、本大学で全学生対象に年1回実施している定期健康診断を受診させ、学生の健康状況を把握し、必要により個別の健康相談等を行っていく。また、入学時に学生教育研究災害障害保険及び学生教育研究賠償責任保険へ全員加入している。さらに、感染予防対策として、事前指導時において予防接種等の必要性について理解させる。

また、実習施設においてノロウイルス感染やインフルエンザの流行などによる実習の計画変更に対しては、実習施設との個別対応によって実習時期等を変更するよう配慮する。

(7) 事前・事後における指導計画

教育実習においては、事前・事後指導に関する授業科目を配置しており、事前指導では、実習目的や到達目標、実習中の留意事項などについて十分に理解させることとし、事後指導では、実習報告会の実施や実習報告書の作成などを通じて、実習内容の整理をさせることとする。

社会教育実習、健康運動指導実習、エクササイズ指導実習においては、実習計画を立てる準備として、実習計画に関する実習先施設担当者等と意見交換を行い、当該年度の概要説明を行う。

学生に対しては、各実習前に実習担当教員と学生による実習前オリエンテーションを実施する。実習前オリエンテーションでは、実習全般に係る注意事項の徹底指導、実習学生としての態度、挨拶、実習中に知りえた情報や守秘義務やSNSの利用に関する留意事項などの諸注意を行う。

実習終了後は、実習担当教員と学生との間で反省会を持ち、学生に対してフィードバックを行う。

事前指導として、主に以下の指導を行う（教育実習・社会教育実習・健康運動指導実習・エクササイズ指導実習ともに共通）。

- ・実習の意義と目的を理解させる。
- ・実習先の概要を理解させる。
- ・各自の実習課題を明確にさせる。
- ・実習の内容について理解させる。
- ・実習日誌記載の意義と方法について理解させる。
- ・学習指導案作成の意義と方法について理解させる。
- ・服装や言葉づかい、礼儀などを理解させる。
- ・個人情報保護などの留意事項を確認させる。

事後指導として、主に以下の指導を行う（教育実習・社会教育実習・健康運動

指導実習・エクササイズ指導実習ともに共通)。

- ・実習課題への取り組みの報告会を実施し、成果と課題について検証する。
- ・実習時に起きたトラブルや注意された事を報告する。
- ・今後の課題を考えさせる。
- ・実習先での体験と学びを文章にまとめさせる。
- ・実習施設への礼状を作成する。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

全専任教員（教授・准教授・講師・助教）を実習施設への巡回指導教員として配置し、巡回指導担当教員が学生の実習時における進捗確認及び緊急対応など、実習先学校並びに実習施設と大学との間を緊密にする役割を果たしている。

巡回指導については、実習先学校並びに実習施設と事前相談によって決定し学生の実習期間中に原則として1回の訪問指導を行う。また、学生の学修進捗状況によって、必要に応じ複数回の訪問を行っていく。

また、広島県内の実習施設を中心に実習を行う計画であるが、学生の出身地や将来進みたい専門領域に一致する実習施設等を考慮しながら、遠隔地での実習施設に配置することもある。

なお、実習施設が遠隔地であっても、広島県内での実習と同様に巡回指導は原則として1回以上行い、立地に関わらず実習状況に応じて訪問回数を増やすなど、万全の体制で指導していく。

(9) 実習施設における指導者の配置計画

実習施設では、実習に関わる職業分野における高い識見及び実務経験を有し、十分な実習指導経験を持つ指導者が学生指導に当たっている。そのため、各実習施設における指導者の配置計画は、それぞれの実習施設の環境や体制に従い実施していただくよう依頼する。実習先や実習生との連携に関しては、巡回指導担当教員が現地実習指導者や実習生と密に連絡を取り合うことで、不測の事態に対応する。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

実習における成績評価については、実習評価基準に基づいて、実習指導者が実習期間における学生の実習状況を評価し、評価点が算出される。そして、実習施設における実習指導者の評価及び出欠状況を含む実習態度、実習記録、実習総括の内容から、実習目標の到達度合に照らしながら、それぞれの実習担当教員が総合的に判断したうえで、単位の認定を行うこととする。

評価基準については、評価ポイント、評価内容、評価項目等を定め、「実習の手引き」に記載する。

【別紙資料 20】「健康スポーツ学部 学外実習計画【概要】」

1 1. 管理運営

(1) 学部の組織体系と管理運営体制

本大学は現在、8 学部（保健医療学部、総合リハビリテーション学部、医療福祉学部、医療経営学部、心理学部、看護学部、薬学部、医療栄養学部）を設置している。その運営を掌る会議として、全学部に共通する重要事項を審議する「広島国際大学学部長会議」、各学部の運営について審議する「広島国際大学保健医療学部教授会」「広島国際大学総合リハビリテーション学部教授会」「広島国際大学医療福祉学部教授会」「広島国際大学医療経営学部教授会」「広島国際大学心理学部教授会」「広島国際大学看護学部教授会」「広島国際大学薬学部教授会」「広島国際大学医療栄養学部教授会」を設けている。

各会議における審議事項等は次のとおり。

(2) 学部長会議

「広島国際大学学則」第 7 条に基づき、大学の管理運営に関する事項を審議するため、大学における全学組織として「学部長会議」を設置している。学長が会議を招集し議長となる。本会議は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」については、健康スポーツ学部の学部長が、当該会議の構成員に加わることとなる。

〔構成（学部長会議規定第 2 条）〕

会議は、つぎの者をもって構成する。

- ① 学長
- ② 副学長
- ③ 学部長
- ④ 研究科長
- ⑤ 教務部長
- ⑥ 学生部長
- ⑦ 学長室長
- ⑧ 入試センター長
- ⑨ 図書館長
- ⑩ 情報センター長
- ⑪ キャリアセンター長
- ⑫ 国際交流センター長
- ⑬ 研究支援・社会連携センター長
- ⑭ 研究支援・社会連携センター部長
- ⑮ 専攻科長

〔審議事項（学部長会議規定第 3 条）〕

学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- ① 学生の入学及び卒業にかかる基本方針に関すること
- ② 帰国生徒、外国人留学生及び特別履修生の入学に係る基本方針に関すること
- ③ 年間行事予定に関すること
- ④ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること
- ⑤ 教育研究上の重要な事項及び教育研究の振興に関すること
- ⑥ 学則及び重要な教学にかかる規定に関すること
- ⑦ 教育組織の新設及び改廃に関すること
- ⑧ 名誉教授の称号授与等に関すること
- ⑨ 教員の留学に関すること
- ⑩ 理事会に付議する案件（教員の任免を除く）に関すること
- ⑪ 学長が諮問した事項に関すること
- ⑫ その他管理運営上の重要な事項に関すること

〔報告事項（学部長会議規定第 4 条）〕

学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- ① 大学にかかる理事会決定事項に関すること
- ② 教授会及び各委員会で審議した事項に関すること

【別紙資料 21】「広島国際大学学部長会議規定」

（3）教授会

「広島国際大学学則」第 8 条に基づき、各学部に関する重要な事項を審議する組織として各学部に「学部教授会」を設置している。本教授会は、学部ごとに当該学部長が定例で教授会を招集し議長となる。本教授会は、年 12 回（程度）開催している。

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」については、「広島国際大学健康スポーツ学部教授会」にて、当該学部に関する重要事項の審議を行う。

〔構 成（学部教授会規定第 2 条）〕

教授会は、つぎの委員をもって構成する。

- ① 学部長
- ② 学部教授
- ③ 学部長は、教授会の議を経て、設置学科から各 1 人の准教授を加えることができる

〔審議事項（学部教授会規定第3条）〕

教授会は、学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

- ① 学則及び重要な教学にかかる規定に関する事
- ② 学生の入学、卒業及び学位の授与に関する事
- ③ 単位の認定及び学業評価に関する事
- ④ 学生の留学に関する事
- ⑤ 学生の転学部・転学科に関する事
- ⑥ 授業時間割の編成に関する事
- ⑦ 授業担当者の決定に関する事
- ⑧ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生及び帰国学生の入学に関する事
- ⑨ 大学の年間行事予定及び授業計画、その他大学及び学部の教育方針に関する事
- ⑩ 名誉教授の称号授与等に関する事
- ⑪ 教員の留学に関する事
- ⑫ その他学長または学部長が諮問した事項に関する事

〔報告事項（学部教授会規定第4条）〕

学部長は、教授会に学部長会議及び各委員会で審議したつぎの事項を報告するものとする。

- ① 学部長会議で決定した学部に関する事
- ② 教員の人事に関する事
- ③ 入学試験の判定基準及び要綱に関する事
- ④ 学生の表彰及び懲戒に関する事
- ⑤ その他各委員会で審議した学部に関する事

【別紙資料 22】「広島国際大学健康スポーツ学部教授会規定（案）」

（4）学部における教育・管理運営体制

〔1〕学部長・学科長の選出及び掌理内容

学部長は、学長を補佐し、その命を受けて教学運営業務を遂行し、学部内の業務を掌理するとともに、学部には所属する職員を指揮監督する長として、各学部に配する。学部長の任命は、教授のうちから学長の意見を聴き、理事長が行う。

学科長は、当該学部長の命を受けて、当該学科の教育研究及び管理運営に関する業務を処理する。学科長の任命は、教授のうちから当該学部長の意見を聴いて学長が申請し、理事長が行う。

[2]管理運営体制の整備

今般設置する「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」においては、既設の学部学科と同様、学部長及び学科長の管理運営の下に、本学部学科の教育・研究の目的や内容に対応した事業展開とその管理運営体制を整備していく。

また、本学部を設置するに当たって、教学面は「広島国際大学学則」「広島国際大学学位規定」に、教員人事等に係る運営面は「広島国際大学教員選考基準」等に準拠しながら運営していく。予算については、当該学部の予算において教員数及び当該学部在籍学生数に応じた必要経費等を計上する。

【別紙資料 23】「広島国際大学学位規定（案）」

【別紙資料 24】「広島国際大学教員選考基準」

(5) 事務体制

今般設置する「健康スポーツ学部 健康スポーツ学科」は、大学本部を置く東広島キャンパスにおいて教育・研究を行うことから、事務については、広島国際大学学長室・教務部・学生部・入試センター・キャリアセンター・国際交流センター・研究支援・社会連携センター・図書館・情報センターと学部事務室が連携して対応する。

12. 自己点検・評価

本大学では、教育・研究の高度化・活性化と質的向上を図るため、平成10年の開学後直ちに、大学審議会の答申に沿って自己点検・評価への取り組みを開始した。平成14年度及び平成15年度には「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）が中心となって「広島国際大学自己点検・評価報告書」を作成した。続いて、平成17年度及び平成18年度に「広島国際大学自己評価報告書」を作成した。さらに平成19年度から平成20年度において実施した自己点検を基に作成した「広島国際大学自己評価報告書」については、公益財団法人日本高等教育評価機構による平成20年度大学機関別認証評価により大学評価基準を満たしていると認定された。

平成25年度には、大学機関別認証評価受審以降の平成21年4月から平成25年7月までの自己点検を行い、「平成25年度 自己点検・評価報告書〔平成21年4月～平成25年7月〕」を作成し、大学ホームページに掲載し、公表した。また、平成26年度に平成25年4月～平成26年3月、平成26年4月～平成27年3月の自己点検を行い、それぞれの自己点検・評価報告書を作成した。

平成27年度には大学機関別認証評価を受審し、平成28年3月8日付で大学評価基準を満たしているとの認定を受けた。

平成30年度には自己点検を行い、自己点検・評価報告書を作成し、大学ホームページに掲載し、公表した。

今後については、定期的に自己点検を行い、本大学の教育と研究の水準を維持し、さらなる質的向上のため、自己点検・評価を行い、その結果を報告書及び大学ホームページにて公表していく。

また、本大学では平成24年度に大学の中・長期目標を定め、平成25年度からの中期行動計画を策定した。平成30年度からは第Ⅲ期中期目標・計画（2018～2022年度）を策定している。

設定した目標・計画が着実に達成できているか定期的に点検・評価・改善する仕組みを構築し、各部門の年度目標・計画に対する達成状況を検証することで次年度の取り組みを改善している。計画の必要性・効率性・有効性等を数値目標等の客観的な指標を用いて点検・評価することで本大学の目的達成にまい進することとしている。

（1）実施体制

本大学では、教育・研究水準の向上を図り、かつ、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動や管理運営等の状況について、自ら点検・評価することを目的に「自己評価委員会」を組織している。

本委員会は現在、学長を委員長とし、大学院研究科長、学部長等28名で構成している。より高度な教育・研究を目指した自己評価を実施していくために、本委員会の意思を反映

し、実務中心に作業を進める小委員会として「企画調整ワーキンググループ」を平成17年度から結成している。また、平成18年度からは、本ワーキンググループ内に教育系・事務系の作業チームを導入し、これを企画調整部門が調整していく体制に進展させている。平成19年度からは「自己点検・評価ワーキンググループ」と委員会名称を改め、自己点検・評価体制を再整備した。さらに本組織体制の効果的運営のため、平成19年度には公益財団法人日本高等教育評価機構の評価項目に対して具体的に自己点検、評価活動を進める「自己点検・評価ワーキンググループ」と、その結果を自己評価報告書として編集し、その過程で課題をチェックするための「自己評価報告書作成ワーキンググループ」をそれぞれ小委員会として設置し、自己点検・評価体制を構築した。平成20年度には本ワーキンググループを中心に、自己評価報告書を作成し、大学機関別認証評価を受審した。

平成25年度からは、「自己評価委員会」と「自己評価報告書作成ワーキンググループ」が連携を図り、自己点検・評価を行い、その結果を報告書としてまとめることで、改善に結びつけている。今後も、定期的に自己点検・評価を継続実施し、その結果を次年度以降の改善へと繋げ、教育研究活動の改善と水準の向上を図っていく計画である。

（２）実施のポイント及び取り組み内容

大学の構成員が自らを点検し評価する上で基軸となるものは、当該大学の教育の基本的な理念である。

本大学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍する職業人を育成することとしており、この理念を実現していくために、本大学では専門的な知識・技能を教授することはもとより、次の3つのところを指針として教育・研究にあたっている。

①慈愛のこころ

医療者として、教育機関の職員として、社会の一員として他者を慈しむ。

②探求のこころ

健康・医療・福祉を学ぶひと、究めるひと、支えるひと、それぞれが新しいものを創造し、常によりよい方向を目指す。

③調和のこころ

地域の人々、職場の人々と互いの異なるところを認め合い、それを踏まえて共に力を合わせてまとめ上げていく。

（３）審議状況と今後の方針

「自己評価委員会」の小委員会「自己点検・評価ワーキンググループ」を中心として、平成27年度には「建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的」「教育研究組織」「教育課程」「学生」「教員」「職員」「管理運営」「財務」「教育研究環境」「社会連携」「社

会的責務」の評価基準に基づき、自己評価報告書を作成し認証評価を受審した。その結果を踏まえ、大学の教育・研究を更に改善・改革をすべく体制を構築していく計画である。

認証評価結果の中で、教育支援のための「総合教育研究機構（現 総合教育センター）」、研究支援のための「研究開発推進機構（現 研究支援・社会連携センター）」及び国際交流を促進し学生の外国語能力を高めるための「国際交流センター」を設置し、学部・学科を越える形での教育・研究支援体制について、高い評価を得ている。今日のグローバル人材の育成、地域社会との共生による発展を目指す、知の拠点としての大学の取り組みを進め、本大学の教育・研究・社会貢献の充実に向けて、今後もさらなる改善・改革を進めていく。

また、より適切な教育研究支援のため、計画的に事務組織の再編及び組織の強化を図っており、「学生意識・動向調査」「新入生アンケート」「在学生満足度アンケート」「卒業生満足度アンケート」などを通じて学生の意見を聴取することも高い評価を得ているため、今後もさらなる改善・改革を続けていく。

（４）外部評価・第三者評価の実施

平成27年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構において認証評価を受けた。この評価の結果、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定された。また、本大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻における専門職大学院の認証評価については、平成28年度に日本臨床心理士資格認定協会により、専門職大学院認証評価を受審し適合している旨、評価を得た。平成34年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審する予定である。

今後も引き続き、全学的な「自己点検・評価報告書」を定期的に作成し、外部評価・第三者評価とともに継続的に公表し、学内外において広く指導を仰いでいく予定である。

（５）自己点検・評価結果の公表と結果の活用

「自己評価委員会」では、これまで教育課程の見直し、学生による授業評価の実施及びその結果の教員へのフィードバック等、いわばファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）に基軸を置いた運営を続けてきており、教育課程の再編成とそれに伴う教員組織の改組等、自己点検・評価結果について随時改善に向けた対応を図っている。

また、自己点検・評価の結果を踏まえ、「自己評価委員会」においてFD活動の運営を続けてきたが、教員の更なる教育力向上が求められる状況から、FD推進のための専門機関として、平成16年度に「広島国際大学FD委員会」を設置した。また、平成17年度には教育活動の強化のために「総合教育研究機構（現 総合教育センター）」を、科学研究費補助金への申請の強化及び、外部資金獲得と産官学連携事業の拡充のために「研究開発推

進機構（現 研究支援・社会連携センター）」をそれぞれ発足させた。また、国際性を重要視し、積極的に国際化を進めるために、平成18年度に「国際交流センター」を設置した。平成20年度には大学改革を推進するために「広島国際大学改革委員会」を設置し、さらに平成23年度には、地域連携、社会連携の推進の必要性から「社会学連携推進機構（現 研究支援・社会連携センター）」を設置した。また、平成30年度からは大学運営会議やリーダー会議を諮問機関とする大学改革推進体制を発足させた。

このように自己点検・評価の結果は、大学全体として意識共有し、組織全体の改善にまで活用できるよう組織体制を整備している。

また、「自己評価委員会」では、自己点検・評価の結果を踏まえ、実施体制と方法、評価対象項目、結果の活用等について定期的に見直すこととしており、実務中心に作業を進める「自己評価報告書作成ワーキンググループ」において検討を重ねた結果、「自己評価委員会」において具現化していく体系的な組織体制によって、より良い自己点検・評価の実現を目指すための改善を鋭意行っている。

13. 情報の公表

人材の養成はもとより、学術文化や科学技術の振興、産業や地域社会の発展、生涯学習の推進等、今日の高等教育機関に求められる社会的使命は重く、また、極めて高い公共性を有している。

本大学では、大学が適正な運営や効果的な教育研究活動を行い、その結果を広く公開し情報提供していくことは、単に大学内部の問題ではなく社会的責務であると考えている。今後も以下のとおり社会に対して広く情報を提供していく。

(1) 情報公開の理念

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」（以下「自己評価委員会」という）において、次の2点を情報公開に関する基本的な理念とすることを決議している。

- ① 学生、教職員に対してはもちろん、地域社会・産業経済界等に対しても開かれた大学として、本大学の運営及び教育・研究に関する情報を積極的に公開、提供していく。
- ② 積極的な情報公開こそが、本大学運営の適正化、教育・研究の向上の礎となる。

(2) 情報提供の方法

本大学における主な情報提供の方法は、次のとおりである。

[1] 「大学案内」の発行

毎年度「大学案内」を発行し、大学の教育理念をはじめ、設置している学部・学科、研究科・専攻の概要やカリキュラム、教育・研究活動の特色、主な施設・設備、学生のキャンパスライフ、沿革、その他のトピックス等、学部・大学院に関する情報を詳細かつ体系的に公開している。

このほか、本大学の学部への入学希望者を主たる対象として、毎年度「入試ガイド」「大学・入試情報集」「入試問題集」等複数の刊行物を発行し、入学試験概要、前年度入学試験結果、進学相談会開催日程、入学手続概要等、入学のために必要となる様々な情報を逐次提供している。

[2] ホームページの開設

本大学のホームページ（日本語版、英語版）を開学と同時に開設し、平成24年4月に中国語版を追加した。受験生等からの閲覧はもちろんのこと、在学生・卒業生・保護者・企業等の採用担当者向けにも対応したコンテンツを用意し、最新の情報をリアルタイムに提供している。

メニューとしては、大学の概要、教育・研究活動の内容、教員組織、学部及び大学院

学則、キャンパスや施設・設備等に関する大学案内のほか、各種入学試験制度の紹介とそれらの結果、就職・進路情報、セミナー等各種行事の案内、キャンパス・トピックスや公的機関、他大学、高等学校等との連携事業等を紹介している。

平成18年5月には、ホームページをより高度な情報発信が可能となるようリニューアルし、ヤフー、グーグル等検索エンジンでの上位表示を目指すSEO(検索エンジン最適化)対策を図るとともに、ページ毎のアクセス解析機能を付加することで、在学生サービス、学生募集、産官学連携等目的別に閲覧状況を把握し、適切な情報発信が行える体制を整備した。

さらに、平成24年4月には、多くの受験生が大学のホームページを情報源として捉えている現状を踏まえ、全面リニューアルを行った。情報が希薄であった部分を充実させ、ユーザビリティを重視したデザイン設計を施すことで、以前にも増して使い勝手のよいホームページとした。また、CMS(Content Management System)を全ページに導入することで、タイムリーな情報発信を可能とした。

主な情報の掲載内容とアドレス等については、以下のとおりである。

① 大学の教育研究上の目的に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/32381.html>

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>教育に関する基本方針)

② 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/purpose.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について)

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/resercher/index.html>

(ホーム>研究者要覧)

④ 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/outline/admission_p.html

(ホーム>大学紹介>広島国際大学の概要>アドミッションポリシー)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/basicdata.html>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>大学基礎データ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/data.html>

(ホーム>就職・キャリア支援>就職データ・資格一覧)

⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

<http://syllabus-pub.jp/hirokokku-u/>

(ホーム>在学生の方へ>学業>シラバスの利用>電子シラバスのページ)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/study.html>

(ホーム>在学生の方>学業>時間割・履修情報)

⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する
こと

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学学則条文)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/20180425_daigakuinngakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学大学院学則)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/disclosure/kyoiku_katei.html

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育課程・シラバスについて>各学部履修規定)

⑦ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/campus/exploration/index.html>

(ホーム>大学紹介>キャンパス探検隊・キャンパス周辺案内>キャンパス探検隊)

⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/espenses/payment.html>

(ホーム>在学生の方へ>学費>学費納入金額)

⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する
こと

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/studies/index.html>

(ホーム>在学生の方へ>学業)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/employment/index.html>

(ホーム>就職・キャリア支援)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/student/clinic/index.html>

(ホーム>在学生の方>心と体)

⑩ その他(学則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、自己点検・評価
報告書、認証評価の結果)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/student/studies/pdf/rule/gakusoku.pdf>

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について>広島国際大学学則条文)

http://www.hirokoku-u.ac.jp/assets/files/20180425_daigakuinngakusoku.pdf

(ホーム>大学紹介>情報の公表>教育研究上の目的・基本組織について
>広島国際大学大学院学則)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/rule/index.html>

(ホーム>大学紹介>規定)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/document.html>

(ホーム>大学紹介>文部科学省への設置認可・届出書類)

<http://www.hirokoku-u.ac.jp/profile/valuation/index.html>

(ホーム>大学紹介>自己点検・評価)

なお、これとは別に本法人のホームページを設けて、法人の事業の概要、財務の概要等についても公開している。また、ソーシャルメディア (YouTube、Twitter、LINE) を活用し、大学の様々な情報をタイムリーに発信している。

1 4. 授業内容方法の改善を図るための組織的な研修等

本大学では、学部・大学院の設置計画を履行していくとともに、設置する学部・学科、研究科・専攻が掲げる教育・研究上の目的を達成できるように、教員一人ひとりが切磋琢磨しながら、教育内容や教育技法の改善について取り組んでいる。

(1) FD委員会

教育水準の向上と効率的な大学運営を実現していくためには、教員が一体となった組織的な取り組みが必要である。

本大学では、「広島国際大学自己評価委員会」を中心に、学生による授業評価の実施及びその結果を教員へフィードバックする等のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動（教員の資質の維持向上）を実施してきたが、平成 15 年度に FD 活動をより推進するため、「教育力向上のための推進委員会」を設置した。平成 16 年度には同委員会を「広島国際大学 FD 委員会」（以下「FD 委員会」という）として再編成し、現在は同委員会を中心に組織的な活動を進めている。

FD 委員会では、次に掲げる取り組みや今後の実施提案を行っている。

- ①FD 講演会の企画・実施
- ②FD 研修会の企画・実施
- ③全教員間の相互理解を促進するための FDnewsletter 及び FD 活動報告の発行
- ④学生による「受講生満足度調査」の実施、結果の分析とフィードバック
- ⑤授業改善のための方策の検討
- ⑥教育情報化の企画・実施

(2) 教員対象の研修会実施

教育力向上のために、学外講師を招いて講演を聴講する「FD 講演会」、学内教員による授業における工夫・取組みを発表し意見交換を行う「FD 研修会」、教員相互に授業参観できる「授業公開」を実施してきた。

各々の開催日程等については、つぎのとおりである。

①FD 講演会

- ・平成 29 年 9 月 演題「地域連携活動を学生教育にどうつなげるか」
講師：竹田 徳則 氏（星城大学）
- ・平成 29 年 7 月 演題「ICT 活用と著作権」
講師：隅谷 孝洋 氏（広島大学）
- ・平成 29 年 2 月 演題「活動性を高める授業づくり」
講師：安永 悟 氏（久留米大学）

- ・平成 28 年 3 月 演題「高大接続改革にどう対応するか？
ー 新しい時代の大学入試と FD」
講師：内村 浩 氏（京都工芸繊維大学）
- ・平成 28 年 3 月 演題「深い学びに誘うアクティブ・ラーニングの手法」
講師：立川 明 氏（高知大学）
- ・平成 27 年 9 月 演題「パフォーマンス評価導入の実際」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
- ・平成 27 年 3 月 演題「大学教育における反転授業の利活用法」
講師：森澤 正之 氏（山梨大学）、
古澤 修一 氏（広島大学）
- ・平成 26 年 9 月 演題「授業改善のためのインストラクショナルデザイン
ー私的試行錯誤を下敷きにー」
講師：矢田部 順二 氏（広島修道大学）
- ・平成 26 年 2 月 演題「DP、CP とアセスメント・ポリシーの明示化について」
講師：沖 裕貴 氏（立命館大学）
- ・平成 24 年 9 月 演題「e ラーニングと著作権処理の実際」
講師：隅谷 孝洋 氏、原田 久美 氏（広島大学）
- ・平成 23 年 10 月 演題「教育著作権」
講師：尾崎 史郎 氏（放送大学）
- ・平成 22 年 9 月 演題「e ラーニング教材の開発と教育への有効性」
講師：穂屋下 茂 氏（佐賀大学）
- ・平成 22 年 2 月 演題「大学教育の多様化時代における教育と運営の課題」
講師：濱名 篤 氏（関西国際大学）
- ・平成 20 年 11 月 演題「カリキュラム改革と教員組織の見直し」
講師：村山 正博 氏（聖マリアンナ医科大学）
- ・平成 19 年 11 月 演題「大学の教育力の向上と授業公開」
講師：谷本 美彦 氏（宮崎大学）
- ・平成 19 年 1 月 演題「わかりやすい授業」
講師：宇佐美 寛 氏（千葉大学）

②FD 研修会

- ・平成 30 年 8 月 演題「授業評価結果の変化
ー何が学生から評価されたのか？」
- ・平成 30 年 3 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 30 年 2 月 演題「ループリック活用研修会」
- ・平成 29 年 8 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 29 年 2 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 28 年 10 月 演題「自発的な授業外学修を促すにはどうすれば良いか」
- ・平成 28 年 3 月 演題「失敗しない AL の手法：TBL（チーム基盤型学習）」

- ・平成 28 年 2 月 演題「アクティブラーニングのためのファシリテーション技能」
- ・平成 28 年 2 月 演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
- ・平成 27 年 10 月 演題「学科における大人数専門教育科目において工夫されている点」「大人数共通教育科目において工夫されている点」
- ・平成 27 年 9 月 演題「ループリック作成ワークショップ」
- ・平成 26 年 10 月 演題「魅力ある大人数講義にするために」
- ・平成 26 年 3 月 「クリッカー（ARS）の使用方法や Course Power（LMS）の教材開発」等の ICT 関連教育研修会
- ・平成 25 年 2 月 題目「授業改善への取り組み」
- ・平成 24 年 11 月 題目「初等中等教育と大学教育の接続」
- ・平成 24 年 7 月 題目「大学教育の質保証のための FD と SD の協働」
- ・平成 24 年 3 月 題目「『自校史教育冊子』の活用」
- ・平成 24 年 2 月 題目「大学機関のスタンダード一進路指導の実際」
- ・平成 23 年 1 月 題目「初年次教育」
- ・平成 22 年 9 月 題目「Moodle のクイズ機能を用いる教材作成研修」
- ・平成 21 年 6 月 題目「少人数教育～講義の工夫～」
- ・平成 21 年 1 月 題目「e-learning の活用と授業」
- ・平成 20 年 7 月 題目「国家資格取得にむけた教育の実際と工夫」
- ・平成 20 年 1 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」
- ・平成 19 年 7 月 題目「わかりやすい授業のための工夫」

③授業公開

平成 19 年度から前期・後期の一定期間において授業公開を実施している。全教職員が、学内で専任教員が担当する全ての授業（一部の非公開科目を除く）を聴講することができ、聴講後に「公開授業聴講コメント」を記載し、評価を行なっている。

（３）学生による授業評価の実施

本大学では、開学当初から全ての学部において、学生による授業評価（受講生満足度調査）を毎年実施している。本アンケートはマークシート形式で回答させ、加えて自由記述欄を設けている。集計結果は各教員にフィードバックすることで、学生の学修の活性化や教授法の改善に努めるとともに、教員の資質を向上させ、積極的な創意工夫の上に個性を発揮することのできる教育展開を目指すものである。

また、受講生満足度調査の結果を教員にフィードバックする際に、教員に対して「今後

の授業で工夫したい点」「受講生にお願いしたいこと」等を記載するレスポンスシートへの記載をお願いし、その内容を学生に対し再度フィードバックすることで、受講生満足度調査が教員の教育力向上に、より効果的なものとなるよう年々改良を重ねている。

（４）新たな教育環境の整備

平成 25 年度より総合教育センターを設け、「学力推進」「共通教育検討」「教学企画運営」「ファカルティ・スタッフ・ディベロップメント」「ICT 活用教育推進」「専門職連携教育（IPE）推進」「キャリア教育推進」及び「医学教育推進」の 8 つの観点から教育活動の向上を推進し、学修支援や教育方法の改善などを行っている。なお、総合教育センター学力推進部門では、物理・数学・統計学・英語についての個別指導、学修相談や「レポート作成指導」「数学基礎講座」「英語の資格試験対策、英会話」の講座や個別指導などの学修サポートを、各キャンパスの総合教育センターにおいて行っている。

加えて平成 26 年度より、新たな教育環境の整備として、学生同士のグループ学修、ディスカッション、プレゼンテーション、専門職連携教育（IPE）、チュートリアル、国家試験対策、実習前後の総括、授業前後の主体的な学修（予習・復習）等、学生が自主的・自立的な学修を行える環境として「ラーニング・コモンズ」の運用を開始している。「ラーニング・コモンズ」には、学修するグループの人数によって、自由に組み合わせが可能な可動式の机・椅子、ホワイトボードや電子黒板を整備している。また、すべての部屋において Wi-Fi 環境が整備されており、パソコンやスマートフォンをインターネットに接続することができるため、様々なメディア・資料を活用して能動的な学修を行っている。

平成 30 年度には、能動的な学習を実践する新しい学びの場として、キャンパス間を越えた多様な学びの実現を目指し、壁面ホワイトボードを使って複数のグループが意見をまとめながらディスカッションやプレゼンテーションを行うことができるアクティブラーニング教室や、様々な ICT 機器をネットワークで接続し授業に参加したり、遠隔講義システムを接続して離れたキャンパスの教室で授業に参加することができるアクティブラーニングスタジオを各キャンパスに整備した。

（５）教員評価制度の導入

本大学が求める教員像を明確化し個々に到達するため、教員の活動状況を定期的に点検・評価する「教員評価制度」を導入している。これは、教員の活動を 3 つの評価（『個人活動評価』、『学生評価』、『組織評価』）に分類し、学科長、学部長など、被評価者の所属上長による一次評価、二次評価などを経て、その結果を総合的に評価するものである。これにより、評価結果のフィードバックから各教員は自己の活動の改善に努め、教員評価委員会は改善の必要がある教員に対し、改善すべき点を明らかにし、適切な指導・助言を行っている。このシステムによって教員の教育力の向上を図っている。

（６）職員対象研修会の実施

職員の担うべき職務や業務領域は「質」「量」とともに拡大しており、経営・教育・学生・研究支援、地域連携その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている。本学園の期待する人材像のもと、適正な人事評価と効果的な研修の実施により、職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図るため、SD を本学園の事業計画として取り入れ、本学園職員研修課を中心に計画的な取組みを行っている。

① 学外における研修会、講演会及びフォーラム等への参加

各事務担当部署において予算化し、各業務を遂行している担当職員が毎年研修会に参加し、職員の資質向上を図っている。

② 学内における研修会

・新採用の専任事務職員

採用前研修を実施し、採用後においては、実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を引き続き実施している。

・管理職者

毎年夏期に集合研修を実施し、外部講師を招き意識改革を図るほか、人事考課についても実質化するよう徹底している。

・一般職

改革を推し進める人材育成を目的として、毎年夏期に集合研修を実施している。平成 30 年度は目標設定をテーマとし、等級に応じた役割行動を発揮していくための意識改革とスキルアップを徹底した。

・新任課長の昇任者等

各資格の役割に応じた階層別研修を実施している。平成 30 年度は、通年にわたる学内集合研修のほか様々な研修会、フォーラムに参加することにより、新たな等級に応じた意識と行動を徹底するための取組みを行う計画である。

上記に加えて、事務職員による SD に関する検討会を設置し、事務職員全体の意識及び業務スキル向上並びに業務の見直しを行う体制を構築しており、研修会も実施している。

また、事務職員のスキルアップ支援として以下の制度を設けている。

- ① 理事長表彰（業務改革）：教職員が多くの関係者とともに取り組んだ業務改革を表彰する制度。
- ② 部門スキル開発スタートアップ支援制度：関係部署で共有すべき専門知識とスキルの不足を解消するため、他部署等を含めた研修等の実施を支援する制度。
- ③ 特定研究奨励制度：職場の仲間と業務改革に取り組むための一部を奨励金として支給する制度。
- ④ 資格取得支援制度：業務に必要な資格取得を奨励する制度。

(7) 人事評価制度の導入

学園内での研修実施と人事評価制度を連動させることにより、期待人材像に沿った職員の育成に寄与できる効果的な研修を行うとともに、資格昇任、キャリアなどを見据え、長期的スパンでの研修体系の確立と計画的実施への移行を進めている。

さらに、職員個々のスキルアップを図るため、今後も研修会や研修支援制度を拡充し、時代の要請に応じた組織改編を行うことにより、教育研究支援体制の一層の強化を図る。

15. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

本大学では、平成17年4月から、学生が主体的に自分自身のキャリアをデザインし、自律的に学び、自立して進路を開拓・決定していくための取り組みに重点を置く支援をはじめ、これまでの学生の就職活動支援を目的とした「就職課」から、学生の生涯を通したキャリア支援を目的とした「キャリアセンター」へと体制を整備し、学生のキャリア開発支援に更に力を入れている。

(1) 教育課程内の取組について

本大学では、スタンダード科目において、「専門職連携基礎演習Ⅰ（1単位必修／1年次）」、「専門職連携基礎演習Ⅱ（1単位必修／1年次）」、「専門職連携総合演習Ⅰ（1単位必修／2年次又は3年次又は4年次）」、「専門職連携総合演習Ⅱ（1単位必修／2年次又は3年次又は4年次）」の4科目を配置しており、健康・医療・福祉に関わる様々な専門職の業務内容を理解させ、自分が目指す職種と他職種との関係を知り、サービスの利用者を中心に専門職が連携するチームの重要性を実感させる体系的なキャリア支援を行なっている。

【別紙資料 25】「関連する授業科目のシラバス等」

(2) 教育課程外の取組について

本大学では、1年次からキャリア支援を行っており、以下のような活動を中心にきめの細かい指導を中心とした取り組みを行っている。

- ① 東広島・呉キャンパスでの企業説明会、病院・施設説明会の実施
- ② 学科の特性に合わせた就職ガイダンス、筆記試験対策、履歴書作成指導、論作文添削指導、模擬面接、ビジネスマナー講座、4年次生による就職活動体験報告会を実施
- ③ 求人情報等のメール配信及び学内専用サイト上に求人情報詳細を開示（学外からの閲覧可能）
- ④ 就職活動のための「キャリアガイドブック」を作成し学生へ配付
- ⑤ 本学の特色のある教育活動や就職データをまとめた「求人リーフレット」を作成し、訪問及び来訪企業・医療機関等へ配布
- ⑥ 学生が希望する地域の企業・医療機関等へ求人依頼 DM を発送
- ⑦ 保護者に向けて西日本の13会場で開催する HIU 保護者ミーティングにおいて個別の就職・進学等進路相談の実施

(3) 適切な体制の整備について

[1] 進路（就職・進学）に対する相談・支援体制

本大学キャリアセンターでは、現在、センター長以下専任事務職員 8 名、嘱託事務職員 2 名の合計 10 名体制で就職・進学等の支援を行っている。事務職員の配置は、専任が東広島キャンパス 6 名、呉キャンパス 2 名、嘱託が呉キャンパス 1 名、広島キャンパス 1 名となっているが、相互に補完し合い進路（就職・進学）に対する相談・支援体制の充実を図っている。

事務職員はキャリア支援セミナー等への計画的な参加により、個別相談・支援力の深化に努めている。

[2] キャリア教育のための支援体制

平成 23 年度の大学設置基準におけるキャリア教育への取り組みの明文化を受け、社会のニーズに対応し能力を発揮できるよう、入学直後から卒業までを一体的に捉えた「就業力育成プログラム」を構築し、高い職業倫理観や社会的・職業的に自立する力を育成している。

このプログラムにおいて、「課題発見力」、「情報収集力」、「親和力」、「協働性」等について、各学科の特性に合わせプログラムを実施している。また、キャリア教育推進部門会議においてプログラムの検証・見直しを行なっている。

また、本大学におけるキャリア支援の中心となる資格取得については、各学科において、取得を目指す国家資格並びに専門職に有用と判断される資格に対し、正課の授業外で特別講座を開講するなどして、積極的な学修支援を行っている。

さらに、平成 20 年度からは、本大学が奨励する資格試験に合格した（TOEIC においては、ある一定の点数に達した）場合に、奨励金を支給する「資格・能力取得奨励金制度」を実施している。

今後もなお一層の支援体制強化を図っていく。

以 上

資 料 目 次

- 【別紙資料 1】 広島国際大学健康スポーツ学部設置の目的
- 【別紙資料 2】 スポーツ基本計画(全体像)、(概要)
- 【別紙資料 3】 第2期スポーツ基本計画について(答申)、(答申のポイント)
- 【別紙資料 4】 厚生労働省告示第四百三十号(健康日本 21[第2次])
- 【別紙資料 5】 広島県スポーツ推進計画の概要
- 【別紙資料 6】 東広島市スポーツ推進計画(概要版)
- 【別紙資料 7】 呉市スポーツ推進計画、第3次健康くれ 21(概要版)
- 【別紙資料 8】 広島国際大学 健康スポーツ学部設置に係る意見書
- 【別紙資料 9】 広島国際大学 学部/学科に関するアンケート【企業対象】調査結果
報告書の抜粋
- 【別紙資料10】 健康スポーツ学部 教育体系図
- 【別紙資料11】 健康スポーツ学部 カリキュラムツリー、各資格に対応した教育課程
編成図
- 【別紙資料12】 広島国際大学 就業規則
- 【別紙資料13】 任用規定
- 【別紙資料14】 特任教員規定
- 【別紙資料15】 学内特別研究助成制度の概要
- 【別紙資料16】 健康スポーツ学部 教育課程及び履修モデル
- 【別紙資料17】 健康スポーツ学部 授業時間割表(案)
- 【別紙資料18】 健康スポーツ学部 実習施設一覧
- 【別紙資料19】 健康スポーツ学部 実習施設の使用承諾書

【別紙資料20】 健康スポーツ学部 学外実習計画【概要】

【別紙資料21】 広島国際大学 学部長会議規定

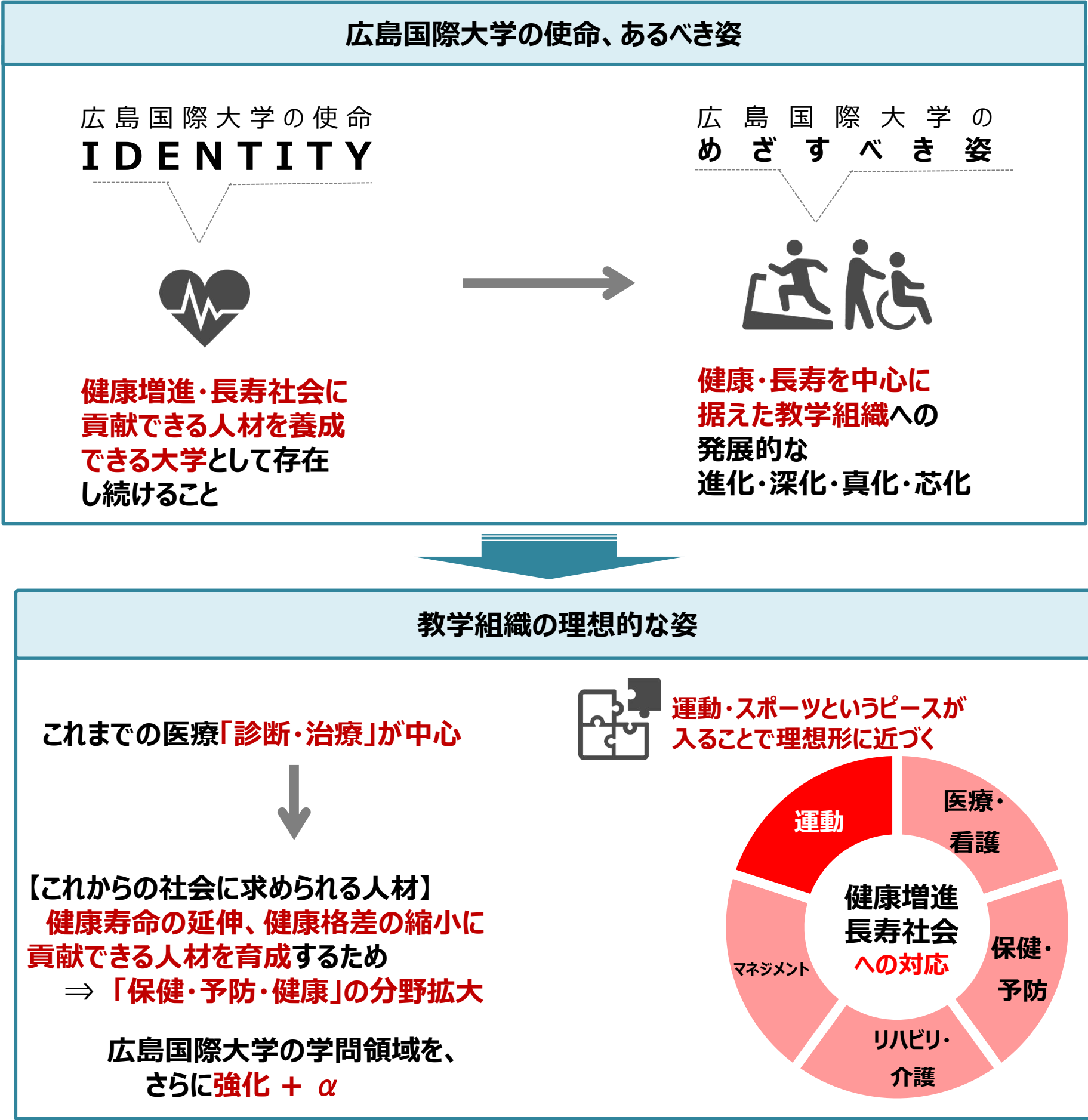
【別紙資料22】 広島国際大学 健康スポーツ学部教授会規定(案)

【別紙資料23】 広島国際大学 学位規定(案)

【別紙資料24】 広島国際大学 教員選考基準

【別紙資料25】 関連する授業科目のシラバス

広島国際大学健康スポーツ学部設置の目的



〈我が国の社会の変化〉

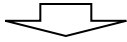
少子高齢化・情報化の進展、地域社会の空洞化、人間関係の希薄化、大震災後の復興等の新たな課題の発生

〈今後目指すべき社会像〉

次代を担う青少年が他者との協働と規律を学びつつ育成され、地域に深い絆が存在し、健康な長寿を享受できる社会。国際的にも尊敬される国（持続的発展が可能な社会）

〈スポーツ基本法の制定〉

- スポーツ振興基本計画の課題
 - ・子供の体力の上昇
 - ・生涯スポーツ機会の向上
 - ・国際競技力の向上
- 新たな課題の発生
 - ・ガバナンス向上、ドーピング対策等
 - 公平・公正性、透明性向上の要請
 - ・プロスポーツ、障害者スポーツの発展
 - ・国際化の進展 等

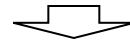


- スポーツ基本法の制定
 - ・「スポーツ権」の確立
 - ・スポーツの多面的な役割（青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造、国際的地位向上）の明確化 等

〈スポーツを通じて目指す社会の姿〉

スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会

- 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- 地域の人々の主体的な協働により深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- 健康で活力に満ちた長寿社会
- 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- 国際的に信頼され、尊敬される国



スポーツの意義や価値が広く共有
＝「新たなスポーツ文化」の確立

〈計画の策定〉

○今後10年間の基本方針と現状と課題を踏まえた5年間の計画

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備

⑤国際交流・貢献の推進

④国際競技力の向上

⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

⑦好循環の創出

①子供のスポーツ機会の充実

②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

〈計画の推進〉

- 国民の理解と参加によるスポーツの推進
- 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進
- スポーツの推進に係る財源確保と効率的な活用
- 計画の進捗状況の検証と見直し

スポーツ基本計画（概要）

第1章 スポーツをめぐる現状と今後の課題

1. 背景と展望

スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として以下の5つを掲示。

- ① 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ② 健康で活力に満ちた長寿社会
- ③ 地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

2. スポーツ基本計画の策定

計画の期間は、10年間程度を見通した平成24年度からの概ね5年間。地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」を定めるための指針となるよう、国と地方公共団体が果たすべき役割に留意して策定。

第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針

「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。

- ① 子どものスポーツ機会の充実
- ② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③ 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④ 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥ スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦ スポーツ界の好循環の創出

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

政策目標：子どものスポーツ機会の充実を目指し、学校や地域等において、すべての子どもがスポーツを楽しむことができる環境の整備を図る。

そうした取組の結果として、今後10年以内に子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることができるよう、今後5年間、体力の向上傾向が維持され、確実なものとなることを目標とする。

（1）幼児期からの子どもの体力向上方策の推進

- ・「全国体力・運動能力等調査」に基づく体力向上のための取組の検証改善サイクルの確立
- ・幼児期における運動指針をもとにした実践研究等を通じた普及啓発

（2）学校の体育に関する活動の充実

- ・体育専科教員配置や小学校体育活動コーディネーター派遣等による指導体制の充実
- ・武道等の必修化に伴う指導力や施設等の充実
- ・運動部活動の複数校合同実施やシーズン制による複数種目実施等、先導的な取組の推進
- ・安全性の向上を図るための学校と地域の医療機関の専門家等との連携の促進、研修の充実
- ・障害のある児童生徒への効果的な指導の在り方に関する先導的な取組の推進

（3）子どもを取り巻く社会のスポーツ環境の充実

- ・子どものスポーツ参加の二極化傾向に対応した、総合型クラブやスポーツ少年団等における子どものスポーツ機会を提供する取組等の推進
- ・運動好きにするきっかけとしての野外活動やスポーツ・レクリエーション活動等の推進

2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進

政策目標：ライフステージに応じたスポーツ活動を推進するため、国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の整備を推進する。

そうした取組を通して、できるかぎり早期に、成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）、週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）となることを目標とする。また、健康状態等によりスポーツを実施することが困難な人の存在にも留意しつつ、成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数がゼロに近づくことを目標とする。

（1）ライフステージに応じたスポーツ活動等の推進

- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の実態を把握する調査研究等の実施
- ・年齢、性別等ごとに日常的に望まれる運動量の目安となる指針の策定
- ・地域のスポーツ施設が障害者を受け入れるための手引きや用具等の開発・研究の推進
- ・スポーツボランティア活動に関する事例紹介等の普及・啓発の推進
- ・旅行先で気軽に多様なスポーツに親しめるスポーツツーリズムの推進によるスポーツ機会の向上

（2）スポーツにおける安全の確保

- ・全国的なスポーツ事故・外傷・障害等の実態を把握し、その予防を可能にするスポーツ医・科学の疫学的研究の取組を推進
- ・スポーツ指導者等を対象とした、スポーツ事故・外傷・障害等に関わる最新の知見を学習する研修機会を設けるなどの取組の推進
- ・AED設置や携行等のAED使用の体制整備を図るよう普及・啓発

3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

政策目標：住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境を整備するため、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図る。

（1）コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進

- ・各地域の実情に応じたきめ細やかな総合型クラブの育成促進
- ・総合型クラブへの移行を指向する単一種目の地域クラブ等への支援拡大
- ・総合型クラブの創設・自立・活動を一体的にアドバイスできる「クラブアドバイザー(仮称)」の育成

（2）地域のスポーツ指導者等の充実

- ・大学、日体協、日本障害者スポーツ協会等によるスポーツ指導者やマネジメント人材養成の支援
- ・指導者の養成・活用の需要を把握し、効果的な活用方策を検討・普及啓発
- ・スポーツ推進委員に熱意と能力のある人材の登用、研修機会の充実

（3）地域スポーツ施設の充実

- ・学校体育施設の地域との共同利用化に関する先進事例の普及・啓発
- ・健常者と障害者がともに利用できるスポーツ施設の在り方について検討

（4）地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備

政策目標：国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築や、スポーツ環境の整備を行う。

その結果として、今後、夏季・冬季オリンピック競技大会それぞれにおける過去最多を超えるメダル数の獲得、オリンピック競技大会及び各世界選手権大会における過去最多を超える入賞者数の実現を図る。これにより、オリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、夏季大会では5位以上、冬季大会では10位以上をそれぞれ目標とする。

また、パラリンピック競技大会の金メダル獲得ランキングについては、直近の大会（夏季大会17位（2008／北京）、冬季大会8位（2010／バンクーバー）以上をそれぞれ目標とする。

(1) ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化

- ・NF等へのナショナルコーチ等の専門的なスタッフの配置の支援
- ・スポーツ医・科学、情報分野等による支援や競技用具等の開発等からなる多方面からの高度な支援（マルチ・サポート）の実施
- ・女性スポーツの情報収集や女性特有の課題解決の調査研究を推進
- ・企業スポーツ支援のため、トップアスリート強化に貢献する企業への表彰等を実施
- ・競技性の高い障害者スポーツについてトップアスリートの発掘・育成・強化の推進

(2) スポーツ指導者及び審判員等の養成・研修やキャリア循環の形成

- ・JOCにおけるナショナルコーチアカデミーや審判員・専門スタッフ等の海外研さんの機会の充実・確保を支援
- ・NF等における、国内外で人材が活躍できる派遣システムの構築

(3) トップアスリートのための強化・研究活動等の拠点構築

- ・オリンピック競技大会の結果等の分析を踏まえつつ、NTC及びJISSを強化。
- ・NTCの中核拠点と競技別強化拠点との連携・協力を図る

5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進

政策目標：国際貢献・交流を推進するため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会等の国際競技大会等の積極的な招致や円滑な開催、国際的な情報の収集・発信、国際的な人的ネットワークの構築等を行う。

(1) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等

- ・我が国開催の国際競技大会の円滑な実施に向け、海外への情報発信や海外からのスポーツ関係者の受け入れ等を支援

(2) スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進

- ・スポーツ界における人材派遣・交流等を通じた国際的なネットワークの構築
- ・ドーピング防止活動における国際的な連携の維持・強化
- ・指導者の派遣や関連機材供与等、スポーツ分野における人的・物的な国際交流・貢献の推進
- ・市民レベルのスポーツ大会への人材派遣・受け入れ等による市民レベルでの国際交流の推進

6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

政策目標：スポーツ界における透明性、公平・公正性の向上を目指し、競技団体・アスリート等に対する研修やジュニア層への教育を徹底するなどドーピング防止活動を推進するための環境を整備するとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し組織運営の透明化を図るほかスポーツ紛争の仲裁のための基礎環境の整備・定着を図る。

(1) ドーピング防止活動の推進

- ・ JADAにおける、国際的な水準の検査・調査体制の充実、検査技術・機器等の研究開発や、国際的な動向を踏まえた今後の規制の在り方について調査・研究を実施
- ・ 競技団体、アスリート等に対するアウトリーチプログラムや学校におけるドーピング防止教育の充実

(2) スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進

- ・ 組織運営体制の在り方についてのガイドラインの策定・活用
- ・ スポーツ団体における、運営の透明性の確保やマネジメント機能強化

(3) スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

- ・ スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進、仲裁人等の人材育成の推進
- ・ スポーツ団体の仲裁自動受諾条項採択等、紛争解決の環境を整備

7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

政策目標：トップスポーツの伸長とスポーツの裾野の拡大を促すスポーツ界における好循環の創出を目指し、トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働を推進する。

(1) トップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- ・ 地域において次世代アスリートを発掘・育成する体制を整備し、将来、育成されたアスリートが地域の指導者となる好循環のサイクルを確立
- ・ 拠点クラブに優れた指導者を配置し、周辺クラブへの巡回指導等を実施
- ・ トップアスリート等に対して「デュアルキャリア」に関する意識啓発を行うとともに、奨学金等のアスリートのキャリア形成のための支援を推進
- ・ 小学校体育活動コーディネーターの派遣体制の整備支援

(2) 地域スポーツと企業・大学等との連携

- ・ 地方公共団体、企業、大学の連携・協働による、スポーツ医・科学研究や人材の交流、施設の開放等の推進
- ・ 健常者と障害者が同じ場所でスポーツを行う方法やスポーツ障害・事故防止策等について、大学等での研究成果や人材を活用する取組を推進

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

(1) 国民の理解と参加の推進

国、独立行政法人、地方公共団体及びスポーツ団体は、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、国民の参加・支援を促進するよう努力する。

(2) 関係者の連携・協働による計画的・一体的推進

スポーツ団体等の主体的な連携・協働が期待される。また、国は、スポーツ基本法の規定によるスポーツ推進会議において関係行政機関の連絡調整を行うほか、スポーツ庁の設置等行政組織の在り方を検討し、必要な措置を講じる。地方公共団体においても、首長部局や教育委員会等スポーツを所管する組織間の連携の強化が期待される。

(3) スポーツの推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用

国の予算措置の充実、民間資金の導入とその効果的な活用を図る。また、スポーツ振興投票制度の売り上げの向上や、業務運営の効率化による収益拡大に努める。

(4) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

計画期間中に進捗状況の不断の検証を行い、次期計画策定時の改善に反映させる。また、計画の進捗状況や施策の効果を適切に点検・評価する方法や指標等の開発を図る。

第 2 期スポーツ基本計画について（答申）

概 要

第 1 章 第 2 期スポーツ基本計画の策定に当たって

スポーツ基本法に基づく第 1 期スポーツ基本計画は、平成 24～28 年度の 5 年間に 7 つの政策目標に基づき施策を推進。

子供の体力低下に歯止め、過去最多の総メダル数といった成果の一方、スポーツ実施率等に課題。新たに 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、障害者スポーツの移管、スポーツ庁の創設。

第 2 期計画では、第 2 章で計画の理念を「スポーツの価値」として具体化。

第 3 章で施策体系を大括り化し（4 つの政策目標）、数値目標を 8 から 20 に増加。

第 2 章 中長期的なスポーツ政策の基本方針

～スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life ～

スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創る。

1 スポーツで「人生」が変わる！

スポーツを「する」ことで、スポーツの価値が最大限享受できる。

スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでみんながその価値を享受できる。

スポーツを生活の一部とすることで、人生を楽しく健康で生き生きとしたものにできる。

2 スポーツで「社会」を変える！

スポーツの価値を共有し人々の意識や行動が変わることで、社会の発展に寄与できる。

スポーツは共生社会や健康長寿社会の実現、経済・地域の活性化に貢献できる。

3 スポーツで「世界」とつながる！

スポーツは「多様性を尊重する世界」「持続可能で逆境に強い世界」「クリーンでフェアな世界」の実現に貢献できる。

4 スポーツで「未来」をつくる！

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、オリンピックムーブメントやパラリンピックムーブメントを推進。

本計画期間においては、「スポーツ参画人口」を拡大し、スポーツ界が他分野との連携・協働を進め、「一億総スポーツ社会」を実現する。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策

1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、 そのための人材育成・場の充実

【政策目標】

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進とその環境整備を行う。その結果として、成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度（障害者は40%程度）、週3回以上が30%程度（障害者は20%程度）となることを目指す。

※スポーツ実施率：週1以上が42.5（障害者19.2）％，週3以上が19.7（障害者9.3）％

（1）スポーツ参画人口の拡大

- ① 若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進
 - ・スポーツの楽しみ方等を示す「ガイドライン」の策定・普及
 - ・新たなスポーツや高齢者が取り組める「スポーツプログラム」の策定・普及
- ② 学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上

（スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加（58.7%→80%），スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減（16.4%→8%），子供の体力を昭和60年頃の水準に）

 - ・学習指導要領の改訂や全国的な体力調査等を通じた体育・保健体育の授業等の改善
 - ・教員の研修，施設の整備等を通じた武道の指導の充実
 - ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定
 - ・学校体育活動中の重大事故を限りなくゼロにするという認識の下での事故防止の取組の推進
- ③ ビジネスパーソン，女性，障害者のスポーツ実施率の向上と，これまでスポーツに関わってこなかった人へのはたらきかけ

（成人のスポーツ未実施者の数がゼロに近づくことを目指す）

 - ・ビジネスパーソンのスポーツ習慣づくりと民間事業者における「健康経営」の促進
 - ・女性がスポーツに参画しやすい環境整備，障害者スポーツの裾野拡大に向けた取組の推進
 - ・スポーツと食，エンターテインメント等他分野との融合やITの活用による魅力向上

（2）スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実

- ① スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保
 - ・スポーツに関わる人材の数や属性の特徴などの全体像の明確化
 - ・アスリートの雇用促進や地域での指導機会の拡大等によるキャリア形成の支援
 - ・指導者養成のモデル・コア・カリキュラムの大学等への普及
 - ・専門スタッフ，審判員，ボランティア等の育成・確保
- ② 総合型地域スポーツクラブの質的充実
 - ・総合型クラブの登録・認証等の制度と中間支援組織の整備（47都道府県）

- ・ P D C A サイクルにより運営の改善等を図る総合型クラブの増加 (37.9%→70%)
 - ・ 地域課題解決に向けた取組を行う総合型クラブの増加 (18.4%→25%)
- ③ スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保
- ・ ストックの適正化に関するガイドラインの活用促進
 - ・ 学校体育施設の開放の在り方に関する手引きを策定し施設を有効活用
 - ・ キャッチボール等が気軽にできる場としてオープンスペース等の有効活用の促進
- ④ 大学スポーツの振興
- ・ 大学においてスポーツ分野を統括する部局の設置促進, アドミニストレーターの配置促進 (100 大学)
 - ・ 大学横断的・競技横断的統括組織 (日本版 N C A A) の創設を支援

2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現

【政策目標】

社会の課題解決にスポーツを通じたアプローチが有効であることを踏まえ、スポーツを通じた共生社会等の実現、経済・地域の活性化、国際貢献に積極的に取り組む。

(1) スポーツを通じた共生社会等の実現

① 障害者スポーツの振興等

(障害者の週 1 回のスポーツ実施率: 成人 19.2%→40%, 7~19 歳 31.5%→50%)

- ・ 地方公共団体等において障害者スポーツを総合的に振興する体制の整備
- ・ 障害のある人とない人が一緒に親しめるスポーツ・レクリエーションの推進
- ・ スポーツ施設のバリアフリー化, 不当な差別的取扱いの防止による利用促進
- ・ 全ての特別支援学校が地域の障害スポーツの拠点となることの支援
- ・ 総合型クラブへの障害者の参加促進 (40%→50%)
- ・ 障害者スポーツ指導者の養成の拡充 (2.2 万人→3 万人)
- ・ 活動する場がない障害者スポーツ指導者を半減 (13.7%→7%)
- ・ 障害者スポーツの理解促進により, 直接観戦経験者を増加 (4.7%→20%)
- ・ 全ての学校種の教員に対する理解促進, 学校における障害児のスポーツ環境の充実

② スポーツを通じた健康増進

- ・ スポーツによる健康寿命の延伸の効果について, エビデンスの収集・整理・情報発信
- ・ 効果的な「スポーツプログラム」や「ガイドライン」の策定・普及
- ・ スポーツ事故等の情報収集, 安全確保に向けた方策のとりまとめ, 普及・啓発
- ・ 被災地でのスポーツによる身体的・精神的支援

③ スポーツを通じた女性の活躍促進

- ・ 女子生徒の運動習慣の二極化を含め女性特有の課題の整理
- ・ 女性指導者増加に取り組むとともに, スポーツ団体における女性登用を促進
- ・ 女性トップアスリートについて女性特有の課題に対応した医・科学支援の実施

(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化

① スポーツの成長産業化

(スポーツ市場規模 5.5 兆円を 2020 年に 10 兆円, 2025 年に 15 兆円へ拡大)

- ・スポーツの成長産業化, 地域活性化の基盤としてのスタジアム・アリーナの実現
- ・各種スポーツ団体等と連携した新たなビジネスモデルの開発支援
- ・スポーツ経営人材の育成・活用, スポーツ団体におけるビジネス手法, IT の活用

② スポーツを通じた地域活性化

- ・スポーツツーリズムの推進 (スポーツ目的の訪日外国人数を 138 万人→250 万人, スポーツツーリズム関連消費額を 2,204 億円→3,800 億円)
- ・地域スポーツコミッションの設置促進 (56→170), 地域コミュニティの維持・再生
- ・オリンピック・パラリンピック教育やホストタウンの推進

(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展

- ・国際競技団体等における役員数の増加 (25 人→35 人) や政府間会合への積極的な参加等を通じて国際スポーツ界の意思決定に参画
- ・スポーツ・フォー・トゥモローによりスポーツの価値を 100 カ国以上 1,000 万人以上に広げる
- ・諸外国におけるスポーツ情報を戦略的に収集・分析, スポーツ団体等における国際業務の体制強化
- ・ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京大会について, 政府の基本方針に基づき円滑な開催を支援, ワールドマスターズゲームズ 2021 関西等に協力

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

【政策目標】

国際競技大会等において優れた成績を挙げる競技数が増加するよう, 各中央競技団体が行う競技力強化を支援する。

日本オリンピック委員会 (JOC) 及び日本パラリンピック委員会 (JPC) の設定したメダル獲得目標を踏まえつつ, 我が国のトップアスリートが, オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収めることができるよう支援する。

① 中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立

- ・中央競技団体は中長期の強化戦略を実践し, JSC, JOC 及び JPC は中央競技団体の強化戦略を多面的に支援。国は, ここで得た知見をターゲットスポーツの指定に活用
- ・ナショナルコーチやサポートスタッフの配置と資質向上, 世界トップレベルのコーチの育成

② 次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築

- ・地域ネットワークを活用したアスリートの発掘や種目転向の支援
- ・将来メダルの獲得可能性のある競技やアスリートをターゲットとした集中的な強化

- ・国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進
- ③ スポーツ医・科学，技術開発，情報等による多面的で高度な支援の充実
- ・ナショナルトレーニングセンターや国立スポーツ科学センターを包含する「ハイパフォーマンスセンター」の機能強化
 - ・トップアスリートに対してスポーツ医・科学，情報等を活用し多方面から支援
- ④ トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実
- ・ナショナルトレーニングセンター中核拠点の拡充棟を2020年の約1年前までに整備し，オリンピック競技とパラリンピック競技の共同利用化を実現
 - ・ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点の活用

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

【政策目標】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて，クリーンでフェアなスポーツ（スポーツ・インテグリティ）の推進に一体的に取り組むことを通じて，スポーツの価値の一層の向上を目指す。

- ① コンプライアンスの徹底，スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
- ・全てのアスリート等が主体的に取り組むことができる教育研修の推進
 - ・スポーツ団体の組織運営をモニタリング・評価し，必要な助言・支援を実施
 - ・スポーツ仲裁自動応諾条項の採択等により，全てのスポーツ団体におけるスポーツに関する紛争解決の仕組みの整備を促進
- ② ドーピング防止活動の推進
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けてドーピング検査員の育成をはじめ必要な体制の整備
 - ・ドーピング防止活動に係る情報を共有できる仕組みの構築
 - ・アスリートやサポートスタッフ，医師や薬剤師等に対する教育と，国際的なドーピング防止活動への貢献

第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

計画の広報活動の推進。SNSをはじめ多様なメディアを活用し国民に直接発信。大きな潜在力にふさわしいスポーツ関連予算の更なる強化はスポーツ関係者の総意。併せて，予算の効率的・効果的な活用と，スポーツ団体等における公的資金の適正使用を徹底。

スポーツ振興投票制度（toto）等を活用，スポーツに対する寄附や投資を活性化。計画の進捗状況をスポーツ審議会において定期的に検証。検証プロセスを公開し，検証結果を第3期スポーツ基本計画の策定における改善に反映。

第2期スポーツ基本計画について（答申）のポイント

スポーツ審議会



スポーツ基本計画・・・スポーツ基本法（2011（平成23）年公布・施行）に基づき、文部科学大臣が定める計画。第2期は2017（平成29）年度～2021（平成33）年度。

第1期基本計画

2020年
東京大会の
開催決定

障害者スポーツが
厚労省から
文科省へ移管

スポーツ庁の
創設

第2期
基本計画
策定

ラグビー
ワールドカップ等

東京オリンピック・
パラリンピック
競技大会

ワールド
マスターズ
ゲームズ関西

2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022

ポイント1

スポーツの価値を具現化し発信。
スポーツの枠を超えて異分野と積極的に連携・協働。

～ **スポーツが変える。未来を創る。 Enjoy Sports, Enjoy Life** ～

「**人生**」が変わる！

スポーツで
人生を**健康で生き生き**と
したものにする。

「**社会**」を変える！

共生社会、健康長寿社会の
実現、経済・地域の活性化
に貢献できる。

「**世界**」とつながる！

多様性を尊重する世界
持続可能で逆境に強い世界
クリーンでフェアな世界
に貢献できる。

2

スポーツを通じた
活力があり絆の
強い社会の実現

障害者のスポーツ実施率(週1)
19% ⇒ **40%**

スポーツを通じた健康増進
女性の活躍促進

「**未来**」を創る！

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を好機として、
スポーツで人々がつながる国民運動を展開し、
レガシーとして「**一億総スポーツ社会**」を実現する。

3 国際競技力の向上

オリンピック・パラリンピックにおいて
過去最高の金メダル数を獲得する等
優秀な成績を収められるよう支援

中長期の強化戦略に基づく支援
次世代アスリートの発掘・育成
スポーツ医・科学等による支援
ハイパフォーマンスセンター等の充実

4 クリーンでフェアな スポーツの推進

インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高める

コンプライアンスの徹底
スポーツ団体のガバナンス強化
ドーピング防止

ポイント3

障害者スポーツの振興やスポーツの
成長産業化など、スポーツ庁創設後
の重点施策を盛り込む。

ポイント2

数値を含む成果指標を第1期計画に
比べ大幅に増加(8⇒20)。

1

「する」「みる」
「ささえる」
スポーツ参画人口
の拡大

スポーツ実施率(週1)
42% ⇒ **65%**

スポーツをする時間を
持ちたいと思う中学生
58% ⇒ **80%**

スポーツに関わる人材の確保・育成

総合型地域スポーツクラブの
中間支援組織を整備 **47都道府県**

学校施設やオープンスペースの有効活用

大学スポーツアドミニストレーター
を配置 **100大学**

など

○厚生労働省告示第四百三十号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成十五年厚生労働省告示第百九十五号）の全部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年七月十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、21 世紀の我が国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ（乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。以下同じ。）に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成 25 年度から平成 34 年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））」（以下「国民運動」という。）を推進するものである。

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

我が国における高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。以下同じ。）の延伸を実現する。

また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差（地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。以下同じ。）の縮小を実現する。

二 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCDの予防）

がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPD（慢性閉塞性肺疾患をいう。以下同じ。）に対処するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病の発症を予防することをいう。）に重点を置いた対策を推進するとともに、合併症の発症や症状の進展等の重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

（注）がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPDは、それぞれ我が国においては生活習慣病の一つとして位置づけられている。一方、国際的には、これら四つの疾患を重要なNCD（非感染性疾患をいう。以下同じ。）として捉え、予防及び管理のための包括的な対策を講じることが重視されているところである。

三 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

国民が自立した日常生活を営むことを目指し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上につながる対策に取り組む。

また、生活習慣病を予防し、又はその発症時期を遅らせることができるよう、子どもの頃から健康な生活習慣づくりに取り組む。

さらに、働く世代のメンタルヘルス対策等により、ライフステージに応じた「こころの健康づくり」に取り組む。

四 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要であり、行政機関のみならず、広く国民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、国民が主体的に行う健康づくりの取組を総合的に支援する環境を整備する。

また、地域や世代間の相互扶助など、地域や社会の絆、職場の支援等が機能することにより、時間的又は精神的にゆとりのある生活の確保が困難な者や、健康づくりに関心のない者等も含めて、社会全体が相互に支え合いながら、国民の健康を守る環境を整備する。

五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔^{くわう}の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

上記一から四までの基本的な方向を実現するため、国民の健康増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善が重要である。生活習慣の改善を含めた健康づくりを効果的に推進するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージや性差、社会経済的状况等の違いに着目し、こうした違いに基づき区分された対象集団ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行う。

その上で、その内容に応じて、生活習慣病を発症する危険度の高い集団や、総人口に占める高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青壮年期の世代への生活習慣の改善に向けた働きかけを重点的に行うとともに、社会環境の改善が国民の健康に影響を及ぼすことも踏まえ、地域や職場等を通じて国民に対し健康増進への働きかけを進める。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

一 目標の設定と評価

国は、国民の健康増進について全国的な目標を設定し、広く国民や健康づくりに関わる多くの関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することにより、関係者を始め広く国民一般の意識の向上及び自主的な取組を支援するものとする。

また、国民の健康増進の取組を効果的に推進するため、国が具体的な目標を設定するに当たっては、健康づくりに関わる多くの関係者が情報を共有しながら、現状及び課題について共通の認識を持った上で、課題を選択し、科学的根拠に基づくものであり、かつ、実態の把握が可能な具体的目標を設定するものとする。

なお、具体的目標については、おおむね 10 年間を目途として設定することとし、国は、当該目標を達成するための取組を計画的に行うものとする。また、設定した目標のうち、主要なものについては継続的に数値の推移等の調査及び分析を行うとともに、都道府県における健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努める。さらに、目標設定後 5 年を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、目標設定後 10 年を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映する。

二 目標設定の考え方

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、これらの目標達成のために、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。

1 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命の延伸及び健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国において実現されるべき最終的な目標である。具体的な目標は、日常生活に制限のない期間の平均の指標に基づき、別表第一のとおり設定する。また、当該目標の達成に向けて、国は、生活習慣病対策の総合的な推進を図るほか、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。

2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

我が国の主要な死亡原因であるがん及び循環器疾患への対策に加え、患者数が増加傾向にあり、かつ、重大な合併症を引き起こすおそれのある糖尿病や、死亡原因として急速に増加すると予測される COPD への対策は、国民の健康寿命の延伸を図る上で重要な課題である。

がんは、予防、診断、治療等を総合的に推進する観点から、年齢調整死亡率の減少とともに、特に早期発見を促すために、がん検診の受診率の向上を目標とする。

循環器疾患は、脳血管疾患及び虚血性心疾患の発症の危険因子となる高血圧の改善並びに脂質異常症の減少と、これらの疾患による死亡率の減少等を目標とする。

糖尿病は、その発症予防により有病者の増加の抑制を図るとともに、重症化を予防するため

に、血糖値の適正な管理、治療中断者の減少及び合併症の減少等を目標とする。

COPDは、喫煙が最大の発症要因であるため、禁煙により予防可能であるとともに、早期発見が重要であることから、これらについての認知度の向上を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第二のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、これらの疾患の発症予防や重症化予防として、適切な食事、適度な運動、禁煙など健康に有益な行動変容の促進や社会環境の整備のほか、医療連携体制の推進、特定健康診査・特定保健指導の実施等に取り組む。

3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

少子高齢化が進む中で、健康寿命の延伸を実現するには、生活習慣病の予防とともに、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要である。

社会生活を営むために必要な機能を維持するために、身体の健康と共に重要なものが、こころの健康である。その健全な維持は、個人の生活の質を大きく左右するものであり、自殺等の社会的損失を防止するため、全ての世代の健やかな心を支える社会づくりを目指し、自殺者の減少、重い抑鬱や不安の低減、職場の支援環境の充実及び子どもの心身の問題への対応の充実を目標とする。

また、将来を担う次世代の健康を支えるため、妊婦や子どもの健康増進が重要であり、子どもの頃からの健全な生活習慣の獲得及び適正体重の子どもの増加を目標とする。

さらに、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるためには、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要がある。介護保険サービス利用者の増加の抑制、認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）の予防とともに、良好な栄養状態の維持、身体活動量の増加及び就業等の社会参加の促進を目標とする。

上記に係る具体的な目標は別表第三のとおりとし、当該目標の達成に向けて、国は、メンタルヘルス対策の充実、妊婦や子どもの健やかな健康増進に向けた取組、介護予防・支援などの取組を進める。

4 健康を支え、守るための社会環境の整備

健康を支え、守るための社会環境が整備されるためには、国民、企業、民間団体等の多様な主体が自発的に健康づくりに取り組むことが重要である。具体的な目標は、別表第四のとおりとし、居住地域での助け合いといった地域のつながりの強化とともに、健康づくりを目的とした活動に主体的に関わる国民の割合の増加、健康づくりに関する活動に取り組み、自発的に情報発信を行う企業数の増加並びに身近で専門的な支援及び相談が受けられる民間団体の活動拠点の増加について設定するとともに、健康格差の縮小に向け、地域で課題となる健康格差の実態を把握し、対策に取り組む地方公共団体の増加について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康づくりに自発的に取り組む企業、民間団体等の動機づけを促すため、当該企業、団体等の活動に関する情報提供やそれらの活動の評価等に取り組む。

5 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する目標は、それぞれ次の考え方にに基づき、別表第五のとおりとする。

(1) 栄養・食生活

栄養・食生活は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、ライフステージの重点課題となる適正体重の維持や適切な食事等に関するものに加え、社会環境の整備を促すため、食品中の食塩含有量等の低減、特定給食施設（特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設をいう。以下同じ。）での栄養・食事管理について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康な食生活や栄養に関する基準及び指針の策定、関係行政機関の連携による食生活に関する国民運動の推進、食育の推進、専門的技術を

有する人材の養成、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(2) 身体活動・運動

身体活動・運動は、生活習慣病の予防のほか、社会生活機能の維持及び向上並びに生活の質の向上の観点から重要である。目標は、次世代の健康や高齢者の健康に関する目標を含め、運動習慣の定着や身体活動量の増加に関する目標とともに、身体活動や運動に取り組みやすい環境整備について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための運動基準・指針の見直し、企業や民間団体との協働による体制整備等に取り組む。

(3) 休養

休養は、生活の質に係る重要な要素であり、日常的に質量ともに十分な睡眠をとり、余暇等で体や心を養うことは、心身の健康の観点から重要である。目標は、十分な睡眠による休養の確保及び週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合の減少について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、健康増進のための睡眠指針の見直し等に取り組む。

(4) 飲酒

飲酒は、生活習慣病を始めとする様々な身体疾患や鬱病等の健康障害のリスク要因となり得るのみならず、未成年者の飲酒や飲酒運転事故等の社会的な問題の要因となり得る。目標は、生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の減少、未成年者及び妊娠中の者の飲酒の防止について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、飲酒に関する正しい知識の普及啓発や未成年者の飲酒防止対策等に取り組む。

(5) 喫煙

喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD といった NCD の予防可能な最大の危険因子であるほか、低出生体重児の増加の一つの要因であり、受動喫煙も様々な疾病の原因となるため、喫煙による健康被害を回避することが重要である。目標は、成人の喫煙、未成年者の喫煙、妊娠中の喫煙及び受動喫煙の割合の低下について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、受動喫煙防止対策、禁煙希望者に対する禁煙支援、未成年者の喫煙防止対策、たばこの健康影響や禁煙についての教育、普及啓発等に取り組む。

(6) 歯・口腔の健康

歯・口腔の健康は摂食と構音を良好に保つために重要であり、生活の質の向上にも大きく寄与する。目標は、健全な口腔機能^{しよく}を生涯にわたり維持することができるよう、疾病予防の観点から、歯周病予防、う蝕^{しよく}予防及び歯の喪失防止に加え、口腔機能の維持及び向上等について設定する。

当該目標の達成に向けて、国は、歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発や「8020（ハチマルニイマル）運動」の更なる推進等に取り組む。

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

一 健康増進計画の目標の設定と評価

都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画（以下「健康増進計画」という。）の策定に当たっては、地方公共団体は、人口動態、医療・介護に関する統計、特定健康診査データ等の地域住民の健康に関する各種指標を活用しつつ、地域の社会資源等の実情を踏まえ、独自に重要な課題を選択し、その到達すべき目標を設定し、定期的に評価及び改定を実施することが必要である。

都道府県においては、国が設定した全国的な健康増進の目標を勘案しつつ、その代表的なものについて、地域の実情を踏まえ、地域住民に分かりやすい目標を設定するとともに、都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握に努めるものとする。

市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施策、事業、基盤整備等に関する目標に重点を置いて設定するよう努めるものとする。

二 計画策定の留意事項

健康増進計画の策定に当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- 1 都道府県は、市町村、医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、健康づくりに取り組む企業、民間団体等の一体的な取組を推進する観点から、都道府県健康増進計画の策定及びこれらの関係者の連携の強化について中心的な役割を果たすこと。このため、都道府県は、健康増進事業実施者、医療機関、企業の代表者、都道府県労働局その他の関係者から構成される地域・職域連携推進協議会等を活用し、これらの関係者の役割分担の明確化や連携促進のための方策について議論を行い、その結果を都道府県健康増進計画に反映させること。
- 2 都道府県健康増進計画の策定に当たっては、都道府県が策定する医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 9 条第 1 項に規定する都道府県医療費適正化計画、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 118 条第 1 項に規定する都道府県介護保険事業支援計画、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 11 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画その他の都道府県健康増進計画と関連する計画及び都道府県が定める歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項に規定する基本的事項との調和に配慮すること。

また、都道府県は、市町村健康増進計画の策定の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を都道府県健康増進計画の中で設定するよう努めること。

- 3 保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康格差の縮小を図ること等を目的とした健康情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行うこと。
- 4 市町村は、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、都道府県や保健所と連携しつつ、事業の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 1 項に規定する特定健康診査等実施計画と市町村健康増進計画を一体的に策定するなど、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図るとともに、市町村が策定する介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮すること。

また、市町村は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 17 条及び第 19 条の 2 に基づき実施する健康増進事業について、市町村健康増進計画において位置付けるよう留意すること。

- 5 都道府県及び市町村は、国の目標の期間を勘案しつつ、一定の期間ごとに計画の評価及び改定を行い、住民の健康増進の継続的な取組に結び付けること。当該評価及び改定に当たっては、都道府県又は市町村自らによる取組のほか、都道府県や市町村の区域内の医療保険者、学校保健関係者、産業保健関係者、企業等における取組の進捗状況や目標の達成状況について評価し、その後の取組等に反映するよう留意すること。
- 6 都道府県及び市町村は、健康増進のための目標の設定や、目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、地域住民が主体的に参加し、その意見を積極的に健康増進の取組に反映できるよう留意すること。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用

国は、国民の健康増進を推進するための目標等を評価するため、国民健康・栄養調査等の企画を行い、効率的に実施する。併せて、生活習慣の改善のほか、社会環境の改善に関する調査研究についても推進する。

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民健康・栄養調査、都道府県健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、地域がん登録事業等の結果、疾病等に関する各種統計、診療報酬明細書（レセプト）の情報その他の収集した情報等に基づき、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価を行う。この際、個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律

第 57 号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)、統計法(平成 19 年法律第 53 号)、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第 11 条第 1 項の趣旨を踏まえて制定される条例等を遵守するほか、各種調査の結果等を十分活用するなどにより、科学的な根拠に基づいた健康増進に関する施策を効率的に実施することが重要である。

また、これらの調査等により得られた情報については、積極的な公表に努める。

さらに、国、地方公共団体は、ICT(情報通信技術をいう。以下同じ。)を利用して、健診結果等の健康情報を個人が活用するとともに、全国規模で健康情報を収集・分析し、国民や関係者が効果的な生活習慣病対策を実施することができる仕組みを構築するよう努める。

二 健康の増進に関する研究の推進

国、地方公共団体、独立行政法人等においては、国民の社会環境や生活習慣と生活習慣病との関連等に関する研究を推進し、研究結果に關して的確かつ十分な情報の提供を国民や関係者に対し行う。また、新たな研究の成果については、健康増進に関する基準や指針に反映させるなど、効果的な健康増進の実践につながるよう支援を行っていくことが必要である。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

各保健事業者は、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供するため、特定健康診査・特定保健指導、がん検診、労働者を対象とした健康診断等の徹底を図るとともに、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、共同事業の実施等保健事業者相互の連携の促進が図られることが必要である。

具体的な方法として、がん検診、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で、個人の健康情報の共有を図るなど、健康に関する対策を効果的かつ効果的に実施することがある。また、受診者の利便性の向上や受診率の目標達成に向けて、がん検診や特定健康診査その他の各種検診を同時に実施することや、各種検診の実施主体の参加による受診率の向上に関するキャンペーンを実施することがある。

なお、健康診査の実施等に係る健康増進事業実施者間の連携については、これらのほか、健康増進法第 9 条第 1 項に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針の定めるところによる。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項

一 基本的な考え方

健康増進は、国民の意識と行動の変容が必要であることから、国民の主体的な健康増進の取組を支援するため、国民に対する十分かつ確かな情報提供が必要である。このため、当該情報提供は、生活習慣に関して、科学的知見に基づき、分かりやすく、国民の健康増進の取組に結び付きやすい魅力的、効果的かつ効果的なものとなるよう工夫する。また、当該情報提供において、家庭、保育所、学校、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めるよう工夫する。

生活習慣に関する情報提供に当たっては、ICTを含むマスメディアや健康増進に関するボランティア団体、産業界、学校教育、医療保険者、保健事業における健康相談等多様な経路を活用するとともに、対象集団の特性に応じた効果的な働きかけを、複数の方法を組み合わせて行うことが重要である。なお、情報提供に当たっては、誤った情報や著しく偏った不適切な情報を提供しないよう取り組むものとする。

また、国、地方公共団体等は、生活習慣の各分野に関し、指針の策定、普及等に取り組む。

二 健康増進普及月間等

国民運動の一層の推進を図るため、9 月を健康増進普及月間とし、国、地方公共団体、企業、民間団体等が行う様々なイベントや広報活動等の普及啓発活動等を通じ、国民の自覚を高めるほか、社会全体で健康づくりを支え合う環境を醸成するための健康増進の取組を一層促進すること

とする。

また、当該取組が一層効果的となるよう、併せて、食生活改善普及運動を9月に実施する。

健康増進普及月間及び食生活改善普及運動（以下「健康増進普及月間等」という。）の実施に当たっては、地域の実情に応じた課題を設定し、健康に関心の薄い者も含めてより多くの住民が参加できるように工夫するよう努めることが必要である。また、地域における活動のほか、国、地方公共団体、企業、民間団体等が相互に協力して、全国規模の中核的なイベント等を実施することにより、健康増進普及月間等の重点的かつ効果的な実施を図る。

第七 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

一 地域の健康課題を解決するための効果的な推進体制

健康増進に関係する機関及び団体等がそれぞれ果たすべき役割を認識するとともに、地域の健康課題を解決するため、市町村保健センター、保健所、医療保険者、医療機関、薬局、地域包括支援センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等から構成される中核的な推進組織が、市町村保健センター、保健所を中心として、各健康増進計画に即して、当該計画の目標を達成するための行動計画を設定し、各機関及び団体等の取組をそれぞれ補完し合うなど職種間で連携を図ることにより、効果的な取組が図られることが望ましい。

また、国は、地方公共団体が健康増進計画の策定等を行う際に、各種統計資料等のデータベースの作成や分析手法の提示等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対し同様の技術的援助を行うことが必要である。

二 多様な主体による自発的取組や連携の推進

栄養、運動、休養に関連する健康増進サービス関連企業、健康機器製造関連企業、食品関連企業を始めとして、健康づくりに関する活動に取り組む企業、NGO、NPO等の団体は、国民の健康増進に向けた取組を一層推進させるための自発的取組を行うとともに、当該取組について国民に情報発信を行うことが必要である。国、地方公共団体等は、当該取組の中で、優れた取組を行う企業等を評価するとともに、当該取組が国民に広く知られるよう、積極的に当該取組の広報を行うなど、健康づくりのための社会環境の整備に取り組む企業等が増加するような動機付けを与えることが必要である。健康増進の取組としては、民間の健康増進サービスを実施する企業等が、健診・検診の実施主体その他関係機関と連携し、対象者に対して効果的かつ効率的に健康増進サービスを提供することも考えられる。こうした取組の推進により、対象者のニーズに応じた多様で質の高い健康増進サービスに係る市場の育成が図られる。

また、健康増進の取組を推進するに当たっては、健康づくり対策、食育、母子保健、精神保健、介護予防及び就業上の配慮や保健指導等を含む産業保健の各分野における対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を含めた厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のほか、学校保健対策、ウォーキングロード（遊歩道等の人の歩行の用に供する道をいう。）の整備等の対策、森林等の豊かな自然環境の利用促進対策、総合型地域スポーツクラブの活用等の生涯スポーツ分野における対策、健康関連産業の育成等、関係行政分野、関係行政機関等が十分に連携する必要がある。

三 健康増進を担う人材

地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康等の生活習慣全般についての保健指導及び住民からの相談を担当する。

国及び地方公共団体は、健康増進に関する施策を推進するための保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、健康運動指導士等の健康増進のための運動指導者や健康スポーツ医との連携、食生活改善推進員、運動普及推進員、禁煙普及員等のボランティア組織や健康増進のための自助グループの支援体制の構築等に努める。

このため、これらの人材について、国において総合的な企画及び調整の能力の養成並びに指導者としての資質の向上に重点を置いた研修の充実を図るとともに、都道府県において市町村、医

療保険者、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体等と連携し、地方公共団体の職員だけでなく、地域・職域における健康増進に関する施策に携わる専門職等に対し、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図ることが必要である。

また、地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携を図るよう努める。

別表第一 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標

項 目	現 状	目 標
① 健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均の延伸）	男性 70.42年 女性 73.62年 (平成22年)	平均寿命の増加分を上回る 健康寿命の増加 (平成34年度)
② 健康格差の縮小（日常生活に制限のない期間の平均の都道府県格差の縮小）	男性 2.79年 女性 2.95年 (平成22年)	都道府県格差の縮小 (平成34年度)

(注) 上記①の目標を実現するに当たっては、「日常生活に制限のない期間の平均」のみならず、「自分が健康であると自覚している期間の平均」についても留意することとする。

また、上記②の目標を実現するに当たっては、健康寿命の最も長い都道府県の数値を目標として、各都道府県において健康寿命の延伸を図るよう取り組むものである。

別表第二 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底に関する目標

(1) がん

項 目	現 状	目 標
① 75歳未満のがんの年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	84.3 (平成22年)	73.9 (平成27年)
② がん検診の受診率の向上	胃がん 男性 36.6% 女性 28.3% 肺がん 男性 26.4% 女性 23.0% 大腸がん 男性 28.1% 女性 23.9% 子宮頸がん 女性 37.7% 乳がん 女性 39.1% (平成22年)	50% (胃がん、肺がん、大腸がんは当面40%) (平成28年度)

(注) がん検診の受診率の算定に当たっては、40歳から69歳まで（子宮頸がんは20歳から69歳まで）を対象とする。

(2) 循環器疾患

項 目	現 状	目 標
① 脳血管疾患・虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少（10万人当たり）	脳血管疾患 男性 49.5 女性 26.9 虚血性心疾患 男性 36.9 女性 15.3 (平成22年)	脳血管疾患 男性 41.6 女性 24.7 虚血性心疾患 男性 31.8 女性 13.7 (平成34年度)
② 高血圧の改善（収縮期血圧の平均値の低下）	男性 138mmHg 女性 133mmHg (平成22年)	男性 134mmHg 女性 129mmHg (平成34年度)
③ 脂質異常症の減少	総コレステロール240mg／	総コレステロール240mg／

	d1以上の者の割合 男性 13.8% 女性 22.0% L D L コレステロール 160mg/dl以上の者の割合 男性 8.3% 女性 11.7% (平成22年)	d1以上の者の割合 男性 10% 女性 17% L D L コレステロール 160mg/dl以上の者の割合 男性 6.2% 女性 8.8% (平成34年度)
④ メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少	1,400万人 (平成20年度)	平成20年度と比べて 25%減少 (平成27年度)
⑤ 特定健康診査・特定保健指導の 実施率の向上	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% (平成21年度)	平成25年度から開始する第 2期医療費適正化計画に合 わせて設定 (平成29年度)

(3) 糖尿病

項 目	現 状	目 標
① 合併症（糖尿病腎症による年間 新規透析導入患者数）の減少	16,247人 (平成22年)	15,000人 (平成34年度)
② 治療継続者の割合の増加	63.7% (平成22年)	75% (平成34年度)
③ 血糖コントロール指標におけ るコントロール不良者の割合の 減少 (HbA1cがJ D S 値8.0% (N G S P 値8.4%) 以上の者の割合の 減少)	1.2% (平成21年度)	1.0% (平成34年度)
④ 糖尿病有病者の増加の抑制	890万人 (平成19年)	1000万人 (平成34年度)
⑤ メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少（再掲）	1,400万人 (平成20年度)	平成20年度と比べて25%減 少 (平成27年度)
⑥ 特定健康診査・特定保健指導の 実施率の向上（再掲）	特定健康診査の実施率 41.3% 特定保健指導の実施率 12.3% (平成21年度)	平成25年度から開始する第 2期医療費適正化計画に合 わせて設定 (平成29年度)

(4) COPD

項 目	現 状	目 標
① COPDの認知度の向上	25% (平成23年)	80% (平成34年度)

別表第三 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標

(1) こころの健康

項 目	現 状	目 標
① 自殺者の減少（人口10万人当た	23.4	自殺総合対策大綱の見直し

り)	(平成22年)	の状況を踏まえて設定
② 気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者の割合の減少	10.4% (平成22年)	9.4% (平成34年度)
③ メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の増加	33.6% (平成19年)	100% (平成32年)
④ 小児人口10万人当たりの小児科医・児童精神科医師の割合の増加	小児科医 94.4 (平成22年) 児童精神科医 10.6 (平成21年)	増加傾向へ (平成26年)

(2) 次世代の健康

項 目	現 状	目 標
① 健康な生活習慣（栄養・食生活、運動）を有する子どもの割合の増加		
ア 朝・昼・夕の三食を必ず食べることに気をつけて食事をしている子どもの割合の増加	小学5年生 89.4% (平成22年度)	100%に近づける (平成34年度)
イ 運動やスポーツを習慣的にしている子どもの割合の増加	(参考値) 週に3日以上 小学5年生 男子 61.5% 女子 35.9% (平成22年)	増加傾向へ (平成34年度)
② 適正体重の子どもの増加		
ア 全出生数中の低出生体重児の割合の減少	9.6% (平成22年)	減少傾向へ (平成26年)
イ 肥満傾向にある子どもの割合の減少	小学5年生の中等度・高度肥満傾向児の割合 男子 4.60% 女子 3.39% (平成23年)	減少傾向へ (平成26年)

(3) 高齢者の健康

項 目	現 状	目 標
① 介護保険サービス利用者の増加の抑制	452万人 (平成24年度)	657万人 (平成37年度)
② 認知機能低下ハイリスク高齢者の把握率の向上	0.9% (平成21年)	10% (平成34年度)
③ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）を認知している国民の割合の増加	(参考値) 17.3% (平成24年)	80% (平成34年度)
④ 低栄養傾向（BMI 20以下）の高齢者の割合の増加の抑制	17.4% (平成22年)	22% (平成34年度)
⑤ 足腰に痛みのある高齢者の割合の減少（1,000人当たり）	男性 218人 女性 291人 (平成22年)	男性 200人 女性 260人 (平成34年度)
⑥ 高齢者の社会参加の促進（就業	(参考値) 何らかの地域活動	80%

又は何らかの地域活動をしている 高齢者の割合の増加)	をしている高齢者の割合 男性 64.0% 女性 55.1% (平成20年)	(平成34年度)
-------------------------------	--	----------

(注) 上記①の目標については、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)の策定に当たって試算した結果に基づき設定したものである。

別表第四 健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標

項 目	現 状	目 標
① 地域のつながりの強化(居住地域 でお互いに助け合っていると思う国民 の割合の増加)	(参考値)自分と地域のつな がりが強い方だと思う割合 45.7% (平成19年)	65% (平成34年度)
② 健康づくりを目的とした活動に 主体的に関わっている国民の割合 の増加	(参考値)健康や医療サー ビスに関係したボランテ ィア活動をしている割合 3.0% (平成18年)	25% (平成34年度)
③ 健康づくりに関する活動に取り 組み、自発的に情報発信を行う企 業登録数の増加	420社 (平成24年)	3,000社 (平成34年度)
④ 健康づくりに関して身近で専門 的な支援・相談が受けられる民間 団体の活動拠点数の増加	(参考値)民間団体から報 告のあった活動拠点数 7,134 (平成24年)	15,000 (平成34年度)
⑤ 健康格差対策に取り組む自治体 の増加(課題となる健康格差の実 態を把握し、健康づくりが不利な 集団への対策を実施している都道 府県の数)	11都道府県 (平成24年)	47都道府県 (平成34年度)

別表第五 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣
及び社会環境の改善に関する目標

(1) 栄養・食生活

項 目	現 状	目 標
① 適正体重を維持している者の増 加(肥満(BMI 25以上)、やせ (BMI 18.5未満)の減少)	20歳～60歳代男性の肥満者 の割合 31.2% 40歳～60歳代女性の肥満者 の割合 22.2% 20歳代女性のやせの者の割 合 29.0% (平成22年)	20歳～60歳代男性の肥満者 の割合 28% 40歳～60歳代女性の肥満者 の割合 19% 20歳代女性のやせの者の割 合 20% (平成34年度)
② 適切な量と質の食事をとる者の 増加		
ア 主食・主菜・副菜を組み合わせ た食事が1日2回以上の日がほぼ 毎日の者の割合の増加	68.1% (平成23年)	80% (平成34年度)

イ 食塩摂取量の減少	10.6g (平成22年)	8g (平成34年度)
ウ 野菜と果物の摂取量の増加	野菜摂取量の平均値 282g 果物摂取量100g未満の者の割合 61.4% (平成22年)	野菜摂取量の平均値 350g 果物摂取量100g未満の者の割合 30% (平成34年度)
③ 共食の増加（食事を1人で食べる子どもの割合の減少）	朝食 小学生 15.3% 中学生 33.7% 夕食 小学生 2.2% 中学生 6.0% (平成22年度)	減少傾向へ (平成34年度)
④ 食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数の増加	食品企業登録数 14社 飲食店登録数 17,284店舗 (平成24年)	食品企業登録数 100社 飲食店登録数 30,000店舗 (平成34年度)
⑤ 利用者に応じた食事の計画、調理及び栄養の評価、改善を実施している特定給食施設の割合の増加	(参考値) 管理栄養士・栄養士を配置している施設の割合 70.5% (平成22年)	80% (平成34年度)

(2) 身体活動・運動

項 目	現 状	目 標
① 日常生活における歩数の増加	20歳～64歳 男性 7,841歩 女性 6,883歩 65歳以上 男性 5,628歩 女性 4,584歩 (平成22年)	20歳～64歳 男性 9,000歩 女性 8,500歩 65歳以上 男性 7,000歩 女性 6,000歩 (平成34年度)
② 運動習慣者の割合の増加	20歳～64歳 男性 26.3% 女性 22.9% 65歳以上 男性 47.6% 女性 37.6% (平成22年)	20歳～64歳 男性 36% 女性 33% 65歳以上 男性 58% 女性 48% (平成34年度)
③ 住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取り組む自治体数の増加	17都道府県 (平成24年)	47都道府県 (平成34年度)

(3) 休養

項 目	現 状	目 標
① 睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	18.4% (平成21年)	15% (平成34年度)
② 週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少	9.3% (平成23年)	5.0% (平成32年)

(4) 飲酒

項 目	現 状	目 標
① 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者（１日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の者）の割合の減少	男性 15.3% 女性 7.5% (平成22年)	男性 13% 女性 6.4% (平成34年度)
② 未成年者の飲酒をなくす	中学３年生 男子 10.5% 女子 11.7% 高校３年生 男子 21.7% 女子 19.9% (平成22年)	0% (平成34年度)
③ 妊娠中の飲酒をなくす	8.7% (平成22年)	0% (平成26年)

(5) 喫煙

項 目	現 状	目 標
① 成人の喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）	19.5% (平成22年)	12% (平成34年度)
② 未成年者の喫煙をなくす	中学１年生 男子 1.6% 女子 0.9% 高校３年生 男子 8.6% 女子 3.8% (平成22年)	0% (平成34年度)
③ 妊娠中の喫煙をなくす	5.0% (平成22年)	0% (平成26年)
④ 受動喫煙（家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合の減少	行政機関 16.9% 医療機関 13.3% (平成20年) 職場 64% (平成23年) 家庭 10.7% 飲食店 50.1% (平成22年)	行政機関 0% 医療機関 0% (平成34年度) 職場 受動喫煙の無い職場の実現 (平成32年) 家庭 3% 飲食店 15% (平成34年度)

(6) 歯・口腔の健康

項 目	現 状	目 標
① 口腔機能の維持・向上（60歳代における咀嚼 ^{そしやく} 良好者の割合の増加）	73.4% (平成21年)	80% (平成34年度)
② 歯の喪失防止		
ア 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0% (平成17年)	50% (平成34年度)

イ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2% (平成17年)	70% (平成34年度)
ウ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1% (平成17年)	75% (平成34年度)
③ 歯周病を有する者の割合の減少		
ア 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7% (平成21年)	25% (平成34年度)
イ 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3% (平成17年)	25% (平成34年度)
ウ 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7% (平成17年)	45% (平成34年度)
④ 乳幼児・学齢期のう蝕のない者の増加		
ア 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6 都道府県 (平成21年)	23都道府県 (平成34年度)
イ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7 都道府県 (平成23年)	28都道府県 (平成34年度)
⑤ 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1% (平成21年)	65% (平成34年度)

広島県スポーツ推進計画の概要

1 計画の位置付け

この計画は、スポーツ基本法第10条の規定による「地方スポーツ推進計画」として策定するものであり、本県のスポーツ推進に関する施策の基本的方向と具体的方策を定める計画として位置付けます。

2 計画期間

10年後の「目指す将来像」を見据えた前半5年間の計画として、計画期間を平成26年度から平成30年度までとします。

3 基本理念と目指す将来像

基本理念

～ 日本で一番スポーツを身近に楽しめる広島県の実現 ～

スポーツは、年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、県民が生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を営む上で欠かせないものです。10年後の「目指す将来像」をイメージしてスポーツを身近に楽しめる環境を整えることによって、県民一人一人がスポーツを通じて幸せと豊かさを実感できる、元気で活力のみなぎる広島県を実現し、全国をリードしていく存在を目指します。

目指す将来像

■ 地域スポーツ

広島県では、あらゆるスポーツが普及しており、県民がそれぞれの生活環境、趣味、体力に応じたスポーツを選び、身近に楽しんでいる。

■ 競技スポーツ

広島県では、多くの有望なジュニアアスリートが育っている。そして、本県ゆかりの多くのアスリートが国際大会や全国大会で活躍し、県民は、アスリートをこぞって応援し、夢と感動を享受している。

施策の方向性

I 地域スポーツの推進

障害者を含めた「幼児期」、「児童・生徒期」、「成人期」、「高齢期」の各ライフステージに応じた施策展開

II 競技スポーツの推進

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機とする、トップアスリートの発掘、育成・強化までの体系的・戦略的な施策展開

地域スポーツ・競技スポーツを支える施策

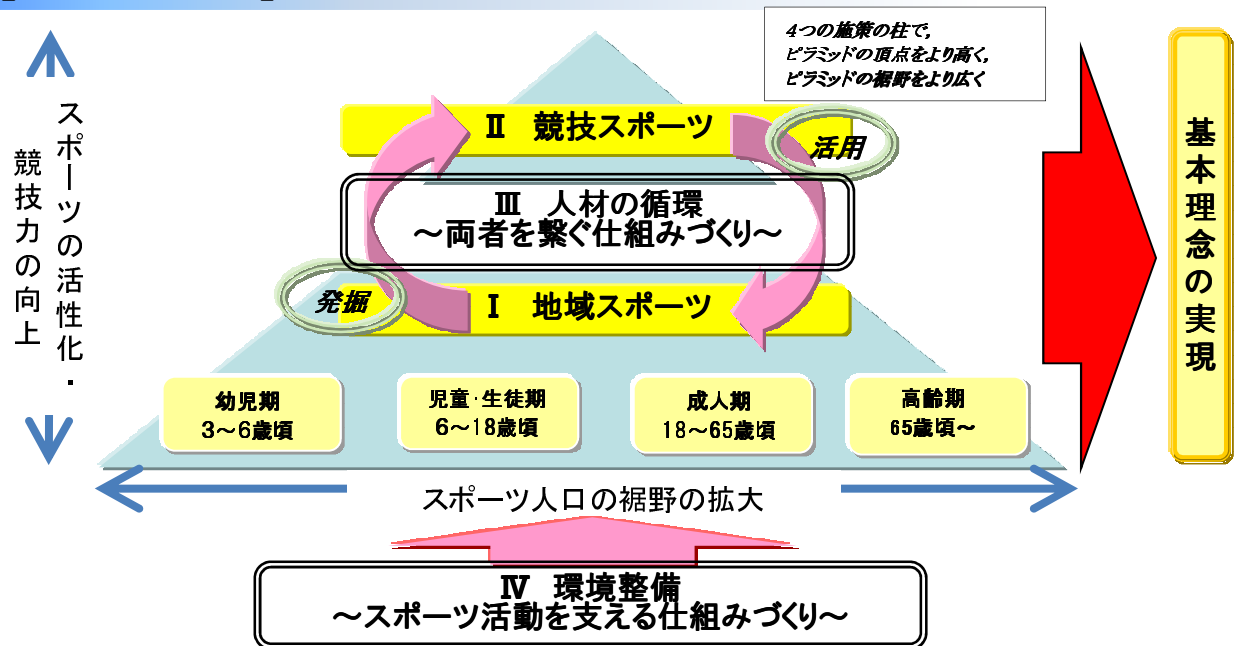
III 人材の循環

広島から輩出したアスリートが、引退後は広島で指導者となり、新たなアスリートを育てる「好循環の構築」の検討

IV 環境整備

スポーツ活動を支える体制づくり、多様なスポーツの場づくり、スポーツを通じた広島の活力づくり

【計画のイメージ】



4 施策推進にあたって踏まえるべき課題と対応方針

前回計画の成果と課題

指標名	当初値 (年度)	目標値	実績 (年度)	主な課題
成人の週1回以上のスポーツ実施率	38.2% (H17)	50%	33.3% (H25)	スポーツ実施の機会・仲間の拡大
総合型地域スポーツクラブの育成市町 (育成クラブ数)	14市町 (27クラブ) (H17)	全23市町 (50クラブ)	20市町 (36クラブ) (H25)	指導者・推進役の確保
本県の児童生徒の体力・運動能力調査結果が全国平均と比較して同じか上回っている種目の割合	51.5% (H17)	75%	69.6% (H25)	運動・遊びの習慣化 学校の指導力強化
国民体育大会総合順位	9位 (H17)	8位以内	15位 (H25)	少年の部の成績向上

新計画における対応方針

■ ライフステージに応じたスポーツ活動への取組の推進

- 世代ごとに異なる課題にきめ細かく対応し、スポーツ実施率を向上
- 家族ぐるみでスポーツに取り組む環境を創出し、スポーツ実施を習慣化

■ ジュニア期からトップレベルに至るまで体系的・戦略的なアスリートの育成

- 発掘した選手を継続的に指導する体制を構築し、確実にトップアスリートを育成
- 高度で専門的な指導、スポーツ医・科学の活用により、ジュニア選手の競技力を強化

■ アスリートを地域や学校で受け入れ、活用できる仕組みの構築

- アスリートを活用することにより、優秀な指導者を確保
- トップアスリートの技術や経験等を地域に還元することで、次世代アスリートを発掘、育成・強化する好循環の創出
- 現役引退後、指導者として育成・資質向上を図り、アスリートを持続的に活用できる場を創出

■ ハード・ソフト両面の環境整備

- 人材の養成、スポーツ施設の整備・充実、スポーツに参画する機会の創出など、スポーツ活動を支えるハード・ソフトの両面を整備

5 重点的な取組

ジュニア選手の育成

ジュニア選手の発掘、育成・強化を体系的・戦略的に推進します。

○ 基礎的運動能力の1つである「走る」ことをきっかけとして、スポーツへの関心を高め、体力・運動能力を向上

- ・ 本県ゆかりのアスリートを活用した「走り方教室」の実施
- ・ 学校教育活動における「かけっこ」を活用した指導の充実（指導マニュアル作成など）

○ 早期に子供の適性を見極め、専門的な指導を行う体制の構築

- ・ スーパージュニア選手の発掘・育成（運動適性テスト、体験・専門プログラムの実施）
- ・ 運動部指導者の計画的な配置、外部指導者の派遣による指導体制の充実

○ 優秀な指導者の確保

- ・ トップアスリートを活用し、次世代アスリートを発掘、育成・強化するとともに、アスリート自身を指導者として育成

○ スポーツ医・科学の知見を活用した育成

- ・ 保護者を含めた栄養・食生活指導、スポーツ障害の防止 等

【成果目標】

- ・ 体力合計点の全国1位を目指す
（H25の全国とのポイント差：小5男子221、小5女子276、中2男子238、中2女子287）
- ・ 小5の50m走の県平均タイムにおいて全国1位を目指す
（H25：男子10位、女子17位）

東京オリンピック・パラリンピック対策

2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、競技力の向上を図り、オリンピックに本県ゆかりの選手を前回東京大会以上に輩出することを目指します。

○ 選手発掘・強化対策

- ・ スーパージュニア選手の発掘・育成（運動適性テスト、体験・専門プログラムの実施）
- ・ 県内外での強化合宿、全国トップレベル団体との合宿の実施
- ・ 有望なジュニア選手の海外遠征費等の支援
- ・ 県立高等学校体育科、競技力向上拠点校への支援

○ 障害者スポーツの競技力強化

- ・ 競技団体の組織化に向けた取組を実施

○ 関連事業

- ・ 事前合宿の誘致支援などによるスポーツを核としたまちづくり

【成果目標】

- ・ 東京オリンピック競技大会に本県ゆかりの選手を23人以上輩出することを目指す
（1964年/東京大会以上）
- ・ 国民体育大会男女総合成績において8位以内の入賞

スポーツ医・科学資源の活用

広島大学病院スポーツ医科学センター等を活用し、選手への総合的なサポート体制を構築し、競技力の向上を図ります。

○ 体制構築

- ・ 広島大学病院スポーツ医科学センター、健康・体力サポートセンター（県立総合体育館）、スポーツ医・科学委員会（県体育協会）が相互に連携する仕組みづくりの検討

○ 知見の還元による選手育成、指導者養成

- ・ 効果的なトレーニング方法の普及
- ・ 栄養・食生活に関する指導
- ・ スポーツ障害の防止に関する指導
- ・ ドーピング防止に関する教育・研修
- ・ 競技大会へのスポーツドクターの帯同

6 施策と成果目標

I 地域スポーツの推進

基本施策	主な具体的施策	成果目標
1 幼児期[3～6歳頃]:体を動かす遊びの習慣づくり	市町等が行う、親子で気軽に参加できるスポーツイベント・教室などの開催の支援	運動・スポーツを「する」小学1年生の児童の割合を100%に近づける。 (H25:男子:88.8%, 女子:83.4%→H30:95%以上) 【広島県児童生徒の体力・運動能力調査】
	市町等が行うイベント等を活用して、家庭や地域に対し「外遊び」の重要性等の啓発活動を実施	
	市町等と連携し、幼稚園教諭や保育士を対象とした運動や遊びの指導方法等に関する研修の実施	
2 児童・生徒期[6～18歳頃]:体力・運動能力向上とスポーツの習慣化	アスリートを活用した走り方教室の開催	・体力合計点の全国1位を目指す。 (H25の全国との差:小5男子2.21ポイント・小5女子2.76ポイント, 中2男子2.38ポイント・中2女子2.87ポイント)【全国体力・運動能力, 運動習慣等調査】 ・小学5年生の「50m走」の県平均タイムにおいて、全国1位を目指す。 (H25:男子10位, 女子17位)【全国体力・運動能力, 運動習慣等調査】
	教員の指導力の向上や体育科・保健体育科の授業の質の向上を図るため、学校教育研究会等の開催や指導マニュアルの作成	
	運動部指導者の計画的な配置, 外部指導者の派遣による指導体制の充実	
	学校へトップアスリートや地域の競技経験者を派遣し、スポーツイベントやスポーツ教室を開催	
3 成人期[18～65歳頃]:スポーツ活動に参画する機会の拡充	県内のスポーツに関するあらゆる情報を発信するウェブサイトの開設, マップの作成	週1回以上のスポーツ実施率を「2人に1人」の割合にする。 (H25:3人に1人→H30:2人に1人) 【広島県民の運動・スポーツに関する意識調査】
	総合型地域スポーツクラブ等により、身近な場所で親子一緒に参加できるスポーツイベントや親子スポーツ教室などの開催	
	ロコモティブシンドローム予防のための運動習慣に関する広報等の実施	
4 高齢期[65歳頃～]:いきいきと豊かな暮らしにつながるスポーツ活動	市町やスポーツ団体などと連携して、軽い運動を行う教室やニュースポーツの大会などの実施	週1回以上のスポーツ実施率を「3人に2人」の割合(65%)にする。 (H25:2人に1人→H30:3人に2人(65%)) 【広島県民の運動・スポーツに関する意識調査】
	市町やスポーツ団体などと連携して、健康づくりのイベントや各種スポーツイベントの開催	
	年齢に応じていつでも気軽に行える体操の開発, メディアを活用した普及啓発	
5 障害者:スポーツ活動に参画する機会の創出	県内のスポーツ情報を発信するウェブサイトの開設やマップの作成	障害者スポーツ指導員養成者数を560人以上にする。 (H25:420人→H30:560人以上)
	各種スポーツの出前教室の開催	
	障害のある人もない人も一緒に楽しめるスポーツの普及促進	

II 競技スポーツの推進

基本施策	主な具体的施策	成果目標
1 次世代のトップアスリートの発掘	早期に子供の適性を見極め、専門的な指導を行うプログラムの実施	・2020年東京オリンピック競技大会に本県ゆかりの選手を23人以上輩出することを目指す。(1964年/東京大会以上) ・国民体育大会男女総合成績において、8位以内の入賞 (H25:総合15位→総合8位)
	小学生から高校生を対象とした各競技団体主催のスポーツ教室・競技会の開催を支援	
2 トップレベルに至る体系的・戦略的なアスリートの育成・強化	県体育協会や競技団体、小学生体育連盟などと連携し、一貫した育成・強化体制の構築	
	運動部指導者の計画的な配置, 外部指導者の派遣による指導体制の充実	
	県内外での強化合宿, 全国トップレベルの団体などとの合宿を支援	
	有望なジュニア選手の海外遠征費等を助成	
	県立高等学校体育科(広島皆実高等学校, 神辺旭高等学校)への支援	
	県立高等学校競技力向上拠点校を指定し、競技力の高い生徒の県外流出を防止	
	アスリートをカウンセラーとして学校へ派遣し、進路等に関するアドバイス・助言の実施	
3 障害者の競技スポーツにおけるアスリートの育成	障害者スポーツ団体などを通じ、将来性のある選手の発掘・育成	
	県内のスポーツ情報を発信するウェブサイトの開設やマップの作成	
	スポーツ指導者養成講習会の開催	
	障害者スポーツの競技団体の組織化に向けた取組の実施	
4 スポーツ医・科学を取り入れた効果的な競技力向上	県体育協会の「スポーツ医・科学委員会」と連携し、県内にあるスポーツ医・科学資源を活用したサポート体制の整備	
	県体育協会の「スポーツ医・科学委員会」などと連携し、メディカルチェックや栄養・食生活に関する指導, スポーツ障害の防止や効果的なトレーニング方法などの普及や、ドーピング防止に関する教育・研修の実施	

Ⅲ 人材の循環

基本施策	主な具体的施策	成果目標
1 次世代のトップアスリートの発掘【再掲】	早期に子供の適性を見極め、専門的な指導を行うプログラムの実施	・2020年東京オリンピック競技大会に本県ゆかりの選手を23人以上輩出することを目指す。(1964/東京大会以上)【再掲】 ・国民体育大会男女総合成績において、8位以内の入賞【再掲】 (H25:総合15位→総合8位)
	小学生から高校生を対象とした各競技団体主催のスポーツ教室・競技会の開催を支援	
2 トップアスリートなどの活用促進	トップアスリートを、総合型地域スポーツクラブや学校などの指導者として積極的に活用	
	現役引退後のキャリアに必要な教育や職業訓練等の情報提供	
3 循環的な指導・育成システムの構築	企業や大学、スポーツ団体などと連携し、県内外在住のトップアスリートを指導者として育成・活用する仕組みづくりの検討	
	教員採用特別選考枠の創設の検討	

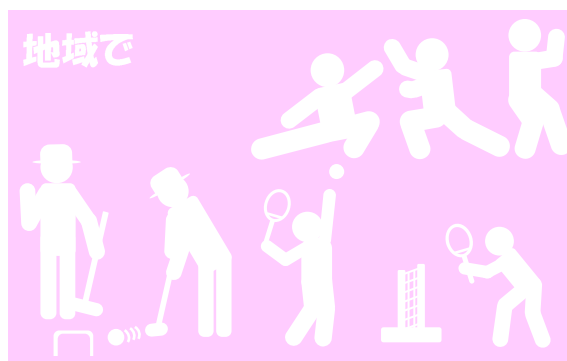
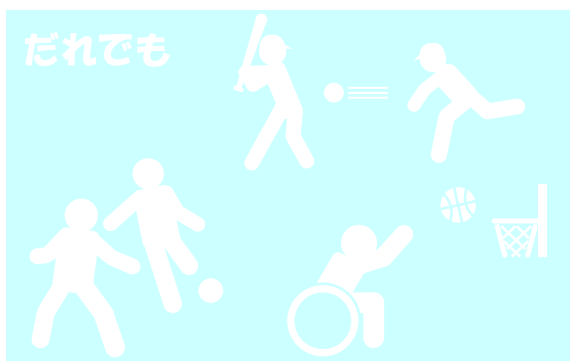
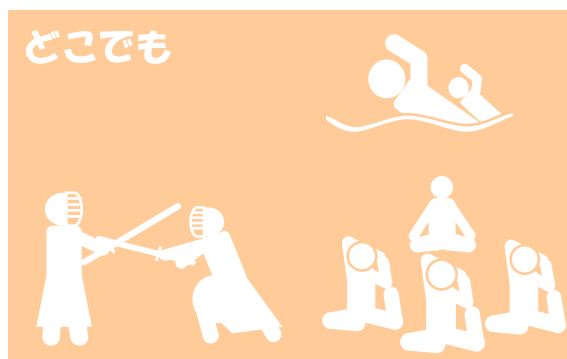
Ⅳ 環境整備

基本施策	主な具体的施策	成果目標
1 スポーツ活動を支える人材の養成・充実	運動部指導者がスポーツ医・科学の知識やコーチングスキルなどを習得する研修会・講習会の実施	・総合型地域スポーツクラブが全市町において1以上設置されること。 (H25:20市町→H30:全市町) ・障害者スポーツ指導員養成者数を560人以上にする。 (H25:420人→H30:560人以上)【再掲】
	スポーツイベントの運営、総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体の運営などを支えるボランティアの発掘・登録	
	障害者スポーツ団体と連携し、指導員の養成研修の実施やボランティアを発掘・登録	
2 コミュニティの中心となる総合型地域スポーツクラブの育成促進と活動の活性化へ向けた支援	クラブのNPO法人格の資格取得に向けた研修会の実施	
	県体育協会などと連携し、各種スポーツ指導者の紹介	
	県体育協会と連携し、クラブ交流スポーツ大会を開催	
3 スポーツを通じたネットワークづくり	スポーツ関係団体が、スポーツ施設やスポーツ指導者、スポーツボランティアなど、スポーツに関するあらゆる情報を共有するためのネットワークづくり	
	学校や総合型地域スポーツクラブと地域社会の連携によるジュニア選手の応援体制の構築	
	地元の企業や大学が保有する指導者などの人材やスポーツ施設、蓄積されているスポーツ医・科学の研究成果などの共有・活用	
	プロスポーツや企業スポーツのチームを活用した、指導者研修会の実施	
4 地域のスポーツ施設の充実と利用促進	県立のスポーツ施設の耐震化やバリアフリー化などの実施	県立のスポーツ施設(県立総合体育館、県総合グラウンド、県立びんご運動公園、県立みよし公園)利用者数の増加(363万人(H24)以上)
	学校体育施設の休日の一般開放や、開放時間帯の弾力化、予約手続きの簡素化	
	県立のスポーツ施設の子供の施設使用料の減額又は免除日の設定	
5 スポーツ活動の拠点づくり	県立スポーツ施設(県立総合体育館、県総合グラウンド、県立びんご運動公園、県立みよし公園)の施設設備の機能維持・充実	
	県総合グラウンドのあり方検討	トpps広島ホームゲーム観戦者数の増加
	アスリートがトレーニングや競技に専念できる施設の誘致や設置に向けた取組の実施	
6 豊かな自然、優れたスポーツ資源を活かした活力づくり	トpps広島に参加しているチームの試合情報の提供	オリンピック・パラリンピックの事前合宿の誘致
	全国レベル、国際レベルの大会などの誘致・開催	
7 スポーツを核とした地域づくり、新たな魅力づくり	市町等と連携し、県外の企業のスポーツチームや大学生・高校生のスポーツ合宿などを誘致	
	市町等と連携し、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿などの誘致活動を支援	
	新たなプロスポーツの支援に向けた地域の一体感の醸成	

東広島市スポーツ推進計画

スポーツで地域を創るまち東広島

概要版



東広島市スポーツ推進計画とは

「東広島市スポーツ推進計画」とは、スポーツ基本法第 10 条に基づく「地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（地方スポーツ推進計画）」です。

本市では、これまで「東広島市スポーツ振興計画（平成 19 年度～平成 28 年度）」に基づき、スポーツ振興の諸施策を展開してまいりました。このたび、これまでの取組の見直しを行い、今後の東広島市のスポーツ振興施策の一層の充実を図ることを目的に、「東広島市スポーツ推進計画（平成 29 年度～平成 38 年度）」を策定しました。

平成 29 年 3 月
東広島市教育委員会



計画が目指す姿と体系

本計画では「スポーツで地域を創るまち東広島」を基本理念とし、「いつでも」運動やスポーツに参加できる機会の充実、「どこでも」スポーツを楽しめる場所や人の確保、生涯を通じて「だれでも」楽しめるスポーツ機会の充実を通して、「地域で」活発に運動・スポーツを楽しむことにより生まれる地域のつながりを活かしたスポーツによるまちづくりをめざします。

基本理念

スポーツで地域を創るまち東広島

目指す将来像

- ① 子どもから高齢者まで、いつでもスポーツを始め、楽しめるまち
- ② 東広島市のどこで暮らしていても、スポーツに親しめる機会を得られるまち
- ③ 年齢や心身の能力、障害の有無にかかわらず、だれでもスポーツを楽しめるまち
- ④ 地域スポーツを推進し、みんなで誘いあってスポーツができる仕組みがあるまち

取組の方向性

方向性1 いつでもスポーツ

- スポーツ行事等の開催
- ライフスタイルに応じたスポーツの促進
- 健康目標を踏まえたスポーツの促進

方向性2 どこでもスポーツ

- スポーツ施設等の維持・整備
- 学校体育施設等の利用促進
- 指導者等の育成・支援
- スポーツに関する情報の提供

方向性3 だれでもスポーツ

- 幼児期からの運動・スポーツの推進
- 競技スポーツの振興
- 高齢者の運動習慣づくり
- 障害のある人のスポーツ促進
- ライフステージにあわせたスポーツの促進

方向性4 地域でスポーツ

- 地域団体等への支援
- スポーツボランティア活動の推進
- スポーツによる交流の推進



運動・スポーツに関する市民意識の状況

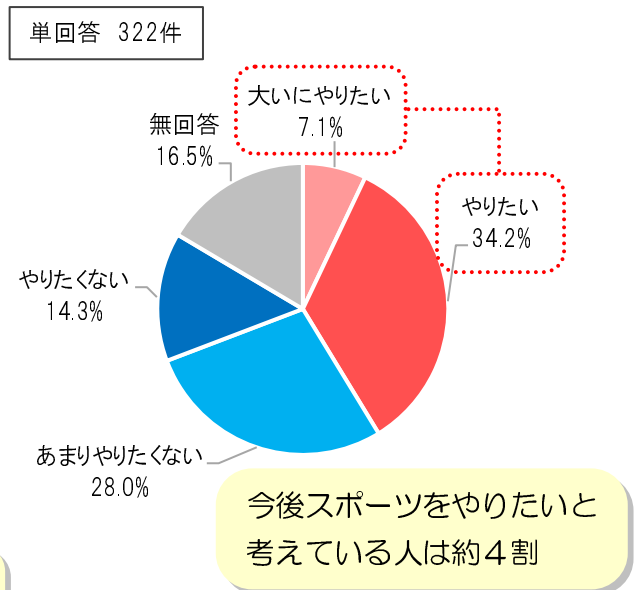
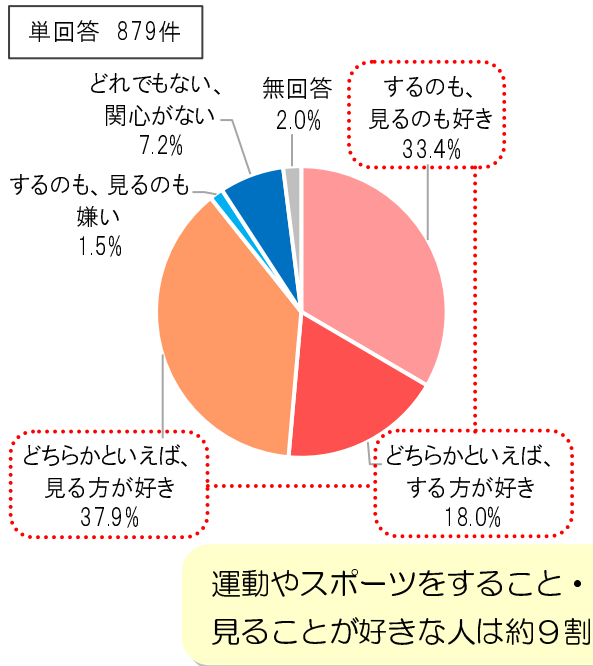
(平成28年「東広島市スポーツ活動に関する市民アンケート調査」の結果より抜粋)

市民の多くが運動・スポーツについて「好き」と回答しています。現在運動・スポーツをしていない人も含め、市全体で気軽に運動・スポーツに関われる機会を充実し、市民生活に運動・スポーツ習慣が根付くよう取り組むことが大切です。

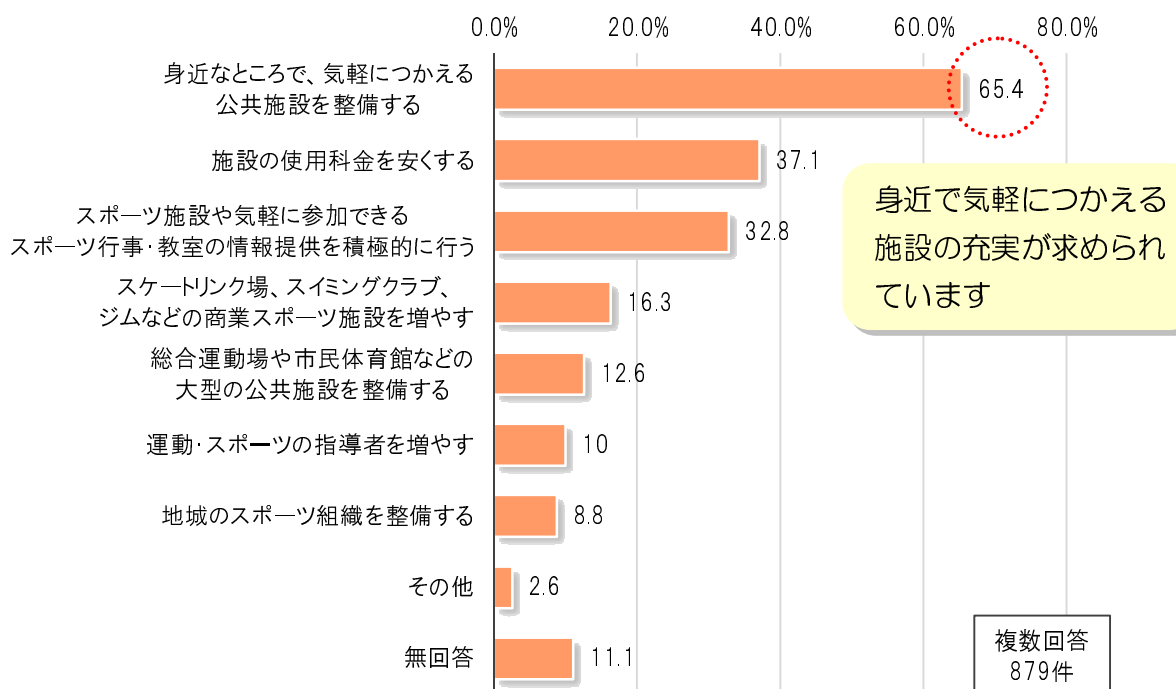
■ あなたは運動やスポーツが好きですか。

(現在、運動・スポーツをしていない人のみ回答)

■ 今後、運動・スポーツを始めたいと思いますか。



■ 将来、東広島市のスポーツ振興に関して重要と思うことは何ですか。





施策の方向性と具体的な取組

方向性 1 いつでもスポーツ

運動やスポーツを楽しんでいる人々は、健康を保つこと、競技へ参加すること、競技を観戦することなど、それぞれの目的や趣味・趣向に沿って様々なスポーツに触れ、楽しんでいます。

市民の運動やスポーツへの関心が高められるよう、いつでも様々なスポーツに触れられる機会を充実していくとともに、実際に運動やスポーツに気軽に参加し習慣づけられる仕組みづくりを目指します。

1 スポーツ行事等の開催

市民参加型のスポーツイベントやスポーツ教室などの行事を積極的に開催するとともに、その広報・周知を広め、市民が身近にスポーツと触れ合い、楽しめる機会を創出します。

【主な事業】

- 各種スポーツイベントの実施
- 各種スポーツ教室の実施
- スポーツイベント等の周知の徹底

2 ライフスタイルに応じたスポーツの促進

近年のライフスタイルの多様化を踏まえ、早朝や夜間など、時間帯による制限を極力受けずにスポーツを楽しむことができる機会の創出に取り組みます。

【主な事業】

- ライフスタイルに応じた参加しやすいスポーツ機会の創出
- 特別な場所を必要としないスポーツの促進

3 健康目標を踏まえたスポーツの促進

生涯を通じて、それぞれのレベルに応じて適切な目標を持ち、その目標に向かって意欲的に取り組むための支援を行うことでより一層健康的で、効果的なスポーツへの参加を促進します。

【主な事業】

- 各種健康づくり運動教室の実施
- 各種出前講座の実施
- スポーツ医学・スポーツ科学を取り入れたトレーニングの促進

目標指標

指標名	現状	目標値（H38）
週1日以上スポーツや運動を行っている人 （※18歳以上の市民）	35.6%	50%以上
市主催のスポーツイベント参加人数	22,695人	25,000人以上

方向性2 どこでもスポーツ

市民が運動やスポーツを実践していくうえで、スポーツのやり方について教えてくれる「人材」やスポーツを行える「場所」が確保されていることが重要です。

そのため、スポーツの楽しさを伝えられる指導者等の育成や、いつでも気軽に運動やスポーツを楽しめる施設・設備の確保と充実に取り組んでいきます。

1 スポーツ施設等の維持・整備

市民が身近に運動・スポーツに親しむことができ、競技スポーツの発展につながるよう、スポーツ施設の整備や利用しやすい魅力的な施設づくりに取り組みます。

【主な事業】

- 市内スポーツ施設の整備検討と修繕・更新
- 東広島運動公園の拡張整備
- 施設の利用調整と有効活用
- 施設の予約・利用手続きがしやすい仕組みづくり
- 指定管理者制度の活用による施設の管理・運営

2 学校体育施設等の利用促進

学校教育活動に支障のない範囲で、小・中学校の体育施設を一般に開放し、暮らしに身近な施設で気軽にスポーツを楽しめるよう取り組みます。

【主な事業】

- 学校体育施設の一般開放及び利用促進

3 指導者等の育成・支援

運動・スポーツ活動の普及に向けて、「スポーツを支える人材」の計画的な育成・支援に取り組みます。

【主な事業】

- スポーツ推進委員の委嘱と研修会の開催
- 関係団体との連携による指導者の育成
- 指導者等の活躍の場づくり
- スポーツ事故の防止など、安全なスポーツ活動の推進

4 スポーツに関する情報の提供

市民がスポーツに興味・関心を持ち、スポーツ活動に積極的に取り組むことができるよう、様々な媒体を活用した情報提供を行います。

【主な事業】

- 行事・イベントの参加につなげる効果的な情報発信
- 庁内関係課における情報共有と施策検討

目標指標

指標名	現状	目標値（H38）
スポーツ施設利用者数	294,828 人	310,000 人以上
学校体育施設開放事業の年間利用人数	411,779 人	430,000 人以上

方向性3 だれでもスポーツ

市民の誰もが、体力や年齢、障害の有無などに関わらず、それぞれが持つ興味や目的に応じて、自分の希望するスポーツに参加し親しむことができるよう、関係機関等とも連携し、ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションの推進に取り組めます。また、幼児期から運動やスポーツに触れ、生涯を通じてスポーツを楽しめる人が増えるよう、スポーツと接する機会の充実を図ります。

1 幼児期からの運動・スポーツの推進

児童・生徒の体力向上や運動部活動の活発化をめざし、学校・家庭・地域の連携のもと、主体的に外遊びやスポーツを親しむ子どもの育成を推進します。

【主な事業】

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ■運動・スポーツの機会の提供 | ■児童・生徒の運動習慣の定着 |
| ■基本的な生活習慣の確立に向けた啓発 | ■指導力向上に向けた指導体制の充実 |
| ■体力づくり改善計画の作成指導 | ■スポーツ活動・運動部活動の活性化 |
| ■スポーツに興味・関心をもたせるための取組の充実 | |

2 競技スポーツの振興

競技スポーツ人口の拡大や、競技力の維持・向上に向けた仕組みづくりを推進します。

【主な事業】

- | | |
|------------------|---------------|
| ■競技人口の拡大に向けた事業展開 | ■トップアスリートへの支援 |
|------------------|---------------|

3 高齢者の運動習慣づくり

高齢者が無理なく日常的に取り組むことができ、健康維持につながる軽運動、スポーツ活動の実施と参加促進に取り組めます。

【主な事業】

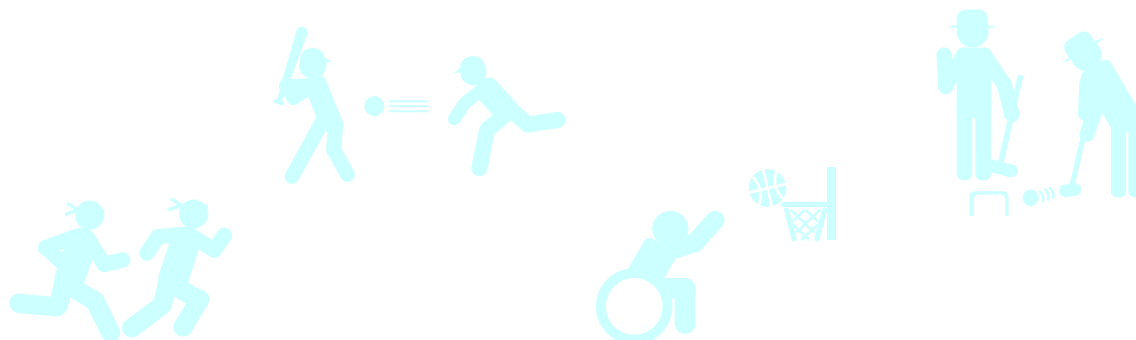
- | | |
|----------------|--------------------|
| ■軽運動・スポーツ活動の推進 | ■通いの場・生きがい活動への参加促進 |
| ■健康づくりに関する意識啓発 | |

4 障害のある人のスポーツ促進

障害のある人の障害の種類や程度に応じた配慮をした運動・スポーツのプログラムや設備の充実を図り、自主的かつ積極的な運動・スポーツへの参加を促進します。

【主な事業】

- | | | |
|----------------|------------------|----------------|
| ■障害者スポーツの周知・啓発 | ■障害者スポーツ教室の充実 | ■障害者スポーツの設備の確保 |
| ■スポーツを通じた交流の推進 | ■障害者スポーツ大会への参加支援 | |



5 ライフステージにあわせたスポーツの促進

幼児期から高齢期までさまざまな年代で体力の維持・向上に取り組める運動・スポーツ活動の普及に取り組みます。

【主な事業】

- 各種スポーツ団体の育成
- 健康づくり活動の推進

- ライフステージに応じた運動・スポーツの機会づくり

目標指標

指標名		現状	目標値（H38）
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 体力合計点の全国トップ県との比較	小学校第5学年(男子)	+1.53 ポイント	+0.40 ポイント以上
	小学校第5学年(女子)	+0.73 ポイント	+0.40 ポイント以上
	中学校第2学年(男子)	+2.13 ポイント	+2.40 ポイント以上
	中学校第2学年(女子)	+2.03 ポイント	+2.00 ポイント以上

方向性4 地域でスポーツ

地域には様々なスポーツ活動を行っている団体があり、スポーツを通じた交流や生きがい活動に取り組んでいます。こうした活動は、地域の一体感の醸成や活性化につながることを期待されます。

地域で行われているスポーツ活動について、広く市民に広報・啓発し参加を促していくとともに、団体と行政の連携や団体間の連携など協働の取組が行える仕組みづくりを目指します。

1 地域団体等への支援

地域では様々なスポーツ活動が展開されており、身近な場所でスポーツに参加できる機会や場が増えつつあります。今後も地域で活動する団体等への支援を行い、地域におけるスポーツの活性化を図ります。

また、総合型スポーツクラブに関する地域での認知度を高めるため、情報提供を行うとともに、クラブ設立に向けた支援を行います。

【主な事業】

- 地域でスポーツについて学べる場の提供
- 関係団体と連携した地域スポーツの推進
- 体育協会等への支援
- 各種団体における講演会等の情報提供

2 スポーツボランティア活動の推進

地域におけるスポーツ活動の活性化を目指し、スポーツボランティアなど地域のスポーツ活動を担うボランティアの育成・支援を進めます。

【主な事業】

- スポーツボランティアに関する情報提供とボランティアの育成
- スポーツボランティア活動の場の提供

3 スポーツによる交流の推進

スポーツを通じて地域への愛着や一体感の醸成が図れるようスポーツによる交流・連携を進めます。また、2020年に開催となる東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運の醸成や、スポーツと観光が連携したスポーツツーリズムに取り組みます。

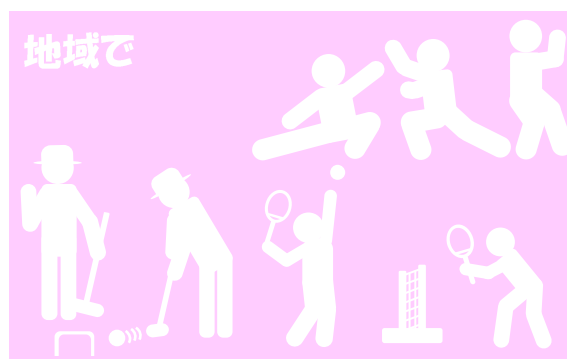
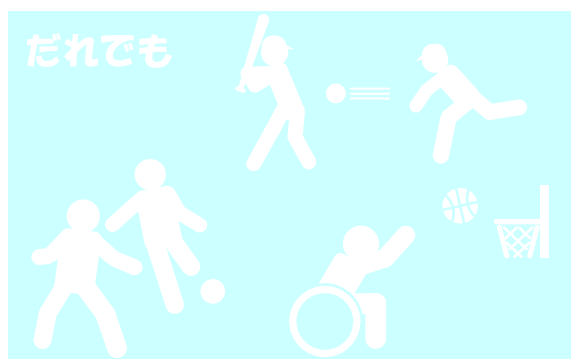
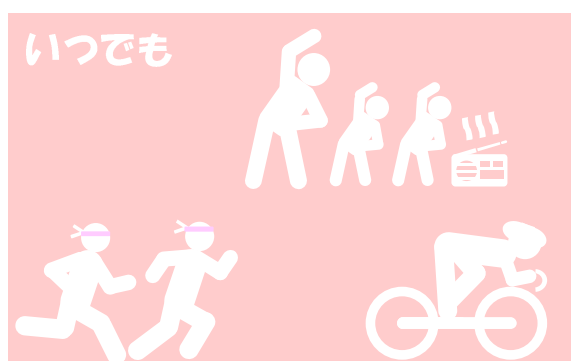
【主な事業】

- スポーツを通じた地域交流
- ニュースポーツの普及・振興

- オリンピック・パラリンピックキャンプ地の誘致の推進
- スポーツツーリズムの促進

目標指標

指標名	現状	目標値（H38）
1年間に市や地域の運動・スポーツ行事に参加したことがある人の割合	14.0%	25.0%以上
東広島市スポーツ少年団指導者・団員数	1,745 人	1,850 人以上
総合型地域スポーツクラブ設置数	1 箇所	2 箇所以上



東広島市スポーツ推進計画 概要版

発行年月：平成 29 年 3 月 発行：東広島市教育委員会 生涯学習部 スポーツ振興課
 問合せ先：〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号
 TEL：082-420-0978 FAX：082-422-6540
 編集協力：(株) ジャパンインターナショナル総合研究所



はじめに

「いつでも・どこでも・だれでもスポーツに親しめるまち呉」を目指して

呉市では、子どもから高齢者まで、すべての市民がそれぞれのライフステージに適したスポーツ、レクリエーション活動に親しみ、競技力や体力の向上、健康の保持・増進を図っていただけるよう、平成 18 年に「呉市スポーツ振興計画」を策定いたしました。

この計画に基づき、市民の豊かなスポーツライフの実現と、より高いレベルを目指す競技者を支えることで生まれるコミュニティの創出により、活発なスポーツ社会を実現できるよう、様々な施策を実施してまいりました。

スポーツを取り巻く環境に目を向けますと、平成 32 年(2020 年)に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることが決定し、全国的にスポーツに対する関心・期待が高まりつつあります。

また、高齢社会を迎えている今、健康で活力ある生活を送るため、スポーツの果たす役割はますます重要性を増しております。

このたび、計画策定から 10 年を節目として、これまでの計画を振り返り、更なるスポーツの振興を図るため、「呉市スポーツ振興計画」(第 2 次)を策定いたしました。

本計画は、市民一人一人がそれぞれの興味や関心に応じて、「いつでも・どこでも・だれでもスポーツに親しめるまちづくり」を目標としており、市民の皆様が気軽にスポーツを楽しみ、元気で活力ある日々を過ごすことができるよう、施策を積極的に展開してまいります。

終わりに、計画策定に当たり、ご協力いただきました市民の皆様、呉市スポーツ推進委員の皆様、呉市スポーツ振興計画策定懇話会委員の皆様等、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。



平成 29 年 10 月

呉市長 小村 和年

目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の策定に当たって.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画における「スポーツ」.....	3
第2章 呉市のスポーツをめぐる現状と課題	4
1 市の概要.....	4
2 呉市の人口構成.....	5
3 呉市の競技スポーツの歴史.....	6
4 呉市におけるスポーツ施設等の設置状況.....	7
5 スポーツに関する市民の意識.....	8
6 呉市が抱える課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 目指すべき姿.....	25
2 基本目標及び施策の体系.....	25
第4章 基本目標及び施策の実施	26
1 呉市のスポーツの課題と課題解決に向けた方向性.....	26
基本目標1：ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	26
施策展開 (1) 生涯スポーツの推進.....	26
施策展開 (2) 総合型地域スポーツクラブの充実.....	27
施策展開 (3) ジュニアスポーツの活性化.....	28
基本目標2：競技スポーツの振興	31
施策展開 (1) トップアスリートの計画的育成.....	31
施策展開 (2) 「観る」機会の充実.....	32
基本目標3：スポーツ環境の整備	33
施策展開 (1) 新たなニーズに応じた施設の計画的整備.....	33
施策展開 (2) スポーツイベント情報の発信.....	35
施策展開 (3) 競技団体の活性化.....	36
2 事業実施計画一覧表.....	38
第5章 計画の推進に向けて	39
1 基本的姿勢.....	39
2 評価指標.....	39
3 進捗の管理・評価.....	40
資料編	41
1 呉市の公共スポーツ施設一覧.....	41
2 呉市スポーツ振興計画策定懇話会設置要綱.....	45
3 呉市スポーツ振興計画策定懇話会委員名簿.....	46

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景

呉市では、平成18年3月に「呉市スポーツ振興計画～躍動！感動！スポーツ呉」を策定し、「するスポーツの振興」、「みるスポーツの振興」、「ささえるスポーツの振興」の観点から、各種スポーツ施策を推進してきました。

この間、呉市のスポーツを取り巻く社会環境は、少子・高齢社会の進展、価値観の多様化などにより大きく変化していますが、青少年の健全育成、健康づくりや生きがいづくりなど、子どもから高齢者まで全ての人に対して、スポーツによる心身両面にわたる効果が期待されるようになってきました。

近年、気軽に誰もが楽しみながら健康増進や体力づくりを行うことができるウォーキングやジョギングなどの軽スポーツが広く普及してくるなど、市民のスポーツに対するニーズも多様化しています。

一方、国においても、平成25年9月の国際オリンピック委員会総会において、平成32年(2020年)に東京都でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることが決定されるとともに、スポーツに関する施策を総合的に推進するためにスポーツ庁が設立されるなど、スポーツを取り巻く環境が大きく変化しています。

このような現状とこれまでの呉市の取組状況を踏まえた上で、呉市におけるスポーツの多面的な役割を改めて明確にする必要があります。

また、市民一人一人の生涯を通じた豊かなスポーツライフの実現と、健康で活力に満ちた地域社会の創出に向けて、新たなスポーツ振興施策の展開が求められています。

このようなことから、今後の呉市のスポーツ施策を総合的・計画的に推進するため、「呉市スポーツ振興計画」(第2次)(以後、本計画といいます。)を策定することとしました。

2 計画の策定に当たって

(1) 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 10 条の規定による「地方スポーツ推進計画」として策定するものであり、呉市のスポーツ振興に関する施策の基本的方向と具体的施策を定める計画として位置付けるものです。

(2) スポーツ基本法及びスポーツ基本計画

平成 23 年 6 月、制定後 50 年が経過したスポーツ振興法が見直され、新たに「スポーツ基本法」が制定されました。

また、スポーツ基本法第 9 条の規定に基づき、国のスポーツの推進に関する基本的な計画として「スポーツ基本計画」が策定され、同法第 10 条では、地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとしています。

(3) スポーツの意義

(ア) 国の「スポーツ基本計画」

「スポーツ基本計画」では、スポーツの果たす役割の重要性を踏まえ、「スポーツを通じて全ての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出が必要であるとされ、目指すべき社会の姿として以下の五つが掲げられています。

ア 青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会

イ 健康で活力に満ちた長寿社会

ウ 地域の人々の主体的な協働により、深いきずなで結ばれた一体感や活力がある地域社会

エ 国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会

オ 平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

(イ) 広島県の「スポーツ振興計画」

広島県は、「日本で一番スポーツを身近に楽しめる広島県の実現」を基本理念として、取り組むべき施策の方向性として、以下の四つが掲げられています。

ア 地域スポーツの推進（ライフステージに応じた施策展開）

イ 競技スポーツの推進（トップアスリートの発掘、育成・強化までの施策展開）

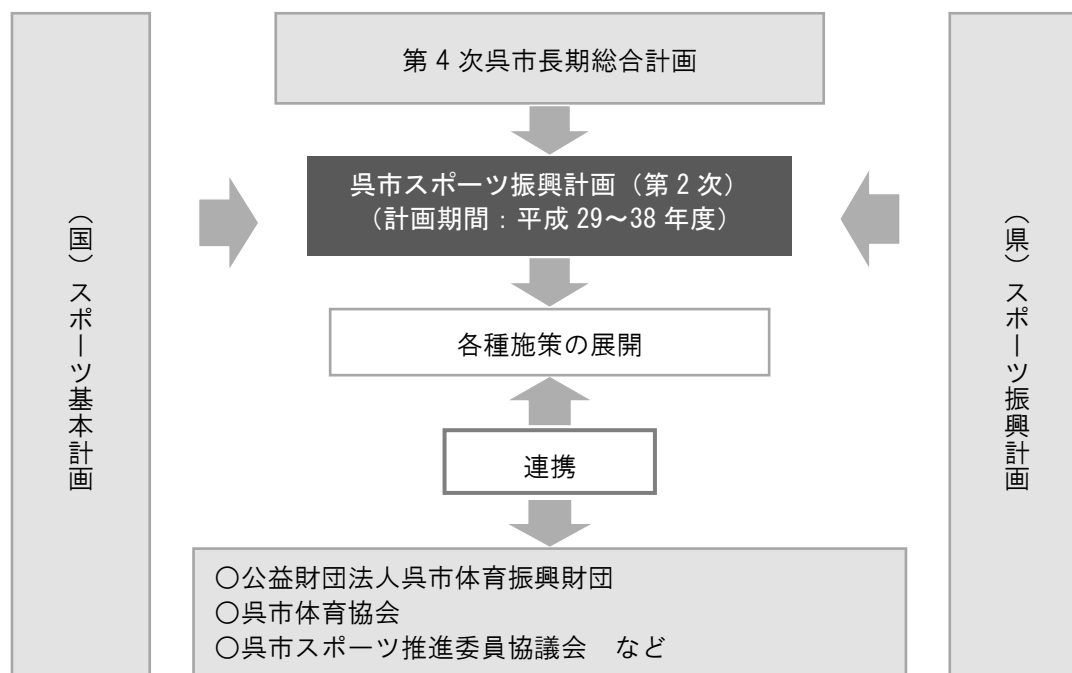
ウ 人材の循環（県出身アスリートが引退後、広島で指導者となる好循環の構築）

エ 環境整備（スポーツ活動を支える体制づくり、スポーツの場づくり、スポーツによる活
力づくり）

(4) 関連計画との整合性

呉市のまちづくりの基本となる「第 4 次呉市長期総合計画」におけるスポーツ振興の位置付けは、郷土を愛し、豊かな心を持つ、未来を担う人材の育成に重点的に取り組むこととしています。

この「第 4 次呉市長期総合計画」を上位計画として、従前計画における基本的な考え方を踏襲しつつ、国の「スポーツ基本計画」、広島県の「スポーツ振興計画」や、呉市の関連する各種計画と整合性を図りながら、スポーツ分野における具体的な取組を推進していきます。



【図-1：計画の位置付け】

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

また、本計画をより具体化した重点施策では、「短期計画」をおおむね3年以内、「中期計画」をおおむね5年以内、「長期計画」をおおむね10年以内とします。

なお、この期間中、進捗状況や社会経済情勢等の変化に応じて計画の見直しの必要性が生じた場合は、適宜これに対応します。

	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度	平成36 年度	平成37 年度	平成38 年度
本計画	呉市スポーツ振興計画（第2次）									
重 点 策	短期計画									
	中期計画									
	長期計画									

【図-2：計画の期間】

4 計画における「スポーツ」

本計画では、スポーツをより身近なものと感じていただくため、スポーツの概念を幅広く捉えています。

このため、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康の維持増進のためのウォーキングや軽い体操、介護予防のためのトレーニング、様々なレクリエーションなど、目的を持った身体活動の全てをスポーツとして捉えます。

第2章 呉市のスポーツをめぐる現状と課題

1 市の概要

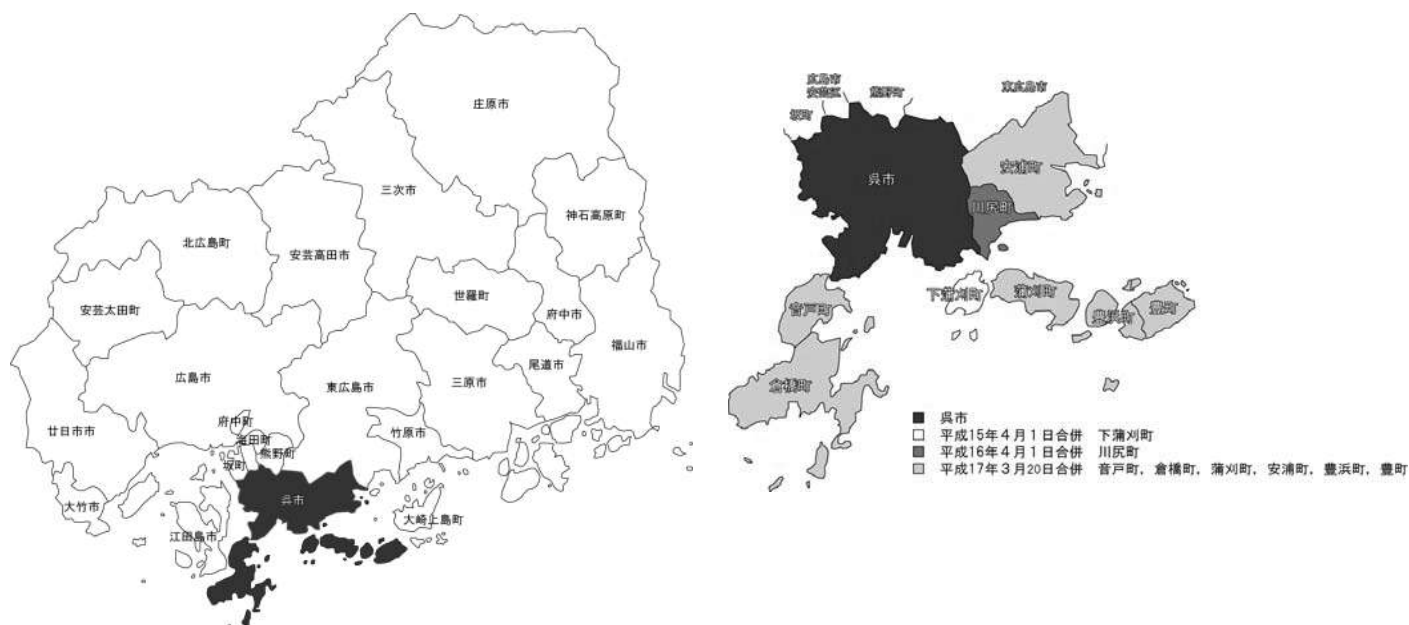
呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

明治22年、海軍鎮守府の開庁を機に本格的な市街地の形成が進められ、明治35年10月1日に市制を施行し、最盛期の昭和18年には人口40万人を超える、日本一の海軍工しょうを擁するまちに発展しました。

終戦による海軍の解体とともに、人口も15万人に激減しましたが、昭和25年の平和産業港湾都市への転換を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、瀬戸内有数の臨海工業都市としての基盤を確立し、広島県の産業をけん引するとともに、平成12年には特例市の指定を受け、地方分権時代における広島県芸南地域の新たな担い手として重要な役割を担っています。

また、平成14年には全国で52番目に市制施行100周年を迎えるとともに、市町村合併の推進にも積極的に取り組み、平成15年4月に下蒲刈町と、平成16年4月に川尻町と、平成17年3月に音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町と合併して現在の市域となり、平成28年4月には全国で46番目の中核市「呉」が誕生しました。

市域面積は352.80平方キロメートルで、瀬戸内海で最も長い約300キロメートルの海岸線を有しています。陸地部の北部には、灰ヶ峰、野呂山を始め、標高300～800メートル前後の山が連なり、島しょ部においても、標高200～400メートル前後の山があり、市域全体を通じて平坦な地が少なく、集落が分断された形となっています。こうした地形は、市街地を形成する上で不利な点もありますが、一方で山と海と風光明媚な自然に恵まれ、中でも、瀬戸内海が多島美は、貴重な観光資源として、また、市民の憩いのレクリエーションの場としても親しまれています。



2 呉市の人口構成

■少子高齢化の進展

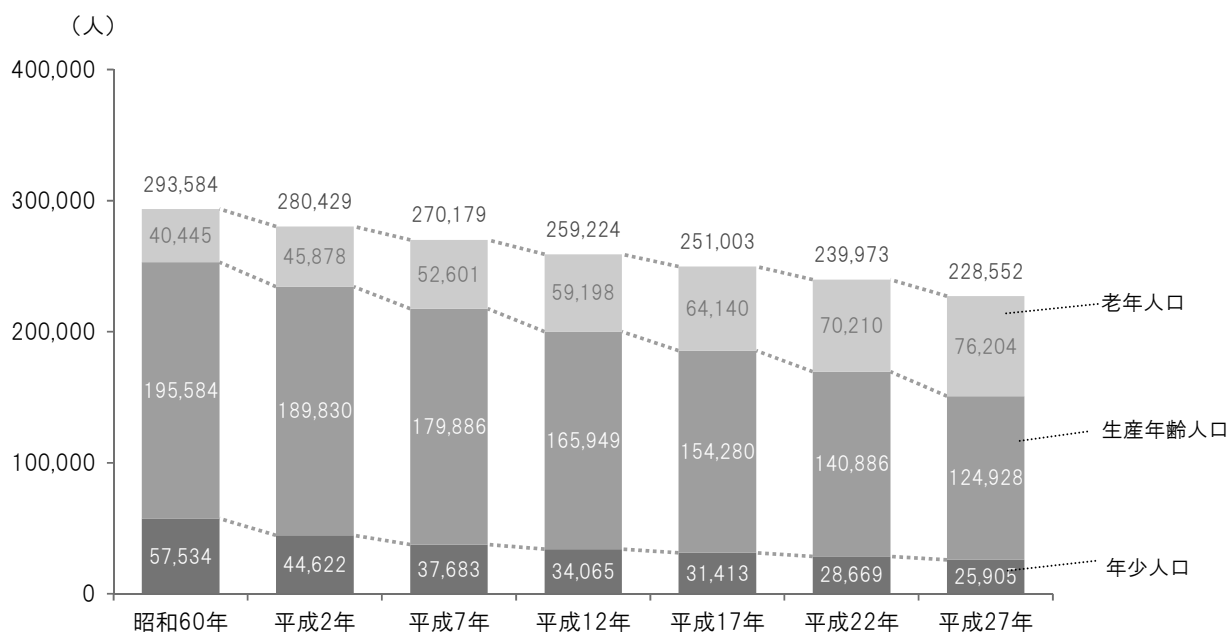
総人口及び年齢別の動向をみると、総人口は昭和 60 年の 293,584 人（平成 15 年度以降の合併地域を含む）から平成 27 年には 228,552 人と 65,032 人減少しています。

全国的に少子化が進む中で、呉市においても年少人口は減少を続けており、昭和 60 年の 57,534 人から平成 27 年には 25,905 人と 30 年間で 5 割以上減少しています。これに対し、老年人口は増加を続けており、人口構造の変化が顕著となっています。

【年齢 3 区分別人口の推移】

（単位：人，％）

	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総人口	293,584 100.0	280,429 100.0	270,179 100.0	259,224 100.0	251,003 100.0	239,973 100.0	228,552 100.0
年少人口 0～14 歳人口	57,534 19.6	44,622 15.9	37,683 13.9	34,065 13.1	31,413 12.5	28,669 11.9	25,905 11.4
生産年齢人口 15～64 歳人口	195,584 66.6	189,830 67.7	179,886 66.6	165,949 64.0	154,280 61.5	140,886 58.7	124,928 55.0
老年人口 65 歳以上人口	40,445 13.8	45,878 16.4	52,601 19.5	59,198 22.8	64,140 25.6	70,210 29.3	76,204 33.6



資料：国勢調査（昭和 60 年～平成 27 年）呉市

注 1：人口は、いずれも合併町分を含む。

注 2：総人口及び構成比は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計と一致しない。

3 呉市の競技スポーツの歴史

呉市のスポーツの誕生は、海軍に影響されたといえます。明治 23 年には、当時呉にあった小学校在連合運動会を開催するなど、日清・日露の戦後の度に盛大な戦勝歓迎会を開催し、その余興としてスポーツが紹介されています。

この頃から市内に数多くの野球チームが誕生し、大正 5 年には呉市体育協会の前身となる呉野球協会が創設されました。また、同年に御大典記念事業として野球や陸上競技に使える二河公園がしゅん工しました。

大正 8 年には、野球以外の競技人口が急激に増加したことにより、野球協会を発展的に解消して「呉体育協会」を設立し、庭球、卓球、野球、軟球、陸上競技、相撲及び水泳の 7 部を設置しました。

昭和に入り、呉市のスポーツは黄金時代を迎え、陸上、バレーボール、サッカー、卓球及び水泳などの種目で全国トップレベルでの活躍が続きました。

その後、昭和 26 年に第 6 回国民体育大会夏季大会の水泳競技が呉市営プール（昭和 25 年完成）で開催され、秋季大会では軟式野球、軟式庭球、バレーボール、卓球及び射撃の 5 種目が開催されています。

国民体育大会のために整備された施設は、レベルの高い競技会を誘致し、市民にスポーツに対する理解を深めるきっかけとなり、昭和 39 年（東京オリンピック開催年）に呉市体育館が完成したことを始めに、広地区に温水プールを、昭和・警固屋地区に体育館やテニス場を整備するとともに、市内の多目的広場及び小・中学校に夜間照明設備を設置するなど、各地域におけるスポーツ活動の拠点となる施設の整備が行われました。

一方、ソフト面では、昭和 38 年にスポーツ活動の実技指導や助言を行う呉市体育指導委員の制度が発足し、昭和 59 年には市民スポーツ育成と競技力の向上、選手育成及び体育施設の管理運営のため、財団法人呉市体育振興財団（平成 24 年 4 月財団法人から公益財団法人に移行）が設立されました。

平成に入り、平成 6 年には第 12 回アジア競技大会、平成 8 年には第 51 回国民体育大会夏季・秋季大会、平成 13 年には全国健康福祉祭（ねんりんピック）、平成 14 年には第 15 回全国スポーツ・レクリエーション祭など数々の大会を呉市で開催しました。

平成 15 年には呉市総合体育館（オークアリーナ）が落成し、平成 17 年には郷原町の高規格スポーツ施設を民間から取得し、呉市総合スポーツセンターとしました。

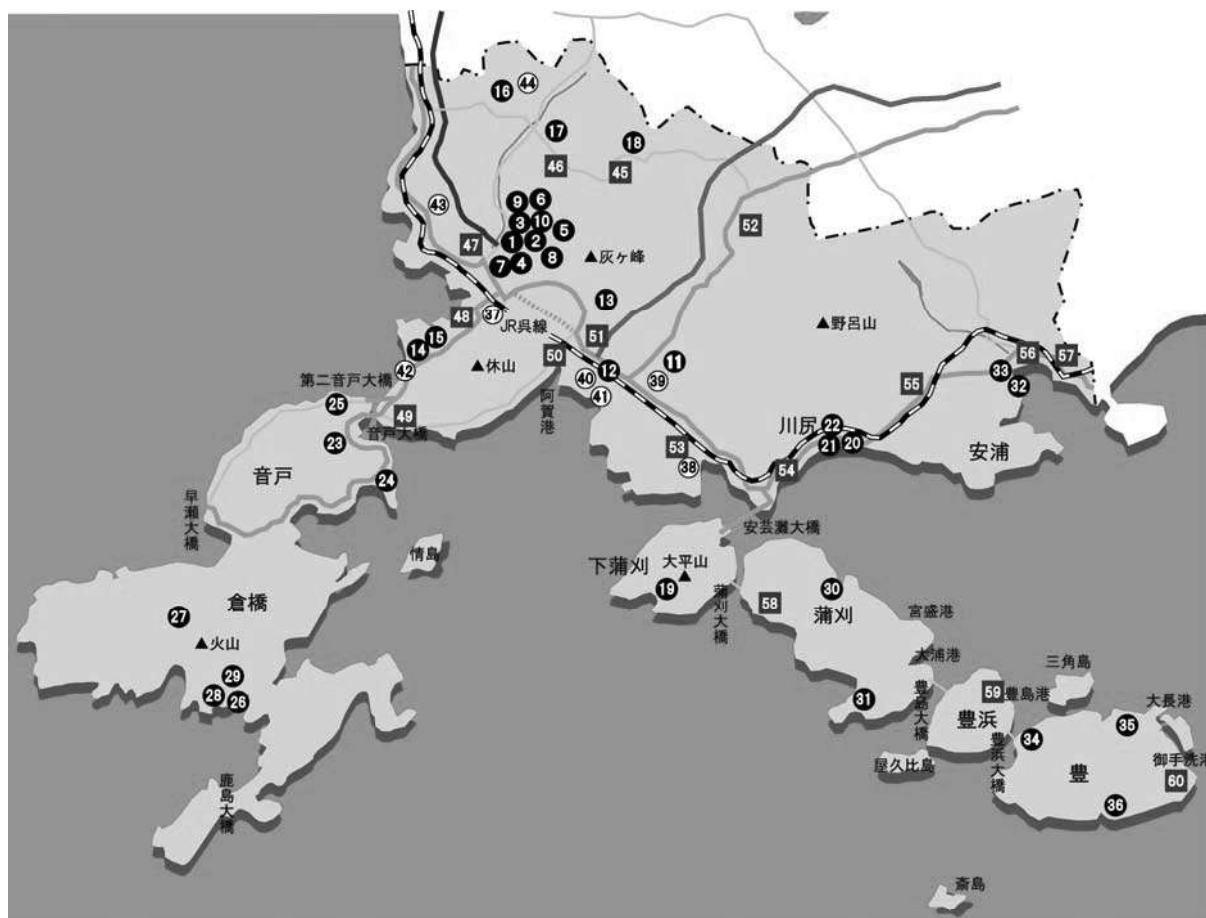
平成 17 年 4 月までの近隣 8 町との市町村合併では、各町の施設を引き継ぐとともに、平成 17 年に川尻グラウンド、平成 24 年に渡子多目的グラウンドの整備を行いました。

平成 27 年 8 月には、呉市体育協会の創立 100 周年を機に、日本体育大学と「スポーツ振興に関する協定」を締結し、現在は、連携事業の発展に努めています。



学校法人日本体育大学との協定締結

4 呉市におけるスポーツ施設等の設置状況



【スポーツ施設】

- | | | | |
|------------------------|---|--|--|
| ① 呉市二河野球場 | ⑫ 呉市営温水プール | ⑫② 呉市川尻温水プール
(かわせみプール) | ③① 呉市蒲刈グラウンド |
| ② 呉市二河公園多目的グラウンド | ⑬ 呉市大空山体育館 | ②③ 呉市音戸プール | ③① 呉市蒲刈B & G海洋センター
(体育館、プール、艦庫) |
| ③ 呉市バレーボール場 | ⑭ 呉市警固屋テニスコート | ②④ 呉市大浦崎スポーツセンター
(マリンふれあいの里)
(体育館、会館、キャンプ場、グラウンド、
テニスコート、ゲートボール場) | ③② 呉市安浦体育館
(アリーナかもめ) |
| ④ 呉市テニスコート | ⑮ 呉市警固屋体育館 | ②⑤ 呉市渡子多目的グラウンド | ③③ 呉市安浦武道場 |
| ⑤ 呉市弓道場(近的) | ⑯ 呉市昭和テニスコート | ②⑥ 呉市倉橋テニスコート | ③④ 呉市豊浜グラウンド |
| ⑥ 呉市弓道場(遠的) | ⑰ 呉市昭和体育館 | ②⑦ 呉市倉橋グラウンド | ③⑤ 呉市豊プール |
| ⑦ 呉市体育館 | ⑱ 呉市総合スポーツセンター
(野球場、陸上競技場、テニスコート、
弓道場、多目的グラウンド) | ②⑧ 呉市倉橋体育館 | ③⑥ 呉市豊スポーツセンター
(体育館、ニュースポーツ館、グラウンド) |
| ⑧ 呉市スポーツ会館 | ⑲ 呉市下蒲刈プール | ②⑨ 呉市くらはし温水プール
(ウィングくらはし) | |
| ⑨ 呉市二河屋内練習場 | ⑳ 呉市川尻グラウンド | | |
| ⑩ 呉市営プール | ㉑ 呉市川尻東プール | | |
| ⑪ 呉市総合体育館
(オークアリーナ) | | | |

【公園多目的広場等】

- | | | | |
|---------------|--------------|---------------|--------------|
| ③⑦ 入船山公園多目的広場 | ③⑨ 広公園多目的広場 | ④① 虹村公園野球場 | ④③ 吉浦運動場 |
| ③⑧ 仁方運動広場 | ④① 虹村公園多目的広場 | ④② 警固屋公園多目的広場 | ④④ 焼山公園多目的広場 |

※下線部は、夜間照明設備あり

【その他夜間照明設備のある学校施設】

- | | | | |
|---------------|--------------|-------------|-----------------|
| ④⑤ 旧呉市立昭和東小学校 | ④⑨ 呉市立警固屋中学校 | ⑤③ 呉市立仁方中学校 | ⑤⑦ 旧呉市立三津口小学校 |
| ④⑥ 呉市立昭和中学校 | ⑤① 呉市立阿賀中学校 | ⑤④ 呉市立川尻中学校 | ⑤⑧ 呉市立蒲刈小・蒲刈中学校 |
| ④⑦ 呉市立呉中央中学校 | ⑤② 呉市立郷原中学校 | ⑤⑤ 呉市立安登小学校 | ⑤⑨ 呉市立豊浜中学校 |
| ④⑧ 呉市立宮原中学校 | | ⑤⑥ 呉市立安浦中学校 | ⑥① 旧呉市立豊小学校 |

5 スポーツに関する市民の意識

本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、市民を対象にアンケート調査を実施しました。

■調査概要

(1) 調査対象者

呉市内在住の 18 歳以上の男女

(2) 調査方法

呉市スポーツ推進委員による配布，回収（留め置き法。一部，郵送回収）

(3) 調査期間

平成 28 年 8 月 22 日～同年 9 月 23 日

(4) 回収率

84.8%（1,696 人）

(5) 調査の主な内容

ア スポーツに関する活動状況と施設の利用状況について

イ スポーツの観戦状況について

ウ トップアスリートの育成について

エ スポーツに関わるボランティア活動と研修等について

オ スポーツ振興を図るための必要な施策について

(6) 調査結果の留意点

ア 比率はすべて百分率で表し，小数点以下第 2 位を四捨五入して算出しました。

そのため，百分率の合計が 100%にならないことがあります。

イ 設問の中に複数回答が可能な質問があるため，回答の合計が調査数を上回ることがあります。

ウ クロス集計等での件数(母数)の少ない集計結果についても，参考までに記載しています。



(1) 回答者の属性

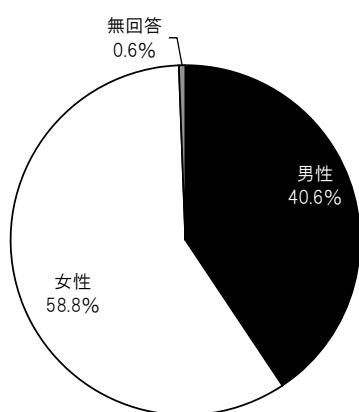
性別については、「女性」が58.8%に対し、「男性」が40.6%で、女性の割合が高くなっています。

年齢については、「60代」が25.1%で最も多く、次いで、「70歳以上」が22.1%、「40代」が18.3%の順となっており、60代以上が47.2%と約半数を占めています。

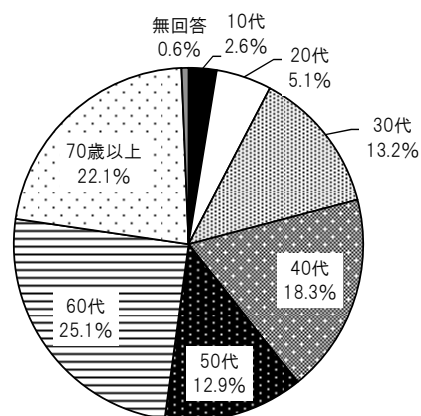
居住地については、「中央地区」が19.9%で最も多く、次いで、「広地区」が14.9%、「昭和地区」が11.9%などの順となっています。

職業については、「公務員、会社員」が25.6%で最も多く、次いで、「無職」が22.8%、「パート、アルバイト」が16.3%などの順となっています。

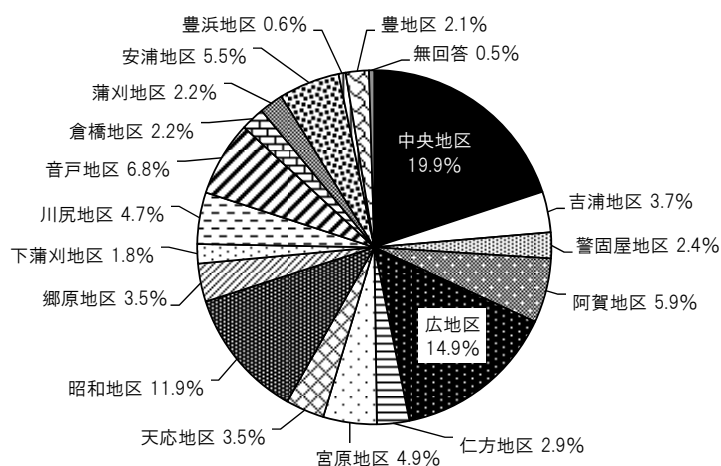
回答者の性別 (n=1,696)



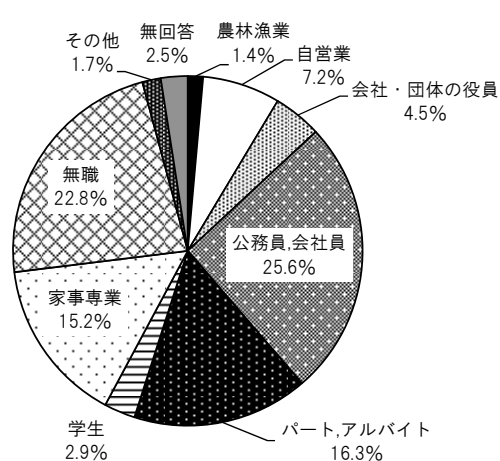
回答者の年齢 (n=1,696)



回答者の居住地 (n=1,696)



回答者の職業 (n=1,696)

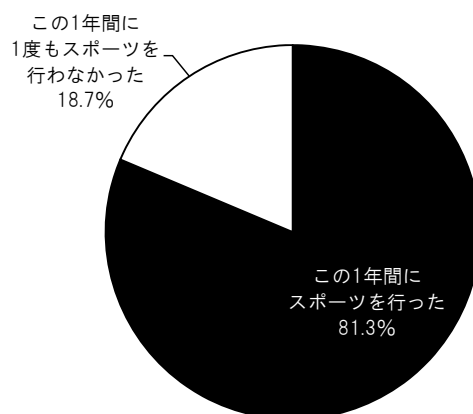


(2) この1年間に行ったスポーツ（健康づくりを含む）は何ですか？（複数回答可）（n=1,696）

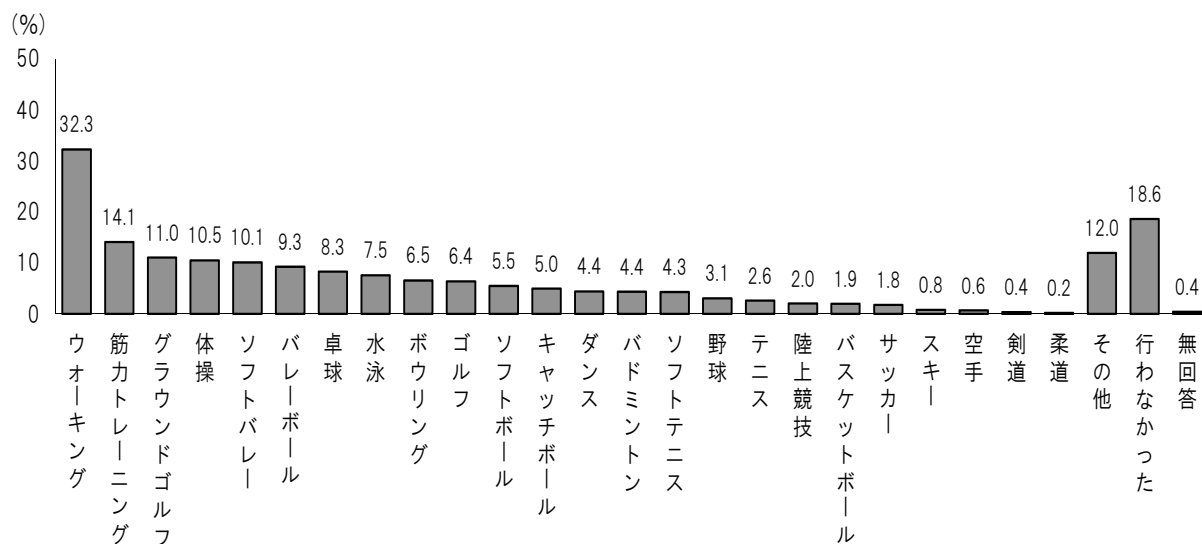
「この1年間にスポーツを行った」人の割合は81.3%，「この1年間に1度もスポーツを行わなかった」人の割合は18.7%となっています。

「この1年間にスポーツを行った」人の行ったスポーツは、「ウォーキング」32.3%が最も多く、次いで、「筋力トレーニング」14.1%，「グラウンドゴルフ」11.0%となっています。

「その他」では、ヨガ、登山、ランニング、ビーチボールバレー、ストレッチが多数ありました。



注：無回答を含まない。



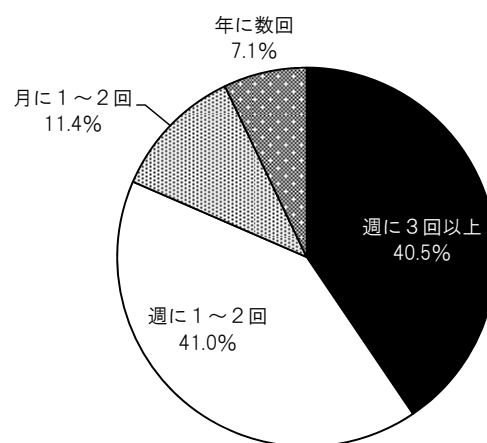
注：「行わなかった」とは、この1年間に1度もスポーツ（健康づくりを含む）を行わなかったと回答された方



呉市健康の日ウォーキング大会

(3) この1年間どの程度スポーツ（健康づくりを含む）を行いましたか？（n=1,266）

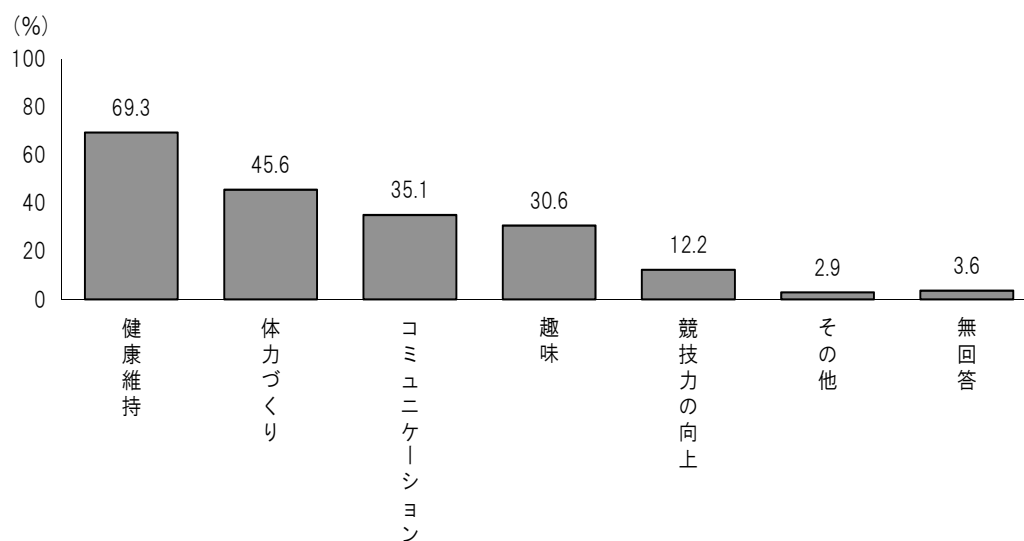
この1年間にスポーツ（健康づくりを含む）を行った回数は、「週に1～2回」が41.0%で最も多く、次いで、「週に3回以上」が40.5%、「月に1～2回」が11.4%などの順となっています。



注：無回答を含まない。

(4) スポーツ（健康づくりを含む）をする目的は何ですか？（複数回答可）（n=1,374）

スポーツを行う目的は、「健康維持」が最も多く、次いで、「体力づくり」、「コミュニケーション」などの順となっています。「健康維持」や「体力づくり」など自分自身の健康のためにスポーツを行う人が多くなっています。



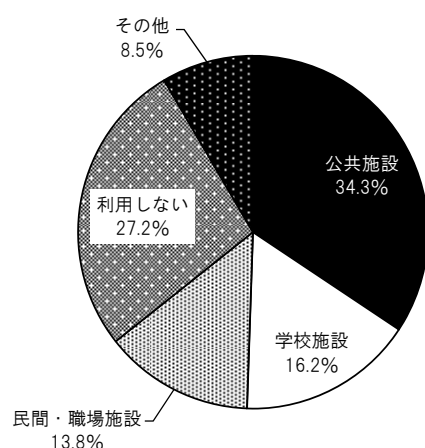
(5) 主にどんな施設を利用していますか？

主として利用している施設は、「公共施設」が 34.3%で最も多く、次いで、「特に利用しない」が 27.2%、「学校施設」が 16.2%などの順となっています。

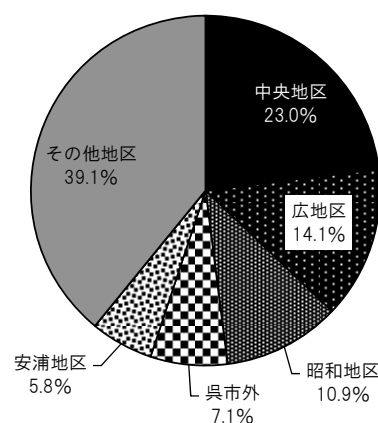
「その他」では、自宅・自宅周辺、公園・河川敷などがあります。

主として利用している施設の地区は、「中央地区」が 23.0%で最も多く、次いで、「広地区」が 14.1%、「昭和地区」が 10.9%などの順となっています。

主として利用している施設 (n=2,099)



主として利用している施設の地区 (n=1,980)

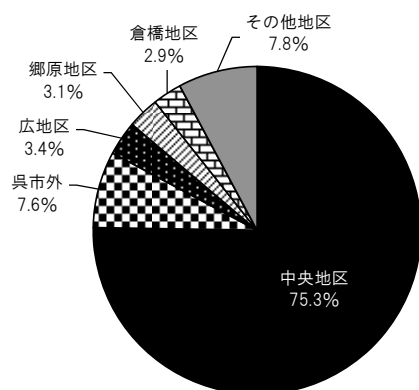


注：「公共施設」は、学校施設を除く。「利用しない」は、特に施設は利用しないと回答された方。無回答を含まない。

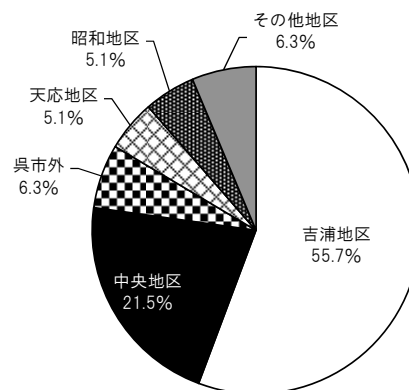
【居住地別】

居住地別にみると、居住地の地区の施設を利用している方が多くなっています。どの地区も居住地での施設利用が半数以上を占めていますが、郷原地区については居住地での施設利用が半数未満で、「呉市外」21.1%、「阿賀地区」19.7%の施設利用が多くなっています。

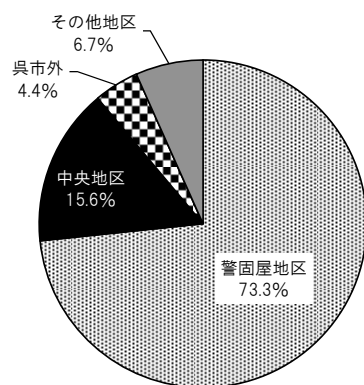
中央地区 (n=384)



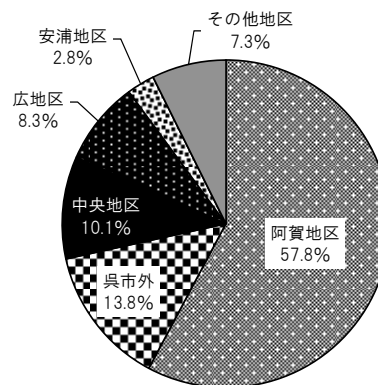
吉浦地区 (n=79)



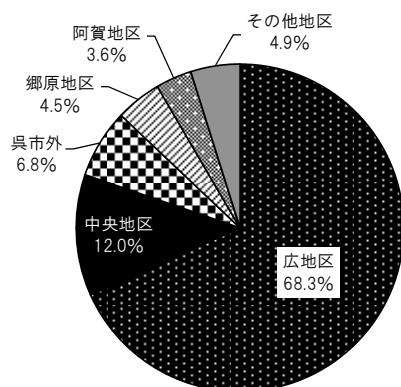
警固屋地区 (n=45)



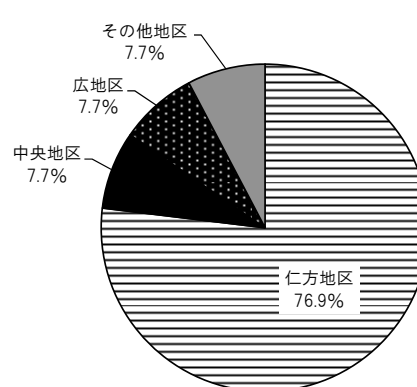
阿賀地区 (n=109)



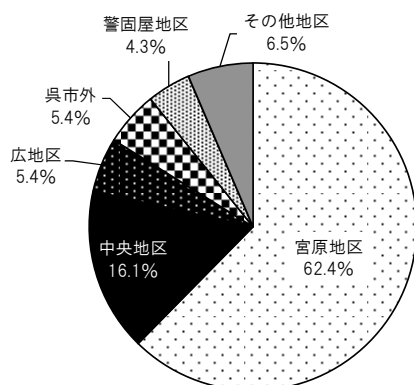
広地区 (n=309)



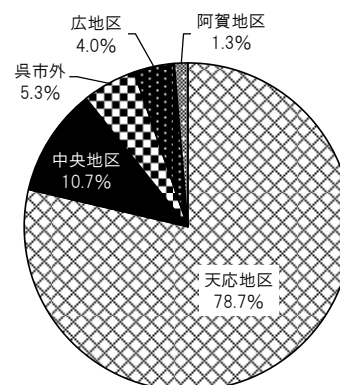
仁方地区 (n=52)



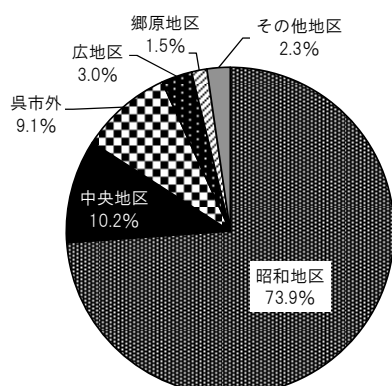
宮原地区 (n=93)



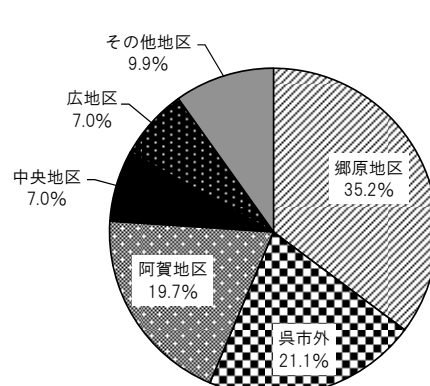
天応地区 (n=75)



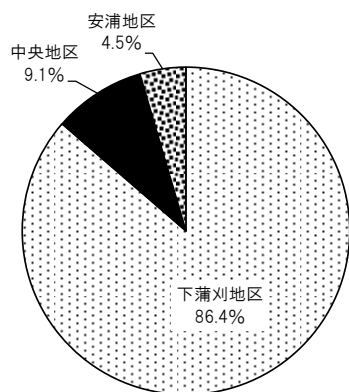
昭和地区 (n=264)



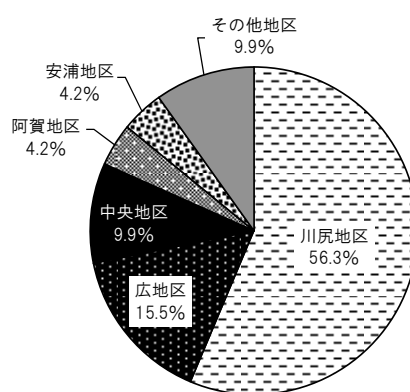
郷原地区 (n=71)



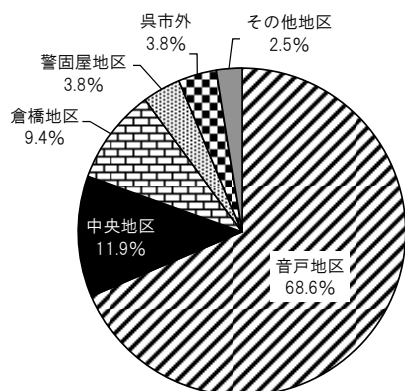
下蒲刈地区 (n=22)



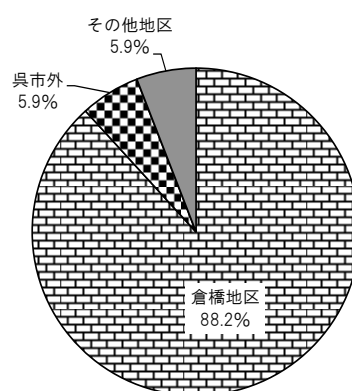
川尻地区 (n=71)



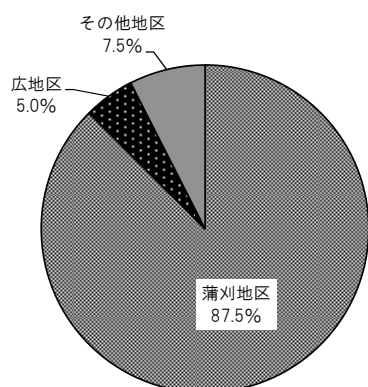
音戸地区 (n=159)



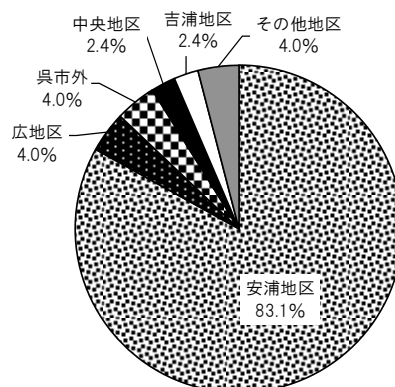
倉橋地区 (n=34)



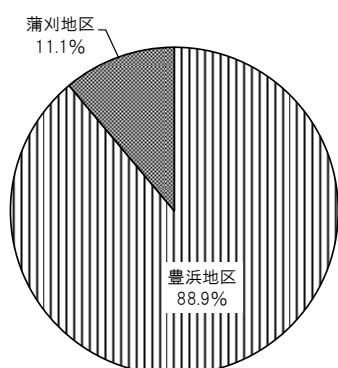
蒲刈地区 (n=40)



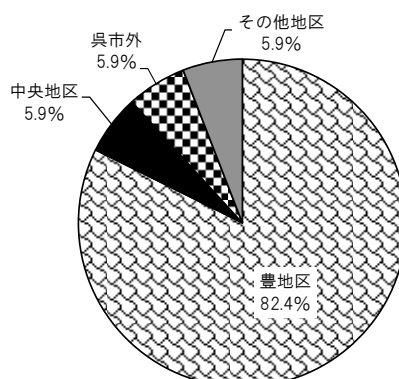
安浦地区 (n=124)



豊浜地区 (n=9)



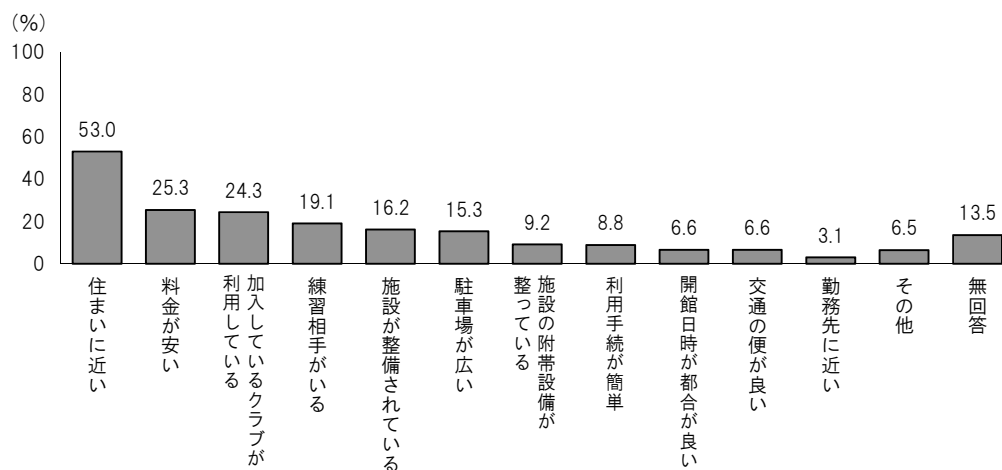
豊地区 (n=34)



(6) 施設を選ぶ理由は何ですか？（複数回答可）（n=1,374）

施設を選ぶ理由は、「住まいに近い」が 53.0%で最も多く、次いで、「料金が安い」、「加入しているクラブが利用している」などの順となっています。

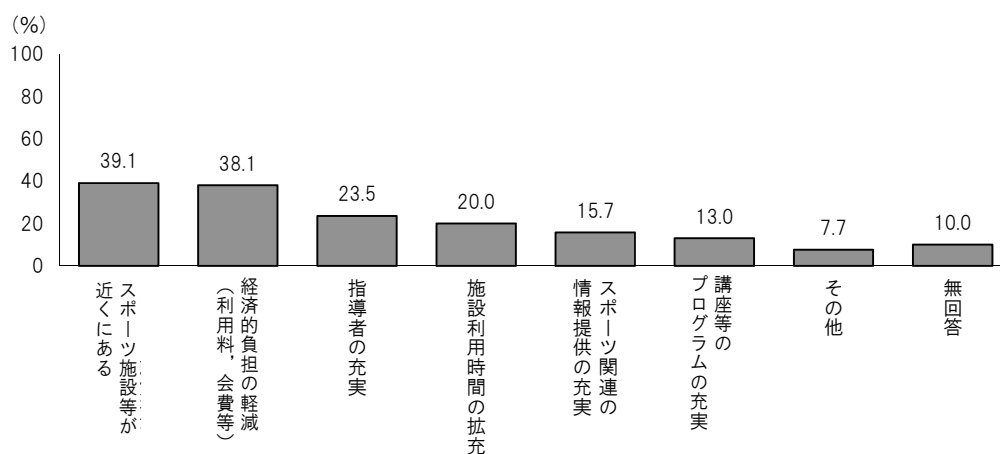
「その他」では、施設の利用環境などがあります。



(7) これまで以上にスポーツ（健康づくりを含む）を行うためには何が必要だと思われますか？（複数回答可）（n=1,374）

これまで以上にスポーツを行うために必要なことは、「スポーツ施設等が近くにある」が 39.1%で最も多く、次いで、「経済的負担の軽減（利用料、会費等）」、「指導者の充実」などの順となっています。スポーツの実施には、気軽に利用できる（近く、安く）施設が求められています。

「その他」では、施設の利用環境、施設の整備、時間の確保、やる気などがあります。

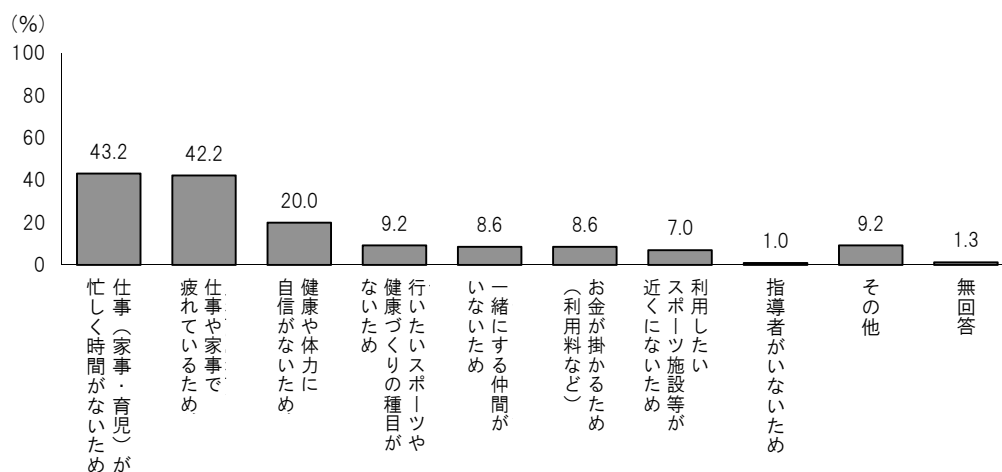


(8) この1年間にスポーツ（健康づくりを含む）を行わなかった理由は何ですか？

（複数回答可）（n=315）

この1年間にスポーツを行わなかった理由は、「仕事（家事・育児）が忙しく時間がないため」が43.2%で最も多く、次いで、「仕事や家事で疲れているため」、「健康や体力に自信がないため」などの順となっています。仕事や家事でスポーツを行う時間が取りにくい状況と考えられます。

「その他」では、身体的問題、スポーツが苦手又は嫌いなどがあります。



(9) 今後、新たに行いたいと思うスポーツ（健康づくりを含む）は何ですか？

（複数回答可）

今後、新たに行いたいと思うスポーツは、年齢・性別にかかわらず、「ウォーキング」、「筋力トレーニング」が多くなっています。

「その他」では、ヨガ、登山、ランニングなどがあります。

年齢別にみると、10代～30代では、「バドミントン」、「水泳」も多くなっています。

単位(%)

種目	全体	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上
野球(n=33)	1.9	3.5	0.9	18.2	5.7	4.9	1.6	0.5	0.7	0.0
ソフトボール(n=23)	1.4	3.0	0.2	0.0	3.4	1.3	2.3	1.8	0.7	0.8
サッカー(n=27)	1.6	3.3	0.4	9.1	6.9	3.1	3.2	0.0	0.0	0.0
バレーボール(n=40)	2.4	1.2	3.2	9.1	10.3	5.4	1.3	2.7	0.7	0.5
ソフトバレー(n=39)	2.3	1.3	2.9	0.0	6.9	3.1	2.9	2.7	1.6	1.1
バスケットボール(n=22)	1.3	1.0	1.5	4.5	4.6	3.1	1.9	0.9	0.2	0.0
バドミントン(n=136)	8.0	6.5	9.0	20.5	13.8	12.9	11.3	8.2	5.2	2.9
グラウンドゴルフ(n=66)	3.9	5.5	2.5	2.3	0.0	0.0	1.3	0.5	5.2	9.6
陸上競技(n=15)	0.9	1.2	0.6	4.5	1.1	0.9	1.6	0.9	0.5	0.3
柔道(n=3)	0.2	0.3	0.1	2.3	0.0	0.0	0.3	0.5	0.0	0.0
剣道(n=4)	0.2	0.3	0.2	0.0	0.0	0.9	0.3	0.5	0.0	0.0
空手(n=9)	0.5	0.4	0.6	2.3	3.4	0.9	0.0	0.9	0.2	0.0
卓球(n=106)	6.3	5.8	6.4	6.8	8.0	5.8	6.4	5.9	5.9	6.4
水泳(n=179)	10.6	6.4	13.5	22.7	12.6	10.3	13.5	9.1	11.3	6.7
テニス(n=69)	4.1	3.3	4.6	11.4	3.4	6.3	7.4	5.5	1.4	1.3
ソフトテニス(n=48)	2.8	2.3	3.1	4.5	8.0	4.9	3.9	2.3	1.4	1.1
ゴルフ(n=57)	3.4	6.1	1.5	2.3	5.7	5.4	3.5	3.7	1.6	3.2
ボウリング(n=72)	4.2	4.1	4.4	0.0	4.6	4.9	3.9	4.6	5.6	2.9
スキー(n=25)	1.5	1.6	1.4	9.1	3.4	1.8	2.6	1.4	0.7	0.0
体操(n=118)	7.0	2.3	10.0	6.8	5.7	4.9	5.8	5.5	9.6	7.2
キャッチボール(n=23)	1.4	2.0	0.9	0.0	2.3	3.1	2.6	0.0	0.9	0.5
筋力トレーニング(n=290)	17.1	15.4	18.3	18.2	8.0	17.9	20.6	21.5	15.7	14.7
ダンス(n=75)	4.4	1.2	6.6	4.5	5.7	4.9	6.4	7.3	2.8	2.1
ウォーキング(n=323)	19.0	16.5	20.5	2.3	12.6	12.5	21.5	18.7	20.7	22.7
その他(n=95)	5.6	4.9	6.1	2.3	3.4	8.0	5.1	6.4	6.1	4.3
ない(n=443)	26.1	32.4	21.9	20.5	31.0	23.2	22.2	23.3	26.5	31.3
無回答(n=132)	7.8	7.1	8.2	2.3	5.7	1.8	3.5	7.3	8.5	15.8

注：「ない」は、今後、新たに行いたいスポーツ（健康づくりを含む）はないと回答された方

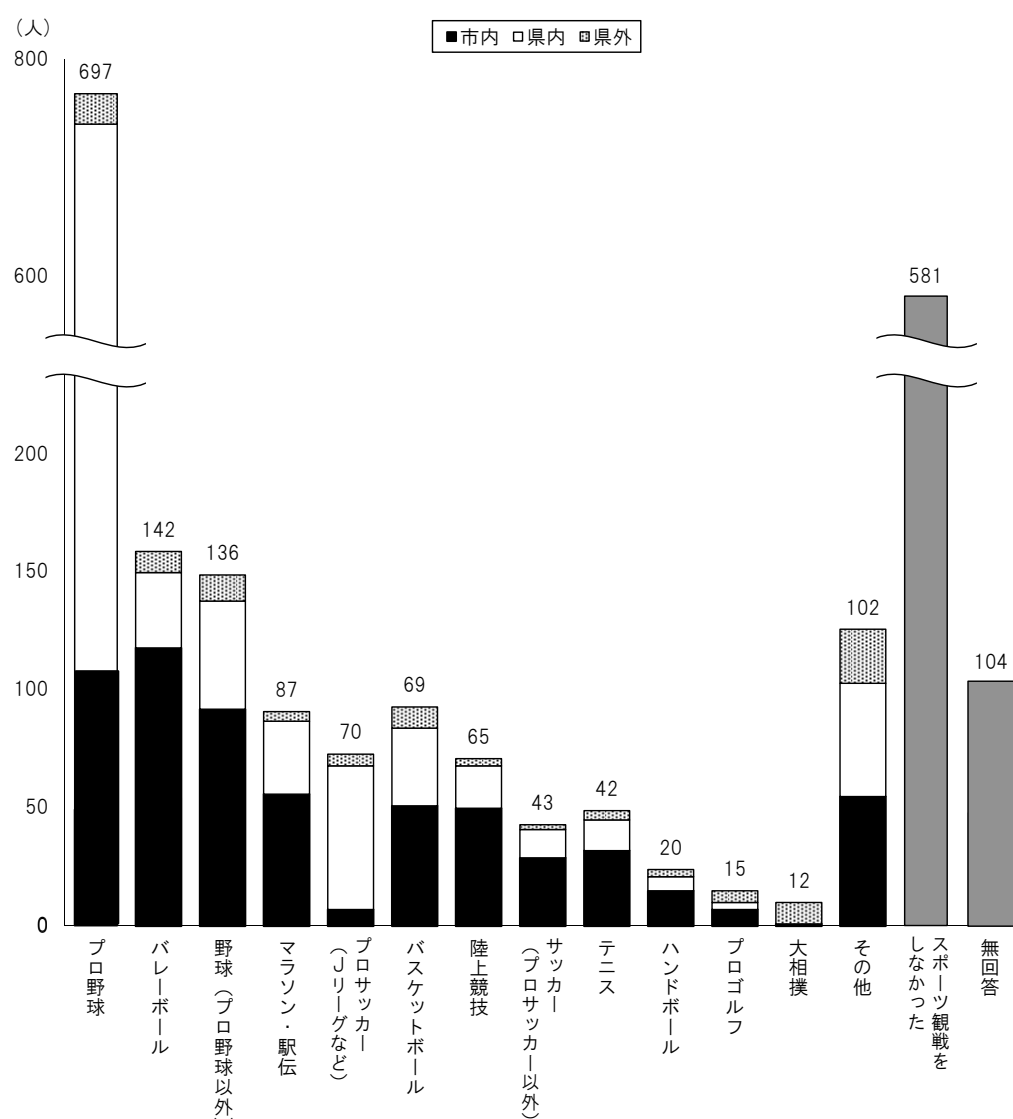
数値のうち■部は、全体・性別・年齢別それぞれの項目の上位3種目を示す。

(10) この1年間に競技場やグラウンドで、観戦したスポーツの試合（プロ、社会人などのトップスポーツや中学・高校生の全国大会など）は何ですか？また、観戦場所はどこですか？
（複数回答可）（n=1,696）

この1年間に観戦したスポーツの試合は、「プロ野球」が最も多く、次いで、「バレーボール」、「野球（プロ野球以外）」などの順となっています。

「その他」では、ソフトボール、卓球、剣道、空手、ソフトテニス、バドミントン、水泳などがあります。

観戦場所は、全体的に「市内」が多くなっていますが、プロ野球、プロサッカー（Jリーグなど）では、「県内」が最も多くなっています。



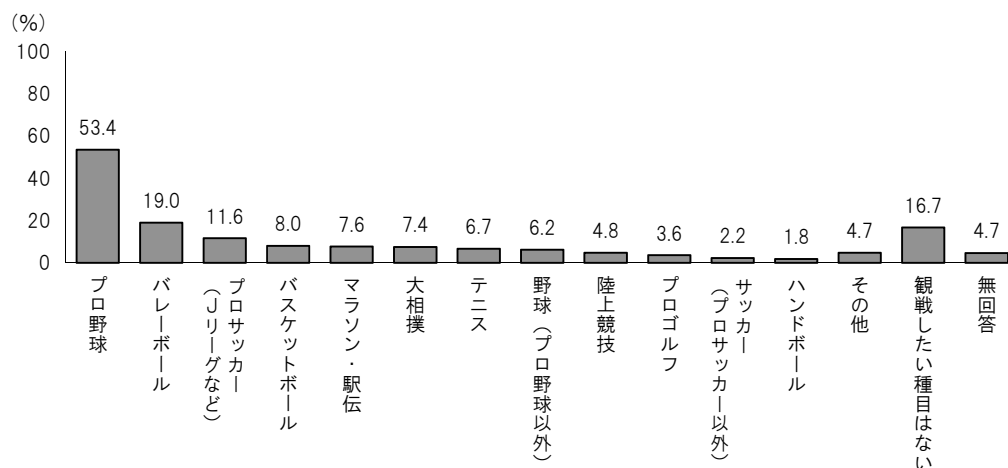
注：「スポーツ観戦をしなかった」は、この1年間に1度もスポーツ観戦をしなかったと回答された方

(11) 今後、呉市内の競技場やグラウンドで、観戦したいと思う試合は何ですか？

(複数回答可) (n=1,696)

今後、呉市内で観戦したいと思う試合は、「プロ野球」が最も多く、次いで、「バレーボール」,
「プロサッカー (Jリーグなど)」などの順となっています。

「その他」では、バドミントン、卓球、ソフトテニス、水泳などがあります。

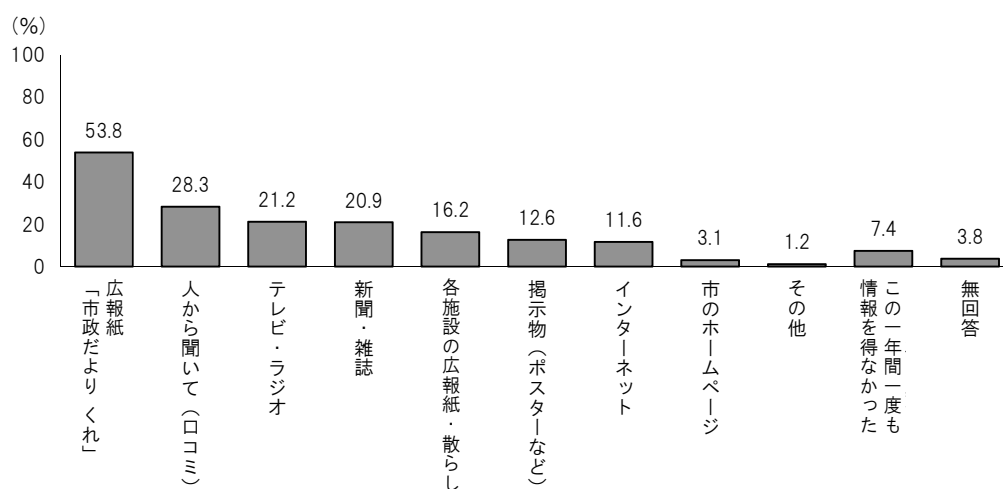


(12) 市内のスポーツ (健康づくりを含む) に関する情報を、どのような方法で得ていますか？

(複数回答可) (n=1,696)

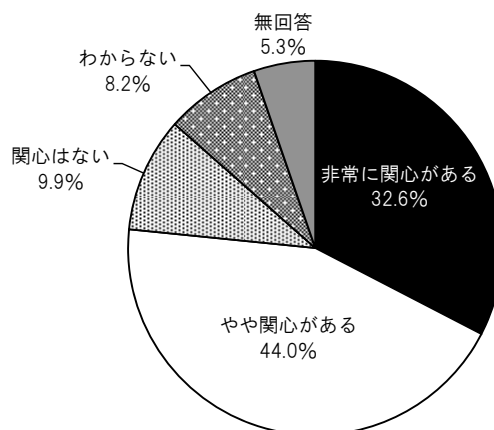
市内のスポーツに関する情報は、「広報紙『市政だより くれ』」が53.8%で最も多く、次いで、「人から聞いて (口コミ)」,「テレビ・ラジオ」などの順となっています。

この1年間に1度も情報を得なかった人は7.4%となっています。



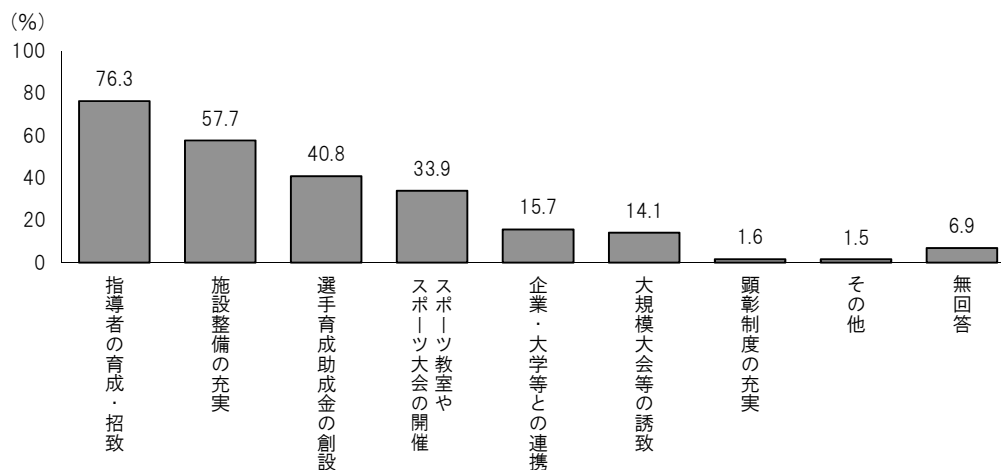
(13) オリンピックなどの国際大会，国民体育大会などの全国大会で，呉市出身の選手が活躍することに関心がありますか？（n=1,696）

呉市出身の選手が活躍することへの関心は，「非常に関心がある」と「やや関心がある」を合わせた 76.6%が「関心がある」と回答しています。



(14) トップアスリートを育成するためには，何が必要だと思いますか？
（三つまで回答可）（n=1,299）

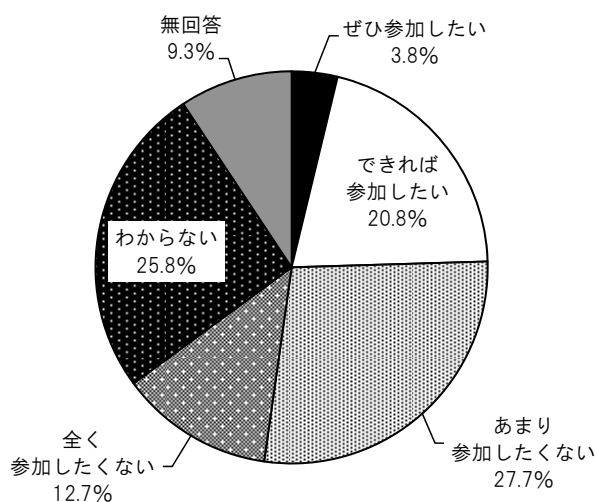
トップアスリートを育成するために必要なことは，「指導者の育成・招致」が 76.3%で最も多く，次いで，「施設整備の充実」，「選手育成助成金の創設」などの順となっています。



(15) 今後、スポーツに関わるボランティア等の取組に参加したいと思いますか？（n=1,696）

今後、スポーツに関わるボランティア等の取組の参加については、「ぜひ参加したい」と「できれば参加したい」を合わせた「参加したい」は24.6%となっています。

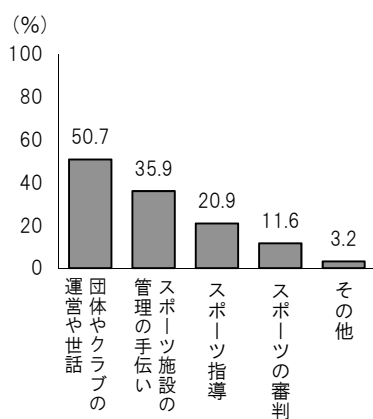
「あまり参加したくない」と「全く参加したくない」を合わせた40.4%が「参加したくない」と回答しています。



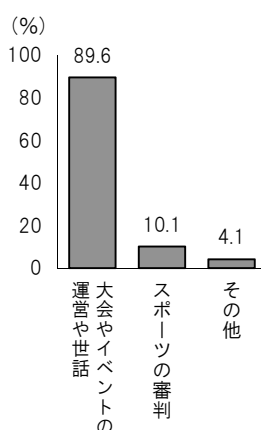
(16) どのようなボランティアに参加したいですか？（複数回答可）

日常的な活動で参加したいボランティアは、「団体やクラブの運営や世話」、呉市及び地区のスポーツイベント、県・全国大会イベントで参加したいボランティアは、「大会やイベントの運営の世話」が最も多くなっています。

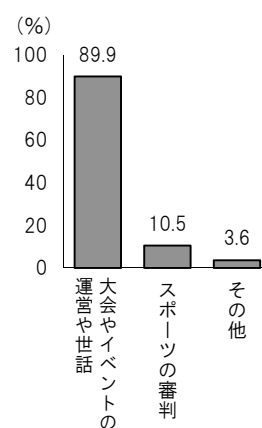
日常的な活動（n=345）



呉市及び地区のスポーツイベント（n=316）



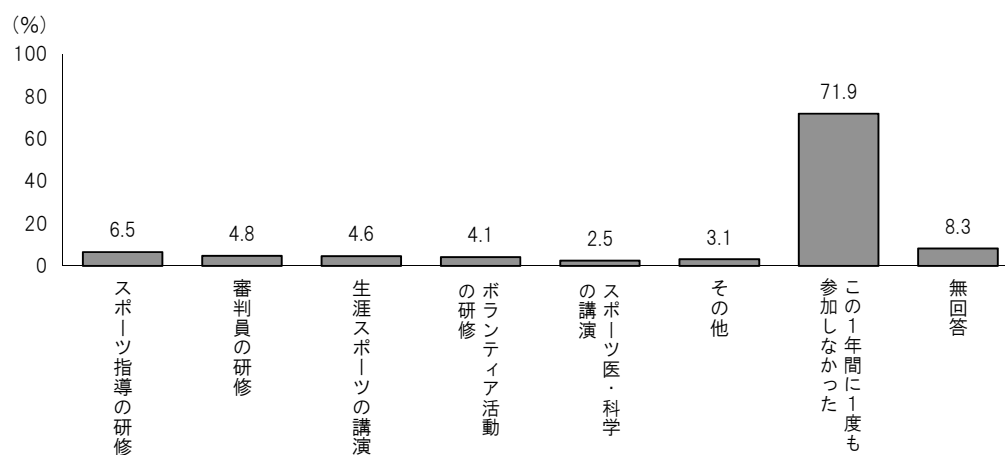
県・全国大会イベント（n=247）



注：無回答を含まない。

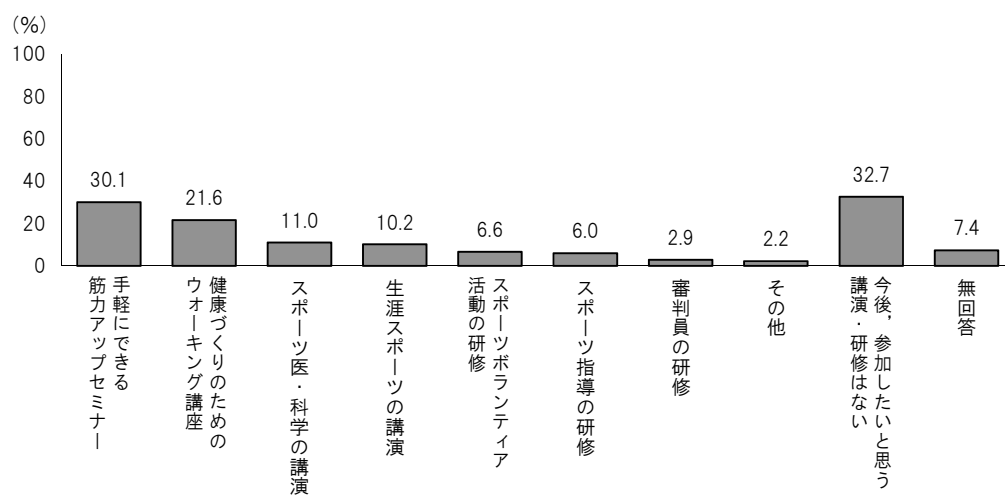
(17) この1年間に参加したスポーツ（健康づくりを含む）に関わる講演・研修等は何ですか？
（複数回答可）（n=1,696）

この1年間に参加したスポーツに関わる講演・研修等は、「スポーツ指導の研修」が6.5%で最も多く、次いで、「審判員の研修」、「生涯スポーツの講演」などの順となっています。
「この1年間に1度も参加しなかった」が71.9%となっています。



(18) 今後、参加してみたいスポーツ（健康づくりを含む）に関わる講演・研修等がありますか？
（複数回答可）（n=1,696）

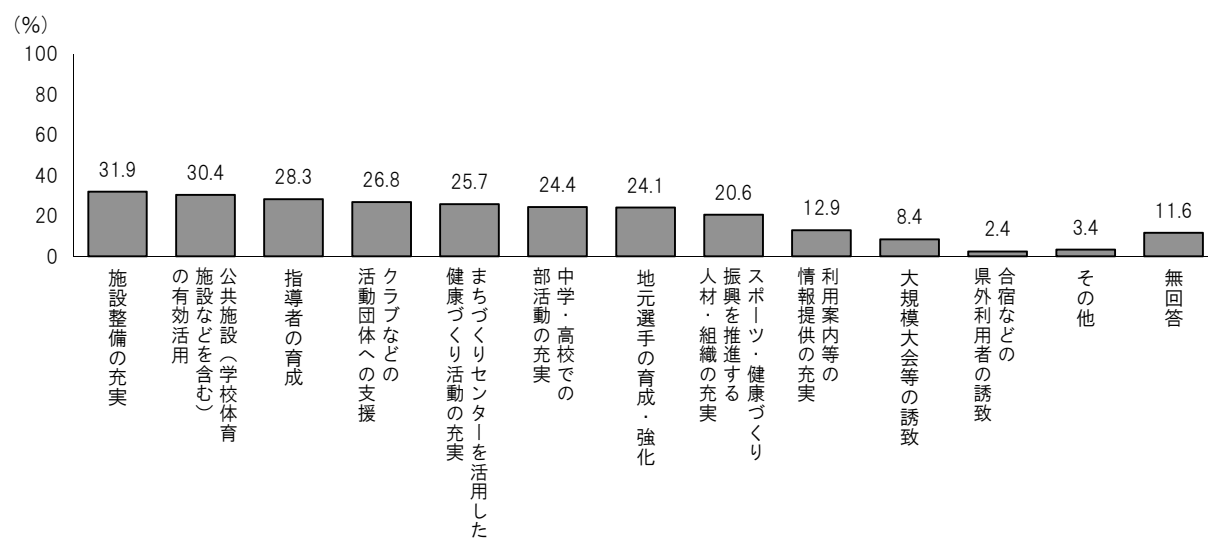
今後、参加してみたいスポーツに関わる講演・研修等は、「手軽にできる筋力アップセミナー」が最も多く、次いで、「健康づくりのためのウォーキング講座」、「スポーツ医・科学の講演」などの順となっています。
「今後、参加したいと思う講演・研修はない」は32.7%となっています。



(19) 今後、スポーツ振興を図っていくために必要と思われるものは何ですか？

(三つまで回答可) (n=1,696)

今後、スポーツ振興を図っていくために必要なことは、「施設整備の充実」が最も多く、次いで、「公共施設（学校体育施設などを含む）の有効活用」、「指導者の育成」などの順となっています。



呉市二河野球場



呉市体育館



呉市総合体育館（オークアリーナ）



呉市総合スポーツセンター

6 呉市が抱える課題

(1) 呉市のスポーツ振興に関する現状から

ア 少子高齢化の進展及びニーズの多様化

呉市においても全国傾向と同様に、少子高齢化が急速に進んでいます。また、スポーツに対するニーズも多様化しています。今後は、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージ、体力、障がいの有無等に応じたスポーツ活動を推進する必要があります。

イ スポーツ指導者の確保

呉市では、スポーツ推進委員の研修会、スポーツ少年団の指導者養成講習会などスポーツ指導者の養成や資質の向上に向けた取組が一部で行われていますが、高齢化や後継者不足により指導者の不足が生じています。スポーツを通じた地域の交流やスポーツ団体の活性化を進めるためにも、トップアスリートの活用により優秀な指導者を確保する必要があります。

ウ 多様なスポーツ施設の活用

呉市には、多様な種目に対応したスポーツ施設が整備されています。今後は、新しいスポーツ需要に対応した施設の整備・充実を計画的に行う必要があります。

(2) アンケート調査結果から

ア 新たなスポーツ活動への取組

今後、新たに行いたいと思うスポーツについて年齢別にみると、10代から30代では、「バドミントン」、「水泳」が多く、40代以上については、「筋力トレーニング」、「ウォーキング」が多くなっています。今後は、各年代のニーズに合わせ、スポーツイベントなどの情報を的確に発信し、市民のスポーツ活動への関心を高める必要があります。

イ スポーツ観戦機会の充実

スポーツ観戦については、「プロ野球」の試合が最も多く、今後観戦したい試合についても「プロ野球」とする回答が最も多くなっています。現在は、プロ野球、バレーボール、及びプロバスケットボールの試合誘致が行われていますが、3競技以外で観戦したいと思う競技も「プロサッカー」、「マラソン・駅伝」、「大相撲」などとなっています。今後は、多様な市民ニーズに応え、様々なスポーツ観戦の機会を充実させる必要があります。

ウ トップアスリートの育成

呉市出身選手の活躍について関心があると回答した人が、約8割を占めています。

今後は、「指導者の養成・招致」、「施設整備の充実」、「選手育成助成金の創設」などを行い、トップアスリートを育成する必要があります。

エ 参加しやすい講演・研修等

講演・研修等への参加状況では、この1年間に1度も参加しなかったとした人が約7割を占めていますが、今後の講演・研修等への参加については約7割が参加したいと回答しています。今後は、市民ニーズに合わせたテーマの設定が必要になります。

オ 利用しやすい施設

今後のスポーツ振興を図っていくためには、「施設整備の充実」や「公共施設の有効活用」が必要との回答が上位を占めています。今後は、新たな市民ニーズに応じて、施設の充実と質の向上を図る必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指すべき姿

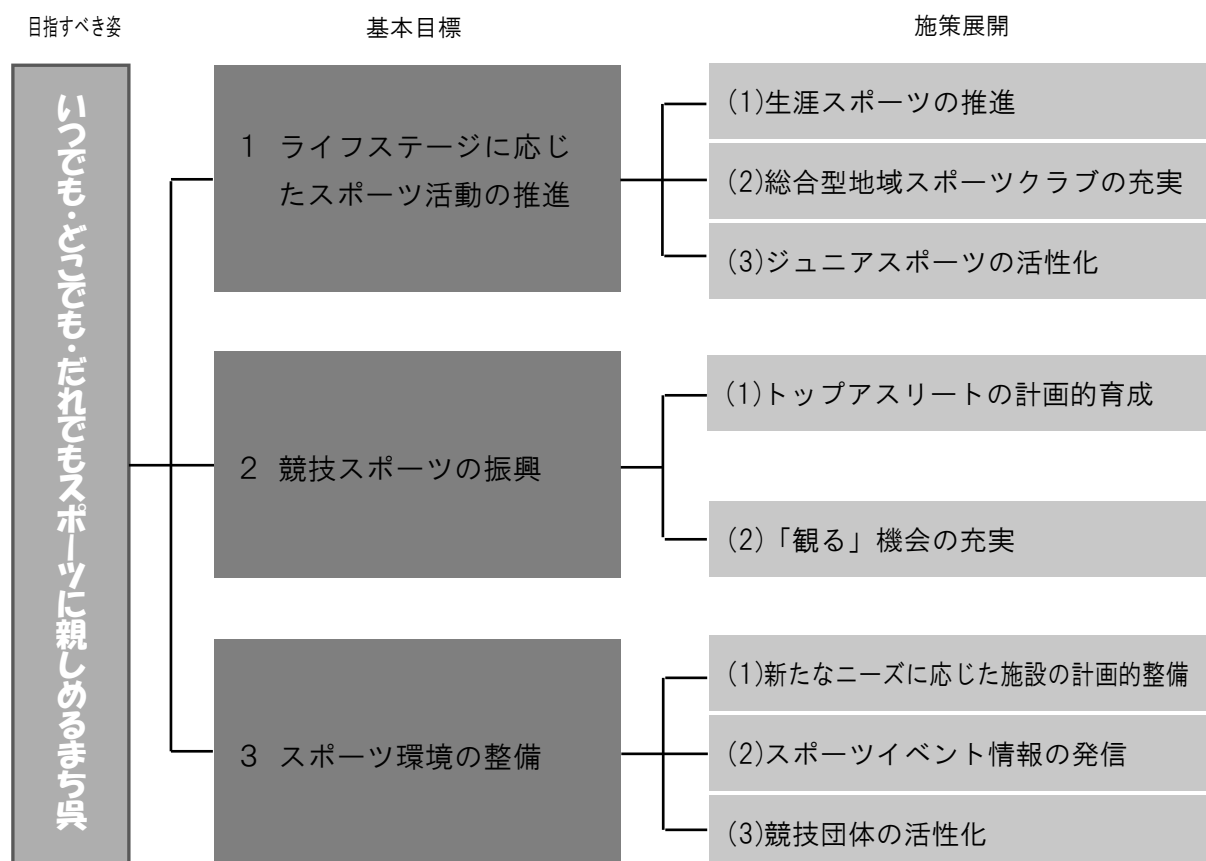
呉市スポーツ振興計画では、スポーツを取り巻く社会情勢の変化等に対応するため、平成18年度から27年度までの10年間、計画的な取組を推進してきました。

本計画では、今後の計画期間である10年間の目指すべき姿を、従前計画における基本的な考え方を踏襲しつつ、国の「スポーツ基本計画」、広島県の「スポーツ振興計画」の理念や市民アンケートの結果を参考にして、次のように設定しました。

いつでも・どこでも・だれでもスポーツに親しめるまち呉

2 基本目標及び施策の体系

本計画では、10年後を見据えた呉市らしいスポーツの在り方を推進していくため、スポーツ振興に関する施策を、以下の施策体系に基づき進めていきます。



【図-4：施策体系図】

第4章 基本目標及び施策の実施

1 呉市のスポーツの課題と課題解決に向けた方向性

基本目標1：ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

施策展開 (1) 生涯スポーツの推進

■現状と課題

スポーツは、競技力の向上だけでなく、健康づくり、礼儀作法や仲間とのコミュニケーションづくりなど、生活にゆとりと豊かさをもたらします。また、近年では心身に障がいのある人も積極的にスポーツに取り組み、楽しむ機運が高まっています。

このような中、呉市では、ディスクゲッター、カラーリングなどのニュースポーツを体験できる体験型スポーツイベント（スポーツチャレンジデー）を実施しており、また、公益財団法人呉市体育振興財団等においては、スポーツイベントや健康づくり等の講座を開催するなど、生涯スポーツの普及に努めています。

今後は、スポーツの多様化するニーズや変化に対応し、一人一人のライフスタイルやライフステージに応じた多様なスポーツ種目や健康づくりの普及・振興を図るため、関係団体等と連携を深める必要があります。



スポーツチャレンジデー（ディスクゲッター）

※ニュースポーツ

ニュー・コンセプトual・スポーツ（新しい考え方のスポーツ）の略称で、いろいろなスポーツを組み合わせたり、これまでのスポーツを簡素化して年齢や性別、障がいの有無にかかわらず楽しめる新しく創られたスポーツ

※スポーツチャレンジデー

呉市スポーツ推進委員協議会が実施する体験型スポーツイベント

■重点施策

生涯スポーツ・健康づくりの機会の創出

市民それぞれのライフスタイルに応じたスポーツ活動の推進として、関係官庁の各部署や呉市体育協会、公益財団法人呉市体育振興財団等との連携を密に進め、市民一人一人が生涯にわたって付き合えるスポーツや健康づくりの機会に出会えるような施策展開を図ります。

参加しやすい講演・研修会の開催

競技スポーツから誰でもできるスポーツ、高齢者のための健康づくりの一つとして講演会や研修会の開催を通じて生涯スポーツの啓発に努めます。

施策展開 (2) 総合型地域スポーツクラブの充実

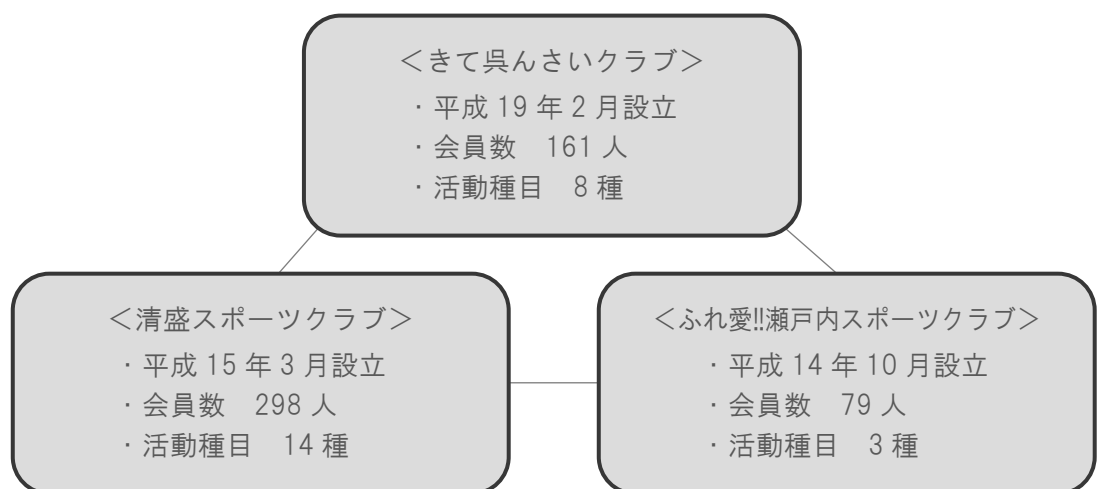
■現状と課題

呉市には、「きて呉んさいクラブ」、「ふれ愛！！瀬戸内スポーツクラブ」、「清盛スポーツクラブ」の三つの総合型地域スポーツクラブがあり、地域スポーツ活動の拠点として、気軽にスポーツに参加できる環境が整っています。

また、年間を通して、各種スポーツ大会やスポーツ教室が開かれ、地域の活性化・スポーツコミュニティの役割を果たしています。

しかしながら、会員の減少や財源、スポーツ指導者の確保が難しくなっており、加えて、ボランティアで活動している運営スタッフの高齢化が問題となっています。

このような状況の中、これらの直面する課題に対応するために、既設スポーツクラブの連携を強化し、人材を育成していく必要があります。



*平成 28 年 7 月 1 日現在

※総合型地域スポーツクラブ

従来の単一種目型、一定の年齢層を対象としたスポーツクラブと異なり、複数の種目において子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人が参加できる、自主運営の会員制スポーツクラブ

■重点施策

既設の総合型地域スポーツクラブの連携と拡充

平成 28 年度で設立 10 年を迎えた、「きて呉んさいクラブ」を含め、既設のスポーツクラブとの連携を強化するとともに、生涯スポーツの普及を担うスポーツ推進委員の協力による適切な指導・助言を行い、更なる地域スポーツの活性化を図ります。

総合型地域スポーツクラブに関わる人材の養成と確保

総合型地域スポーツクラブのマネジメント人材を養成し、併せて各種スポーツ指導者の養成・確保の支援を行い、地域ニーズを検証して新たなクラブ運営を図るとともに、スポーツイベント開催の支援を目指します。

施策展開 (3) ジュニアスポーツの活性化

■現状と課題

呉市におけるジュニアのスポーツ活動は、小学生はスポーツ少年団、中学生及び高校生については学校の部活動が中心となっています。

スポーツ少年団においては、各種交流大会の実施、県民大会への参加促進等を行い、活動の充実を図っていますが、少子化の進展や運動をする子どもとしない子どもの二極化傾向などの問題に伴い、団員数・部員数が年々減少してきており、団体種目においてはチームが組めない状況も生じています。

今後は、ジュニアスポーツ人口の減少に歯止めを掛けるため、児童・生徒の運動への関心及び運動能力の全体的な底上げを行い、全てのジュニアスポーツ活動の充実を図っていく必要があります。

【呉市スポーツ少年団の登録状況】

(単位：団，人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
団 数	79	77	74	74	73
団員数	1,719	1,657	1,581	1,574	1,515

【呉市中学校運動部活動状況】

(単位：部，人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
部活数	163	159	164	158	163
生徒数	4,150	4,110	4,103	3,950	3,823



呉市スポーツ少年団大会



呉市スポーツ少年団交歓軟式野球大会

■重点施策

トップアスリートとの連携による体育授業等の充実

平成 27 年度から、児童生徒の運動意欲の向上、技能や技術の習得及び教職員の指導力向上を図るため、トップス広島等に所属するトップアスリート等による体育授業での講話・実技指導、運動部活動等での専門的な指導を実施しています。

今後は、トップス広島等の関係団体との連携を継続し、事業の更なる充実やジュニアスポーツの活性化を目指します。

また、自らの経験を基に語るトップアスリートの言葉は、子ども達に大きな影響を与えます。

今後は、スポーツの楽しさや具体的な目標を設定することの大切さ等を伝えるとともに競技意欲を向上させるため、子ども達がトップアスリートに触れる機会の充実を図ります。

【平成 28 年度トップス広島等による学校派遣事業】

(単位：回数)

競技種目	派遣団体等	体育(保健体育)授業		中学校 運動部 活動	計
		小学校	中学校		
陸上競技	エディオン女子陸上競技部	1	3	1	5
	マツダ陸上競技部OB		1		1
ハンドボール	広島メイプルレッズ	2			2
バレーボール	J Tサンダーズ	2	1		3
バスケットボール	広島ドラゴンフライズ	1	2	1	4
サッカー	サンフレッチェ広島	2			2
	久保 竜彦	2	1	1	4
卓球	中国電力女子卓球部			1	1
剣道	日本体育大学剣道部			1	1
計		10	8	5	23

※トップス広島

広島に拠点を置く全国トップレベルのスポーツクラブが連携して広島のスポーツを盛り上げるため、設立したNPO法人（正式名称：NPO法人広島トップスポーツクラブネットワーク）

トップス広島 参加団体

サンフレッチェ広島（サッカー男子）
J Tサンダーズ（バレーボール男子）
ワクナガレオリック（ハンドボール男子）
広島メイプルレッズ（ハンドボール女子）
広島ガスバドミントン部（バドミントン女子）
N T T西日本広島ソフトテニスクラブ（ソフトテニス男子）
中国電力陸上競技部（陸上競技男子）
コカ・コーラウエストレッドスパークス（ホッケー女子）
広島東洋カープ（野球男子）

■重点施策

中学校運動部活動における外部指導者の拡充

現在、市内の中学校 18 校で外部指導者の活用をしています。

今後は、教員の部活動業務への負担を軽減し、部活動指導の充実や部活動の活性化を図るため、外部指導者（地域のスポーツ指導者）などの積極的な活用を目指します。

基本目標 2：競技スポーツの振興

施策展開 (1) トップアスリートの計画的育成

■現状と課題

呉市では、呉市体育協会、呉市スポーツ少年団、公益財団法人呉市体育振興財団等と連携し、スポーツ界で活躍できる人材の育成を図っていますが、少子化による児童生徒の減少、興味・関心の多様化などにより、人材発掘においても厳しい状況になっています。

呉市ゆかりのスポーツ選手の活躍は、スポーツへの関心を高め、市民に夢や感動、郷土への誇りをもたらす力となります。

平成 28 年度には、プロ野球ドラフト会議において呉市出身者 2 名（ともに呉市スポーツ少年団出身）が指名され、また、市立呉高等学校硬式野球部が、創部 10 年目で第 89 回選抜高等学校野球大会への出場を果たすなどし、郷土愛や連帯感が高まりました。

今後は、計画的に関係団体と一体となって、優れた体力・運動能力を持つ児童生徒の発掘・育成を行うとともに、指導者の資質向上などの取組を行い、トップアスリートを輩出できる仕組みづくりを引き続き進めていきます。

【全国大会出場実績】

（単位：件、人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
出場件数	67	64	59	57	58
出場人数	334	467	361	378	361
国民体育大会	18	42	20	18	23
高校生大会	79	97	38	27	83
中学生大会	19	32	38	34	26
小学生大会	45	32	62	117	83
その他	173	264	203	182	146

■重点施策

学校法人日本体育大学との連携強化

平成 27 年 8 月に学校法人日本体育大学と体育・スポーツ及び健康づくりの分野において、双方の発展と社会貢献を目的とした「スポーツ振興に関する協定」を締結し、平成 28 年度には、同大学との連携事業として、優秀な成績を残している呉の子ども及び指導者の大学合宿への派遣、中学校運動部活動への講師招へいによる技術指導、呉とびしまマラソンへの学生ランナー招へい、呉市健康の日ウォーキング大会での講演会を実施しました。

今後は、大学が持つ専門的な知識、ノウハウ、人材等を積極的に活用するため、更に連携を深め、新たな事業の展開を検討していきます。

施策展開 (2)「観る」機会の充実

■現状と課題

市民が年齢や体力に応じて、また、スポーツへの参加の度合いに関わらずスポーツに触れる機会を設けることは、スポーツを振興していく上で重要であると考えます。

スポーツを「観る」という機会を得て、トップレベル選手のプレーや試合を見ることは、市民の生活に夢や楽しみを与える一助となっています。

現在、市民がトップスポーツを「観る」機会としては、平成 28 年度にプロ野球公式戦を呉市二河野球場で、また、バレーボールVプレミアリーグ、プロバスケットボールBリーグがオークアリーナで開催されました。

【呉市内開催主要スポーツイベント観客動員数の推移】

(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
プロ野球公式戦	13,334	試合開催なし	13,026
バレーボールVプレミアリーグ	4,535	4,785	4,231
プロバスケットボールBリーグ	1,515	1,680	2,938

* V プレミアリーグ及び平成 28 年の B リーグは、2 日間合計の数字。



プロ野球公式戦



全国高等学校総合体育大会

■重点施策

トップスポーツに触れる場の設定

市内在住の小・中学生や高校生を試合観戦に招待し、トップレベルの技術に触れてもらうことで、夢ややる気を喚起し、成長の一助となるよう取り組みます。

また、スポーツ人口の裾野拡大を図るため、幼少期からトップスポーツに触れる場を設けます。

スポーツ観戦機会の充実

現状は、プロ野球、バレーボールVプレミアリーグ及びプロバスケットボールBリーグの試合誘致が行われていますが、今後は現状に加え、プロに限らず、アマチュアも含めた様々なトップレベルの大会や試合の誘致を図り、スポーツ観戦を楽しむ機会を増やすことで、市民生活環境の向上に寄与します。

基本目標 3：スポーツ環境の整備

施策展開 (1) 新たなニーズに応じた施設の計画的整備

■現状と課題

戦後、全国に先駆け、いち早く整備された呉市のスポーツ施設は、これまでも市民のスポーツ振興に多大な貢献をしてきました。

現在では、大規模な大会を開催できる拠点施設だけでなく、各地域にある単体種目のスポーツ施設、学校施設、公園の多目的広場など、多種多様なスポーツに使用することができる地域施設や空間も活用され、市民が多様なスポーツ活動に参加しています。しかしながら、老朽化や競技の近代化、市民のライフスタイルの変化により、競技者や市民のニーズに十分に対応できていない施設が多く、快適に使用するための設備や機能などが不足しており、更なる質とサービスの向上に取り組む必要があります。

今後は、呉市公共施設等総合管理計画と整合性を図りながら、安全性の確保、施設の特性、地域の実情、利用実態を踏まえ、また、施設の有効活用、維持管理経費の削減を考慮し、既存老朽施設の改修や新しいスポーツ需要に対応した施設の整備・充実を計画的に行っていきます。

■重点施策

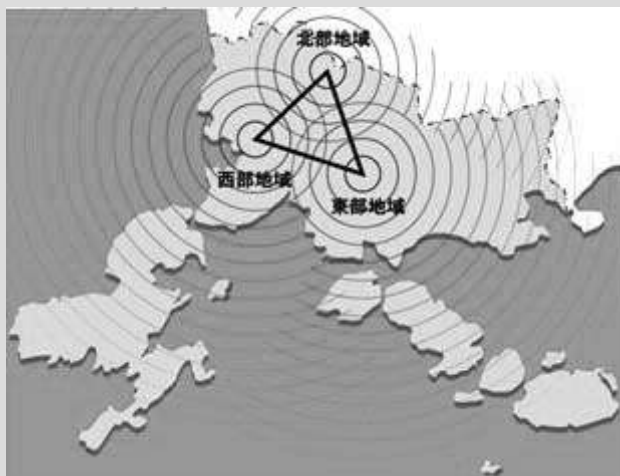
拠点スポーツ施設の充実

拠点スポーツ施設は、大規模な大会などを運営することが可能で、呉市のスポーツにおける競技力の向上やジュニア・指導者の育成を図るために大きな役割を担っています。

現在は、幹線道路網の整備によりアクセス強化された西部地域、東部地域、北部地域を中心に拠点施設がバランス良く配置されており、地域や行政区域を越えた全市的なスポーツの場として多くの方が利用しています。

しかしながら、元々、民間の厚生施設として整備された呉市総合スポーツセンターや、建設から50年以上経過し老朽化が進む呉市体育館などについては、大会を開催するには不十分で、機能的な課題が多く見られます。

今後は、これらの課題を解決するため、屋外スポーツの拠点「呉市総合スポーツセンター」を有する北部地域、屋内スポーツの拠点「呉市総合体育館（オークアリーナ）」を有する東部地域、「呉市二河野球場」や「屋内温水プール（建設整備中）」を有する西部地域を中心に、施設規模や利用対象、利用目的などを考慮しながら、より大規模な大会を開催できるよう、機能向上や利便性の向上を踏まえた施設整備に努めていきます。



【図-5：拠点連携イメージ図】

■重点施策

既存地域施設の有効活用と整備

より多くの市民が、身近な場所で快適にスポーツを楽しめるよう、各地域にあるスポーツ施設、学校体育施設や公園などの多目的に利用できる空間の活用も含め、利用ニーズの高い施設の機能を維持するための改修を行うなど、施設の有効活用、利用の効率化や地域による不均衡の解消に取り組みます。

また、厳しい財政状況の中、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる場所や機会を増やし安全で快適に施設を利用できるよう努める一方で、利用が著しく少ない施設や既に目的を果たし老朽化している施設については、利用実態や地域の実情等を勘案しながら、存り方を含め整備の方向性を検討していきます。

高齢社会に対応した生涯スポーツ施設の整備

市民誰もが健康で生きがいのある生活を送るため、ボウリング、ソフトバレーボール、卓球、グラウンド・ゴルフなど、生涯にわたり実践・継続をしていけるようなスポーツが盛んになっています。

とりわけ、グラウンド・ゴルフはルールが簡単で初心者でもすぐに取り組むことができることから、全国で急速に普及し、呉市においても高齢者を中心に愛好者が増加しており、各地域の広場などで仲間達と余暇を楽しんでいます。

このような背景の中、時代の新たなニーズにより生まれてきたニュースポーツに気軽に親しむことができるよう、施設の整備や既存施設の活用の在り方について検討するとともに、バランスの良いスポーツ施設の配置に取り組みます。

競技備品等の維持更新

スポーツ施設は、各種競技に必要な競技備品や附帯設備が整った状態で、初めて公式に競技を行うことができます。

現状の機能を維持し時代のニーズに対応するため、施設規模、施設の目的に合わせ、設備・機械等の更新や機能向上のための整備を実施していきます。

利便設備の充実・サービスの向上

快適に施設を利用するには、不足している設備を補い、機能を強化する必要があります。

トイレの洋式化や駐車場の整備など、時代により変化するライフスタイルや多様化する市民ニーズに対応した利便設備の充実に努めていきます。

また、施設予約の利便性を高めるために導入した「ひろしま公共施設予約システム」については、市民がスポーツ施設の利用状況をさらに簡単に把握でき、施設利用の向上や施設管理の効率化につながるよう、システムの改良に努めていきます。

施策展開 (2) スポーツイベント情報の発信

■現状と課題

現在、様々なスポーツ大会やイベントの情報発信は、開催団体や各部署それぞれにおいて行われており、一元的ではなく、市民から見ると複雑で、継続して情報を得にくい環境となっています。

市民が「こんなスポーツをしてみたい」、「このスポーツの大会や講習はないのか」など、思い立ったときに的確な情報を得ることができる環境を整える必要があります。

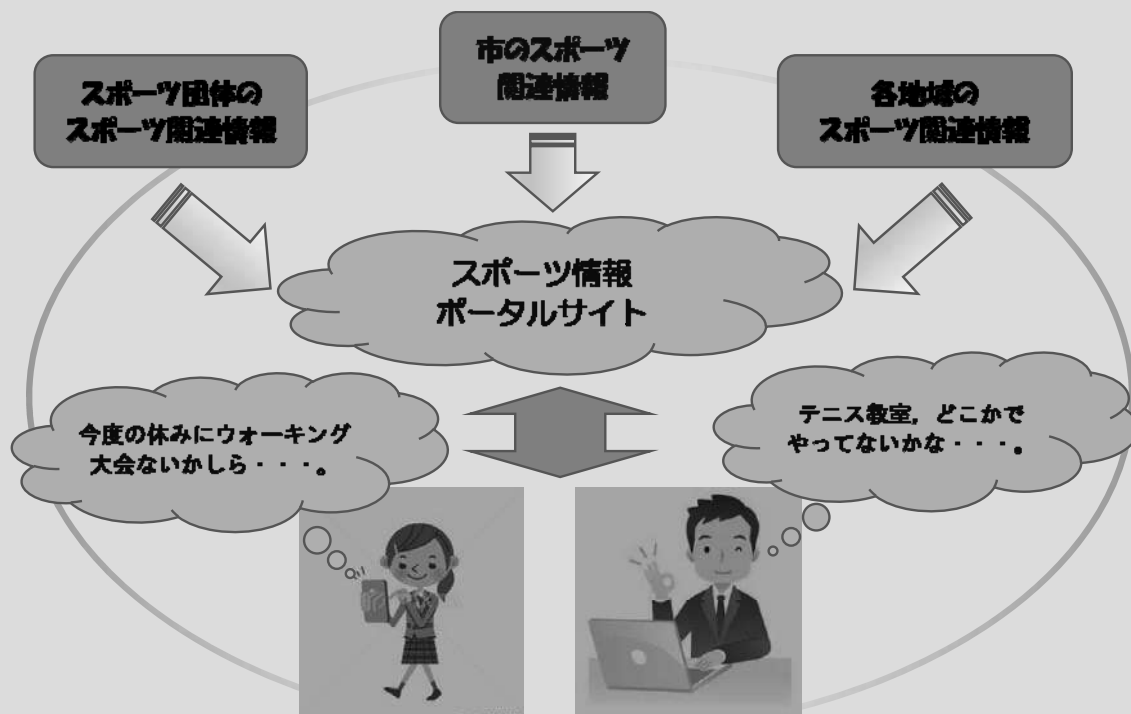
■重点施策

市民ニーズに即した情報提供

呉市や公益財団法人呉市体育振興財団等のスポーツ施設の指定管理者の広報媒体を活用し、各団体等と連携しながら、子どもから高齢者まで、幅広い市民ニーズに的確に対応した情報提供を行います。

スポーツ情報ポータルサイトの開設

誰もが気軽に情報を入手することができるよう、ICT（Information and Communication Technology）を活用し、各地区で行われるスポーツ大会やスポーツイベント、また、スポーツ施設クラブ・サークルの紹介、参加者の声など、呉のスポーツ情報を総合的に発信する情報サイト（ポータルサイト）の開設に取り組みます。



【図-6：スポーツ情報ポータルサイト イメージ図】

施策展開 (3) 競技団体の活性化

■現状と課題

呉市におけるアマチュアスポーツは、実業団スポーツを中心に盛んに行われ、特に団体競技では全国的にも優秀な成績を収めてきました。また、プロスポーツの分野においては、多くのプロ野球選手を輩出するなど、「スポーツ王国くれ」の礎を築いてきました。

少子高齢化が進み、社会情勢が目まぐるしく変わる近年は、実業団スポーツが縮小傾向にあるものの、競技種目の多様化が進んでいます。

これからは、これまで培われてきたスポーツに係る呉市のイメージを保持しながらも、更に競技スポーツの裾野を広げる必要があります。

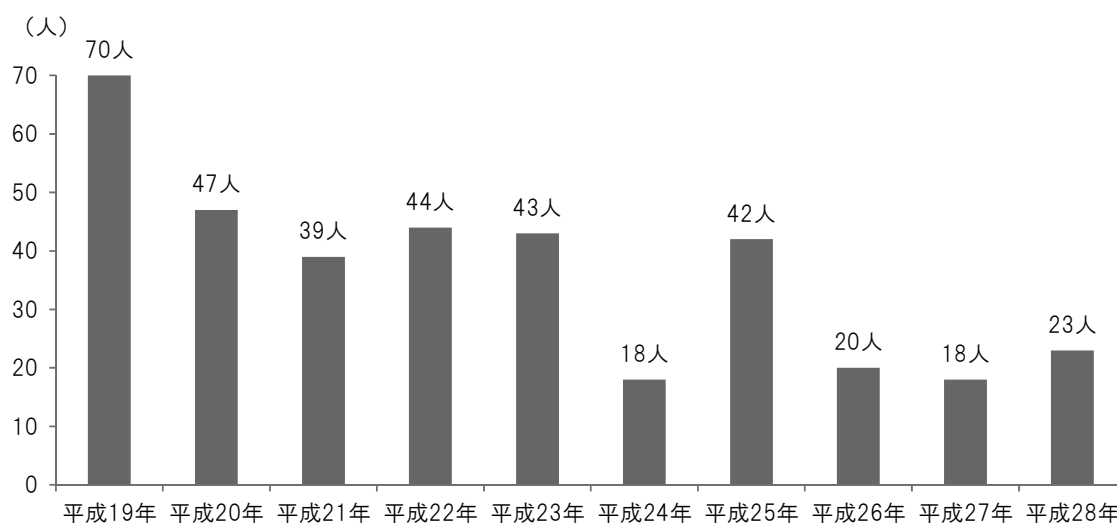
【呉市体育協会加盟競技団体（スポーツ少年団を除く）】

陸上	サッカー	剣道	セーリング	ボウリング	綱引き
軟式野球	卓球	射撃	水泳	空手	ゴルフ
ソフトボール	バスケットボール	バドミントン	テニス	エスキーテニス	太極拳
バレーボール	柔道	ラグビーフットボール	アーチェリー	少林寺拳法	グラウンドゴルフ
ソフトテニス	ハンドボール	弓道	スキー	ゲートボール	

各競技力の底上げやレベルアップが、競技スポーツの魅力アップにつながります。競技スポーツの最高峰であるオリンピックに出場するためには、国内において厳しい選考基準をクリアする必要があります。その指標の一つとして、国内最大のスポーツの祭典である国民体育大会に出場し、優秀な成績を収めることが一つの試金石と考えます。

呉市から、オリンピックなどの国際大会に出場する選手を輩出するために、国民体育大会の出場者増加に向けて、各競技団体と連携し、優秀な指導者や選手の育成を図る必要があります。

【国民体育大会出場者数の推移】



■重点施策

競技力向上への支援

呉市に関係するスポーツ選手が、全国規模のスポーツ大会等で活躍することができるよう競技団体等と連携し、環境整備に努めるとともに、競技団体に対して助成金等を交付することで、競技力向上に向けた支援を継続して行います。

スポーツ関連イベントの開催

これまで行われてきた市民体育大会、体育祭、ロードレース、駅伝大会、マラソン大会などのスポーツイベントに対する市民ニーズをしっかりと把握し、それに応じた魅力あるイベントを開催することで、子どもから高齢者まで全ての市民のスポーツ交流とスポーツを通じた呉市の情報発信を行っていきます。



呉市体育祭



呉とびしまマラソン



ロードレース“くれ”



呉市民体力テスト会

指導者養成のためのサポート体制の整備

多様化、高度化しつつある市民のスポーツニーズを的確に把握し、適切な対応や指導ができるスポーツ指導者等の養成に努めるとともに、競技の普及促進に貢献した指導者等に対する表彰制度など、サポート体制の整備に努めます。また、地域から輩出したアスリートが引退後に指導者となり、新たなアスリートを育てる体制の整備に努めます。

2 事業実施計画一覧表

本計画に掲げる各種施策を計画的、かつ、効率的に実施していきます。

基本目標	施策展開	重点施策	実施主体	実施期間		
				短期	中期	長期
ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	生涯スポーツの推進	生涯スポーツ・健康づくりの機会の創出	呉市, 呉市スポーツ推進委員協議会			
		参加しやすい講演・研修会の開催	呉市, 呉市体育振興財団			
	総合型地域スポーツクラブの充実	既設の総合型地域スポーツクラブの連携と拡充	呉市, 総合型地域スポーツクラブ			
		総合型スポーツクラブに関わる人材の養成と確保	呉市, 総合型地域スポーツクラブ			
	ジュニアスポーツの活性化	トップアスリートとの連携による体育授業等の充実	呉市, 呉市教育委員会			
		中学校運動部活動における外部指導者の拡充	呉市, 呉市教育委員会			
競技スポーツの振興	トップアスリートの計画的育成	学校法人日本体育大学との連携強化	呉市, 呉市教育委員会, 呉市体育協会			
	「観る」機会の充実	トップスポーツに触れる場の設定	呉市, 呉市体育振興財団, 呉市体育協会			
		スポーツ観戦機会の充実	呉市, 呉市体育振興財団, 呉市体育協会			
スポーツ環境の整備	新たなニーズに応じた施設の計画的整備	拠点スポーツ施設の充実	呉市, 指定管理者			
		既存地域施設の有効活用と整備	呉市, 呉市教育委員会, 各競技団体			
		高齢社会に対応した生涯スポーツ施設の整備	呉市			
		競技備品等の維持更新	呉市, 指定管理者			
		利便設備の充実・サービスの向上	呉市, 指定管理者			
	スポーツイベント情報の発信	市民ニーズに即した情報提供	呉市, 指定管理者			
		スポーツ情報ポータルサイトの開設	呉市, 指定管理者, 民間団体			
	競技団体の活性化	競技力向上への支援	呉市, 呉市体育協会			
		スポーツ関連イベントの開催	呉市, 呉市体育協会			
		指導者養成のためのサポート体制の整備	呉市, 呉市体育協会			

*「実施時期」について、「短期」はおおむね3年以内、「中期」はおおむね5年以内、「長期」はおおむね10年以内での事業実施を目標としています。

第5章 計画の推進に向けて

1 基本的姿勢

本計画は、呉市の新たなスポーツ振興に係る計画であり、「いつでも・どこでも・だれでもスポーツに親しめるまち呉」の実現のためには、行政（呉市）だけでなく、市民、教育機関、スポーツ活動に関わるNPO法人やスポーツ団体、民間事業者などを含めた地域全体が連携する必要があることから、本計画の推進に当たっては、相互連携と情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行います。

また、家庭、地域、学校、企業及び行政それぞれが役割分担のもと、互いに協力しながら、呉市のスポーツ振興に関わる様々な施策を効果的・効率的に推進します。

2 評価指標

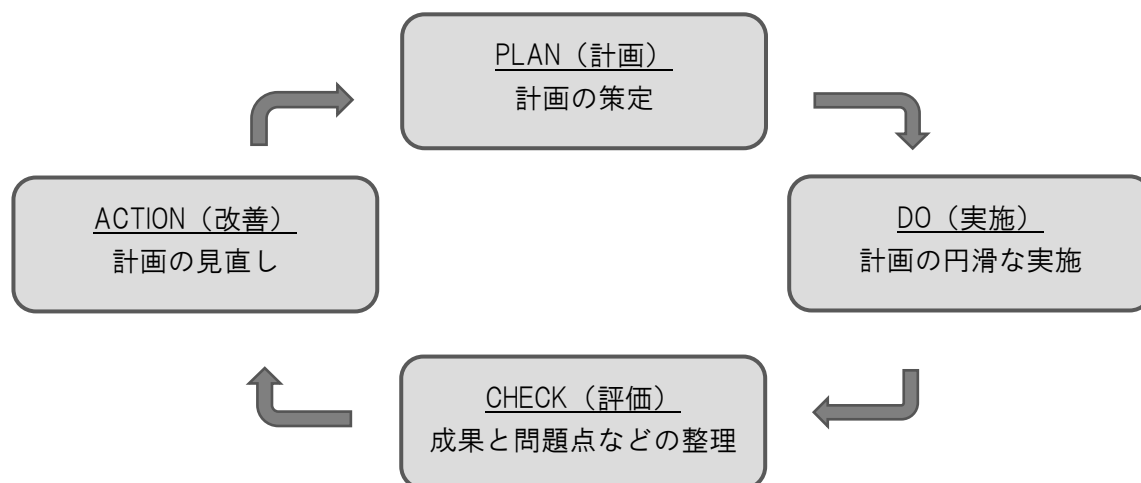
本計画に基づく施策の達成状況を客観的に評価するため、P25【図-4：施策体系図】の施策展開ごとに指標を設定し、効果・検証を行います。

基本目標	施策展開	指標	単位	現状値 (H28)	目標値 (H38)
1 ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	(1)生涯スポーツの推進	スポーツを定期的（週1回以上）に行う市民の割合	%	56.9	<u>65 以上</u>
	(2)総合型地域スポーツクラブの充実	総合型地域スポーツクラブの会員数	人	538	<u>650 以上</u>
	(3)ジュニアスポーツの活性化	スポーツ少年団団員数及び中学校運動部活動生徒数	人	5,338	<u>5,800 以上</u>
2 競技スポーツの振興	(1)トップアスリートの計画的育成	全国大会出場者数	人	361	<u>430 以上</u>
	(2)「観る」機会の充実	スポーツ観戦率（年1回以上）	%	63.5	<u>75 以上</u>
3 スポーツ環境の整備	(1)新たなニーズに応じた施設の計画的整備	公共スポーツ施設等の利用者数（年間延べ人数）	人	1,617,934	<u>190 万 以上</u>
	(2)スポーツイベント情報の発信	スポーツ情報を総合的に発信する情報サイトの開設	—	—	<u>情報サイトの開設</u>
	(3)競技団体の活性化	体育協会加盟人数	人	15,630	<u>17,000 以上</u>

3 進捗の管理・評価

本計画に基づく施策を効率的・効果的に展開していくため、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）による進行管理を行い、進捗状況や達成状況の把握・分析に努めます。

あわせて、社会経済情勢や市民ニーズの変化などに柔軟に対応できるよう、必要に応じて事業内容の見直しを行うなど、継続的な改善に努めることで、計画実現に向けた継続的な取組の推進を図ります。



【図-7：計画実施における PDCA サイクル】

資料編

1 呉市の公共スポーツ施設一覧

名 称 所在地 しゅん工	施 設 概 要	附 属 施 設
呉市二河野球場 呉市二河町地内 昭和 26 年 10 月 27 日 (平成 4 年 12 月 20 日改修)	グラウンド 13,165 m ² 中堅 122m 両翼 97.5m バックネット～本塁 20m	スコアボード 鉄骨造 3 階建磁気反転式表示, 夜間照明設備(3 段階切替点灯方式), スピードガン, ダッグアウト, ブルペン, 会議室, 事務室, 本部席, 記者室, 放送室, 役員室, 審判控室, 医務室, 選手控室, 更衣室, テレビ放送室, シャワー室, 車椅子席(8 席), 身体障害者用トイレ等
呉市二河公園多目的グラウンド 呉市二河町地内 平成 22 年 3 月 29 日	多目的グラウンド ランニングコース 2 コース 1 周約 380m ウォーキングコース 1 周約 400m	夜間照明設備, 可動式間仕切りネット等
呉市バレーボール場 呉市二河町地内 昭和 59 年 3 月 20 日 (旧 昭和 26 年 10 月 17 日)	クレーコート 3 面 バレーボール・テニス兼用	
呉市テニス場 呉市西中央 5 丁目地内 昭和 26 年 10 月 27 日	クレーコート 8 面 コート面積 5,470 m ²	本部席, 観覧席, 更衣室等
呉市昭和テニス場 呉市焼山町地内 平成元年 3 月 12 日	全天候コート 2 面 クレーコート 3 面 練習用コート 半面(壁打)	夜間照明設備(全天候コート, クレーコート), パーゴラ
呉市警固屋テニス場 呉市警固屋 2 丁目地内 平成 4 年 3 月 19 日	クレーコート 2 面	
呉市倉橋テニス場 呉市倉橋町字宮の浦地内 平成 9 年 4 月 (旧 昭和 57 年 4 月)	グリーンサンドコート 2 面	夜間照明設備, 駐車場(体育館・プールと兼用)
呉市弓道場(近的) 呉市二河町 2 番 1 号 昭和 59 年 3 月 5 日 (旧 昭和 42 年 3 月 31 日)	射場 和弓 6 人立ち 90.72 m ² 洋弓 2 人立ち 21.50 m ² 的場 和弓 34.02 m ² , 洋弓 10.00 m ² 射距離 和弓 28m, 洋弓 30m	夜間照明設備, 審判席, 選手控室, 更衣室, 管理室, 倉庫, 身体障害者用トイレ等
呉市弓道場(遠的) 呉市二河町地内 平成 3 年 7 月 31 日	射場 和弓 6 人立ち 114.75 m ² 洋弓 2 人立ち 31.50 m ² 的場 和弓 54.00 m ² , 洋弓 3.75 m ² 射距離 和弓 60m, 洋弓 70m	夜間照明設備, 審判席, 選手控室, 更衣室, 管理室, 倉庫, 身体障害者用トイレ等
呉市川尻グラウンド 呉市川尻町東 2 丁目地内 平成 17 年 10 月 19 日 (供用開始 10 月 24 日)	グラウンド 11,000 m ² (100m×110m) ソフトボール 4 面 軟式野球 2 面 サッカー 1 面	夜間照明設備, 防球ネット(高さ 10m), 倉庫, 駐車場, 駐輪場, 多目的トイレ等
呉市渡子多目的グラウンド 呉市音戸町渡子 1 丁目地内 平成 24 年 10 月	多目的グラウンド ソフトボール 1 面	倉庫, 駐車場等
呉市倉橋グラウンド 呉市倉橋町字石林地内 昭和 56 年 10 月	多目的グラウンド ソフトボール 4 面, サッカー 1 面	夜間照明設備, 管理室, 倉庫, 駐車場等

呉市蒲刈グラウンド 呉市蒲刈町田戸地内 昭和54年4月	多目的グラウンド ソフトボール 1面	夜間照明設備
呉市豊浜グラウンド 呉市豊浜町大字大浜地内 平成5年8月	多目的グラウンド ソフトボール 1面	夜間照明設備、管理棟等
呉市体育館 呉市中央4丁目1番1号 昭和39年4月25日 (平成4年4月19日改修)	競技場(メインコート) 1,681 m ² (41m×41m) サブコート 276 m ² (25.1m×11m) ステージ 158 m ² (25.2m×6.2m)	会議室、事務室、医務室、管理人室、器具倉庫、放送室、シャワー室、更衣室、ステージ控室、機械室、ギャラリーバルコン、管理棟、倉庫棟、身体障害者用トイレ等
呉市大空山体育館 呉市広町字紅鶴岩25番地 昭和58年3月20日	アリーナ 338 m ² (26m×13m) バスケットボール 1面、卓球 バレーボール 1面、バドミントン 1面	用具室等
呉市昭和体育館 呉市焼山中央2丁目8番12号 昭和62年3月16日	アリーナ 873.6 m ² (33.6m×26m) バスケットボール 1面、卓球、剣道 バレーボール 2面、バドミントン 4面 エスキーテニス 6面	ミーティングルーム、2階ギャラリー、更衣室(ロッカー)、シャワー室、器具倉庫、身体障害者用トイレ等
呉市警固屋体育館 呉市警固屋2丁目222番地 平成2年3月25日	アリーナ 900 m ² (36m×25m) バスケットボール 1面、卓球、剣道 バレーボール 2面、バドミントン 4面	ミーティングルーム、2階ギャラリー、片側観覧席(272席)、更衣室(ロッカー)、シャワー室、器具倉庫、身体障害者用トイレ等
オークアリーナ (呉市総合体育館) 呉市広大新開1丁目7番1号 平成15年2月6日	メインアリーナ(43m×57m、天井高15.8m) サブアリーナ(31m×20m、天井高15.1m) 武道場(36m×20m、天井高4.5m) トレーニングルーム 約200 m ²	ミーティングルーム(最大180人収容、6分割可能)、冷暖房設備、照明設備、移動式電光得点板、太陽光発電設備、管理事務室、医務室、器具庫、調整室、ロビー・ラウンジ、更衣室(シャワー設備)、控室、E.V.、多目的トイレ(オストメイト対応)
呉市倉橋体育館 呉市倉橋町字ゴクラク539番地の1 平成2年4月	アリーナ 1,462 m ² (43m×34m) バレーボール 3面、 バドミントン 6面、テニス 2面	会議室、観覧席(493席)、更衣室、シャワー、ステージ、駐車場(くらはし温水プールと兼用)
呉市安浦体育館 (アリーナかもめ) 呉市安浦町中央4丁目3番2号 平成7年4月	アリーナ 1,620 m ² (45m×36m) バレーボール 3面、テニス 2面 バドミントン 10面 バスケットボール 2面	観客席(225席)、更衣室(シャワー、ロッカー)、音響室、倉庫、駐車場(安浦まちづくりセンターと兼用)
呉市スポーツ会館 呉市二河町1番8号 昭和59年3月30日 (旧 昭和43年7月13日)	アリーナ 770 m ² (35m×22m) 宿泊施設 13室 28.5 m ² /室	トレーニング室(2階、3階)、談話室、資料室(展示室)、食堂、浴室、事務室、更衣室、シャワー室、エレベーター、身体障害者用トイレ等
呉市二河屋内練習場 呉市二河町2番3号 昭和59年1月31日	競技場 アンツーカ舗装 2,025 m ² (45m×45m) 投球練習場 3人立ち 216 m ² (24m×9m)	夜間照明設備(競技場、投球練習場)、集会室、事務室、更衣室等

呉市営プール 呉市二河町地内 競 泳 昭和 24 年 6 月 4 日 子ども 昭和 60 年 6 月 13 日	競泳プール(50m×25m) 水深 1.5～2.0m 9 コース, コース幅 2.5m ※日本水泳連盟公認プール 飛込プール(25m×20m) 水深 5m 飛込台 10m, 7.5m 練習プール(25m×16m) 水深 1.0～1.2m 7 コース, コース幅 2.0m 子どもプール 円形プール(470 m ²), 噴水プール(420 m ²) 幼児プール(210 m ²) わんぱくスライダー(8 本)	売店棟, 管理棟, 使用券売場, 更衣室等
呉市下蒲刈プール 呉市下蒲刈町下島 3400 番地の 4 平成 14 年 3 月 11 日	プール(ステンレス製) (25m×13m) 水深 0.7～1.3m (12.5m×6m) 水深 0.6m	管理室, 談話室, 倉庫, 更衣室, シャワー室, 身体障害者用トイレ等
呉市川尻東プール 呉市川尻町東 1 丁目 16 番地内 昭和 49 年 8 月 3 日	大プール(25m×8 コース) 水深 1～1.2m 小プール(10m×5m) 水深 0.45m	管理室, 更衣室, シャワー, 機械室等
呉市音戸プール 呉市音戸町南隠渡 1 丁目地内 昭和 45 年 5 月	大プール(25m×16m) 水深 1.1～1.3m 小プール(16m×9m) 水深 0.7m 管理棟 179.1 m ²	管理室, 倉庫, 更衣室, シャワー室等
呉市豊プール 呉市豊町大長字鳥越 6233 番地の 1 昭和 60 年	大プール(25m×6 コース) 水深 1.1～1.3m 小プール(7m×4m) 水深 0.7m	倉庫, 更衣室等
呉市営温水プール 呉市広古新開 2 丁目 1 番 6 号 昭和 55 年 12 月 20 日	プール(F R P 製) 6 コース 水深 1.2～1.4m 2 コース 水深 0.4～0.6m プール面積 726 m ² (33m×22m) プール水面積 425 m ² (25m×17m)	ソーラー設備 太陽熱集熱板 319 枚, 蓄熱タンク 15,000ℓ 会議室, ギャラリー, 事務室, 指導員室, 医務室, トレーニング室, 更衣室, シャワー室, 採暖室, 身体障害者用トイレ等
呉市川尻温水プール (かわせみプール) 呉市川尻町久俊 1 丁目 1 番 10 号 平成 9 年 3 月 30 日	プール(ステンレス製) (25m×6 コース) 水深 1.2～1.3m 水深 0.8～0.9m× 2	事務所, 会議室, 機械室, エアロビクススタジオ, ギャラリースタンド, 採暖室, シャワー室, 更衣室, 身体障害者用トイレ等
呉市くらはし温水プール (ウィングくらはし) 呉市倉橋町字ゴクラク 550 番地 平成 15 年 3 月	25mプール(5 コース) 水深 0～1.5m 幼児プール 水深 0～0.5m ワールプール 水深 0.8m リラクゼーションプール 水深 1.1m	採暖室, 更衣室, シャワー, トレーニングルーム, ギャラリー, 駐車場(倉橋体育館と兼用)
呉市安浦武道館 呉市安浦町中央 4 丁目 3 番 1 号 昭和 60 年 4 月	武道場 375 m ²	更衣室, 倉庫, 駐車場(安浦まちづくりセンターと兼用)
呉市大浦崎スポーツセンター (マリンふれあいの里) 呉市音戸町波多見 6 丁目地内 昭和 63 年 3 月 (会館)	体育館 アリーナ 36m×28m 会館 517.50 m ² キャンプ場, グラウンド 5,600 m ² テニスコート 砂入り人工芝コート 3 面 ゲートボール場 800 m ² コート 2 面 野外ステージ	大広間, 研修室, 浴室, 夜間照明設備(グラウンド, テニスコート), 駐車場
呉市蒲刈 B & G 海洋センター 呉市蒲刈町大浦 8160 番地 昭和 59 年	体育館 アリーナ 726.15 m ² バレーボール 2 面 ソフトバレーボール 2 面 バスケットボール 1 面 プール 25m×13m(6 コース) 水深 1.1～1.2m 6m×10m 水深 0.5～0.6m	トレーニングルーム, 研修室, 艇庫

呉市豊スポーツセンター 呉市豊町沖友字下原 1131 番地 体育館：旧昭和 56 年 ニューススポーツ館：旧昭和 59 年	体育館 アリーナ 390 m ² (26m×15m) バレーボール 1 面, バドミントン 2 面 ミニバスケットボール 1 面 ニューススポーツ館 グラウンド	体育館 更衣室, シャワー室 ニューススポーツ館 管理室, 倉庫 グラウンド 夜間照明設備
呉市総合スポーツセンター 呉市郷原町字ワラヒノ山地内 平成元年 3 月 (旧マツダ健保スポーツセンター)	陸上競技場 20,800 m ² (サッカー場併用) 全天候 400mトラック 8 レーン, 天然芝フィールド ※日本陸上競技連盟第 3 種公認陸上競技場 多目的グラウンド 22,500 m ² サッカー 1 面 テニスコート 7,760 m ² 砂入り人工芝コート 10 面 練習用コート(半面) 野球場 13,400 m ² 黒土混合土グラウンド 中堅 122m, 両翼 98m 弓道場 880 m ² 近的 6 人立ち, 遠的 3 人立ち	陸上競技場 写真判定棟, 写真判定室, 会議室, 放送室, 医務室, 更衣室, シャワー室, 器具庫, 夜間照明設備, スタンド (1,023 席), 芝スタンド, 倉庫 多目的グラウンド 夜間照明設備 テニスコート 夜間照明設備, 倉庫 野球場 スコアボード, ダッグアウト, 本部席, 倉庫, 夜間照明設備, 芝スタンド 弓道場 審判席, 更衣室, 控室, 巻藁練習場, 夜間照明設備 管理棟 会議室, 更衣室, シャワー室等 駐車場

2 呉市スポーツ振興計画策定懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 平成18年に策定した呉市スポーツ振興計画の計画期間満了にともない、スポーツを取り巻く情勢に則し、呉らしさ溢れる新たな呉市スポーツ振興計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、意見交換を行いながら計画の内容などの充実を図るため、呉市スポーツ振興計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の提言に関する事務
- (2) スポーツ振興の実態把握及び調査に関する事務
- (3) その他計画内容に関する事務

(組織)

第3条 懇話会は、呉市長が委嘱した10名以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、計画策定に関する審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会には、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会長が必要と認めるときは、特定の事項について関係のある委員のみで会議を開催することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の所掌は、文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月22日から実施する。

3 呉市スポーツ振興計画策定懇話会委員名簿

選出区分	氏 名	所属団体・職名
各 種 関 係 団体代表者	繁原 修	呉市体育協会副理事長
	中田 貢	呉市スポーツ推進委員協議会会長
	原 俊三郎	呉市スポーツ少年団本部長
	柳曾 隆行	呉商工会議所事務局長
	神垣 良子	呉青年会議所理事長
学校教育 関 係 者	藤平 高憲	呉市立小学校教育研究会 体育科部会部会長
	矢野 秀樹	呉市中学校体育連盟会長
	谷 健二	広島県高等学校体育連盟 呉地区支部支部長
学 識 経験者	八木 典子	広島国際大学教授

任期：平成28年12月1日から計画策定終了まで。

職名：委員就任時による。



呉市スポーツ振興計画

平成29年10月発行
発行/呉市文化スポーツ部スポーツ振興課
〒737-8501
呉市中央4丁目1番6号 8F
TEL (0823) 25-3471/FAX (0823) 24-9807
E-mail sports@city.kure.lg.jp

広島国際大学 健康スポーツ学部
設置に係る意見書

平成30年12月26日

学校法人 常翔学園
広島国際大学
学長 焼廣 益秀 様

東広島市長 高垣 廣徳



広島国際大学 健康スポーツ学部健康スポーツ学科設置にかかる意見書

超高齢社会を迎えているわが国において、心身ともに充実した生活を送るとともに、生涯を通じて健やかに暮らすためには、自分の健康は自分で守るという意識のもとに、健康づくりを実践することが必要とされており、特に、スポーツには、子どもの健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造など、多方面にわたる役割があるとされています。

こうした中、本市においては、「スポーツで地域を創るまち東広島」を基本理念とし、地域のつながりを活かしたスポーツによるまちづくりを目指すこととしており、施策の方向性と具体的な取組として、「運動・スポーツ活動の普及に向けて、スポーツを支える人材の計画的な育成・支援に取り組む」とともに、「さまざまな年代で体力の維持・向上に取り組める運動・スポーツ活動の普及に取り組む」こととしています。

このような状況において、健康・医療・福祉分野の領域において人材を育成している広島国際大学が、新たに「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」を設け、スポーツ振興や健康増進支援活動を担う人材の養成に着手されるという構想は、本市の推進している取組に沿ったものであると考えます。つきましては、これまで長年にわたり培ってきた保健や医療に関する教育研究実績をもとに、地域社会が抱える健康と運動に関する諸課題への対応にむけた教育研究組織として地域社会に寄与していただけるものと期待しています。

以上

呉企企第320号

平成31年1月15日

学校法人 常翔学園

広島国際大学

学長 焼廣 益秀 様

呉市長 新原 芳明



広島国際大学健康スポーツ学部健康スポーツ学科設置に係る意見書

超高齢社会を迎えている我が国において、健康寿命を延ばし、生涯を通じて健やかに暮らしていくためには、自分の健康は自分で守るという意識のもとに、健康づくりを実践することが必要とされております。

このような中、スポーツの役割は、子どもの健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造など、ますます重要性を増しております。

本市においては、平成29年10月、「呉市スポーツ振興計画」を策定し、市民一人一人がそれぞれの興味や関心に応じて、「いつでも・どこでも・だれでもスポーツに親しめるまち呉」を目標に、市民の皆様が気軽にスポーツを楽しみ、元気で活力ある日々を過ごすことができるよう、施策を積極的に展開しています。また、平成30年3月には、「第3次健康くれ21」を策定し、健康寿命日本一のまちの実現を目指し、市民が心身ともに健康で心豊かな暮らしを実感できるよう、ライフステージに応じた健康づくりの取組を包括的に推進しています。

このような状況において、健康・医療・福祉分野の領域において人材を育成している貴学が、新たに「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」を設け、スポーツ振興や健康増進支援活動を担う人材の養成に着手されるという構想は、本市の取組に沿ったものであると考えます。

貴学が、これまで長年にわたり培ってこられた保健や医療に関する教育研究実績をもとに、地域社会が抱える健康と運動に関する諸課題への対応に向けた教育研究組織として地域社会に寄与していただけるものと期待しています。

平成31年1月18日

学校法人 常翔学園

広島国際大学 学長 焼廣 益秀 様

広島県知事

〒730-8511 広島市中区基町 10-52
大学教育振興担当



広島国際大学「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」設置に係る意見書

高齢化が進行する中、生涯にわたって、県民の皆様が心身ともに充実した生活を送り、健やかに暮らしていただけるよう、本県では、現在改定作業を進めている「広島県スポーツ推進計画」において、「スポーツを核とした豊かな地域づくり」を基本理念に据え、地域振興や健康等の他分野と連携・協働を図りながら、スポーツの力を活かした社会課題の解決に取り組むこととしております。

この基本理念の実現に向けて、「スポーツを通じた地域・経済の活性化」や「スポーツを通じた健康長寿の達成とスポーツ参画人口の拡大」など4つの政策目標を掲げ、スポーツを核とした地域づくりや健康寿命の延伸をはじめ、スポーツ活動を支える人材の育成などを積極的に推進してまいりたいと考えております。

こうした中、貴学が「健康スポーツ学部健康スポーツ学科」を新設し、スポーツ振興や健康増進支援活動を担う人材の育成に着手されることは、本県の取組を後押しするものであり、長年にわたり培われてきた保健や医療に関する教育研究実績をもとに、健康と運動に関する諸課題への対応に取り組む教育研究機関として、より一層、地域社会に御貢献いただけるものと期待しております。

以上

広島国際大学 御中

広島国際大学
学部/学科に関するアンケート

【企業対象】
調査結果 報告書

2019年2月4日

目次

✓目次	3
✓調査概要【企業】	4
▶ 回答企業・団体プロフィール	5
✓1. 主業種／正社員数	6
✓2. 新卒採用者の最終学歴	7
✓3. 2018年4月の大学新卒者の採用人数：新卒採用企業	8
✓4. 2019年4月の新卒採用数の増減	9
✓5. 今後の新卒採用対象となる最終学歴	10
✓6. 今後の新卒採用で重視する能力	11
▶ 新学科（専攻）の受容性	13
✓1. 新学科（専攻）への期待度	14
健康スポーツ学部 健康スポーツ学科	15
健康科学部 医療福祉学科/医療経営学科/心理学科/医療栄養学科	16
総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科理学療法学専攻	17
保健医療学部 医療技術学科臨床検査学専攻/救急救命学科	18
✓2. 新学科（専攻）卒業生の採用意向	19
健康スポーツ学部 健康スポーツ学科	20
健康科学部 医療福祉学科/医療経営学科/心理学科/医療栄養学科	21
総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科理学療法学専攻	22
保健医療学部 医療技術学科臨床検査学専攻/救急救命学科	23
▶ 資料：調査票・呈示資料	

調査概要【企業】

▶ 調査目的

✓ 広島国際大学で設置を計画している新学部・新学科について、企業に採用意向等を調査し、受容性を確認する。

▶ 調査対象

✓ 全国の広島国際大学への求人実績のある企業・団体（1,047事業所に配布）

▶ 調査方法

✓ 郵送配布・回収によるアンケート調査

▶ 回収数

✓ 回収数： 296社（回収率28.3%）

▶ 調査期間

✓ 2018年10月24日（水）発送開始 ～ 2019年1月11日（金）到着分までを集計・分析対象としている。

■ 事業所エリア（全体／企業・事業所の所在地より分類）

調査数	関東				北陸		東海		近畿					中国				四国			九州・沖縄						
	茨城県	群馬県	東京都	神奈川県	富山県	愛知県	三重県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	沖縄県
296	0.3%	0.3%	5.1%	0.7%	0.3%	0.7%	0.3%	1.0%	4.7%	1.7%	0.7%	0.3%	0.3%	2.7%	2.7%	63.9%	4.1%	2.0%	3.4%	0.3%	1.7%	0.7%	0.7%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	1社	1社	15社	2社	1社	2社	1社	3社	14社	5社	2社	1社	1社	8社	8社	189社	12社	6社	10社	1社	5社	2社	2社	1社	1社	1社	1社
	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州・沖縄																				
	6.4%	0.3%	1.0%	8.4%	73.6%	5.7%	4.4%																				
	19社	1社	3社	25社	218社	17社	13社																				

調査概要



回答企業・団体プロフィール

1. 主業種／正社員数

<主業種>

▶「医療機関」(26%)が最も多く、「社会保険・社会福祉・介護事業」(24%)、「卸売・小売業」(17%)が続く。これら3業種が全体の約7割を占める。

✓事業所エリア別にみると、東日本は「卸売・小売業」、中国地方は「社会保険・社会福祉・介護事業」、近畿、四国、九州・沖縄は「医療機関」がそれぞれ3～4割以上で最多。

<正社員数>

▶「100～500人未満」(37%)の割合が最も高く、「100人未満」(26%)が続く。

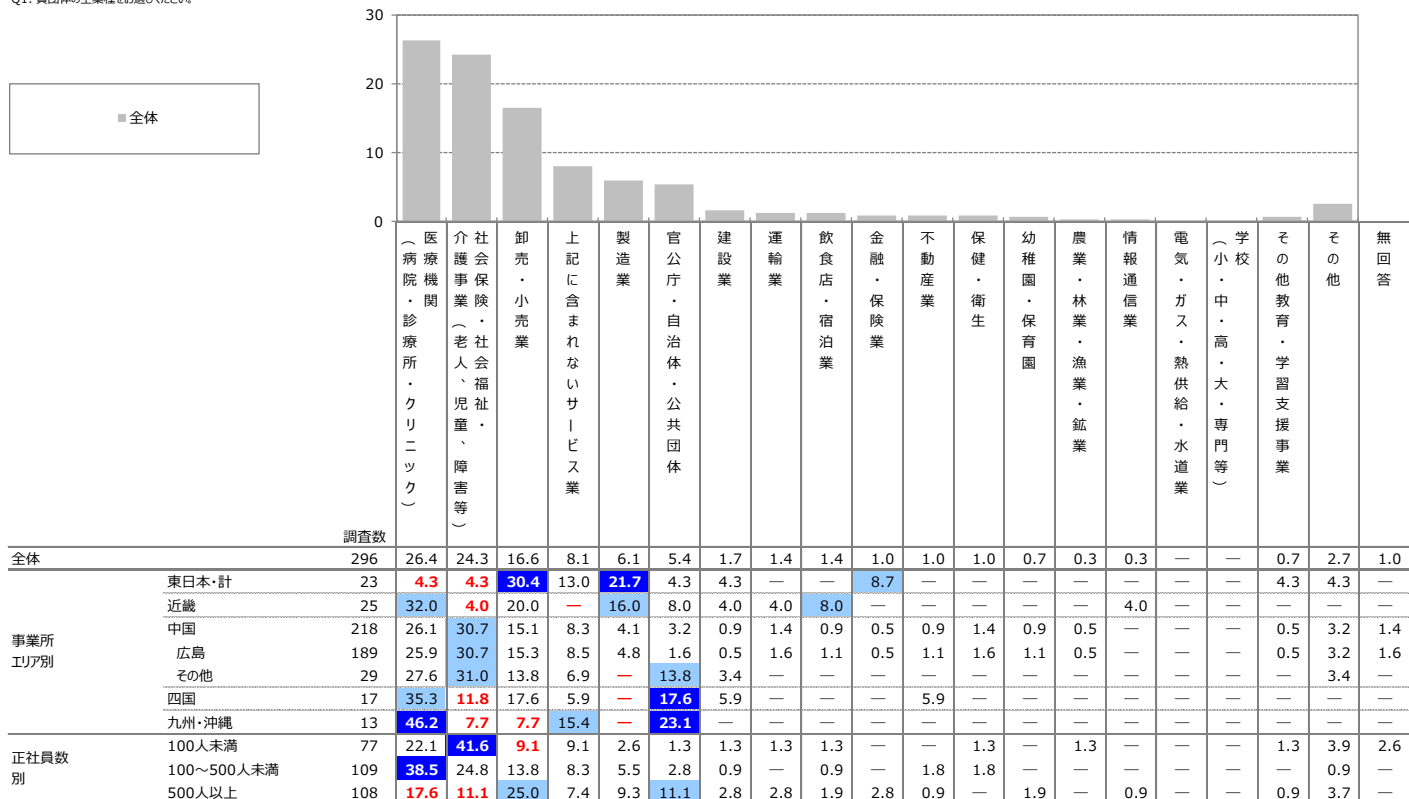
✓事業所エリア別にみると、500人以上の企業は東日本(83%)、近畿(72%)で割合が高く、過半数。

✓業種別にみると、医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生では「100～500人未満」(46%)の割合が最も高く、500人未満の企業が8割を占める。

■主業種 (全体/単一回答)

Q1. 貴団体の主業種をお選びください。

(%)



※「全体」と比較して ■=10pt地上高い / ■=5pt以上 / ■=5pt以上低い

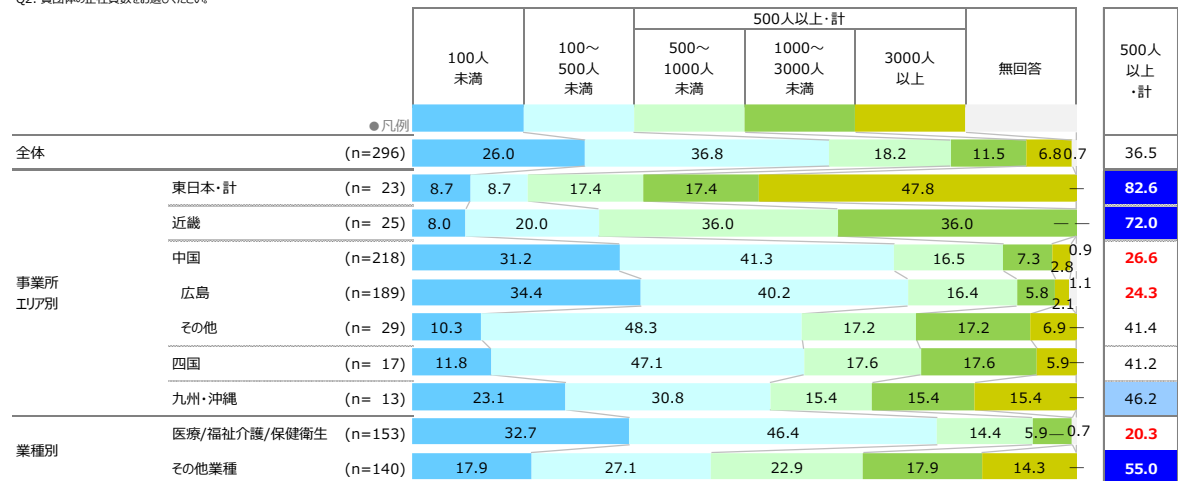
※「全体」の降順ソート

Q1

(%)

■正社員数 (全体/単一回答)

Q2. 貴団体の正社員数をお選びください。



※小計:「全体」と比較して ■=10pt地上高い / ■=5pt以上 / ■=5pt以上低い

Q2

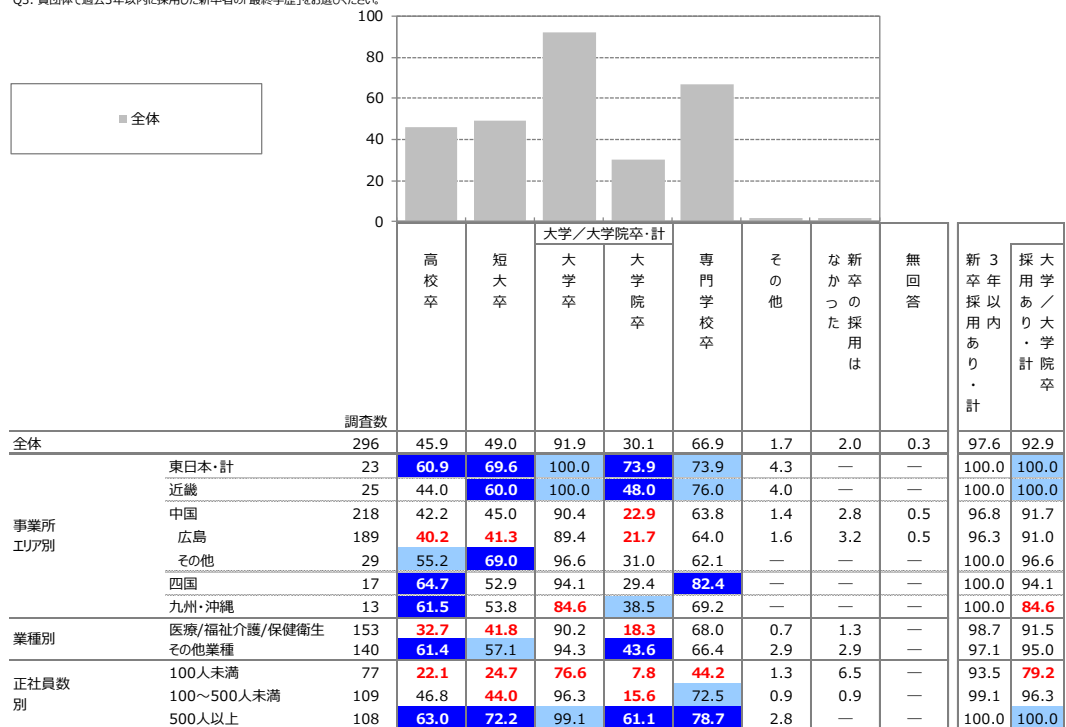
2. 新卒採用者の最終学歴

- ▶ 調査回答企業ほぼすべて(98%)が過去3年以内に新卒採用を実施。
- ▶ 「大学卒」を採用している企業は全体の93%。
 - ✓ 事業所エリア別にみると、「大学卒」採用の割合は九州・沖縄を除く全エリアで9割超。九州・沖縄の「大学卒」の割合は8割超。
 - ✓ 業種別にみると、いずれも「大学卒」採用の割合は9割超。
 - ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど「大学卒」採用の割合が高い。100人以上の企業で「大学卒」の割合は9割超に達する。

■ 過去3年以内の新卒採用者の最終学歴 (全体/複数回答)

(%)

Q3. 貴団体に過去3年以内に採用した新卒者の「最終学歴」をお答えください。



※「全体」と比較して ■=10pt地上高い / □=5pt以上 / ●=5pt以上低い

Q3

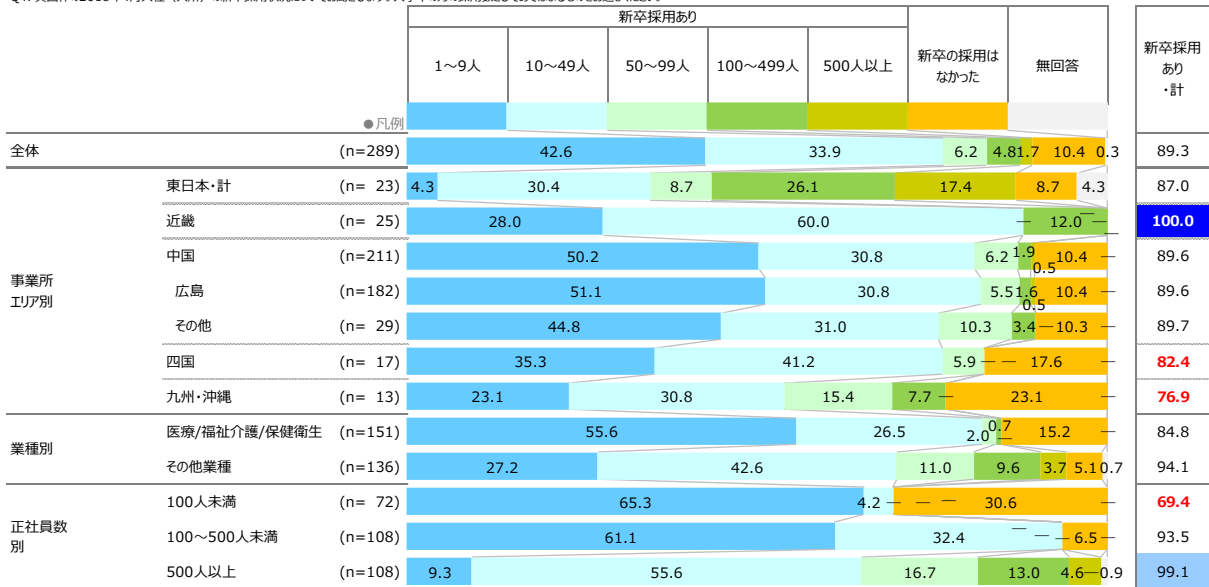
3. 2018年4月の大学新卒者の採用人数：新卒採用企業

- ▶ 過去3年以内に新卒採用を実施した企業において、89%が2018年4月に大学新卒者を採用している。
- ▶ 採用人数は「1～9人」(43%)が最も多く、次いで「10～49人」(34%)が続く。
 - ✓ 事業所エリア別にみると、東日本は「10～49人」(30%)が最多。他エリアに比べ100人以上採用企業の割合が高い。
 - 九州・沖縄は「新卒採用あり・計」の割合は過半数を占めるが、77%と他エリアに比べ相対的に低い。
 - ✓ 業種別にみると、いずれも新卒採用の割合は8割超。
 - 医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生では「1～9人」(56%)が最多。
 - ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど「新卒採用あり・計」の割合が高い。

■ 2018年4月：大学新卒者の採用人数（過去3年以内新卒採用あり企業／単一回答）

(%)

Q4. 貴団体の2018年4月入社（入所）の新卒採用状況についてお聞きます。大学卒の方の採用数としてあてはまるものをお選びください。



※小計：「全体」と比較して ■=10pt地上高い／■=5pt以上／■=5pt以上低い

Q4

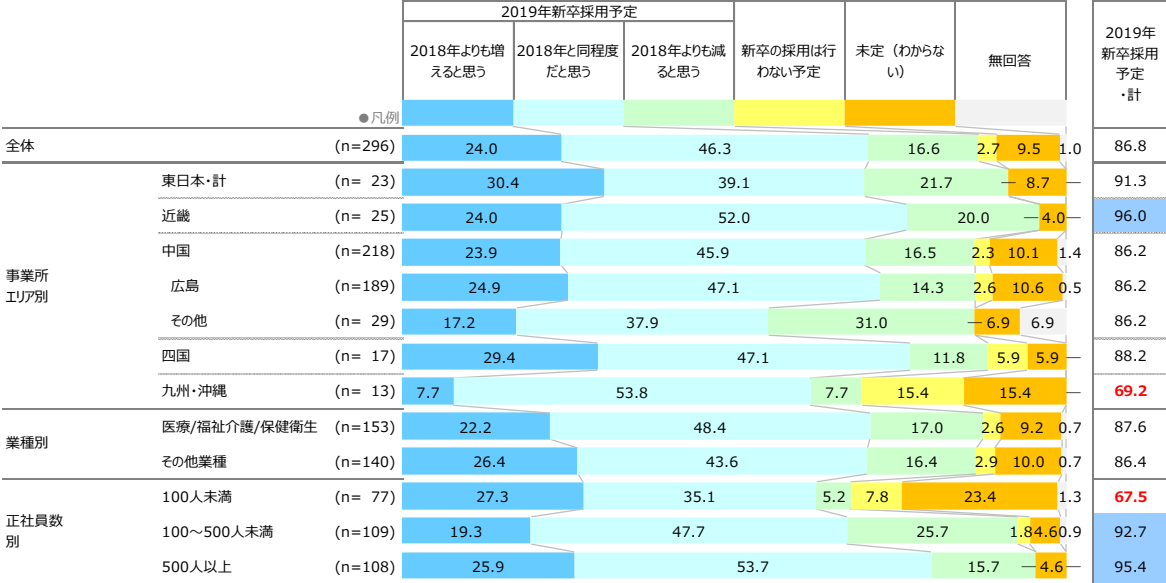
4. 2019年4月の新卒採用数の増減

▶ 2019年4月入社(入所)の新卒採用数について、全体の24%が2018年よりも「増える」、46%が「同程度」、17%が「減る」と回答。

- ✓ 全体の87%が2019年4月に新卒採用を予定している（「増える」「同程度」「減る」いずれか回答）。
- ✓ 事業所エリア別・業種別いずれも「2018年と同程度」が最多。
- ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど「2018年と同程度」の割合が高い。

■ 2019年4月新卒採用数の増減（全体／単一回答）

Q5. 2019年4月入社（入所）の新卒採用数について、現時点でどのような状況になりますか。貴団体の方針に近いものをお選び下さい。



※小計：「全体」と比較して ■=10pt地上高い／■=5pt以上／■=5pt以上低い

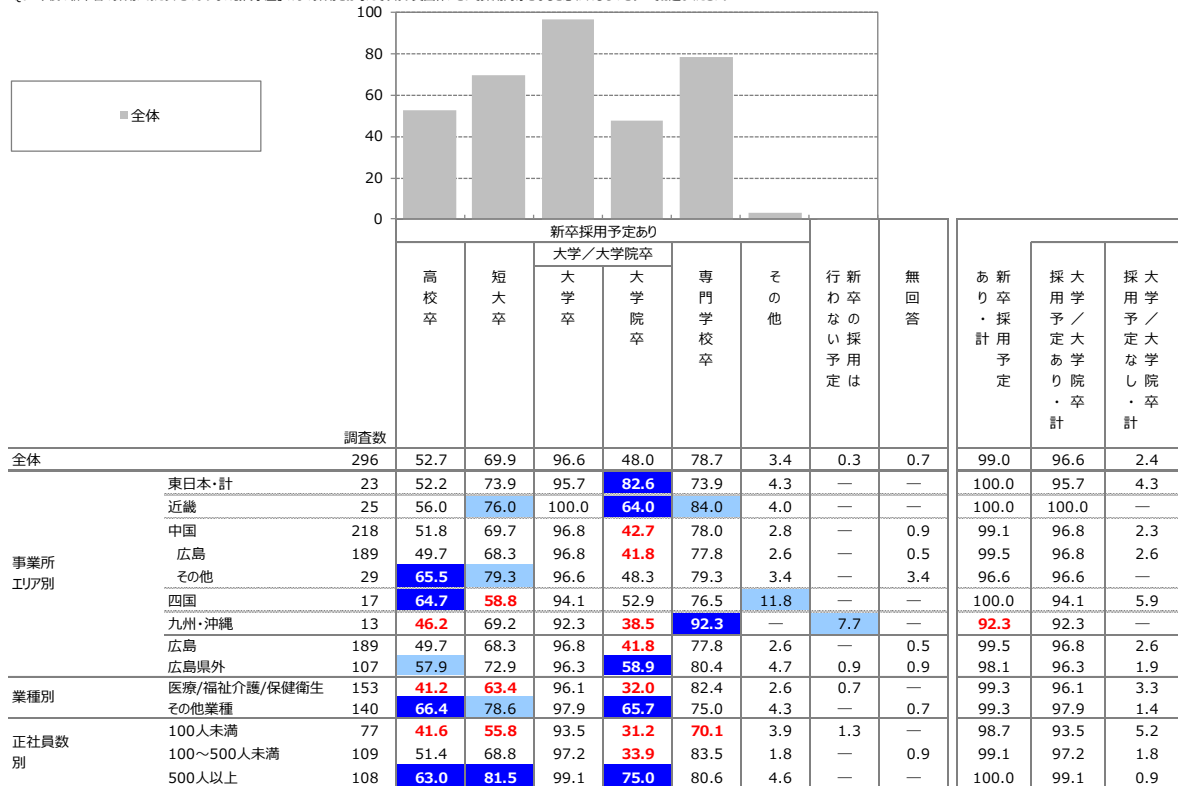
Q5

5. 今後の新卒採用対象となる最終学歴

- ▶ 今後の新卒者の採用にあたり、ほぼすべて(97%)が「大学卒」の採用を考えている。
- ▶ さらに、「大学院卒」の採用を考えている企業はほぼ半数を占める(48%)。
- ✓ 事業所エリア別・業種別・正社員数別いずれでも、「大学卒」を採用対象と考えている企業は9割超。

■ 今後の新卒採用対象となる最終学歴 (全体/複数回答)

Q6. 今後の新卒者の採用にあたり、どのような「最終学歴」の方の採用をお考えですか。貴団体にとって採用対象となると思われるものをすべてお選びください。



※「全体」と比較して ■ = 10pt地上高い / ■ = 5pt以上 / ■ = 5pt以上低い

Q6

6. 今後の新卒採用で重視する能力

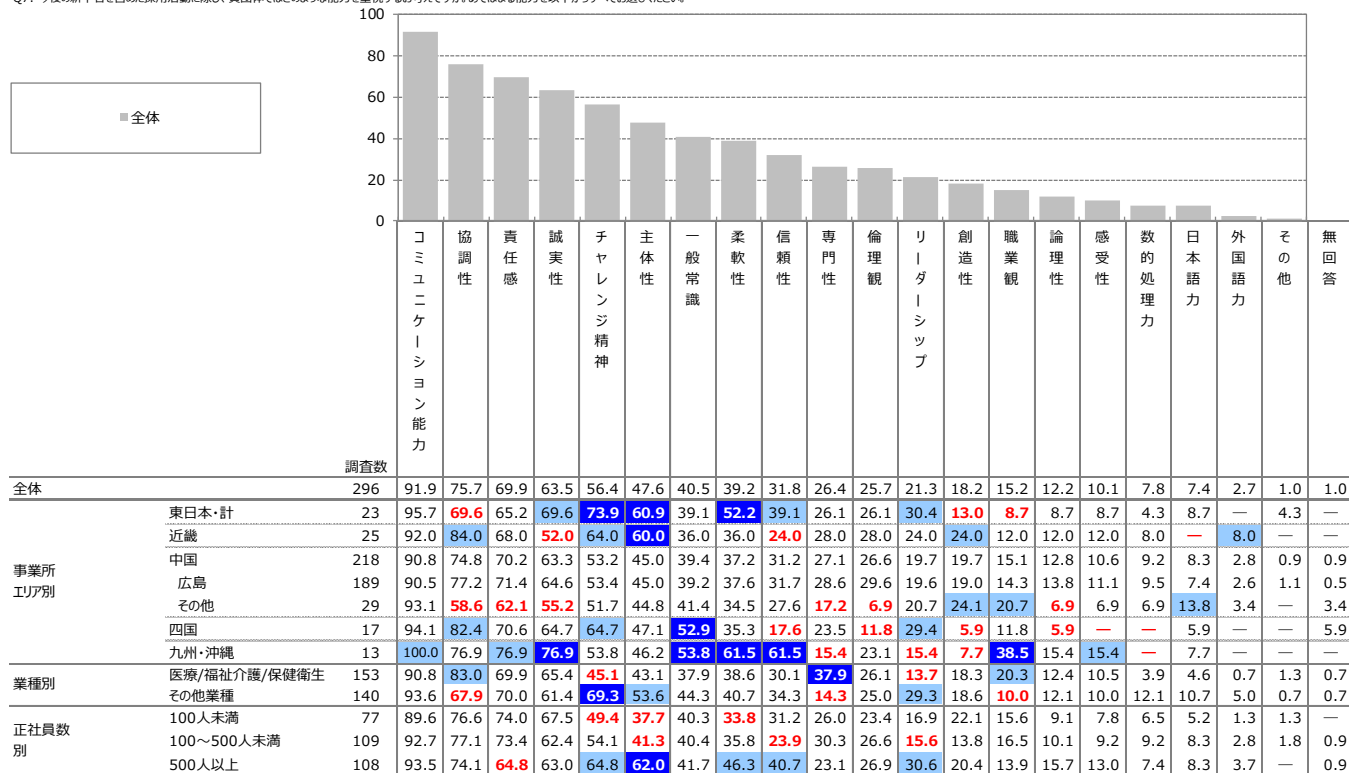
▶ 今後の新卒者の採用活動に際し重視する能力は、「コミュニケーション能力」(92%)が突出。
次いで、「協調性」「責任感」が7割以上、「誠実性」が6割以上、「チャレンジ精神」は5割以上。

- ✓ 事業所エリア別にみると、いずれも「コミュニケーション能力」が最多。
東日本は「チャレンジ精神」「主体性」「柔軟性」、近畿は「主体性」、四国は「一般常識」、九州・沖縄は「誠実性」「一般常識」「柔軟性」「信頼性」「職業観」がそれぞれ全体に比べ特徴的に高い。中国の傾向は全体傾向と同様。
- ✓ 業種別にみると、医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生では「専門性」が全体に比べ特徴的に高い。
- ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど「コミュニケーション能力」「チャレンジ精神」「主体性」「柔軟性」などを重視している。一方、100人未満の企業では「誠実性」の重視度が相対的に高い。

■ 今後の新卒採用活動に際し重視する能力（全体／複数回答）

Q7. 今後の新卒者を含めた採用活動に際し、貴団体ではどのような能力を重視するお考えですか。あてはまる能力を以下からすべてお選びください。

(%)



※「全体」と比較して ■ = 10pt以上高い / ▲ = 5pt以上 / ▼ = 5pt以上低い

※「全体」の降順ソート

Q7

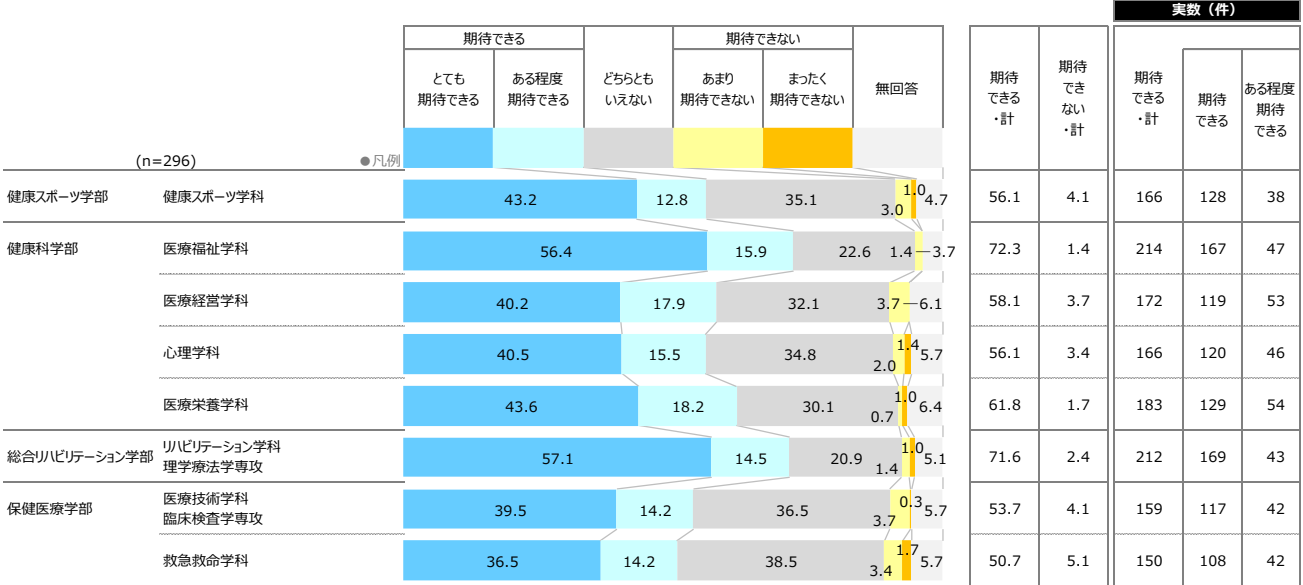


新学科（専攻）の受容性

1. 新学科（専攻）への期待度

- ▶ 広島国際大学の新学科(専攻)における教育や人材育成に対し、いずれの学科(専攻)も「とても期待できる」が3割強～約6割。
「ある程度期待できる」を含めた「期待できる・計」は過半数を占める。
- ▶ 一方、「あまり期待できない」「まったく期待できない」は、いずれの学科(専攻)も5%以下。

■新学部学科（専攻）における教育・人材育成に対する期待度（全体／各単一回答）
Q8. 以下の広島国際大学の学部学科（専攻）における教育や人材育成に対し、どの程度ご期待いただけますか。あてはまるものをつ選び○をつけてください。



※小計：「全体」と比較して ■=10pt地上高い／■=5pt以上／■=5pt以上低い

健康スポーツ学部 健康スポーツ学科

期待度「とても期待できる」

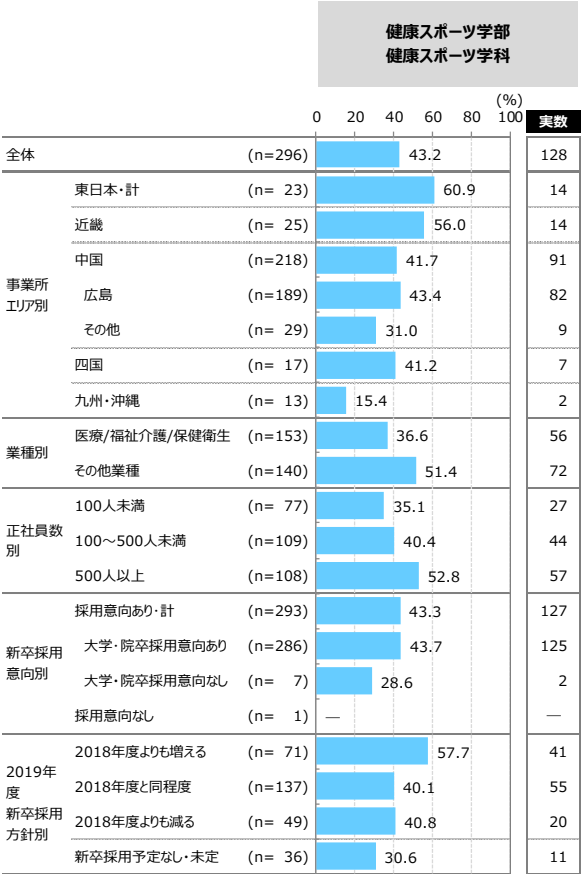
以下、新学科(専攻)における教育や人材育成に対する期待度「とても期待できる」スコアを属性別にみていく。

▶ 健康スポーツ学科に対する期待度：「とても期待できる」は、全体の43%。

- ✓ 事業所エリア別にみると、最も期待度が高いエリアは、東日本、次いで近畿。
- ✓ 業種別にみると、その他業種の期待度が医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生に比べ高い。
- ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど期待度が高い。

■ 新学部学科（専攻）における教育・人材育成に対する期待度：「とても期待できる」一覧（全体／各単一回答）

Q8. 以下の広島国際大学の学部学科（専攻）における教育や人材育成に対し、どの程度ご期待いただけますか。あてはまるもの一つ選び○をつけてください。



Q8_TB

2. 新学科（専攻）卒業生の採用意向

▶ 今後新卒採用を実施予定の企業における、広島国際大学の新学科(専攻)で学んだ学生の新卒採用意向「採用対象・計」は、以下の通り。

※今後新卒採用を実施予定の企業は、全体の99%（結果は10ページに掲載）

<健康スポーツ学部>

▶ 健康スポーツ学科：57%。

<健康科学部>

▶ 医療福祉学科：70%。

▶ 医療経営学科：56%。

▶ 心理学科：59%

▶ 医療栄養学科：60%

✓ 医療福祉学科は、トップボックス「採用対象になる」(56%)が5割強を占める。

<総合リハビリテーション学部>

▶ リハビリテーション学科 理学療法学専攻：66%

✓ リハビリテーション学科理学療法学専攻は、トップボックス「採用対象になる」(52%)が5割を超える。

<保健医療学部>

▶ 医療技術学科 臨床検査学専攻：45%

▶ 救急救命学科：35%

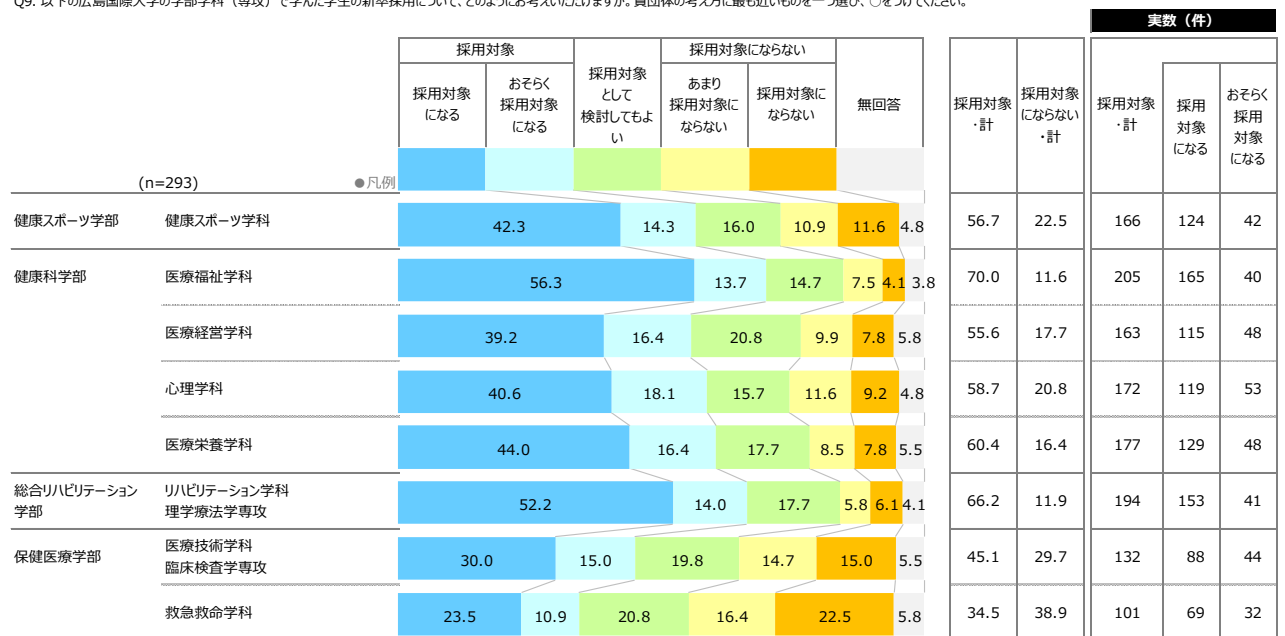
✓ 保健医療学部両学科の採用意向は他学科(専攻)に比べ相対的に低く、5割未満。

✓ 救急救命学科は、「採用対象にならない・計(あまり採用対象にならない+採用対象にならない)」の割合が採用意向と拮抗(39%)。

■新学部学科（専攻）新卒採用意向（新卒採用実施予定企業／各単一回答）

(%)

Q9. 以下の広島国際大学の学部学科（専攻）で学んだ学生の新卒採用について、どのように考えいただけますか。貴団体の考え方に最も近いものをつ選び、○をつけてください。



※小計：「全体」と比較して ■=10pt地上高い / □=5pt以上 / ▲=5pt以上低い

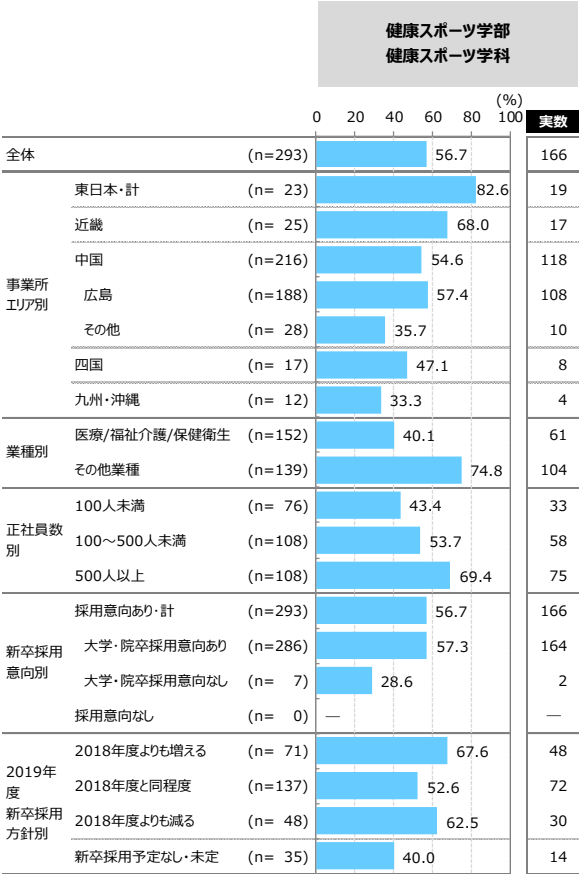
Q9_MX

健康スポーツ学部 健康スポーツ学科 採用意向「採用対象・計」

以下、新学科(専攻)で学んだ学生の新卒採用意向「採用対象・計」スコアを属性別にみていく。

- ▶ **健康スポーツ学科に対する採用意向：「採用対象」は、新卒採用実施予定企業の57%。**
 - ✓ 事業所エリア別にみると、最も採用意向が高いエリアは、東日本(83%)。次いで近畿(68%)。
 - ✓ 業種別にみると、その他業種の採用意向が医療機関/社会保険・社会福祉・介護事業/保健・衛生に比べ高い。
 - ✓ 正社員数別にみると、社員数が多い企業ほど採用意向が高い。

■新学部学科（専攻）新卒採用意向：「採用対象・計」一覧（新卒採用実施予定企業／各単一回答）
Q9. 以下の広島国際大学の学部学科（専攻）で学んだ学生の新卒採用について、どのようにお考えいただけますか。貴団体の考え方に最も近いもの一つ選び、○をつけてください。



Q9.2B



資料：調査票・呈示資料

広島国際大学 学部/学科に関するアンケート

調査ご協力をお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本学の教育にご理解・ご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本学では現在、社会に求められる人材の養成に対する社会的ニーズや受験生の進学ニーズならびに大学を取り巻く環境の変化等に対応するため、新学部の設置や入学定員増など組織の再編を計画しております。そこで、このたびの検討をより充実させるために、本学への求人実績がある企業の新卒採用ご責任者・ご担当者の皆さまから率直な意見をお聞きし、学部新設/改編の参考にさせていただきたいと思い、アンケートを実施することとなりました。

ご回答内容については、個人情報を使用されることはございません。

業務ご多用の折、大変お手数ではございますが、下記のとおりアンケート用紙をお送りさせていただきましたので、本調査の主旨をご理解の上、何卒ご協力いただきたくお願い申し上げます。

敬具

2018年10月

広島国際大学

誠に勝手ながら、下記期日までにご回答いただけますようお願い致します。

●調査締切日のお願い **2018年11月16日(金)**

※同封の返信用封筒(切手不要)にてご投函下さい。

貴団体名		お名前	
------	--	-----	--

はじめに、貴団体についてお聞きます。

問1. 貴団体の主業種をお選びください。(ひとつに○)

- | | | |
|-------------------------------|------------------------|-----------------|
| 1. 農業・林業・漁業・鉱業 | 2. 建設業 | 3. 製造業 |
| 4. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 5. 情報通信業 | 6. 運輸業 |
| 7. 卸売・小売業 | 8. 金融・保険業 | 9. 不動産業 |
| 10. 飲食店・宿泊業 | 11. 医療機関(病院・診療所・クリニック) | |
| 12. 社会保険・社会福祉・介護事業(老人、児童、障害等) | 13. 保健・衛生 | |
| 14. 幼稚園・保育園 | 15. 学校(小・中・高・大・専門等) | 16. その他教育・学習支援業 |
| 17. 上記までに含まれないサービス業 | 18. 官公庁・自治体・公共団体 | |
| 19. その他() | | |

問2. 貴団体の正社員数をお選びください。(ひとつに○)

- | | | |
|--------------------|----------------|------------------|
| 1. 100 人未満 | 2. 100～500 人未満 | 3. 500～1,000 人未満 |
| 4. 1,000～3,000 人未満 | 5. 3,000 人以上 | |

問3. 貴団体で過去 3 年以内に採用した新卒者の「最終学歴」をお選びください。(いくつでも○)

- | | | | |
|-----------------------------|-----------|--------|---------|
| 1. 高校卒 | 2. 短大卒 | 3. 大学卒 | 4. 大学院卒 |
| 5. 専門学校卒 | 6. その他() | | |
| 7. 新卒の採用はなかった →問 5 へお進みください | | | |

**問4. 貴団体の 2018 年 4 月入社(入所)の新卒採用状況についてお聞きます。
大学卒の方の採用数としてあてはまるものをお選びください。(ひとつに○)**

- | | | | |
|------------|----------------------------------|------------|--------------|
| 1. 1～9 人 | 2. 10～49 人 | 3. 50～99 人 | 4. 100～499 人 |
| 5. 500 人以上 | 6. 新卒は採用しなかった(0 人) →問 5 へお進みください | | |

**問5. 2019 年 4 月入社(入所)の新卒採用数について、現時点でどのような状況にありますか。
貴団体の方針に近いものをお選び下さい。(ひとつに○)**

- | | | |
|--------------------|-------------------|-------------------|
| 1. 2018 年よりも増えると思う | 2. 2018 年と同程度だと思う | 3. 2018 年よりも減ると思う |
| 4. 新卒の採用は行わない予定 | 5. 未定(わからない) | |

**問6. 今後の新卒者の採用にあたり、どのような「最終学歴」の方の採用をお考えですか。
貴団体にとって採用対象となると思われるものをすべてお選びください。(いくつでも○)**

- | | | | |
|----------|-----------|-----------------|---------|
| 1. 高校卒 | 2. 短大卒 | 3. 大学卒 | 4. 大学院卒 |
| 5. 専門学校卒 | 6. その他() | 7. 新卒の採用は行わない予定 | |

**問7. 今後の新卒者を含めた採用活動に際し、貴団体ではどのような能力を重視するお考えですか。
あてはまる能力を以下からすべてお選びください。(いくつでも○)**

- | | | | |
|----------------|----------|----------|-------------|
| 1. コミュニケーション能力 | 2. 主体性 | 3. 協調性 | 4. チャレンジ精神 |
| 5. 誠実性 | 6. 責任感 | 7. 論理性 | 8. 専門性 |
| 9. 職業観 | 10. 創造性 | 11. 柔軟性 | 12. 信頼性 |
| 13. リーダーシップ | 14. 一般常識 | 15. 外国語力 | 16. 日本語力 |
| 17. 数的処理力 | 18. 倫理観 | 19. 感受性 | 20. その他 () |

次のページにお進み下さい。

ここからは、広島国際大学で新設もしくは改組、定員増を行う学部・学科・専攻のことについてお聞きします。
別途お配りした『学部・学科・専攻 紹介リーフレット』をよくお読みいただき、お答え下さい。

問8. 以下の広島国際大学の学部学科(専攻)における教育や人材育成に対し、どの程度ご期待いただけますか。あてはまるものを一つ選び○をつけてください。

		とても 期待できる	ある程度 期待できる	どちらとも いえない	あまり 期待できない	まったく 期待できない
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	1	2	3	4	5
健康科学部	医療福祉学科	1	2	3	4	5
	医療経営学科	1	2	3	4	5
	心理学科	1	2	3	4	5
	医療栄養学科	1	2	3	4	5
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	1	2	3	4	5
保健医療学部	医療技術学科 臨床検査学専攻	1	2	3	4	5
	救急救命学科	1	2	3	4	5

※問9は、新卒採用をお考えの方にお聞きします。(問6で『7. 新卒の採用は行わない予定』を選択した方はここで終了です。)

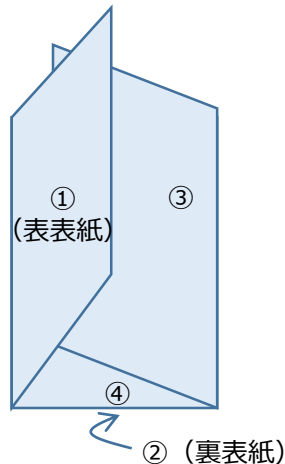
問9. 以下の広島国際大学の学部学科(専攻)で学んだ学生の新卒採用について、どのようにお考えいただけますか。貴団体の考え方に最も近いものを一つ選び、○をつけてください。

		採用対象 になる	おそらく 採用対象 になる	採用対象 として検討 してもよい	あまり 採用対象に ならない	採用対象に ならない
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	1	2	3	4	5
健康科学部	医療福祉学科	1	2	3	4	5
	医療経営学科	1	2	3	4	5
	心理学科	1	2	3	4	5
	医療栄養学科	1	2	3	4	5
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 理学療法学専攻	1	2	3	4	5
保健医療学部	医療技術学科 臨床検査学専攻	1	2	3	4	5
	救急救命学科	1	2	3	4	5

質問はこれで終了です。長時間ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

呈示資料

✓※新学部・新学科の概要は、紹介リーフレット（三つ折）を用いて伝えた。



① (表表紙)

② (裏表紙)

③

広島国際大学 新学部、始動。

健康スポーツ学部 新設

健康スポーツ学科

健康科学部 改組

医療福祉学科 健康経営学科 心療学科 医療栄養学科

保健医療学部 総合リハビリテーション学部 定員増

2020年4月新設・改組予定（設置構想中）

※設置構想中であり、変更・中止の可能性がございます。



学年	定員	募集人数	入学定員	入学定員	入学定員
1年次	120	120	120	120	120
2年次	120	120	120	120	120
3年次	120	120	120	120	120
4年次	120	120	120	120	120
合計	480	480	480	480	480

健康スポーツ学部

健康スポーツ学科（医療 経営 看護 歯科）

さまざまな場面で活躍する、健康づくりのプロフェッショナルになる。

専門性を高め、自習学習や実習に際して4つの必修モデルを設定

メディカルフィットネストレーナーモデル スポーツ教育・指導・スクールトレーナーモデル

健康・体力づくり支援モデル スポーツ・地域づくり支援モデル

④

健康科学部

（仮称 設置構想中）

「ともにしあわせになる学び舎」の実現に向けて、新たな一歩を踏み出します。

こころ、身体、社会環境などを総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

健康、文化、芸術、経済について、総合的に探究し、人々のしあわせをマネジメントする。

総合リハビリテーション学部

リハビリテーション学科（看護療法専攻）

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

看護療法の専門性と看護学と合わせて、看護の発展に貢献する。

大学院

専門総合分野

4年次

健康スポーツ学総合演習Ⅱ、卒業研究Ⅰ・Ⅱ

3年次

健康スポーツ学総合演習Ⅰ

専門演習・実習分野

- スポーツ科学演習A ●スポーツ科学演習B
- スポーツ科学演習C ●スポーツ科学演習D
- スポーツ実技指導演習A(陸上競技)
- スポーツ実技指導演習A(器械運動)
- スポーツ実技指導演習A(水泳)
- スポーツ実技指導演習A(健康体力づくり)
- スポーツ実技指導演習B(ダンス)
- スポーツ実技指導演習B(武道1)
- スポーツ実技指導演習B(武道2)
- スポーツ実技指導演習C(ゴール型1)
- スポーツ実技指導演習C(ゴール型2)

3年次

- スポーツ実技指導演習C(ベースボール型)
- スポーツ実技指導演習C(ネット型1)
- スポーツ実技指導演習C(ネット型2)
- スポーツ実技指導演習D(野外活動1)
- スポーツ実技指導演習D(野外活動2)
- 障がい者スポーツ演習
- 介護予防運動演習
- 健康運動指導実習
- エクササイズ指導実技
- エクササイズ指導実習
- 社会教育実習A ●社会教育実習B

専門分野

- 運動処方演習
- トレーニングプログラム演習
- 保健体育科教育法Ⅲ
- 保健体育科教育法Ⅳ

- 身体スポーツ文化論
- スポーツ解析演習
- レクリエーション演習

3年次

2年次

- 生涯学習概論Ⅱ
- 生涯学習支援論Ⅱ
- 社会教育経営論
- 労働法規Ⅰ
- 労働法規Ⅱ(労働と環境)

- 保健体育科教育法Ⅰ
- 保健体育科教育法Ⅱ

専門基礎分野

- スポーツ経営管理学 ●スポーツ社会学
- スポーツ史 ●スポーツ心理学
- スポーツ運動学 ●バイオメカニクス
- 体力測定評価●コーチング論
- スポーツ生理学●運動処方論
- 人体機能解剖学
- 生涯学習概論Ⅰ ●生涯学習支援論Ⅰ
- 社会教育経営論Ⅰ ●トレーニング論
- スポーツ実技A(陸上競技)
- スポーツ実技A(器械運動)
- スポーツ実技A(水泳)

- 健康スポーツ概論
- スポーツ原理 ●スポーツビジネス特論
- スポーツ医学 ●スポーツ栄養学

2年次

1年次

- スポーツ実技A(健康体力づくり)
- スポーツ実技B(ダンス)
- スポーツ実技B(武道1)
- スポーツ実技B(武道2)
- スポーツ実技C(ゴール型1)
- スポーツ実技C(ゴール型2)
- スポーツ実技C(ベースボール型)
- スポーツ実技C(ネット型1)
- スポーツ実技C(ネット型2)
- スポーツ実技D(野外活動1)
- スポーツ実技D(野外活動2)

- 学校保健
- レクリエーション概論
- 衛生学・公衆衛生学 ●健康教育学

専門教育科目

スタンダード科目／オプション科目／教職に関する科目(自由科目)

健康スポーツ学部 カリキュラムツリー

(赤枠は必修科目、青枠は選択科目、緑枠は教職に関する科目)

別紙資料 1 1

1年

2年

3年

4年

健康スポーツ概論
衛生学・公衆衛生学
健康教育学

スポーツ原理
スポーツビジネス特論
スポーツ栄養学
スポーツ医学
学校保健
レクリエーション概論

スポーツ経営管理学
スポーツ社会学
スポーツ史
スポーツ心理学
スポーツ運動学
バイオメカニクス
体力測定評価
生涯学習概論Ⅰ
生涯学習支援論Ⅰ
トレーニング論
スポーツ実技 A, B, C, D

コーチング論
スポーツ生理学
運動処方論
人体機能解剖学
社会教育経営論Ⅰ
スポーツ実技 A, B, C, D

専門基礎分野

専門分野

保健体育科教育法Ⅰ

身体スポーツ文化論
スポーツ解析演習
レクリエーション演習
保健体育科教育法Ⅱ

運動処方演習
保健体育科教育法Ⅲ
生涯学習概論Ⅱ
生涯学習支援論Ⅱ
社会教育経営論Ⅱ
労働法規Ⅰ

トレーニングプログラム演習
保健体育科教育法Ⅳ
労働法規Ⅱ(労働と環境)

エクササイズ指導実技
スポーツ実技指導演習A,B,C,D

スポーツ科学演習A,B,C,D
スポーツ実技指導演習A,B,C,D
障がい者スポーツ演習
介護予防運動演習
健康運動指導実習
エクササイズ指導実習
社会教育実習A
社会教育実習B

専門演習・実習
分野

健康スポーツ学総合演習Ⅰ

卒業研究Ⅰ

卒業研究Ⅱ

健康スポーツ学総合演習Ⅱ

専門総合分野

①健康・トレーニング系
履修モデル
(自然科学系)

健康スポーツ概論
衛生学・公衆衛生学
健康教育学

スポーツ原理
スポーツビジネス特論
スポーツ栄養学
スポーツ医学
学校保健

スポーツ経営管理学
スポーツ社会学
スポーツ史
スポーツ心理学
スポーツ運動学
バイオメカニクス
体力測定評価
トレーニング論
生涯学習概論Ⅰ
生涯学習支援論Ⅰ
保健体育科教育法Ⅰ

コーチング論
スポーツ生理学
運動処方論
人体機能解剖学
社会教育経営論Ⅰ
スポーツ実技 A, B, C, D
スポーツ解析演習

運動処方演習
エクササイズ指導実技
スポーツ実技指導演習A,B,C,D

トレーニングプログラム演習
スポーツ科学演習B,C
スポーツ実技指導演習A,B,C,D
介護予防運動演習
障がい者スポーツ演習
健康運動指導実習
健康スポーツ学総合演習Ⅰ

メディカルフィットネス・トレーナー

健康スポーツ学総合演習Ⅱ

卒業研究Ⅰ

卒業研究Ⅱ

健康・体力づくり支援

レクリエーション概論

スポーツ実技A(水泳)
スポーツ実技B(ダンス)

スポーツ実技A(健康体力づくり)
レクリエーション演習

スポーツ科学演習C

教育原論
教職概論

教育方法論
体力測定評価

特別支援教育論
教育制度論
学校教育心理学
生徒指導論

特別活動の指導法
進路指導・キャリア教育論
総合的な学習の時間の指導法
教育相談
教育課程論
道徳教育理論・指導法
保健体育科教育法Ⅲ
運動処方演習
労働法規Ⅰ

保健体育科教育法Ⅳ
スポーツ科学演習A
労働法規Ⅱ(労働と環境)

教育実習事前事後指導
教育実習Ⅰ(高のみ)
教育実習Ⅱ(中・高)

教職実践演習(中・高)

スポーツ教育・指導者・スクールトレーナー

健康スポーツ学総合演習Ⅱ

卒業研究Ⅰ

卒業研究Ⅱ

スポーツ行政・地域づくり支援

②社会・スポーツ教育系
履修モデル
(人文社会学系)

健康スポーツ概論
衛生学・公衆衛生学
健康教育学

スポーツ原理
スポーツビジネス特論
スポーツ栄養学
スポーツ医学
学校保健
レクリエーション概論

スポーツ経営管理学
スポーツ社会学
スポーツ史
スポーツ心理学
スポーツ運動学
バイオメカニクス
トレーニング論
生涯学習概論Ⅰ
生涯学習支援論Ⅰ
保健体育科教育法Ⅰ

コーチング論
スポーツ生理学
人体機能解剖学
社会教育経営論Ⅰ
身体スポーツ文化論
スポーツ実技 A, B, C, D
スポーツ解析演習
レクリエーション演習
保健体育科教育法Ⅱ

スポーツ実技指導演習A,B,C,D
生涯学習概論Ⅱ
生涯学習支援論Ⅱ
社会教育経営論Ⅱ

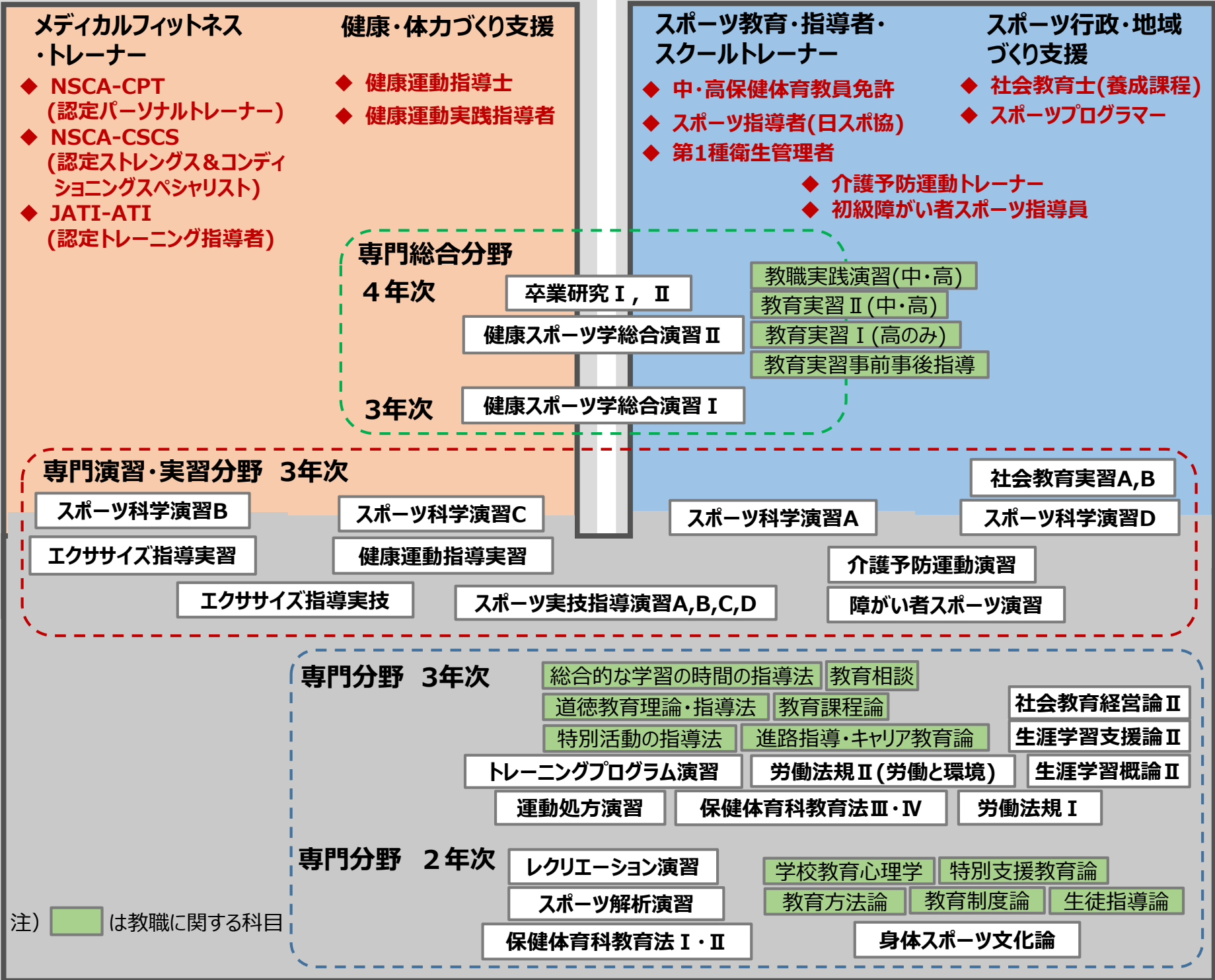
トレーニングプログラム演習
スポーツ科学演習A,D
スポーツ実技指導演習A,B,C,D
社会教育実習A
社会教育実習B
健康スポーツ学総合演習Ⅰ

スポーツ科学演習D
障がい者スポーツ演習
介護予防運動演習

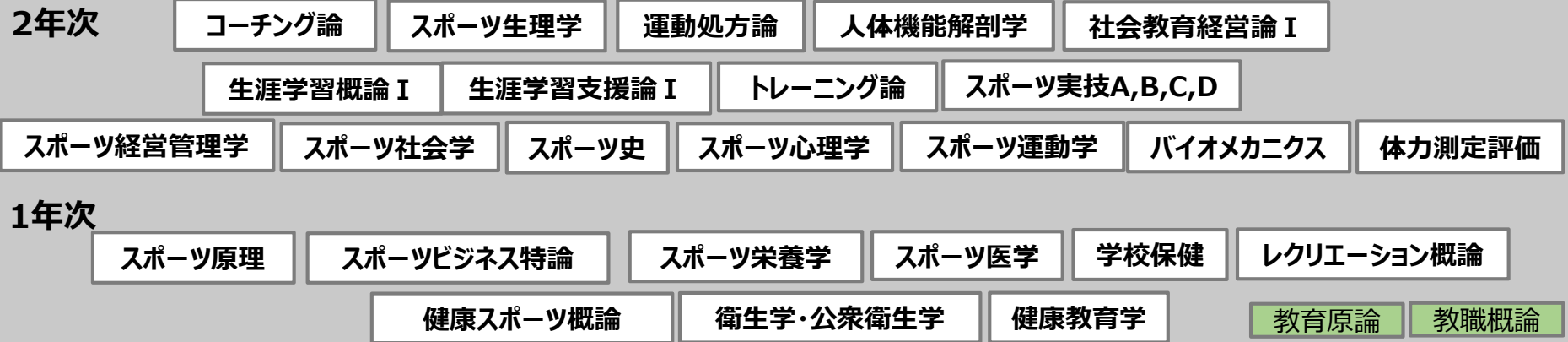
「健康スポーツ学部」 各資格に対応した教育課程編成図

①健康・トレーニング系履修モデル
(自然科学系)

②社会・スポーツ教育系履修モデル
(人文社会学系)



専門基礎分野



スタンダード科目 (全学必修) ・ オプション科目 (選択)

○広島国際大学就業規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 学校法人常翔学園(以下「学園」という)が設置する広島国際大学(以下「広国大」という)に勤務する専任の職員の服務規律および待遇に関する事項については、この就業規則(以下「規則」という)に定めるところによる。

2 広国大に勤務する特任の職員、嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員に関する就業規則は、別に定める。

(定義)

第2条 この規則において専任の職員(以下「職員」という)とは、教育職員、事務職員、医療職員、技能職員および用務員をいう。

(適用除外)

第3条 職員のうちつぎに掲げる者については、この規則に定める勤務時間、休憩時間および休日に関する規定を適用しない。

イ 学長

ロ 監視または断続的勤務に従事する者として労働基準監督署の許可を受けた者

(遵守義務)

第4条 職員は、この規則のほか広国大の諸規定を遵守し、理事会の決定および理事長、学長その他上長の職務上の指示および命令に従い、学園の秩序を維持するとともに、互いに協力してその職責を遂行し教育および研究の目的達成に努めなければならない。

第2章 任免

(試用期間)

第5条 新たに職員として採用された者には、6カ月の試用期間を置く。ただし、理事長が特に必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の試用期間は、勤続期間に算入する。

3 試用期間中において、職員として適格性を欠くと認められたとき、理事長は理事会の議を経て雇用契約を解約することができる。

4 前項の解約が、採用後14日を超えて引き続き雇用されている者に対して行われるとき

は、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給する。

(休職)

第6条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は休職を命じることができる。

イ つぎの期間、第24条に定める病気休暇を取得したとき

勤続3年以下の者 3カ月

勤続3年を超える者 6カ月

勤続5年を超える者 10カ月

勤続10年を超える者 12カ月

ロ 公職に就き業務の遂行に支障があると認められたとき

ハ 刑事事件に関し起訴されたとき

ニ やむを得ない事情により休職を願い出て許可されたとき

ホ やむを得ない業務上の都合があるとき

ヘ 業務遂行に支障があると認められたとき

2 病気休暇を取得した者が出勤し、同一または類似の原因により再び病気休暇を取得した場合において、その出勤期間が3カ月未満のときは、前後の病気休暇取得期間を通算する。

3 第1項ホ号およびヘ号の適用については、理事会の議を経るものとする。

(休職期間)

第7条 休職の期間は、つぎのとおりとする。

イ 前条第1項イ号の場合 1年以内(結核性疾患の場合は2年以内)。ただし、理事会は、傷病の回復状況その他の情状を考慮し、1年を限度として期間を延長することができる。

ロ 前条第1項ロ号の場合 休職理由が継続する期間

ハ 前条第1項ハ号の場合 休職理由が継続する期間

ニ 前条第1項ニ号の場合 休職を許可された期間

ホ 前条第1項ホ号の場合 1年以内

ヘ 前条第1項ヘ号の場合 1年以内

(休職期間中の身分等)

第8条 休職期間中は、職員としての身分を保有するが、職務に従事することはできない。

2 休職期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

3 休職期間は、広島国際大学退職金規定その他特に定めるもののほか、勤続期間に算入しない。

(復職)

第9条 休職の理由が消滅したとき、理事長は、速やかに復職を命じる。ただし、第6条第1項ハ号に該当する場合は、復職を命じないことがある。

(退職)

第10条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、当然に退職するものとする。

イ 定年に達した年の年度末(3月31日)

ロ 死亡したとき

ハ 退職を願い出て受理されたとき

ニ 休職期間が満了しても復職を命じられない場合で、期間満了後30日を経過したとき。
ただし、第6条第1項ホ号による休職の場合を除く。

(退職願)

第11条 職員は、退職しようとするとき、退職希望日の14日前までに理事長に退職願を提出しなければならない。

(定年)

第12条 定年年齢は、満64歳とする。

2 前項にかかわらず、別に定める基準に該当する者については、この規則に定める専任の職員以外の職員として、1年間、再雇用することができる。

(解雇)

第13条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、理事会の議を経て30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

イ 勤務成績が悪く、職員としての適格性を欠くと認められたとき

ロ 心身の故障のため、業務に堪えないと認められたとき

ハ やむを得ない業務上の都合があるとき

(離職者の義務)

第14条 職員が退職するときまたは解雇されるときは、つぎに掲げることを守らなければならない。

イ 上長の指示に従い、速やかに業務上の書類とともに後任者に文書により事務引継ぎを行うこと

ロ 職員証明書、私立学校教職員共済加入者証その他求められた書類を速やかに返却すること

ハ 貸出図書その他学園の貸与物品または貸付金その他学園に対する債務を速やかに完済すること

- 2 退職し、または解雇された者は、職務上知り得た事項について秘密を守らなければならない。

(配置転換等)

第15条 理事長は、業務の都合により職種または勤務場所の変更を命じることができる。

第3章 勤務

(勤務時間)

第16条 事務職員および医療職員の所定勤務時間は、1日について7時間、1週間について38時間30分とする。

- 2 技能職員および用務員の所定勤務時間は、1週あたりの勤務時間が40時間を超えない範囲で毎年度当初に理事長が定める。
- 3 前2項にかかわらず、所定勤務時間は、毎月1日を基準日とする1カ月単位の変形労働時間制とし、1カ月ごとの勤務時間および各日の始業、終業時刻を事前に決定し通知する。
- 4 事務職員の管理職(部長、室長、センター長および課長)には前3項を適用しない。
- 5 教育職員の勤務時間は、別に定める広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定による授業担当責任時間を含め、9時から17時とする。
- 6 前項にかかわらず、教育職員は、学長の承認を得て、授業担当など業務の都合により4週間を平均した1週当たりの実働時間が38時間30分を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
- 7 教育職員は、毎年度勤務割表を学長に提出し、承認を得なければならない。
- 8 学長は、業務の都合により第3項および第5項に定める時間帯の始業および終業の時刻を変更することができる。

(校外研修日)

第17条 教育職員が勤務の日に学外で研修しようとするとき、または第33条により承認を得た学外での兼職に従事しようとするときは、あらかじめ学長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、出勤簿の押印をもって事後に承認を求めることができる。

- 2 理事長は、授業に支障のない時期において事務職員、医療職員、技能職員および用務員(以下「事務系職員」という)に出勤を要しない校外研修日を与えることができ、その適用については、事務系職員の校外研修日に関する内規に定める。
- 3 校外研修日は、勤務したものとみなす。

(休憩時間)

第18条 事務系職員の休憩時間は、11時30分から12時30分までとする。

2 教育職員の休憩時間は、授業間隔時および昼食時を合計した1時間とする。

3 理事長は、業務の都合により第1項に定める時間帯の開始および終了時刻を変更することができる。

4 第1項にかかわらず、保安要員の休憩時間は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。
(休日)

第19条 職員の休日は、つぎのとおりとする。

イ 日曜日(法定休日)

ロ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ 12月29日から翌年1月3日まで

ニ 学園創立記念日(10月30日)

2 事務系職員については、2週のうち1回の土曜日を休日とする。

3 前2項にかかわらず、用務員のうち保安要員の休日は、広島国際大学保安要員服務内規に定める。

(休日振替)

第20条 上長は、業務の都合により、前条の休日をあらかじめ定めた他の日に振り替えることができる。

2 前項の振替を行うにあたっては、振替休日を指定し、前日までに当該職員に通知するものとする。

(時間外勤務および休日勤務)

第21条 上長は、業務の都合により勤務時間を超え、または休日に勤務を命じることができる。

2 前項の時間外勤務および休日勤務において、労働者の過半数を代表する者と協定を締結し労働基準監督署に届け出たときは、1日の実働時間が8時間を超える時間外勤務、または労働基準法第35条に定める休日の勤務を命じることができる。

(災害対策等による勤務)

第22条 災害その他避けることのできない理由によって臨時の必要があるとき、理事長、学長は、職員の勤務時間を延長し、または休日に勤務させることがある。

(年次有給休暇)

第23条 採用初年度の職員には、採用された月によって、当該年度内につぎのとおり年次有給休暇(以下「年休」という)を与える。1月以降に採用された職員には、その年度内に

年休を与えない。

4月～9月採用 10日

10月～12月採用 5日

- 2 採用2年度目以降の職員には、前年度における勤務月数により当該年度内につきのとおり年休を与える。

11カ月以上 20日

11カ月未満 19日

10カ月未満 18日

9カ月未満 17日

8カ月未満 16日

7カ月未満 15日

6カ月未満 14日

5カ月未満 13日

4カ月未満 12日

- 3 前項の勤務月数の算出において、第25条第1項、第27条、第28条および第44条に該当する場合は、出勤したものとみなす。
- 4 当該年度中受けることができなかった年休は、1年に限り20日を限度として次年度に繰り越すことができる。
- 5 年休の単位は1日または半日とし、半日年休は、当該出勤日の前半または後半に必要勤務時間の半分の時間について勤務する。
- 6 年休を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式により上長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。
- 7 職員が請求した時季に年休を与えることが業務の正常な運営を妨げるときは、上長は、他の時季に変更させることができる。

(病気休暇)

第24条 職員が業務上によらない傷病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第6条に定める期間の範囲内で、必要最小限度の期間について病気休暇を与える。

- 2 病気休暇を受けようとするときは、あらかじめ所定の様式に病気であることを証明する書類(休暇が7日以上に及ぶときは医師の診断書)を添えて理事長に請求しなければならない

ない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に請求することができる。

- 3 病気休暇が7日以上に及んだときは、復職時に医師の診断書を添えて職場復帰願を提出するものとする。

(復職支援)

第24条の2 前条の病気休暇による療養期間が1カ月を超えたとき、必要に応じて理事長は円滑な職場復帰を支援するための措置(以下「復職支援」という)を講じることができる。

- 2 復職支援に関する手続きその他必要な事項については、復職支援に関する取扱要項に定める。

(特別休暇)

第25条 職員には、つぎに掲げる特別休暇を与える。

イ 慶弔休暇

- a 職員の父母、子または配偶者が死亡したとき 5日間のうち必要な日数
- b 職員の祖父母、兄弟姉妹または配偶者の父母が死亡したとき 3日間のうち必要な日数
- c 職員が結婚するとき 挙式の日を含む連続する5日間のうち必要な日数

ロ 生理休暇

女性職員で生理日の就業が著しく困難なとき 必要日数

ハ 産前産後休暇

- a 女性職員が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出産予定のとき 出産の日までの申し出た期間
- b 女性職員が出産したとき 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く)

ニ 通院休暇

女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査を受けるとき 1回につき1日以内で必要と認める時間

妊娠23週まで 4週に1回

妊娠24週から35週まで 2週に1回

妊娠36週から出産まで 1週に1回

ただし、医師等の特別の指示があった場合は、この限りでない。

ホ 看護休暇

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、病気または負傷したその子の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 小学校就学前の子が1人であれば年5日
- b 小学校就学前の子が2人以上であれば年10日

ヘ 介護休暇

要介護状態にある家族の介護をする職員が、その家族の世話をするとき、以下の範囲で申し出た日数

- a 要介護状態の家族が1人であれば年5日
- b 要介護状態の家族が2人以上であれば年10日

ト 災害休暇

地震、水害、火災その他の災害または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき 理事長が必要と認める期間

チ 公用休暇

- a 選挙権その他の公民としての権利を行使するとき 理事長が必要と認める期間
- b 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭するとき 理事長が必要と認める期間

リ 永年勤続休暇

第37条イ号に基づく表彰を受けたとき

15年勤続表彰 3日以内

30年勤続表彰 5日以内

2 特別休暇を受けようとするときは、つぎのとおりとする。

イ あらかじめ所定の様式により理事長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ請求できなかったときは、その理由を付して事後に承認を求めることができる。

ロ 前項の特別休暇のうち、慶弔休暇、生理休暇、看護休暇、介護休暇、災害休暇および公用休暇については、半日単位で取得できるものとし、半日休暇の場合は、当該出勤日の前半または後半に必要な勤務時間の半分の時間について勤務する。

3 前項により特別休暇の請求があった場合、理事長は、必要により証明書類の提出を求めることができる。

(特別休暇期間中の給与等)

第26条 特別休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 特別休暇の期間は、広島国際大学給与規定により特に定められた場合を除き、給与を支給する。

(育児休業)

第27条 職員の育児休業、育児のための所定外勤務の免除、育児短時間勤務ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、育児休業規定に定める。

(介護休業)

第28条 職員の介護休業、介護短時間勤務、所定外勤務の免除ならびに時間外勤務および深夜業の制限等については、介護休業規定に定める。

(妊娠中および出産後の就業)

第29条 妊娠中の職員から申出があったときは、他の軽易な業務に転換させる。

2 妊娠中の職員から申出があったときは、時間外勤務および休日勤務をさせない。

3 妊娠中および出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の規定による保健指導または健康診査に基づく指導事項を守るため、申出があったときは、第16条第3項または第5項に定める勤務時間帯の始業および終業の時刻を変更するなどの措置を講じるものとする。

第4章 服務規律

(出退勤)

第30条 職員は、出退勤の際、遅滞なく所定の方法により出退勤の事実を記録しなければならない。

(欠勤)

第31条 職員が欠勤しようとするときは、あらかじめ理事長に欠勤届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ提出できなかったときは、遅滞なく提出しなければならない。

(身上の届出)

第32条 職員は、履歴事項、住所、家族の異動等身上に関する異動があったときは、速やかに学長に届けなければならない。

(兼職)

第33条 職員は、学園以外の職務に従事しようとするときは、兼職に関する取扱要項の定めるところにより、あらかじめ学長の承認を得なければならない。

2 教育職員が、非常勤講師として学園以外の職務に従事するときは、学園が設置する各学校での授業担当時間数の3分の1を超えてはならない。

(禁止事項)

第34条 職員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

- イ 職務上の地位を利用して金品を受領し、または自己の利益を図ること
- ロ 職務上の権限を越えて、または権限を濫用して、専断的な行為をすること
- ハ 職務上知り得た秘密を漏らし、または学園の不利益となるおそれのある事項を他に告げること
- ニ その他、学園の行動規範に反する行為をすること

第5章 給与、退職金

(給与)

第35条 給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(退職金)

第36条 退職金については、広島国際大学退職金規定に定める。

第6章 表彰、懲戒

(表彰)

第37条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、表彰することができる。

- イ 永年誠実に勤務したとき
- ロ 業務に誠実で他の模範となるとき
- ハ 業務で功績のあったとき
- ニ 国家または社会的に功績があり、学園の名誉となるべき行為のあったとき
- ホ 学園の災害を未然に防止し、または非常の際功労のあったとき
- ヘ その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあったとき

2 前項の施行につき必要な事項は、表彰内規に定める。

(懲戒の理由)

第38条 職員がつぎの各号のいずれかに該当するとき、理事長は、懲戒処分をすることができる。

- イ 正当な理由なく無届け欠勤が14日以上におよんだとき
- ロ 出勤が常でなく勤務成績が著しく悪いとき
- ハ 重要な履歴を偽ったとき
- ニ 第33条に定める承認を受けずに学園以外における職務に従事したとき
- ホ 素行不良で、職員としての体面を汚し、または刑事上の罪に該当するような行為をしたとき

ヘ しばしば懲戒処分を受けたにもかかわらず、改めないとき

ト 学園の経営、教育方針に反した行為により、学園の名誉を傷つけ、または学園に迷惑をおよぼしたとき

チ 人権侵害の防止に関する規定第2条に定める人権侵害行為により、職場の秩序を乱し学園の職員または学生の、人権を侵害したとき

リ 第4条に定める遵守義務および第34条に定める禁止事項に違反したとき

(懲戒の種類)

第39条 懲戒は、譴責、減給、出勤停止、降格、停職、諭旨退職および懲戒解雇とし、その方法は、つぎのとおりとする。

イ 譴責は、始末書を取り将来を戒める。

ロ 減給は、始末書を取り、給与の一部を一定期間減額する。この場合、1回の違反行為に対して、平均賃金の1日分の半額を超えず、総額が1賃金支払期における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。

ハ 出勤停止は、始末書を取り、1カ月以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。出勤停止期間中の給与は、支給しない。

ニ 降格は、始末書を取り、任用規定に定める降任、役職の解任のいずれかを行う。ただし、懲戒事由により、両方を併せて行うことがある。

ホ 停職は、始末書を取り、1年以内の期間を定めて出勤を停止し職務に従事させない。停職期間中は、職員としての身分を保有するが、給与は支給しない。

ヘ 諭旨退職は、本人を説諭の上退職届を提出させる。これに応じない場合は、30日前に予告するか、30日分以上の平均賃金を支払って解雇する。

ト 懲戒解雇は、予告期間を設けずに即時解雇し、退職金を支給しないこととし、労働基準監督署の認定を得た場合は、予告手当も支給しない。

2 職員が学園に損害を与えたときは、懲戒されることによって損害の賠償を免れることはできない。

(懲戒の手続)

第40条 職員が第38条に定める懲戒の理由に該当すると認められるとき、理事長は、その都度、懲戒委員会を設ける。

2 理事長は、前項による懲戒委員会の答申を踏まえ、理事会の議を経て、懲戒処分を決定する。

3 懲戒委員会については、懲戒委員会規定に定める。

第7章 安全衛生

(保安)

第41条 職員は、防火・防災・防犯に努め、学生生徒・職員の人身および学園の財産の保護および安全保持に努めなければならない。

(健康診断)

第42条 職員は、毎年定期に広国大が実施する健康診断を受けなければならない。

(就業の禁止)

第43条 職員が法定伝染病、精神障害または勤務することにより病状が悪化するおそれのある疾病にかかったとき、理事長は、医師の意見を聴き就業を禁止することができる。

2 職員は、家族または同居人が法定伝染病にかかったとき、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示を受けなければならない。

第8章 災害補償

(業務上の傷病)

第44条 業務上もしくは通勤により負傷し、または疾病にかかり、療養のために勤務することができない場合で、労働者災害補償保険法(以下「労災法」という)による認定を受けたときは、公傷病休暇とする。

2 第25条第2項および同条第3項の規定は、公傷病休暇の場合について準用する。

3 公傷病休暇の原因となる傷病が治癒したときは、速やかに復職しなければならない。

(法律に基づく補償)

第45条 公傷病休暇期間中は、労働基準法および労災法の定めによる補償を行う。

(公傷病休暇中の給与等)

第46条 公傷病休暇の期間は、勤続期間に算入する。

2 公傷病休暇期間中の給与については、広島国際大学給与規定に定める。

(労災認定に準じた取扱い)

第47条 傷病が労災法による業務上傷病としての認定が得られなかった場合であっても、業務上の傷病と認めることが妥当と理事会が判断した場合は、前3条に準じた取扱いをすることができる。

第9章 その他

(規則の改廃)

第48条 この規則の改廃は、労働組合の意見を聴き、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規則は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規則は、2017年4月1日から施行する。
- 3 第27条、第28条、第35条および第36条にかかわらず、出向者(学園が大阪に設置する学校等から広国大へ勤務場所を変更する者をいう)の育児休業、介護休業、給与および退職金については、学校法人常翔学園就業規則第26条、第26条の2、第33条および第34条の定めるところによる。
- 4 この規則に解釈上または運用上の疑義が生じた場合、理事会がこれを解明する。

○任用規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、学園に勤務する職員の任用に関する基準と手続を定め、もって任用の公正を図ることを目的とする。

(任用の原則)

第2条 任用にあたっては、採用試験、勤務の成績、職務能力もしくは技能、健康状態その他の実証または認定された事実に基づいて、公正に取り扱わなければならない。

(定義)

第3条 この規定において任用とは、採用、格付、昇任、降任、転任および転換をいう。

2 採用とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 職員でない者を新たに職員に任命すること

ロ 定年に達し退職した者を改めて職員に任命すること

ハ 第7条第1項各号の職員を同条第1項の他の号の職員に任命すること

3 格付とは、採用した専任の職員について職種別の職階または資格を決定することをいう。

4 昇任とは、専任の職員について第8条第2項に定める職種を変更しないで、現に任用している職階または資格から上位の職階または資格に進めることをいい、降任とは現に任用している職階または資格から下位の職階または資格に変更することをいう。

5 転任とは、専任の職員の職種等を変更して格付することをいう。

6 転換とは、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に基づき、有期雇用の職員を期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」という)の職員として任用することをいう。

(任用の計画)

第4条 学校長は、あらかじめ教育系職員の任用計画を立案し、理事長の承認を得なければならない。

2 事務系職員の任用計画は、総務部長がこれを立案し、理事長の承認を得なければならない。

3 臨時要員の任用計画は、学園本部においては総務部長が、各設置学校においては学長室

長(中学校および高等学校においては事務長)が、原則として承認された臨時要員人件費予算の範囲内で計画しなければならない。

(任用の決定)

第5条 職員の任用は、理事会の定めるところにより理事長が決定する。

(任用の発令)

第6条 理事長は、任用を決定したとき、告示もしくは本人への辞令交付を行う。

2 前項にかかわらず、非常勤講師に委嘱する授業担当科目および時間数は学校長が通知する。

第2章 職員の区分

(職員の区分)

第7条 職員の区分は、つぎのとおりとする。

イ 専任の職員

ロ 特任の職員

ハ 嘱託の職員

ニ 客員の職員

ホ 非常勤の職員

ヘ 臨時要員

2 前項ロ号からヘ号の職員のうち、無期労働契約に転換した者については、無期雇用の職員として任用する。

3 学園以外に本務を有する者は、専任の職員に採用することができない。

(専任の職員)

第8条 専任の職員は、兼職を許可されまたは特に認められたもののほかは、その勤務時間および職務能力を教育・研究および学校運営の目的達成のために尽くさなければならない。

2 専任の職員は、教育系職員および事務系職員に分け、それぞれの職種はつぎのとおりとする。

イ 教育系職員の職種

教育職員、研究職員、技術職員

ロ 事務系職員の職種

事務職員、医療職員、技能職員(運転手、作業員)、用務員(校員)

3 教育系職員には、つぎのとおり職階または資格を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院教授、大学院准教授、大学院講師

大学教授、大学准教授、大学講師

高等学校教諭、中学校教諭

ロ 研究職員の資格 特別研究員、研究員1級、研究員2級

ハ 技術職員の資格 技師1級、技師2級、技師3級

- 4 事務系職員のうち事務職員および医療職員を、つぎのとおり区分し、資格を設定して任用の際に格付ける。

イ 事務職員

区分		資格
管理職		参事、副参事
一般職	総合職系列	主幹、主事、主事補
	専任職系列	専任職1級、専任職2級、専任職3級、専任職4級
	エントリー系列	書記

ロ 医療職員

看護師1級、看護師2級、看護師3級

- 5 前項の系列および任用の基準等については、事務職員任用基準および医療職員任用基準に定める。

(特任の職員)

第9条 特任の職員は、専任の教育系職員に代わってそれに準ずる職務遂行が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用する。

- 2 特任の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院特任教授、大学院特任准教授、大学院特任講師、大学院特任助教、大学院特任助手

大学特任教授、大学特任准教授、大学特任講師、大学特任助教、大学特任助手、高等学校特任教諭、中学校特任教諭

ロ 技術職員の職階

特任技師

- 3 特任の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、特任教員規定および特任教諭規定に定める。

第10条 嘱託の職員は、専任の事務系職員に代わってそれに準じる職務遂行が期待できる
とき、事務系職員として雇用期間を付して採用する。

2 嘱託の事務系職員の職種は、つぎのとおりとする。

嘱託職員(事務職員、看護師、大阪工業大学ピアサポーター、高等学校実習助手、工作
員、運転手、校員、校員補)

3 前2項のほか、校医、弁護士、弁理士等特定の専門領域について業務を委嘱する者を業
務嘱託として採用することができる。

4 嘱託の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、嘱託職員就業規則
および広島国際大学嘱託職員就業規則に定める。

(客員の職員)

第11条 客員の職員は、教育の充実または学術研究・共同研究の推進あるいは大学運営に
対して貢献が期待できるとき、雇用期間を付して教育職員または技術職員として採用す
る。

2 客員の職員には、つぎのとおり職階を設け、任用の際に格付ける。

イ 教育職員の職階

大学院客員教授、大学院客員准教授、大学院客員講師

大学客員教授、大学客員准教授、大学客員講師

ロ 技術職員の職階

客員技師

3 客員の職員の採用の基準、手続等については、この規定によるほか、客員教員規定に定
める。

(非常勤の職員)

第12条 非常勤の職員は、教育職員とし、学園が設置する各学校の非常勤講師として採用
する。

2 非常勤講師は、つぎの各号のいずれかに該当するときに採用する。

イ 授業計画上、他の教育職員をもって充てることが困難なとき

ロ 専攻分野等から、専任の職員が得がたいとき

ハ 専任の教員に欠員が生じて授業計画に支障を来すとき

3 非常勤講師の採用の基準、手続等については、非常勤講師任用規定または広島国際大学
非常勤講師任用規定に定める。

4 第1項の非常勤講師のほか、必要に応じて、ティーチング・アシスタント(TA)、リサー

チ・アシスタント(RA)、ポスト・ドクター(PD)、テクニカル・サポーター(TS)および
チューデント・アシスタント(SA)を採用することができる。

- 5 前項の職員の採用の基準、手続等については、それぞれ別に定める要項によるものとする。

(臨時要員)

第13条 臨時要員は、つぎの各号のいずれかに該当するときに日数を限って採用するものとする。

イ 緊急かつ臨時の業務を処理する必要が生じたとき

ロ 業務の繁忙期にあたり、専任および嘱託の職員のみで処理することが困難であるとき

ハ 特殊な業務で、専任および嘱託の職員では処理できないとき

ニ 臨時に欠員が生じ、または業務を担当する者が欠けたとき

- 2 臨時要員の採用手続等については、臨時要員に関する内規および広島国際大学臨時要員に関する内規に定める。

(無期雇用の職員)

第13条の2 無期雇用の職員の職種、職階、採用の基準および手続等は、雇用期間の定めを除いて転換前と同じとする。

(雇用期間)

第14条 特任の職員の雇用期間については、特任教員規定および特任教諭規定に定める。

- 2 嘱託の職員、客員の職員、非常勤の職員および臨時要員の雇用期間は1年以内とする。
ただし、年度の途中で採用された者については、当該年度末までとし、年度を超えることはできない。

- 3 前項の者を翌年度更新の手続を行って再度採用することを妨げない。

- 4 学園の学生を嘱託の職員として採用する場合は、年度を超えた雇用期間を設けることができることとし、これについては、嘱託職員就業規則、広島国際大学嘱託職員就業規則および高等学校実習助手内規に定める。

第3章 採用

(採用の基準)

第15条 職員として採用される者は、職種および職階または資格ごとに求められる基準を充足するとともに、私立の教育事業である学園にふさわしい識見を備えている者でなければならない。

- 2 職種および職階または資格の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(募集の方法)

第16条 職員の募集は、原則として公募とし、各学校のホームページ、一般新聞、学会誌等に掲載するなど適切な方法により学内外に告示するものとする。

- 2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当するときは、公募によらないことがある。

イ 大学・大学院の設置および学部・学科・研究科・専攻・課程の新增設に関する教員組織を構成するとき

ロ 専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくいとき

ハ その他やむを得ないと理事長が認めたとき

(選考の方法)

第17条 選考は、資格審査を行ったうえで総合的に行う。

- 2 選考に必要な書類は、つぎのとおりとする。

イ 履歴書

ロ 教育・研究業績書(教育系職員に限る)

ハ 教育に対する抱負レポート(教育系職員に限る)

ニ 職務経歴書

ホ 健康診断書(適性または職務遂行能力を判断するうえで合理的かつ客観的にその必要がみとめられる場合のみ)

ヘ 最終学校の卒業(見込)証明書および学業成績証明書

ト 教員免許状等職務に必要な資格取得を証明するもの

- 3 前項にかかわらず、採用職種等によっては書類を追加または省略することがある。

(資格審査)

第18条 資格審査とは、本人の経歴等から判断される能力が、当該職種、職階または資格に適合するかを審査することをいう。

- 2 教育系職員の採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。

- 3 事務系職員採用候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。

- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

イ 書類審査

ロ 面接試験

- ハ 筆記試験
- ニ 適性検査
- ホ 実技試験、模擬授業

第19条 削除

(採用の決定)

第20条 職員の採用は、資格審査を経た候補者のうちから、つぎの各号に基づいて総合的に決定する。

- イ この規定その他所定の手続に従って選考されたか
- ロ 法令および学園規定に定める基準に合致しているか
- ハ 本人の能力、適性、健康状態等が学園の勤務に耐えられるか
- ニ 人格・識見等が教育事業の職員にふさわしいか
- ホ 学園の目的、建学の精神、運営方針から見て適任か

第4章 昇任・降任・転任・転換

(昇任)

第21条 専任の職員で、現に任用している職階または資格より上位の職階または資格に求められる基準に達した者については、これを昇任させることができる。

2 資格および職階の基準は、各大学・大学院の教員選考基準(規定)、任用基準等に定める。

(昇任の選考)

第22条 選考は、昇任候補者について資格審査を行ったうえ、総合的に行う。

- 2 教育系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、学校長が行う。
- 3 事務系職員の昇任候補者の資格審査は、所定の審査機関等の意見を聴き、理事長が行う。
- 4 資格審査は、つぎの各号の一以上を併せて行うものとする。

- イ 教育・研究・大学運営に係る業績評価(教育系職員)
- ロ 人事考課(事務系職員)
- ハ 筆記試験
- ニ 面接試験
- ホ 実技試験
- ヘ その他職務遂行能力を客観的に判断できる資料

5 必要により健康診断を行うことがある。

(昇任の決定)

第23条 昇任は、資格審査を経た候補者のうちから第20条の定めを準用して総合的に決定

する。

(特別昇任)

第24条 専任の職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、または心身障害者となるに至ったとき、理事長は学校長等の申請に基づき前3条によらないで昇任させることがある。

2 現に任用されている職階または資格から上位の職階または資格に任用されるに必要な経過年数は不足するが、当該職階または資格に要求される基準を十分に充足し、かつ勤務成績が優秀な者について、理事長は、学校長等の申請に基づき特別に昇任させることがある。

(降任)

第25条 専任の職員が現に任用されている職階または資格の基準を真に充足していないと判断されるとき、理事長は、学校長等の申請に基づき降任させることがある。

(転任)

第26条 業務の都合により、理事長は、学校長等の意見を聴いて職員の職種変更を命じることがある。

(転換)

第27条 有期雇用の職員の労働契約が更新され、労働契約法第18条ならびに同法の特例に関する法律に定める通算年数を超えたとき、当該職員から申込みがあった場合は、無期労働契約に転換するものとする。

第5章 雑則

(規定の改廃)

第28条 この規定の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2017年4月1日から施行する。
- 3 改正前の付則第3項の適用については、なお従前の例による。

○特任教員規定

(趣旨)

第1条 この規定は、任用規定第9条に定める特任の職員(以下「特任教員」という)の資格、雇用期間、給与等について定める。

2 前項にかかわらず、高等学校特任教諭および中学校特任教諭については、特任教諭規定に定める。

(定義)

第2条 特任教員は、雇用期間を定めて任用する者であつて、本学園が設置する大学において、専任教員と同様に専ら教育・研究・大学運営に従事する者、または特に任じられた職務を行う者をいう。

(資格)

第3条 特任の教育職員は各大学・大学院の教員選考基準(規定)に定める大学教員の資格を、特任の技術職員は技術職員任用基準に定める資格を有し、かつ、心身共に健全な者でなければならない。

2 当該年度の4月1日において満64歳以上となる者を特任教員に採用することはできない。ただし、学園を定年退職した者を引き続き雇用するとき、および学長の申請に基づき理事長が特に認めたときは、この限りでない。

3 前項ただし書きの場合であっても、当該年度の4月1日において満70歳以上となる者を採用することはできない。

(雇用期間)

第4条 特任教員の雇用期間は、5年とする。ただし、年度の途中で採用する場合は、採用初年度を含めて5年度を超えて雇用することはできない。

2 教育遂行上の必要性があり、学長の申請に基づき理事長が認めた場合は、5年以内で別途雇用期間を設定する。

3 前2項にかかわらず、雇用期間は、労働基準法第14条に定める1回の労働契約期間の上限を超えることはできない。

4 定年後の再雇用に関する規定に基づき、学園を定年退職した者を引き続き特任教員として雇用する場合の雇用期間は、1年とする。

5 各設置大学の教育研究上特に必要と認められる場合は、通算10年(特任技師は5年)を限度に2回まで雇用契約(以下「契約」という)を更新することができる。

6 前項の更新は、つぎの基準により判断する。

- イ 勤務成績および勤務態度
- ロ 勤務に耐えうる心身の状態
- ハ 職務を遂行する能力
- ニ 教育研究上の業績
- ホ 大学運営上の貢献度
- ヘ 担当科目のカリキュラム編成上の必要性
- ト 従事している職務の量的・人的必要性
- チ 学園の経営状況

7 第5項にかかわらず、つぎの各号のすべてに該当し、かつ理事長が特に認めた場合は、10年(特任技師は5年)および2回を超えて契約を更新することがある。

- イ 過去10年(特任技師は5年)の勤務成績が極めて優秀であること
- ロ 教育研究上特に必要であり、かつ余人をもって替えがたいと認められること
- ハ 心身ともに健康であること

(雇用期間の定めのない特任教員への転換)

第4条の2 前条に定める雇用期間が通算して10年(特任技師は5年)を超えた場合、現に契約している雇用期間が満了する日までに、当該満了する日の翌日を始期とする期間の定めのない契約の締結を申し出ることができる。

2 前項にかかわらず、契約と契約の間に労働契約法第18条第2項に定める空白期間が同項の定める期間以上にあるとき、空白期間以前の契約は、通算の雇用期間に算入しない。

3 第1項の申出は、所定の様式によるものとし、現に契約している雇用期間が満了する3カ月前までに理事長に提出しなければならない。

4 所定の要件を備えた前項の申出があったとき、当該特任教員を雇用期間の定めのない特任教員(以下「無期雇用特任教員」という)として採用する。

(無期雇用特任教員の労働条件)

第4条の3 無期雇用特任教員の労働条件は、雇用期間の定めを除いて従前のとおりとする。

2 前項にかかわらず、無期雇用特任教員が担当する授業科目、担当時間数および担当曜日時限(以下「授業科目」という)については、前年度と同じ授業科目等が保証されるものではなく、当該年度のカリキュラム編成や学生数等に基づき、毎年度学長が決定する。

3 無期雇用特任教員として採用するとき、授業科目等以外の労働条件は、労働契約法第7条の定めるところによる。

4 期間の定めのない契約期間中の労働条件の変更は、労働契約法第10条の定めるところによる。

(無期雇用特任教員の解雇)

第4条の4 無期雇用特任教員が、第4条の6第2項各号のいずれかに該当する場合は、理事長は、30日前に予告するか30日分の平均賃金を支給して解雇することができる。

(無期雇用特任教員の定年等)

第4条の5 無期雇用特任教員の定年年齢は満64歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

2 前項にかかわらず、無期雇用特任教員に採用された年度の4月1日時点で満64歳以上となる者の定年年齢は満70歳とし、定年年齢に達した年度末に退職するものとする。

3 第1項により定年退職となった無期雇用特任教員の定年後の再雇用については、学校法人常翔学園就業規則第12条第2項(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則第12条第2項)を準用する。

(雇用契約の解約)

第4条の6 特任教員が、雇用期間の満了前に退職しようとする場合は、病気等やむを得ない事情があるときを除き、原則として2カ月前までに書面により申し出なければならない。

2 特任教員が、つぎの各号のいずれかに該当する場合は、雇用期間中であっても雇用契約を解約することがある。

イ 採用時に提出した書類の記載に偽りがあるとき

ロ 心身の故障により、職務に耐え得ないと認められるとき

ハ 勤務成績が悪く、教員としての適格性を欠くと認められたとき

ニ 学校法人常翔学園就業規則に定める懲戒の理由に該当する行為があったとき

ホ 学園の経営上やむを得ない理由があるとき

(就業規則等規定の適用・準用)

第5条 特任教員には、学校法人常翔学園就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第33条および第34条(広島国際大学に採用された者にあつては、広島国際大学就業規則のうち、第5条、第11条から第13条、第35条および第36条)を除き、これを準用する。

2 前項にかかわらず、学校法人常翔学園就業規則第16条から第27条および第31条(広島国際大学就業規則にあつては、第16条から第29条および第33条)までに定める勤務につい

ては、任じられる職務に応じて個別に設定し労働契約において定める。

3 特任教員には、特に定めのあるものを除いて、学園の規定を適用または準用する。

(支給する給与)

第6条 特任教員には、本俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)、役職手当、通勤手当および学内出講料を支給する。

(本俸)

第7条 本俸は年俸(ライフプラン拠出金を含む。以下同じ)とし、別表第1特任教員年俸表および別表第2または別表第3の年俸適用基準により支給する。ただし、学校長の申請にもとづき理事長が特に認めたときは、別途年俸額を定めることができる。

2 年俸のうち、年間330,000円(月額27,500円)をライフプラン拠出金とする。

3 特任教員はライフプラン拠出金を学園が指定する確定拠出年金の掛金として拠出することができる。

4 その他のライフプラン拠出金に関することは、ライフプラン拠出金規定に定める。

(役職手当)

第8条 役職手当は、学園の役職を命じられた者に、役職手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学役職手当支給規定)により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、学園に勤務するために交通機関等を利用し経費を要する者に、通勤手当支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学通勤手当支給規定)により支給する。

(学内出講料)

第10条 特任の教育職員には、別表第4学内出講料支給基準に基づき学内出講料を支給する。

(授業担当責任時間)

第11条 特任教員のうち別表第1特任教員年俸表1号俸適用者(技術職員を除く)には、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用して授業担当責任時間を設定する。

2 前項にかかわらず、学校長は、教育研究の遂行上これを準用せず、別途、職務を命じることができる。

(規定の改廃)

第12条 この規定の改廃は、各学校長の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2010年4月1日から施行する。
- 2 昭和40年1月16日制定の特任教授規定および昭和40年3月31日制定の特任教授給与内規、1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授規定および1997年3月25日制定の広島国際大学特任教授給与内規は、廃止する。
- 3 この改正規定は、2018年10月1日から施行する。
- 4 2013年3月31日以前に締結または更新した契約については、当該雇用期間を第4条の2第1項に定める雇用期間の通算に含まない。

別表第1

特任教員年俸表

職階		1号俸	2号俸	3号俸
教育職員	特任教授	9,000,000円	5,500,000円	3,000,000円
	特任准教授	7,000,000円	4,500,000円	2,500,000円
	特任講師	6,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助教	5,500,000円	3,500,000円	2,500,000円
	特任助手	4,000,000円	3,500,000円	2,500,000円
技術職員	特任技師	5,000,000円	3,500,000円	2,500,000円

備考 ライフプラン拠出金年間330,000円(月額27,500円)を含む。

別表第2

特任の教育職員の年俸適用基準

号俸	適用基準
1号俸	専任と同様の職務貢献が期待できる者
2号俸	専任の3分の2以上の職務貢献が期待できる者
3号俸	専任の3分の1以上の職務貢献が期待できる者

注：大学院在学中の者を特任助手に採用する場合の年俸は3号俸を適用する。

別表第3

特任の技術職員の年俸適用基準

職員	適用基準
技術職員	技術職員任用基準に定める技師1級相当者を1号俸、技師2級相当者を2号俸、技師3級相当者を3号俸とする。

別表第4

学内出講料支給基準

対象者	支給基準
1号俸適用者	授業を担当すべき時間については、専任教員の授業担当時間に関する規定を準用し、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)により学内出講料を支給する。
2号俸3号俸適用者	週当たりの授業時間数が6時間を超える者に対して、学内出講料支給規定(広島国際大学に勤務する者については、広島国際大学学内出講料支給規定)を準用して学内出講料を支給する。

学内特別研究助成制度の概要

2018 年度 広島国際大学「特別研究助成制度」（研究課題醸成タイプ）募集要領

広島国際大学 研究支援・社会連携センター

一定の研究評価実績があり、且つ、社会へのブレークスルーとなるべく、本質的な課題を打ち破る革新的な解決策となる研究活動において、科学研究費助成事業採択への継続的な挑戦に対し支援を行うことで、広島国際大学における活発な研究活動の醸成を図ることを目的とした支援制度です。

助成する研究課題は、平成30年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、研究（申請）代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「A」であった研究課題において無審査で学長によって交付額が決定されますので、下記要領のとおり期限厳守で提出願います。

記

1. 提出書類
 - ・平成30年度科学研究費助成制度研究計画調書
※本制度用に改めて作成する必要はありません。科学研究費助成制度へ申請提出されたものをそのまま提出いただきます。
 - ・当該年度科学研究費助成事業審査結果
2. 助成の対象

平成30年度に文部科学省・日本学術振興会科学研究費助成制度において、研究（申請）代表者であり、且つ、不採択ではあったものの、審査判定結果が「A」であった研究課題

※若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプとの重複申請は可能。但し、本タイプに採択された場合は、若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプは辞退すること。

※原則、過去の科学研究費助成事業採択実績は加味しない。

※本助成制度の採択翌年度も継続して本学への常勤在職が見込まれる者。

※2018年度および2019年度退職を予定されている場合や2019年度末までに任期満了となる場合は、申請を認めることができませんので予めご了承ください。
3. 助成金額

1件1,000千円を上限とする。
(1課題あたり大凡500千円～1,000千円の範囲)
4. 申請書の提出期限

各種目の交付内定発表の審査判定開示後15日以内
5. 申請書の提出先

研究支援・社会連携センター（東広島キャンパス1号館7階）
6. 審査結果の発表

4. 申請書の提出期限後15日以内
※採択者へ通知します。
※助成金執行可能日については随時お知らせします。

執行に当たっては「予算執行規定」、「物品購入規定」などの学園規定を適用します。

7. 審査等について

(1) 審査の方法

審 査：無審査制

決 定：交付の決定は学長により決定する。

(2) 採択後条件等

①採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ、当該制度採択研究課題（但し、「課題名」は必ずしも同一である必要はない）にて必ず申請し、且つ、本助成制度の採択翌年度も本学へ常勤在職していること。

※任期付き契約の場合、本助成制度の採択年度末に契約期間が満了となる場合は、申請の対象外となります。

※常勤在職しない場合は、原則、交付額全額を返金いただきます。

②採択された研究課題は、学内の研究報告会やイノベーション・ジャパン（JST 主催）などの産学官連携イベントへの参加・出展等を要請する場合があります、その場合は必ず応じること。

8. 補足事項

(1) 助成する研究期間は1年以内とし、同一人に対して同一課題で引き続き2年以上の助成は行わないものとする。

(2) 研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出する。

(3) 研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付すこと。

9. その他の留意事項について

(1) 採択された場合でも提出した研究計画調書に記載の申請額を満額助成するものではありません。次年度科研費申請に向けた研究の持続性を保持するための支援制度であることを予めご了解ください。

(2) 採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。（但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。）決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出し、所属学部事務室確認後、会計課へ回送することにより、交付する経費総額の50%未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更をすることができます。

この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない「機器備品・人件費」については、新規計上は認められません。（人件費については、再編成後の予算変動も認められません。）また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。

※流用処理については、学内手続に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

- (3) 下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません
- a) 既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
 - b) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請
 - c) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)
- 【例: 営利目的での申請】
- d) 業務として行う受託(委託)研究
- 【例: 現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】
- (4) 研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。
- a) 建物等の施設に関する経費
 - b) 机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費
 - c) 助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - d) 臨時要員(アルバイト)雇用以外の雇用関係(共同研究員の雇用等)が発生する経費
 - e) 交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費
- (5) 機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があります、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

以上

2018. 3. 7 公示

(若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプ) 募集要領

広島国際大学 研究支援・社会連携センター

若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を目的とした助成制度です。

助成する研究課題は、申請書の一次審査（研究開発推進委員会）ならびに決定審査（学長及び研究支援・社会連携センター長）によって決定されますので、下記要領のとおり既定様式の申請書を期限厳守で提出願います。

記

1. 提出書類 2018年度 広島国際大学「特別研究助成制度（若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプ）」申請書・・・1部【両面印刷】
※必ずプリントアウトのうえ、提出ください。
※様式を改変して作成された場合や記入ルールに反しての記載は審査に付されませんので留意ください。罫線のずれ等は調整ください。
なお、使用する端末により様式のずれが発生する場合がありますので、必ず事前にPDFデータにて様式を確認ください。
2. 助成の対象 本学に在籍する教育系常勤職員のうち、助手・助教・講師職又は2018年4月1日現在で博士の学位を取得後8年未満の者及び2018年4月1日現在で39歳以下の博士の学位を未取得者が行う研究課題
なお、2018年4月1日までに博士の学位を取得見込みの者及び博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後8年未満となる者が行う研究課題も含む。
※常勤ではない客員教員、嘱託教員、非常勤教員ならびに研究員及び本募集公示日以降に正式採用された教育系職員は助成の対象外です。
※2018年度文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に研究代表者として継続採択が確定している」あるいは公示日時点で応募中であり、2018年4月に「新規内定した者」は助成の対象外とします。
（2018年4月に内定が予定される科学研究費助成制度に応募中の研究者が申請する課題は、内定が判明した時点で審査対象から除外しますので、本制度への申請自体は可能です。）
※2018年度および2019年度退職を予定されている場合や2019年度末までに任期満了となる場合は、申請を認めることができませんので予めご了承ください。
3. 助成金額 1件当たり50万円まで
4. 予算総額 1,000万円
※2018年度は、20件程度の助成を予定しています。
5. 申請書の提出期限 2018年2月23日（金）17:00迄【厳守】

6. 申請書の提出先 所属学部事務室
※研究支援・社会連携センターへの直接の提出は受付を行いません。学内便などで研究支援・社会連携センターに送付された場合も、返却いたしますのであしからずご了承ください。
7. 審査結果の発表 2018年5月1日（火） ※採択者へ通知します。
※助成金は2018年5月末頃より執行可能とし、執行に当たっては「予算執行規定」、「物品購入規定」などの学園規定を適用します。
8. 審査等について
- (1) 審査の基本方針・申請・採択後条件等
- ① 採択年度内に公募される文部科学省または日本学術振興会科学研究費助成制度へ必ず申請し、且つ、2019年度継続し本学へ常勤在籍すること。
※任期付き契約の場合、2019年度末までの間に契約期間が満了となる場合は、申請の対象外となります。
※常勤在籍しない場合は、原則、交付額全額を返金いただきます。
 - ② 研究組織の編成は認められません。本制度における申請は必ず単独にて申請を行っていただきます。
 - ③ 広島国際大学特別研究助成制度（研究課題醸成タイプ）との重複申請は認めるが、本タイプと両方採択された場合は、本タイプは辞退いただきます。
 - ④ 採択された研究課題は、学内の研究報告会やイノベーション・ジャパン（JST主催）などの産学官連携イベントへの参加を要請する場合がありますので、その際は必ず応じていただきます。
- (2) 審査の方法
- I. 一次審査
- 提出された申請書を下記の【基本評定要素】、【特別評定要素】について研究開発推進委員会委員により審査します。
- 【基本評定要素】
- (1) 研究目的が具体的かつ明確であるか（申請書の「研究目的」欄）
 - (2) 研究計画が適切であるか（申請書の「研究計画・方法」、「研究経費（費目）」欄）
- 【特別評定要素】
- (1) 独創性ほか、特段の理由があり是非とも採択すべきもの
- II. 決定審査
- 一次審査の評点ならびに応募状況等を勘案して、学長および研究支援・社会連携センター長により研究課題の採択ならびに研究費配分額を決定します。
ただし、配分予算枠内にて一定の採択基準点内により、本助成の当該年度（2018年度）に文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に採択されたものは助成対象から除外し、次点評価の研究課題を繰り上げて助成します。
9. 補足事項
- (1) 助成する研究期間は1年以内とし、同一人に対して同一の課題で引き続き2年以

上の助成は行いません。

- (2) 研究代表者は、研究期間終了後、速やかに研究報告書を提出頂きます。
- (3) 研究協力者の同意や社会的コンセンサスを必要とする研究課題またはアンケート調査等を行う研究課題については、人権および利益の保護の取り扱いに十分配慮した研究計画を立案し、必要により学内外の倫理委員会へ付するものとします。

10. その他の留意事項について

- (1) 本制度の交付当該年度に文部科学省・日本学術振興会の科学研究費に採択のあったもの(継続採択含む)は、採択が判明した段階で、本助成の対象外として取り扱われることとなります。現在、2018年度科学研究費に申請中の場合、このことをご留意の上、本制度へ申請ください。

- (2) 採択された場合でも申請額が満額助成されない場合があります。申請に際しては、この点にご留意のうえ、申請くださいますようお願いいたします。満額助成されない場合、決定した助成額に基づく使用内訳を再度提出頂く予定です。
※但し、満額助成された場合は交付申請書に記載の内容に基づき予算編成を行いますので、申請書作成の際、計画的な申請額の編成に努めてください。

- (3) 提出いただく申請内容の経費を基に予算計上を行う都合から、採択後、決定した助成額に基づく経費使用計画の作成を再度依頼いたします。(但し、本計画は予算編成上使用する資料であり、各案件の執行そのものを決裁するものではありません。執行可否は稟議時に判断されることとなります。) 決定助成額に基づく経費使用計画を提出した後は、変更前に遅滞なく「流用申請明細書」を所属学部事務室へ提出することにより、交付する経費総額の50%未満の範囲内で、研究支援・社会連携センター長の承認を得ることなく費目の変更することができます。
この額を超えて変更しようとする場合や未計上費目へ費目間流用しようとする場合には、『広島国際大学「特別研究助成金」執行計画変更申請書』により申請を行い、研究支援・社会連携センター長の承認を得なければなりません。但し、特別研究助成金使用ルール内【使用の制限】e)にある交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費については、新規計上は認められません。(人件費については、再編成後の予算変動も認められません。) また、年度途中の執行計画変更申請書による新規計上も認められません。

- (4) 下記の目的のために行う申請は助成の対象となりません
 - a) 既製の研究機器の購入のみを目的とする申請
 - b) 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする申請
 - c) 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする申請(商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。)**【例：営利目的での申請】**
 - d) 業務として行う受託(委託)研究**【例：現在契約中の委託研究における資金充当を目的とした申請】**
- (5) 研究の遂行に必要であっても、下記費目の経費は助成の対象となりません。
 - a) 建物等の施設に関する経費

- b) 机、いす、複写機等、通常大学が備えるべき物品を購入する経費
- c) 助成事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- d) 臨時要員（アルバイト）雇用以外の雇用関係（共同研究員の雇用等）が発生する経費
- e) 交付申請時に申請内容に含まれていない機器備品・人件費

（６）機器備品費を計上される場合は、助成事業終了後の維持費等も考慮のうえ、購入を検討ください。また、申請書「研究経費」欄へ必ず品名・型番を、記載した上、別紙『広島国際大学「特別研究助成」申請機器 構成等計画書』様式を作成し、カタログ等を添付してください。なお、特殊な備品の購入等は、本学登録業者が取扱えない場合があります、規定上購入できない恐れがありますので、事前に相談ください。

2018. 1. 19 公示

健康スポーツ学部 教育課程及び履修モデル

【履修モデル①】健康・トレーニング系履修モデル（自然科学系）

人々の健康の維持・増進、体力向上のための活動を展開し、地域における健康・運動・トレーニング指導の核としての役割を担うなど健康・運動実践の活動を通して社会に貢献する人材を養成するモデル

【民間スポーツクラブ、フィットネスクラブ、健康増進施設、スポーツ関連企業、ヘルスケア関連企業、健康・スポーツ系大学院進学】

【専門教育科目 教育課程】

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択	自由				
専門 基礎 分野	健康スポーツ概論	1前・後	2			●			
	スポーツ原理	1前・後	2			●			
	スポーツ経営管理学	2前・後		2			○		
	スポーツ社会学	2前・後	2				●		
	スポーツ史	2前・後	2				●		
	スポーツビジネス特論	1前・後		2		○			
	スポーツ心理学	2前・後		2			○		
	スポーツ運動学	2前・後	2				●		
	バイオメカニクス	2前・後	2				●		
	体力測定評価	2前・後		2			○		
	コーチング論	2前・後		2			○		
	スポーツ生理学	2前・後	2				●		
	運動処方論	2前・後		2			○		
	スポーツ栄養学	1前・後		2		○			
	スポーツ医学	1前・後		2		○			
	人体機能解剖学	2前・後	2				●		
	生涯学習概論Ⅰ	2前・後		2			○		
	生涯学習支援論Ⅰ	2前・後		2			○		
	社会教育経営論Ⅰ	2前・後		2			○		
	学校保健	1前・後		2		○			
	トレーニング論	2前・後		2			○		
	レクリエーション概論	1前・後		2					
	衛生学・公衆衛生学	1前・後		2		○			
	健康教育学	1前・後		2		○			
	スポーツ実技A(陸上競技)	2前・後		1					
	スポーツ実技A(器械運動)	2前・後		1			○		
	スポーツ実技A(水泳)	2前・後		1			○		
	スポーツ実技A(健康体力づくり)	2前・後		1			○		
	スポーツ実技B(ダンス)	2前・後		1			○		
	スポーツ実技B(武道1)	2前・後		1					
	スポーツ実技B(武道2)	2前・後		1					
	スポーツ実技C(ゴール型1)	2前・後		1					
	スポーツ実技C(ゴール型2)	2前・後		1					
	スポーツ実技C(ベースボール型)	2前・後		1			○		
	スポーツ実技C(ネット型1)	2前・後		1					
	スポーツ実技C(ネット型2)	2前・後		1					
	スポーツ実技D(野外活動1)	1・2前・後		1			○		
	スポーツ実技D(野外活動2)	1・2前・後		1					
専門 分野	身体スポーツ文化論	2前・後		2					
	スポーツ解析演習	2前・後		2			○		
	運動処方演習	3前・後		2				○	
	トレーニングプログラム演習	3前・後		2				○	
	レクリエーション演習	2前・後		2					
	保健体育科教育法Ⅰ	2前・後		2			○		
	保健体育科教育法Ⅱ	2前・後		2			○		
	保健体育科教育法Ⅲ	3前・後		2					
	保健体育科教育法Ⅳ	3前・後		2					
	生涯学習概論Ⅱ	3前・後		2					
	生涯学習支援論Ⅱ	3前・後		2					
	社会教育経営論Ⅱ	3前・後		2					
	労働法規Ⅰ	3前・後		2					
	労働法規Ⅱ(労働と環境)	3前・後		2					

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択	自由				
専門 演習・実習分野	スポーツ科学演習A	3前・後		2					
	スポーツ科学演習B	3前・後		2				○	
	スポーツ科学演習C	3前・後		2					
	スポーツ科学演習D	3前・後		2					
	スポーツ実技指導演習 A (陸上競技)	3前・後		2					
	スポーツ実技指導演習 A (器械運動)	3前・後		2				○	
	スポーツ実技指導演習 A (水泳)	3前・後		2				○	
	スポーツ実技指導演習 A (健康体力づくり)	3前・後		2				○	
	スポーツ実技指導演習 B (ダンス)	3前・後		2				○	
	スポーツ実技指導演習 B (武道1)	3前・後		2					
	スポーツ実技指導演習 B (武道2)	3前・後		2					
	スポーツ実技指導演習 C (ゴール型1)	3前・後		2					
	スポーツ実技指導演習 C (ゴール型2)	3前・後		2					
	スポーツ実技指導演習 C (ベースボール型)	3前・後		2				○	
	スポーツ実技指導演習 C (ネット型1)	3前・後		2					
	スポーツ実技指導演習 C (ネット型2)	3前・後		2					
	スポーツ実技指導演習 D (野外活動1)	2・3前・後		2				○	
	スポーツ実技指導演習 D (野外活動2)	2・3前・後		2					
	障がい者スポーツ演習	3前・後		2				○	
	介護予防運動演習	3前・後		2				○	
	健康運動指導実習	3前・後			1			○	
	エクササイズ指導実技	3前・後			2			○	
	エクササイズ指導実習	3前・後			1				
	社会教育実習 A	3前・後			1				
	社会教育実習 B	3前・後			3				
専門 総合分野	健康スポーツ学総合演習Ⅰ	3後	2					●	
	健康スポーツ学総合演習Ⅱ	4前	2						●
	卒業研究Ⅰ	4前	2						●
	卒業研究Ⅱ	4後	2						●
教職 課程科目	教育原論	1前・後			1				
	教職概論	1前・後			2				
	教育制度論	2前・後			2				
	学校教育心理学	2前・後			2				
	特別支援教育論	2前・後			1				
	教育課程論	2前・後			2				
	道徳教育理論・指導法	2前・後			2				
	総合的な学習の時間の指導法	3前・後			1				
	特別活動の指導法	3前・後			2				
	教育方法論	2前・後			2				
	生徒指導論	2前・後			1				
	教育相談	3前・後			1				
	進路指導・キャリア教育論	3前・後			1				
	教育実習事前事後指導	4前・後			1				
	教育実習Ⅰ（高のみ）	4前・後			2				
	教育実習Ⅱ（中・高）	4前・後			4				
	教職実践演習（中・高）	4後			2				
履修(卒業 要件)単位数	専門教育科目（必修科目）①					4	12	2	6
	専門教育科目（選択科目）②					12	30	25	0
	専門教育科目合計…①+②					91単位			
	スタンダード科目／オプション科目…③					33単位			
履修(卒業要件)単位数（合計：①+②+③）						124単位			

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

【履修モデル②】社会・スポーツ教育系履修モデル（人文社会学系） 学校における生徒の健全育成のための活動、あるいは地域づくりに向けた活動を展開し、学校と地域におけるスポーツの担い手としての役割を果たすなどスポーツ教育を通じて社会に貢献する人材を養成するモデル 【中学校・高等学校等の教育機関、行政機関・社会教育施設、スポーツ関連企業、ヘルスケア関連企業、健康・スポーツ系大学院進学】

【専門教育科目 教育課程】

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			1年次	2年次	3年次	4年次
			必修	選択	自由				
専門 基礎 分野	健康スポーツ概論	1前・後	2			●			
	スポーツ原理	1前・後	2			●			
	スポーツ経営管理学	2前・後		2			○		
	スポーツ社会学	2前・後	2				●		
	スポーツ史	2前・後	2				●		
	スポーツビジネス特論	1前・後		2		○			
	スポーツ心理学	2前・後		2			○		
	スポーツ運動学	2前・後	2				●		
	バイオメカニクス	2前・後	2				●		
	体力測定評価	2前・後		2					
	コーチング論	2前・後		2			○		
	スポーツ生理学	2前・後	2				●		
	運動処方論	2前・後		2					
	スポーツ栄養学	1前・後		2		○			
	スポーツ医学	1前・後		2		○			
	人体機能解剖学	2前・後	2				●		
	生涯学習概論Ⅰ	2前・後		2			○		
	生涯学習支援論Ⅰ	2前・後		2			○		
	社会教育経営論Ⅰ	2前・後		2			○		
	学校保健	1前・後		2		○			
	トレーニング論	2前・後		2			○		
	レクリエーション概論	1前・後		2		○			
	衛生学・公衆衛生学	1前・後		2		○			
	健康教育学	1前・後		2		○			
	スポーツ実技A（陸上競技）	2前・後		1			○		
	スポーツ実技A（器械運動）	2前・後		1					
	スポーツ実技A（水泳）	2前・後		1			○		
	スポーツ実技A（健康体力づくり）	2前・後		1			○		
	スポーツ実技B（ダンス）	2前・後		1			○		
	スポーツ実技B（武道1）	2前・後		1					
	スポーツ実技B（武道2）	2前・後		1					
	スポーツ実技C（ゴール型1）	2前・後		1					
	スポーツ実技C（ゴール型2）	2前・後		1					
	スポーツ実技C（ベースボール型）	2前・後		1					
	スポーツ実技C（ネット型1）	2前・後		1			○		
	スポーツ実技C（ネット型2）	2前・後		1					
	スポーツ実技D（野外活動1）	1・2前・後		1			○		
	スポーツ実技D（野外活動2）	1・2前・後		1			○		
専門 分野	身体スポーツ文化論	2前・後		2			○		
	スポーツ解析演習	2前・後		2			○		
	運動処方演習	3前・後		2					
	トレーニングプログラム演習	3前・後		2				○	
	レクリエーション演習	2前・後		2			○		
	保健体育科教育法Ⅰ	2前・後		2			○		
	保健体育科教育法Ⅱ	2前・後		2			○		
	保健体育科教育法Ⅲ	3前・後		2					
	保健体育科教育法Ⅳ	3前・後		2					
	生涯学習概論Ⅱ	3前・後		2				○	
	生涯学習支援論Ⅱ	3前・後		2				○	
	社会教育経営論Ⅱ	3前・後		2				○	
	労働法規Ⅰ	3前・後		2					
	労働法規Ⅱ（労働と環境）	3前・後		2					

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			1年次	2年次	3年次	4年次	
			必修	選択	自由					
専門 演習・実習分野	スポーツ科学演習A	3前・後		2						
	スポーツ科学演習B	3前・後		2						
	スポーツ科学演習C	3前・後		2						
	スポーツ科学演習D	3前・後		2				○		
	スポーツ実技指導演習 A (陸上競技)	3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 A (器械運動)	3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 A (水泳)	3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 A (健康体力づくり)	3前・後		2				○		
	スポーツ実技指導演習 B (ダンス)	3前・後		2				○		
	スポーツ実技指導演習 B (武道1)	3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 B (武道2)	3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 C (ゴール型1)	3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 C (ゴール型2)	3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 C (ベースボール型)	3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 C (ネット型1)	3前・後		2				○		
	スポーツ実技指導演習 C (ネット型2)	3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 D (野外活動1)	2・3前・後		2						
	スポーツ実技指導演習 D (野外活動2)	2・3前・後		2				○		
	障がい者スポーツ演習	3前・後		2						
	介護予防運動演習	3前・後		2						
	健康運動指導実習	3前・後			1					
	エクササイズ指導実技	3前・後			2					
	エクササイズ指導実習	3前・後			1					
	社会教育実習 A	3前・後			1				○	
	社会教育実習 B	3前・後			3				○	
専門 総合分野	健康スポーツ学総合演習Ⅰ	3後	2					●		
	健康スポーツ学総合演習Ⅱ	4前	2						●	
	卒業研究Ⅰ	4前	2						●	
	卒業研究Ⅱ	4後	2						●	
教職 課程科目	教育原論	1前・後			1					
	教職概論	1前・後			2					
	教育制度論	2前・後			2					
	学校教育心理学	2前・後			2					
	特別支援教育論	2前・後			1					
	教育課程論	2前・後			2					
	道徳教育理論・指導法	2前・後			2					
	総合的な学習の時間の指導法	3前・後			1					
	特別活動の指導法	3前・後			2					
	教育方法論	2前・後			2					
	生徒指導論	2前・後			1					
	教育相談	3前・後			1					
	進路指導・キャリア教育論	3前・後			1					
	教育実習事前事後指導	4前・後			1					
	教育実習Ⅰ（高のみ）	4前・後			2					
	教育実習Ⅱ（中・高）	4前・後			4					
	教職実践演習（中・高）	4後			2					
履修(卒業要件)単位数	専門教育科目（必修科目）①					0	0	0	0	
	専門教育科目（選択科目）②					0	0	0	0	
	専門教育科目合計…①+②					単位				
	スタンダード科目／オプション科目…③					33単位				
履修(卒業要件)単位数（合計：①+②+③）						33単位				

【注】●印は「必修科目」を、○印は「選択科目」を表す。

上表は、当該学科の「専門教育科目」のみを掲載。

健康スポーツ学部 実習施設一覧

健康運動指導実習／エクササイズ指導実習

(単位:人)

No.	実習施設名	所在地	健康運動指導実習	エクササイズ指導実習
1	クラブビュクス	広島県広島市中区上八丁堀4-1	8	—
2	マリエフィットネスクラブ	広島県広島市南区皆実町5-6-18	8	—
3	メディカルフィットネスクラブウイング呉	広島県呉市宝町2-50レクレ4F	8	—
4	フィットネスクラブエイブル広島	広島県広島市西区井口台2-1-1	32	—
5	太陽フィットネスクラブ萩	山口県萩市大字山田字東沖田4286番地	9	—
6	太陽フィットネスクラブ長門	山口県長門市東深川1394-1	9	—
7	太陽フィットネスクラブ岩見	島根県益田市駅前町37-13	9	—
8	スポーツクラグHAKUWA	広島県東広島市八本松西1-3-10	9	—
9	アザースポーツパフォーマンス	広島県東広島市西条下見5-1-24ラポールこうのす102	20	20
受け入れ可能人数			112	20

※エクササイズ指導実習については、上記の学外実習施設に加え、NSCA(Strength & Conditioning Association:全米ストレングス&コンディショニング協会)のガイドラインに従った施設・機器を学内に整備するため、学内施設に外部指導者(NSCA認定検定員1名に承諾を得ている)を招き入れ、実習を行う。

社会教育実習

(単位:人)

No.	実習施設名	所在地	社会教育実習A	社会教育実習B
1	東広島市黒瀬生涯学習センター	広島県東広島市黒瀬町菅田10番地	6	6
2	東広島市安芸津生涯学習センター	広島県東広島市安芸津町三津4398番地	6	6
3	東広島市志和生涯学習センター	広島県東広島市志和町志和西1432番地	2	2
4	東広島市豊栄生涯学習センター	広島県東広島市豊栄町鍛冶屋271番地	6	6
5	東広島市中央生涯学習センター	広島県東広島市西条栄町7番19号	6	6
6	東広島市福富生涯学習支援センター	広島県東広島市福富町久芳1545番地1	2	2
7	東広島市河内生涯学習支援センター	広島県東広島市河内町中河内1166番地	2	2
8	東広島市黒瀬B&G 海洋センター	広島県東広島市黒瀬町檜原18番地4	2	2
9	東広島市安芸津B&G海洋センター	広島県東広島市安芸津町風早3092番地1	2	2
10	国立大洲青少年交流の家	愛媛県大洲市北只1086	0	2
11	国立江田島青少年交流の家	広島県江田島市江田島町津久茂1-1-1	8	8
12	国立三瓶青少年交流の家	島根県大田市山口町山口1638-12	10	10
13	宿泊研修施設 アザレア千代田	広島県山県郡北広島町壬生550	25	25
受け入れ可能人数			77	79

健康スポーツ学部 健康運動指導実習 グループ分け・実習指導巡回計画

No.	実習施設名	実習受け入れ可能人数	実習時期															
			8月				9月				2月				3月			
			A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D	A	B	C	D
1	クラブビュークス	8	1	1			1	1			1	1			1	1		
2	マリエフィットネスクラブ	8	2				2				2				2			
3	メディカルフィットネスクラブウイング呉	8	2				2				2				2			
4	フィットネスクラブエイブル広島	32	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
5	太陽フィットネスクラブ萩	9	1	1	1		1	1			1	1	1	1				
6	太陽フィットネスクラブ長門	9	1	1	1		1	1			1	1	1	1				
7	太陽フィットネスクラブ岩見	9	1	1	1		1	1			1	1	1	1				
8	スポーツクラグHAKUWA	9	3				3				3							
9	アザースポーツパフォーマンス	20	2	2	2		2	2	2		2	2			2	2		
合計(実習受け入れ可能人数)		112																

教育実習

広島県

実習施設一覧(中学校)

No.	学校名	郵便番号	所在地	連絡先
1	広島県立広島中学校	739-2125	東広島市高屋町中島31-7	(082)491-0270
2	広島県立三次中学校	728-0017	三次市南畑敷町155	(0824)63-4104
3	広島県立広島叡智学園中学校	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-4892

※広島叡智学園中学校は大崎上島(広島県豊田郡大崎上島町大串3137-2 平成31年4月開校)に校舎を建設中です。

広島県

実習施設一覧(高等学校)

No.	学校名	郵便番号	所在地	連絡先
1	広島県立広島皆実高等学校	734-0001	広島市南区出汐2丁目4-76	(082)251-6441
2	広島県立広島国泰寺高等学校	730-0042	広島市中区国泰寺町1丁目2-49	(082)241-1537
3	広島県立広島観音高等学校	733-0034	広島市西区南観音町4-10	(082)232-1371
4	広島県立広高等学校	737-0141	呉市広大新開3丁目6-44	(0823)72-6211
5	広島県立呉宮原高等学校	737-0024	呉市宮原3丁目1-1	(0823)21-9306
6	広島県立呉三津田高等学校	737-0814	呉市山手1丁目5-1	(0823)22-7788
7	広島県立三原高等学校	723-0016	三原市宮沖4丁目11-1	(0848)62-2151
8	広島県立三原東高等学校	723-0003	三原市中之町2丁目7-1	(0848)62-7271
9	広島県立尾道東高等学校	722-0043	尾道市東久保町12-1	(0848)37-7137
10	広島県立尾道北高等学校	722-0046	尾道市長江3丁目7-1	(0848)37-6106
11	広島県立福山誠之館高等学校	720-0082	福山市木之庄町6丁目11-1	(084)922-0085
12	広島県立福山葦陽高等学校	720-0083	福山市久松台3丁目1-1	(084)923-0400
13	広島県立海田高等学校	736-0051	安芸郡海田町つくも町1-60	(082)822-3030
14	広島県立音戸高等学校	737-1204	呉市音戸町北隠渡1丁目1-1	(0823)51-2235
15	広島県立廿日市高等学校	738-0004	廿日市市桜尾3丁目3-1	(0829)32-1125
16	広島県立大竹高等学校	739-0614	大竹市白石1丁目3-1	(0827)52-4325
17	広島県立佐伯高等学校	738-0222	廿日市市津田850	(0829)72-1185
18	広島県立大柿高等学校	737-2213	江田島市大柿町大原1118-1	(0823)57-2055
19	広島県立可部高等学校	731-0222	広島市安佐北区可部東4丁目27-1	(082)814-2032
20	広島県立加計高等学校	731-3501	安芸太田町加計3780-1	(0826)22-0488
21	広島県立千代田高等学校	731-1503	山県郡北広島町有間600-1	(0826)72-3121
22	広島県立吉田高等学校	731-0501	安芸高田市吉田町吉田719-3	(0826)42-0031
23	広島県立向原高等学校	739-1201	安芸高田市向原町坂丸山6-1	(0826)46-2322
24	広島県立賀茂高等学校	739-0043	東広島市西条西本町16-22	(082)423-2559
25	広島県立竹原高等学校	725-0021	竹原市竹原町3444-1	(0846)22-0745
26	広島県立忠海高等学校	729-2314	竹原市忠海床浦4丁目4-1	(0846)26-0800
27	広島県立御調高等学校	722-0341	尾道市御調町神204-2	(0848)76-2121
28	広島県立世羅高等学校	722-1112	世羅郡世羅町本郷870	(0847)22-1118
29	広島県立松永高等学校	729-0112	福山市神村町113	(084)933-5141
30	広島県立沼南高等学校	720-0403	福山市沼隈町下山南4	(084)988-0311
31	広島県立府中高等学校	726-0032	府中市出口町898	(0847)41-4223
32	広島県立油木高等学校	720-1812	神石郡神石高原町油木乙1965	(0847)82-0006

33	広島県立上下高等学校	729-3431	府中市上下町上下566	(0847)62-2171
34	広島県立三次高等学校	728-0017	三次市南畑敷町155	(0824)63-4104
35	広島県立庄原格致高等学校	727-0021	庄原市三日市町515	(0824)72-2191
36	広島県立東城高等学校	729-5125	庄原市東城町川西476-2	(08477)2-2155
37	広島県立瀬戸田高等学校	722-2417	尾道市瀬戸田町名荷1110-2	(0845)27-0054
38	広島県立賀茂北高等学校	739-2311	東広島市豊栄町乃美632	(082)432-2224
39	広島県立日彰館高等学校	729-4211	三次市吉舎町吉舎293-2	(0824)43-3135
40	広島県立黒瀬高等学校	739-2622	東広島市黒瀬町乃美尾1	(0823)82-2525
41	広島県立安芸高等学校	732-0032	広島市東区上温品4丁目65-1	(082)289-3101
42	広島県立五日市高等学校	731-5157	広島市佐伯区観音台3丁目15-1	(082)923-4181
43	広島県立河内高等学校	739-2202	東広島市河内町下河内10194-2	(082)437-1151
44	広島県立安古市高等学校	731-0152	広島市安佐南区昆沙門台3丁目3-1	(082)879-4511
45	広島県立大門高等学校	721-0913	福山市幕山台3丁目1-1	(084)947-7363
46	広島県立福山明王台高等学校	720-8502	福山市明王台2丁目4-1	(084)952-1110
47	広島県立高陽高等学校	739-1741	広島市安佐北区真亀3丁目22-1	(082)842-7781
48	広島県立熊野高等学校	731-4223	安芸郡熊野町川角128-1	(082)854-4155
49	広島県立広島井口高等学校	733-0841	広島市西区井口明神2丁目11-1	(082)277-1003
50	広島県立豊田高等学校	739-2405	東広島市安芸津町小松原1202-4	(0846)45-4023
51	広島県立安西高等学校	731-0142	広島市安佐南区高取南2丁目52-1	(082)872-1321
52	広島県立安芸府中高等学校	735-0004	安芸郡府中町山田5丁目1-1	(082)282-5311
53	広島県立神辺旭高等学校	720-2126	福山市神辺町徳田75-1	(084)963-3383
54	広島県立府中東高等学校	720-0021	府中市土生町399-1	(0847)41-3300
55	広島県立廿日市西高等学校	738-0055	廿日市市阿品台西6-1	(0829)39-1571
56	広島県立祇園北高等学校	731-0138	広島市安佐南区祇園8丁目25-1	(082)875-4607
57	広島県立高陽東高等学校	739-1732	広島市安佐北区落合南8丁目12-1	(082)843-1167
58	広島県立呉昭和高等学校	737-0905	呉市焼山町山の神	(0823)33-9557
59	広島県立湯来南高等学校	738-0513	広島市佐伯区湯来町伏谷1198	(0829)86-0402
60	広島県立安芸南高等学校	736-0085	広島市安芸区矢野西2丁目15-1	(082)885-2341
61	広島県立西高等学校	730-0042	広島市中区国泰寺町1丁目2-49	(082)241-8966
62	広島県立東高等学校	720-0082	福山市木之庄町6丁目11-2	(084)922-0810
63	広島県立広島工業高等学校	734-0001	広島市南区出汐2丁目4-75	(082)254-1421
64	広島県立福山工業高等学校	720-0815	福山市野上町3丁目9-2	(084)922-0261
65	広島県立呉工業高等学校	737-0001	呉市阿賀北2丁目10-1	(0823)71-2177
66	広島県立三次青陵高等学校	729-6211	三次市大田幸町10656	(0824)66-1212
67	広島県立宮島工業高等学校	739-0425	廿日市市物見西2丁目6-1	(0829)55-0143
68	広島県立神辺高等学校	720-2123	福山市神辺町川北375-1	(084)963-0081
69	広島県立西条農業高等学校	739-0046	東広島市鏡山3丁目16-1	(082)423-2921
70	広島県立庄原実業高等学校	727-0013	庄原市西本町1丁目24-34	(0824)72-2151
71	広島県立尾道商業高等学校	722-0002	尾道市古浜町20-1	(0848)25-2115
72	広島県立広島商業高等学校	730-0847	広島市中区舟入南6丁目7-11	(082)231-9315
73	広島県立呉商業高等学校	737-0112	呉市広古新開4丁目1-1	(0823)72-2525
74	広島県立福山商業高等学校	720-0832	福山市水呑町3535	(084)956-1511
75	広島県立西城紫水高等学校	729-5731	庄原市西城町西城345	(0824)82-2511
76	広島県立大崎海星高等学校	725-0301	豊田郡大崎上島町中野3989-1	(0846)64-3535

77	広島県立戸手高等学校	729-3102	福山市新市町相方200	(0847)52-2002
78	広島県立因島高等学校	722-2102	尾道市因島重井町5574	(0845)24-1281
79	広島県立芦品まなび学園高等学校	729-3101	福山市新市町戸手1330	(0847)52-5353
80	広島県立広島高等学校	739-2125	東広島市高屋町中島31-7	(082)491-0270
81	広島県立総合技術高等学校	729-0417	三原市本郷南5丁目25-1	(0848)86-4314

実習施設一覧(中学校)

No.	学校名	所在地	連絡先
1	広島市立幟町中学校	広島市中区上幟町6番29号	082-221-4421
2	広島市立吉島中学校	広島市中区吉島東三丁目1番1号	082-241-3278
3	広島市立国泰寺中学校	広島市中区国泰寺町一丁目1番41号	082-241-8108
4	広島市立江波中学校	広島市中区江波西一丁目1番13号	082-232-1465
5	広島市立温品中学校	広島市東区温品八丁目5番1号	082-289-1890
6	広島市立戸坂中学校	広島市東区戸坂新町三丁目1番1号	082-229-1250
7	広島市立牛田中学校	広島市東区牛田新町一丁目14番1号	082-221-9073
8	広島市立二葉中学校	広島市東区光町二丁目15番8号	082-262-0396
9	広島市立福木中学校	広島市東区馬木九丁目1番5号	082-899-2240
10	広島市立早稲田中学校	広島市東区牛田早稲田四丁目15番1号	082-223-2933
11	広島市立大州中学校	広島市南区大州五丁目10番4号	082-281-1574
12	広島市立段原中学校	広島市南区霞一丁目3番30号	082-281-9171
13	広島市立翠町中学校	広島市南区翠四丁目15番1号	082-251-7448
14	広島市立仁保中学校	広島市南区仁保一丁目56番1号	082-281-1115
15	広島市立楠那中学校	広島市南区楠那町4番1号	082-255-0415
16	広島市立宇品中学校	広島市南区宇品東五丁目1番51号	082-251-5368
17	広島市立似島中学校	広島市南区似島町南風泊2250	082-259-2003
18	広島市立似島学園中学校	広島市南区似島町長谷1487	082-259-2311
19	広島市立中広中学校	広島市西区中広町三丁目1番41号	082-232-2291
20	広島市立観音中学校	広島市西区南観音三丁目4番6号	082-232-0458
21	広島市立己斐中学校	広島市西区己斐上三丁目35番1号	082-271-2260
22	広島市立庚午中学校	広島市西区庚午中四丁目12番48号	082-271-0001
23	広島市立井口中学校	広島市西区井口明神二丁目12番1号	082-277-5747
24	広島市立古田中学校	広島市西区古江西町27番1号	082-271-4661
25	広島市立己斐上中学校	広島市西区己斐上六丁目452番4号	082-271-1137
26	広島市立井口台中学校	広島市西区井口台四丁目2番1号	082-279-9701
27	広島市立城南中学校	広島市安佐南区川内六丁目8番1号	082-877-3209
28	広島市立安佐中学校	広島市安佐南区大町東四丁目1番6号	082-877-0111
29	広島市立安西中学校	広島市安佐南区高取南三丁目27番1号	082-878-4441
30	広島市立祇園中学校	広島市安佐南区祇園五丁目39番1号	082-874-0055
31	広島市立祇園東中学校	広島市安佐南区西原七丁目16番1号	082-874-6262
32	広島市立戸山中学校	広島市安佐南区沼田町大字阿戸3725	082-839-2014
33	広島市立伴中学校	広島市安佐南区伴中央一丁目7番1号	082-848-0017
34	広島市立安佐南中学校	広島市安佐南区大町西二丁目35番1号	082-879-9358
35	広島市立長束中学校	広島市安佐南区長束西一丁目26番2号	082-239-3883
36	広島市立高取北中学校	広島市安佐南区高取北三丁目19番1号	082-872-2071
37	広島市立城山北中学校	広島市安佐南区八木五丁目34番1号	082-873-5506
38	広島市立東原中学校	広島市安佐南区東原三丁目8番1号	082-875-6181
39	広島市立大塚中学校	広島市安佐南区大塚西六丁目3番1号	082-849-1022

40	広島市立白木中学校	広島市安佐北区白木町大字市川1428	082-828-0525
41	広島市立高陽中学校	広島市安佐北区深川六丁目22番6号	082-842-0022
42	広島市立落合中学校	広島市安佐北区真亀二丁目1番1号	082-842-6416
43	広島市立可部中学校	広島市安佐北区可部七丁目2番1号	082-814-2224
44	広島市立亀山中学校	広島市安佐北区亀山南三丁目28番1号	082-814-8834
45	広島市立清和中学校	広島市安佐北区安佐町大字飯室3737	082-835-0006
46	広島市立日浦中学校	広島市安佐北区あさひが丘七丁目20番1号	082-838-2011
47	広島市立亀崎中学校	広島市安佐北区亀崎四丁目1番1号	082-843-5792
48	広島市立三入中学校	広島市安佐北区三入東一丁目7番1号	082-818-0301
49	広島市立口田中学校	広島市安佐北区口田南九丁目13番1号	082-843-9511
50	広島市立瀬野川中学校	広島市安芸区中野四丁目24番1号	082-893-1265
51	広島市立阿戸中学校	広島市安芸区阿戸町2847	082-856-0414
52	広島市立船越中学校	広島市安芸区船越六丁目44番1号	082-822-2835
53	広島市立矢野中学校	広島市安芸区矢野東二丁目16番1号	082-888-0042
54	広島市立瀬野川東中学校	広島市安芸区中野七丁目29番1号	082-894-1601
55	広島市立三和中学校	広島市佐伯区利松三丁目10番1号	082-928-5808
56	広島市立五日市観音中学校	広島市佐伯区坪井三丁目88番	082-921-3851
57	広島市立五月が丘中学校	広島市佐伯区五月が丘二丁目23番1号	082-941-0711
58	広島市立美鈴が丘中学校	広島市佐伯区美鈴が丘南一丁目12番1号	082-928-2161
59	広島市立五日市中学校	広島市佐伯区五日市中央六丁目4番1号	082-921-0148
60	広島市立五日市南中学校	広島市佐伯区海老園四丁目2番21号	082-923-5601
61	広島市立城山中学校	広島市佐伯区城山二丁目17番1号	082-927-1780
62	広島市立湯来中学校	広島市佐伯区湯来町大字和田112	0829-83-0547
63	広島市立砂谷中学校	広島市佐伯区湯来町大字伏谷5-1	0829-86-0554

広島市

実習施設一覧(高等学校)

No.	学校名	所在地	連絡先
1	広島市立基町高等学校	広島市中区西白島町25番1号	082-221-1510
2	広島市立舟入高等学校	広島市中区舟入南一丁目4番4号	082-232-1261
3	広島市立大手町商業高等学校	広島市中区大手町四丁目4番4号	082-241-1692
4	広島市立広島みらい創生高等学校	広島市中区大手町四丁目4番4号	082-545-1671
5	広島市立広島商業高等学校	広島市東区牛田新町一丁目1番1号	082-228-2481
6	広島市立広島工業高等学校	広島市南区東本浦町1番18号	082-282-2216
7	広島市立沼田高等学校	広島市安佐南区伴東六丁目1番1号	082-848-4168
8	広島市立安佐北高等学校	広島市安佐北区三入東一丁目14番1号	082-818-0600
9	広島市立美鈴が丘高等学校	広島市佐伯区美鈴が丘緑二丁目13番1号	082-927-2249

広島市

実習施設一覧(中等教育学校)

No.	学校名	所在地	連絡先
1	広島市立広島中等教育学校	広島市安佐北区三入東一丁目14-1	082-818-0776

呉市

実習施設一覧(中学校)

No.	学校名	郵便番号	所在地	連絡先
1	呉市立仁方中学校	737-0154	呉市仁方棧橋通16-8	0823-79-1177
2	呉市立広南中学校	737-0136	呉市広長浜4丁目1-9	0823-71-7920
3	呉市立白岳中学校	737-0142	呉市広駅前2丁目11-1	0823-74-2121
4	呉市立広中央中学校	737-0121	呉市広吉松2丁目15-1	0823-71-8524
5	呉市立郷原中学校	737-0161	呉市郷原町1706	0823-77-0014
6	呉市立横路中学校	737-0113	呉市広横路4丁目9-15	0823-71-7827
7	呉市立阿賀中学校	737-0003	呉市阿賀中央5丁目14-16	0823-71-3304
8	呉市立警固屋中学校	737-0012	呉市警固屋7丁目4-1	0823-28-0914
9	呉市立宮原中学校	737-0015	呉市船見町1-1	0823-21-1468
10	呉市立和庄中学校	737-0043	呉市和庄登町3-18	0823-21-6631
11	呉市立東畑中学校	737-0072	呉市東畑2丁目7-38	0823-21-6210
12	呉市立片山中学校	737-0805	呉市東片山町13-5	0823-21-4995
13	呉市立呉中央中学校	737-0811	呉市西中央4丁目10-52	0823-21-2828
14	呉市立両城中学校	737-0826	呉市両城2丁目22-15	0823-21-4661
15	呉市立吉浦中学校	737-0862	呉市狩留賀町8-6	0823-31-7570
16	呉市立天応中学校	737-0882	呉市天応東久保2丁目7-1	0823-38-7545
17	呉市立昭和中学校	737-0935	呉市焼山中央6丁目9-1	0823-33-0311
18	呉市立昭和北中学校	737-0913	呉市焼山泉ヶ丘2丁目11-1	0823-33-9610
19	呉市立下蒲刈中学校	737-0303	呉市下蒲刈町下島2119	0823-65-2024
20	呉市立川尻中学校	737-2603	呉市川尻町西1丁目23-47	0823-87-2072
21	呉市立音戸中学校	737-1205	呉市音戸町南隠渡4丁目15-1	0823-51-2731
22	呉市立明德中学校	737-1214	呉市音戸町藤脇1丁目30-1	0823-56-0303
23	呉市立倉橋中学校	737-1377	呉市倉橋町383-2	0823-53-0019
24	呉市立蒲刈中学校	737-0311	呉市蒲刈町向771	0823-68-0020
25	呉市立安浦中学校	737-2516	呉市安浦町中央4丁目2-1	0823-84-5151
26	呉市立豊浜中学校	734-0101	呉市豊浜町豊島3438番地	0823-68-2009

呉市

実習施設一覧(高等学校)

No.	学校名	郵便番号	所在地	連絡先
1	呉市立呉高等学校	737-0003	呉市阿賀中央五丁目13-56	0823-72-5577

実習施設一覧(中学校)

No.	学校名	郵便番号	所在地	電話番号
1	東広島市立西条中学校	739-0041	東広島市西条町寺家6466	082-423-2529
2	東広島市立向陽中学校	739-0034	東広島市西条町大沢25-2	082-425-0007
3	東広島市立八本松中学校	739-0144	東広島市八本松南2丁目2-1	082-428-0202
4	東広島市立志和中学校	739-0268	東広島市志和町志和西1432	082-433-2019
5	東広島市立高屋中学校	739-2125	東広島市高屋町中島760	082-434-0011
6	東広島市立磯松中学校	739-0132	東広島市八本松町正力666-1	082-428-6675
7	東広島市立松賀中学校	739-0024	東広島市西条町御園宇860	082-422-6277
8	東広島市立高美が丘中学校	739-2115	東広島市高屋高美が丘1丁目1-1	082-434-0026
9	東広島市立黒瀬中学校	739-2612	東広島市黒瀬町丸山82-1	0823-82-2039
10	東広島市立福富中学校	739-2302	東広島市福富町下竹仁2096-3	082-435-2341
11	東広島市立豊栄中学校	739-2317	東広島市豊栄町鍛冶屋341-1	082-432-2351
12	東広島市立河内中学校	739-2201	東広島市河内町中河内1757-1	082-437-1128
13	東広島市立安芸津中学校	739-2402	東広島市安芸津町三津5563-8	0846-45-0158
14	東広島市立中央中学校	739-0044	東広島市西条町下見4281-1	082-431-5055

健康スポーツ学部 学外実習計画【概要】

健康運動指導実習

月	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月			健康運動指導実習（健康産業施設等現場研修）	
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月			健康運動指導実習（健康産業施設等現場研修）	
3 月				
備考			〔健康運動指導実習〕（選択） ■実習期間：約 7 日間 ■実習者数：1～70 人 ■単位数：1 単位 ※健康運動指導士・実践指導者資格取得のために必要な科目を全て修得しておくこと。 ※8 月～9 月、2 月～3 月のいずれかの期間に行うこと。 ※学内事前・事後指導を受けること。	

学外実習計画「健康運動指導実習」

区 分	内 容 等
実習科目名	健康運動指導実習（健康産業施設等現場研修）
開講年次	3 年次
実施時期	8 月～9 月、または 2 月～3 月
実習期間 および 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション(事前学修含む) ／2 時間 ○ 学外実習(実習施設別オリエンテーション含む) ／40 時間以上 ○ 実習総括レポートの作成指導 ／1 時間 ○ 全体総括(事後学修含む) ／2 時間 ② <u>単位</u> 1 単位／学外 40 時間以上＋学内 5 時間（合計 45 時間以上）
実 習 先	健康増進施設・フィットネスクラブ等
実習目的	① 健康運動を指導する専門的指導者として基本的な知識や技術を現場で応用することで、様々なクライアントに対応できる指導能力を修得する。 ② 健康運動指導に携わる者としての職務意識、役割、倫理観等を育成する。
実習目標	① 健康運動に関わる指導者の果たす役割や業務の概要を理解する。 ② 施設利用者との適切なコミュニケーションの取り方など接遇能力を身に付ける。 ③ 施設利用者のニーズや年齢、性、疾病や障害等に応じた健康運動指導（フィットネス、スタジオ、プールでの指導を含む）を体験的に学修し理解する。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ① 施設の設備、利用方法、利用の流れ、利用者が安全に利用できるための環境整備などを理解する。 ② 施設で働くスタッフとその業務について理解する。 ③ 挨拶や身だしなみ、言葉づかい等利用者に不快感を与えない接遇態度を身に付ける。 ④ トレーニングで利用する機器、用具の正しい使い方について実践的に説明できる。 ⑤ 施設利用者と共に各種プログラムに参加したり、個別な運動指導の実際をみる。 ⑥ 実習で学んだ内容の報告と相互評価を行う。
学 内 指導内容	<事前指導内容> ① 学外実習の意義と心構え ② 社会人としてのマナー指導（服装、態度、接遇、実習施設の規律を守る、個人情報保護等） ③ 健康運動の指導者の役割、業務内容の概略学修 <事後指導内容> ① 実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） ② 実習の評価および反省 ③ 報告会による相互評価

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況を含む実習態度 ② 実習レポートの内容 ③ 実習指導者の評価 ④ 実習事前・事後指導の評価 ⑤ 実習報告会の内容
実習先との 連携協力体制	① 実習の指導体制 本学の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。 ④ 本学図書館や施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。

■実習スケジュール

年次	3 年次			
月	8 月～9 月または 2 月～3 月			
1 グループ (2～5 人)	実習オリエンテーション (2 時間)	施設実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (40 時間以上)	実習総括レポートの作成指導 (1 時間)	全体総括 (2 時間)

- ① 3 年次生（定員／70 人）を上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1 グループ 2～5 人程度とする。

エクササイズ指導実習

月	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月			エクササイズ指導実習	
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月			エクササイズ指導実習	
3 月				
備考			【エクササイズ指導実習】（選択） ■実習時間：約 7 日間 ■実習者数：1～70 人 ■単位数：1 単位 ※NSCA-CPT、CSCS の資格取得のために必要な科目を全て修得しておくこと。 ※8 月～9 月、2 月～3 月のいずれかの期間に行うこと。 ※学内事前・事後指導 5 時間を受けること。 ※学内トレーニング施設でトレーニング補助等の時間をあてることも可。	

学外実習計画「エクササイズ指導実習」

区 分	内 容 等
実習科目名	エクササイズ指導実習
開講年次	3 年次
実施時期	8 月～9 月、または2 月～3 月
実習期間 および 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実 習 オ リ エ ン テ ー シ ョ ン／2 時間 ○ 学外実習（実習施設別オリエンテーション含む）／40 時間 ○ 実 習 総 括 レ ポ ー ト の 作 成 指 導／1 時間 ○ 全 体 総 括／2 時間 ② <u>単位</u> 1 単位／学外 40 時間＋学内 5 時間（合計 45 時間）
実 習 先	トレーニングジム、フィットネスクラブ等
実習目的	① 学内で習得した基礎知識・技術と現場で必要とされる知識・技能の融合を図る ② トレーナーとしての職務意識、役割、倫理観を育成する。
実習目標	① 実習施設の果たす役割や業務の概要を理解する。 ② 実習施設において運動指導におけるトレーナーの業務と役割を理解する。 ③ 実習施設において現場指導に必要な知識やスキル等を修得する。 ④ 実習施設内において、実習生としてのマナー等遵守できる。
実習内容	＜実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする＞ ① 施設の設備、利用方法、利用の流れ、利用者が安全に利用できるための環境整備などを理解する。 ② 施設で働くスタッフの役割とその業務について理解する。 ③ トレーニングで利用する機器、用具の正しい使い方について実践的に説明できる。 ④ 施設利用者との面談や各種プログラム、個別なエクササイズ指導の実際をみる。 ⑤ 実習で学んだ内容の報告と相互評価を行う。
学 内 指導内容	＜事前指導内容＞ ① 学外実習の意義と心構え ② 社会人としてのマナー指導（服装、態度、接遇、実習施設の規律を守る、個人情報保護等） ③ フィットネスクラブのトレーナーの役割、業務内容の概略学修 ＜事後指導内容＞ ① 実習で学んだ内容の報告 ② 実習の評価および反省 ③ 報告会による相互評価

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況を含む実習態度 ② 実習レポートの内容 ③ 実習指導者の評価 ④ 実習事前・事後指導の評価 ⑤ 実習報告会の内容
実習先との 連携協力体制	① 実習の指導体制 本学の実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ② 実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と、緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③ 不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。 ④ 本学図書館や研究施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。

■実習スケジュール

年次	3 年次			
月	8 月～9 月、または2 月～3 月			
1 グループ (1～3 人)	実習オリエンテーション (2 時間)	学外実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (40 時間)	実習総括レポートの作成指導 (1 時間)	全体総括 (2 時間)

- ① 3 年次生（定員/70 人）を上表の日程で学外実習を行う。
- ② 実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1 グループ 1～3 人程度とする。

社会教育実習

月	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
4 月				
5 月				
6 月				
7 月				
8 月			社会教育実習 A・B	
9 月				
10 月				
11 月				
12 月				
1 月				
2 月			社会教育実習 A・B	
3 月				
備考			〔社会教育実習 A〕（選択） ■実習期間：約 3 日間 ■実習者数：1～70 人 ■単位数：1 単位 〔社会教育実習 B〕（選択） ■実習期間：約 11 日間 ■実習者数：1～70 人 ■単位数：3 単位 ※A と B を同時に受けること。 ※8 月～9 月、2 月～3 月のいずれかの期間に行うこと。 ※A・B とも学内事前・事後指導 4 時間を受けること。	

学外実習計画「社会教育実習 A」

区 分	内 容 等
実習科目名	社会教育実習 A
開講年次	3 年次
実施時期	8 月～9 月、または 2 月～3 月
実習期間 および 単 位	① <u>実習期間</u> ○ 実習オリエンテーション / 2 時間 ○ 学外実習（実習施設別オリエンテーション含む） / 30 時間 ◎ 全体総括報告会 / 2 時間 ② <u>単位</u> 1 単位 / 学外 30 時間 + 学内 4 時間（合計 34 時間）
実 習 先	公民館、青少年自然の家、生涯学習センター等の社会教育施設
実習目的	① 社会教育職員としての職務意識、役割、倫理観等を育成する。 ② 社会教育職員の職務を遂行するために必要な資質及び総合的かつ実践的な能力を理解する。
実習目標	① 社会教育施設で実施される研修支援や教育事業等の基本的な機能を理解し、社会教育職員の具体的職務内容の基本的技術を習得する。 ② 実習施設における実習生としてのマナー等を遵守し、高い職業意識を持つ。 ③ 施設利用者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を養う。
実習内容	<実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする> ① 野外活動プログラムの立案について基礎を学修する。 ② 施設（活動）の安全管理について理解する。 ③ 利用者対応と施設整備の取り組みについての基礎的な学修をする。 ④ 社会教育事業の企画・運営・体験活動の指導についての基礎学修をする。 ⑤ 各施設・関係機関との連絡協力とネットワーク作りについて学修する。 ⑥ 社会教育事業の報告書及び記録の実際について学修する。 ⑦ 社会教育職員の一員として、利用者や職員への対応やマナーなどについて学修する。
学 内 指導内容 （社会教育 実習 A・B の 同時開講の 場合有り）	<事前指導内容> ① 学外実習の意義と心構え ② 実習先の社会教育事業に関する事前の学修を行う。 ③ 社会人としてのマナー指導（服装、態度、接遇、実習施設の規律を守る、個人情報保護等） <事後指導内容> ① 実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） ② 実習の評価および反省 ③ 報告会による相互評価 ④ 礼状

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況を含む実習態度 ② 実習総括レポートの内容 ③ 実習指導者の評価 ④ 実習事前・事後指導の評価 ⑤ 実習報告会の内容
実習先との連携協力体制	①実習の指導体制 本学実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ②実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。 ④講習会・講演会等への参加を呼びかける。 ⑤本学および社会教育施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。

■実習スケジュール

年次	3 年次		
月	8 月～9 月、または2 月～3 月		
1 グループ (1～3 人)	実習オリエンテーション (2 時間)	学外実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (30 時間)	全体総括報告会 (2 時間)

① 3 年次生（定員／70 人）を上表の日程で学外実習を行う。

②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1 グループ 1～3 人程度とする。

学外実習計画「社会教育実習B」

区 分	内 容 等
実習科目名	社会教育実習B
開講年次	3年次
実施時期	8月～9月、または2月～3月
実習期間 および 単 位	① 実習期間 ○ 実習オリエンテーション ／2時間 ○ 学外実習（実習施設別オリエンテーション含む）／86時間 ◎ 全体総括報告会 ／2時間 ② 単位 3単位／学外86時間＋学内4時間（合計90時）
実 習 先	公民館、青少年自然の家、生涯学習センター等の社会教育施設
実習目的	① 社会教育職員としての職務意識、役割、倫理観等を育成する。 ② 社会教育職員の職務を遂行するために必要な資質及び総合的かつ実践的な能力を理解する。
実習目標	① 社会教育施設で実施される研修支援や教育事業等の基本的な機能を理解し、社会教育職員の具体的職務内容の基本的技術を習得する。 ② 実習施設における実習生としてのマナー等を遵守し、高い職業意識を持つ。 ③ 施設利用者とのコミュニケーションを円滑に進める能力を養う。
実習内容	＜実習内容は、各実習先の規模・事情によるが、原則として次のとおりとする＞ ① 野外活動プログラムの立案について学修する。 ② 施設（活動）の安全管理について理解する。 ③ 利用者対応と施設整備の取り組みについて学修する。 ④ 社会教育事業の企画・運営・体験活動の指導について学修する。 ⑤ 各施設・関係機関との連絡協力とネットワーク作りについて学修する。 ⑥ 社会教育事業の報告書及び記録の実際について学修する。 ⑦ 社会教育職員の一員として、利用者や職員への対応やマナーなどについて学修する。
学 内 指導内容 （社会教育 実習A・Bの 同時開講の 場合有り）	＜事前指導内容＞ ① 学外実習の意義と心構え ② 実習先の社会教育事業に関する事前の学修を行う。 ③ 社会人としてのマナー指導（服装、態度、接遇、実習施設の規律を守る、個人情報保護等） ＜事後指導内容＞ ① 実習で学んだ内容の報告（報告書の作成） ② 実習の評価および反省 ③ 報告会による相互評価 ④ 礼状

区 分	内 容 等
評価方法	次の①～⑤を併せて総合的に評価する。 ① 出欠状況を含む実習態度 ② 実習総括レポートの内容 ③ 実習指導者の評価 ④ 実習事前・事後指導の評価 ⑤ 実習報告会の内容
実習先との連携協力体制	①実習の指導体制 本学実習科目担当教員（複数）をコーディネーターとして配置し、実習前に実習先指導者と打ち合わせ（目的と方法、スケジュール、事故など緊急時の対応等についての確認）を行う。 また、実習期間中は各施設を訪問し、実施状況の把握と実習先指導者との連絡調整にあたる。 ②実習計画の立案 各実習施設の実習指導者等と緊密な連携を保つとともに、毎年、調整を図りながら実習計画を立案する。 ③不測の事態への対応 不測の事態が発生した場合には、直ちに実習科目担当教員が実習施設と緊密な連絡を取り、実習担当者、学生、その他の必要な構成員と対応を協議する。 ④講習会・講演会等への参加を呼びかける。 ⑤本学および社会教育施設の相互利用と、共同研究などの質的連携体制を推進する。

■実習スケジュール

年次	3 年次		
月	8 月～9 月、または2 月～3 月		
1 グループ (1～3 人)	実習オリエンテーション (2 時間)	学外実習 (実習施設別オリエンテーション含む) (86 時間)	全体総括報告会 (2 時間)

① 3 年次生（定員／70 人）を上表の日程で学外実習を行う。

②実習先の受け入れ人数は、各施設の規模・事情にもよるが、原則 1 グループ 1～3 人程度とする。

教育実習

教 育 実 習 実 施 計 画	
1	教育実習の内容及び成績評価等
①	教育実習の時期 4 年次 6 月～10 月
②	教育実習の実習期間・総時間数 教育実習Ⅰ（高）高等学校 2 週間（60 時間） 教育実習Ⅱ（中・高）中学校または高等学校 4 週間（120 時間）
③	教育実習校の確保の方法 広島県・広島市・東広島市・呉市の教育委員会へ依頼の上、大学が調整を行う。
④	教育実習内容 【教育実習Ⅰ】 全授業時間 60 時間のうち、授業参観 25 時間、授業担当 5 時間（うち研究授業 2 時間）、研究指導（教材研究を含む）25 時間、特別活動・学級経営への参加 5 時間を基本に実習校と調整 【教育実習Ⅱ】 全授業時間 120 時間のうち、授業参観 46 時間、授業担当 11 時間（うち研究授業 4 時間）、研究指導（教材研究を含む）47 時間、特別活動・学級経営への参加 16 時間を基本に実習校と調整
⑤	教育実習生に対する指導の方法 教職課程の授業すべてにおいて、教師に求められる実践的指導力を身につけることを自覚させる。その上で、十分な指導力を身につけるために、教科に関する能力（保健体育に関わる知識と技能）、指導の向上に努める。実習にあたっては、教育に対する情熱や教育活動に関わる能力、実習に対する意欲や準備状況等を総合的に判断する。十分と認められない学生に対しては補完的な指導を行い、改善されない場合には教育実習に行くことを認めない。学習指導案が実習校の求める様式で作成できるように指導を反復し、模擬講義を上述のように充実させる。社会人・職業人として基本的なマナーやコミュニケーション能力を身につけさせるとともに、教師の職務や学校制度について必要な知識と態度を学ばせた上で実習を迎えるようにする。 学校実習中に、実習校を担当教員が訪問し、研究授業等に参加した上で、実習校における指導教員と協議の上、連携して指導を行う。
⑥	教育実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 ※ 本学「教育実習成績報告書」を添付（保健体育） 実習校の校長および実習担当教師との綿密な連携を行うとともに、実習校において授業参観、指導見学の上、指導を行う。評価は教育実習に対する取り組みと実習記録、実習校の指導教員による評価、最終報告に基づき行う。

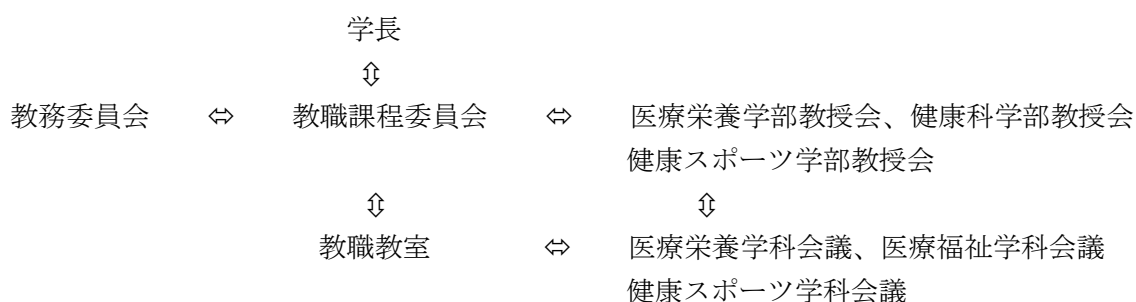
2 事前及び事後の指導の内容等
① 時期及び時間数 教育実習事前事後指導として、20 時間の事前指導と 10 時間の事後指導を行う。
② 内容（具体的な指導項目） 事前指導においては、教育実習の意義（目的、実習生の役割と位置づけ）、教育実習の内容・方法・形態（教材研究、学習指導案の作成、授業参観、研究授業、特別活動への参加、学級経営、生徒との関係づくり）、教育実習の実際（先輩の経験、勤務体制）を学ぶ。また、現場教師から、教育実践、生徒指導、人権教育、特別支援教育について学ぶ。以上をふまえ、自己の準備状況を把握した上で、事後指導における課題を設定する。実習に対する態度、期末試験、レポートにより、学校実習に求められる能力、意欲を判断する。その上で、実習校の特徴を十分に理解した上で、学習指導案の作成を行い、それに基づき模擬授業を行う。模擬授業ではビデオ録画を行い、それをもとに学生による集団討議と自己反省を行う。また、教職教室教員、教科担当教員、実習指導教員が実践的な指導を行う。事後指導では、教育実習記録に基づき、授業、特別活動、生徒とのやりとり、その他の教育活動など、実習における体験を描出したうえで、教育実習の一般的・個人的目的に照らし合わせて、目標達成度を評価する。他の実習生の体験をきき、学生同士で意見交換するなかで、実習体験の総まとめと今後に向けた課題の確認を行う。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
教職課程委員会
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
教務部長（委員長）、教職教室教員（3名）、教職課程を有する学科の教員（3名）、事務（教務課）の課長および必要に応じて学長が任命した者（若干名）。
- ・ 委員会等の運営方法
教務部長を委員長、教職主任を副委員長に、学長の指揮に従い、委員会を招集する。委員長は審議の経過および結果を学長に報告する。「医療栄養学部教授会」「健康科学部教授会」「健康スポーツ学部教授会」「教務委員会」のもと、教職教室が運営する。年に2回委員会を開催する。10月には前期の履修状況と教育実習の報告を中心に、3月には後期の履修状況の確認、年度の活動評価と翌年度の活動計画立案を行う。特に、教育実習にあたり、3年次までの単位取得状況、教育に対する情熱や教育活動に関わる能力、実習に対する意欲や準備状況等を総合的に判断した上で、校外実習参加の可否を判定する。

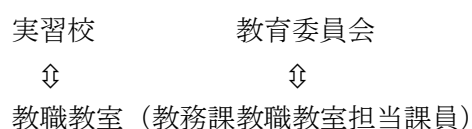
【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
教職教室
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
教授（教職主任）1名、教授1名、准教授1名、計3名
- ・ 委員会等の運営方法
毎週一回、教職課程の運営や履修学生の状況に関する会議を行う。教職教室員は設置学科の学科会議に出席して、意見と情報の交換を行う。教育実習にあたっては、教務課と連携を図りながら、実習校及び教育委員会と連絡調整を行う。本学の「教育実習要項」と実習校の教育実習生受け入れ方針に基づき、調整を行う。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

(例)

1. 以下に掲げる科目を履修済であること。

・教職概論	2単位	1年次開講	必修科目
・保健体育科教育法Ⅰ	2単位	1年次開講	必修科目
・保健体育科教育法Ⅱ	2単位	2年次開講	必修科目
・保健体育科教育法Ⅲ	2単位	2年次開講	必修科目
・保健体育科教育法Ⅳ	2単位	3年次開講	必修科目

2. 当該年度に卒業見込みであること。

3. 「教職課程委員会」において、実習に参加することが適格と判断されていること。

5 実習校

教育 実習	体験 活動	学級数の合計	幼稚園○学級、小学校○学級、中学校○学級、高等学校○学級、特別支援学校○学級			
○	×	教育委員会名	広島県教育委員会	高等学校：81校	中学校：3校	
○	×		広島市教育委員会	高等学校：9校	中学校：63校	中等教育学校：1校
○	×		東広島市教育委員会	高等学校：0校	中学校：14校	
○	×		呉市教育委員会	高等学校：1校	中学校：26校	

所属	広島国際大学	学生番号	
	健康スポーツ学部 健康スポーツ学科	氏 名	

実習校名	
学校長名	印
所在地	

実習教科	実習期間	欠席日数	遅刻・早退	担当授業数
	自 月 日 至 月 日	病気 日 事故 日 その他 日	遅刻 回 早退 回	教科 時間 特別活動 時間 その他 時間

下記の評価項目について、該当するものに○をつけてください。

(a : 優れている b : 普通 c : 不十分である)

項目	主な着眼点	評価
1.教職に対する自覚	教職に対する自分の考えをつねに問いなおし、実習を通して教職に対する自覚が深められたか。	a b c
2.生徒ひとりひとりの価値の尊重	生徒ひとりひとりの願いを感じとり、その可能性の実現に向かって、つねに努力していったか。	a b c
3.他者の理解と自己の変革	指導教諭をはじめ教職員や仲間の実習生に対してつねに心をひらき、理解しようと試み、そこで学んでいく事柄を自分の実習に生かそうとしたか。	a b c
4.教材研究	教材内容について学問的な研究を深め、それを基礎にして教材を選択し、創意的に授業計画をたてようとしたか。	a b c
5.授業展開	生徒の表情や発言を的確に理解しながら、適切な発問・説明・板書などによって意欲的な学習を展開させようとしたか。	a b c
6.生徒の集団活動の把握と指導	教科外の生徒や学級の諸活動に積極的に参加し、自治的集団活動の教育的意義を理解しようとしたか。	a b c
7.事務・事務能力	学級経営上の事務処理などが的確にできたか。実習記録や書類などを期限内に作成し提出したか。	a b c
8.		a b c
総合評価（○をつけてください） A 実習生として優れている B 実習生として十分に努力した C 今少し積極的な実習への取り組みが望まれる D 実習の効果が全くみられない		総合所見

実習指導（評価記載）教諭名

所属	広島国際大学	学生番号	
	総合リハビリテーション学部 リハビリテーション学科 言語聴覚療法学専攻	氏 名	

実習校名	
学校長名	印
所在地	

実習教科	実習期間	欠席日数	遅刻・早退	担当授業数
	自 月 日 至 月 日	病気 日 事故 日 その他 日	遅刻 回 早退 回	教科 時間 特別活動 時間 その他 時間

下記の評価項目について、該当するものに○をつけてください。

(a : 優れている b : 普通 c : 不十分である)

項目	主な着眼点	評価
1.教職に対する自覚	教職に対する自分の考えをつねに問いなおし、実習を通して教職に対する自覚が深められたか。	a b c
2.生徒ひとりひとりの価値の尊重	生徒ひとりひとりの願いを感じとり、その可能性の実現に向かって、つねに努力していったか。	a b c
3.他者の理解と自己の変革	指導教諭をはじめ教職員や仲間の実習生に対してつねに心をひらき、理解しようと試み、そこで学んでいく事柄を自分の実習に生かそうとしたか。	a b c
4.教材研究	教材内容について学問的な研究を深め、それを基礎にして教材を選択し、創意的に授業計画をたてようとしたか。	a b c
5.授業展開	生徒の表情や発言を的確に理解しながら、適切な発問・説明・板書などによって意欲的な学習を展開させようとしたか。	a b c
6.生徒の集団活動の把握と指導	教科外の生徒や学級の諸活動に積極的に参加し、自治的集団活動の教育的意義を理解しようとしたか。	a b c
7.事務・事務能力	学級経営上の事務処理などが的確にできたか。実習記録や書類などを期限内に作成し提出したか。	a b c
8.		a b c
総合評価（○をつけてください） A 実習生として優れている B 実習生として十分に努力した C 今少し積極的な実習への取り組みが望まれる D 実習の効果が全くみられない		総合所見

実習指導（評価記載）教諭名

所属	広島国際大学	学生番号	
	健康科学部 医療福祉学科	氏 名	

実習校名	
学校長名	印
所在地	

実習教科	実習期間	欠席日数	遅刻・早退	担当授業数
	自 月 日 至 月 日	病気 日 事故 日 その他 日	遅刻 回 早退 回	教科 時間 特別活動 時間 その他 時間

下記の評価項目について、該当するものに○をつけてください。

(a : 優れている b : 普通 c : 不十分である)

項目	主な着眼点	評価
1.教職に対する自覚	教職に対する自分の考えをつねに問いなおし、実習を通して教職に対する自覚が深められたか。	a b c
2.生徒ひとりひとりの価値の尊重	生徒ひとりひとりの願いを感じとり、その可能性の実現に向かって、つねに努力していったか。	a b c
3.他者の理解と自己の変革	指導教諭をはじめ教職員や仲間の実習生に対してつねに心をひらき、理解しようと試み、そこで学んでいく事柄を自分の実習に生かそうとしたか。	a b c
4.教材研究	教材内容について学問的な研究を深め、それを基礎にして教材を選択し、創意的に授業計画をたてようとしたか。	a b c
5.授業展開	生徒の表情や発言を的確に理解しながら、適切な発問・説明・板書などによって意欲的な学習を展開させようとしたか。	a b c
6.生徒の集団活動の把握と指導	教科外の生徒や学級の諸活動に積極的に参加し、自治的集団活動の教育的意義を理解しようとしたか。	a b c
7.事務・事務能力	学級経営上の事務処理などが的確にできたか。実習記録や書類などを期限内に作成し提出したか。	a b c
8.		a b c
総合評価（○をつけてください） A 実習生として優れている B 実習生として十分に努力した C 今少し積極的な実習への取り組みが望まれる D 実習の効果が全くみられない		総合所見

実習指導（評価記載）教諭名

○広島国際大学学部長会議規定

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第7条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学学部長会議(以下「学部長会議」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

(構成)

第2条 学部長会議は、つぎの者をもって構成する。

- イ 学長
- ロ 副学長
- ハ 学部長
- ニ 研究科長
- ホ 教務部長
- ヘ 学生部長
- ト 学長室長
- チ 入試センター長
- リ 図書館長
- ヌ 情報センター長
- ル キャリアセンター長
- ヲ 国際交流センター長
- ワ 研究支援・社会連携センター長
- カ 研究支援・社会連携センター部長
- ヨ 専攻科長

(審議事項)

第3条 学部長会議は、つぎの事項を審議する。

- イ 学生の入学および卒業にかかる基本方針に関すること
- ロ 帰国生徒、外国人留学生および特別履修生の入学にかかる基本方針に関すること
- ハ 年間行事予定に関すること
- ニ 授業時間割の編成にかかる基本方針に関すること

- ホ 教育研究上の重要な事項および教育研究の振興に関すること
- ヘ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること
- ト 教育組織の新設および改廃に関すること
- チ 名誉教授の称号授与等に関すること
- リ 教員の留学に関すること
- ヌ 理事会に付議する案件(教員の任免を除く)に関すること
- ル 学長が諮問した事項に関すること
- ヲ その他管理運営上の重要な事項に関すること

(報告事項)

第4条 学部長会議には、つぎの事項を報告するものとする。

- イ 大学にかかる理事会決定事項に関すること
- ロ 教授会および各委員会で審議した事項に関すること

(招集および議長)

第5条 学長は、学部長会議を招集し、議長となる。

2 学長に事故があるときまたは欠けたときは、学長の指名した副学長が議長となり、議長の職務を行う。

(学部長会議の庶務)

第6条 学部長会議の庶務は、学長室庶務課で取り扱う。

(運営細則)

第7条 この規定の定めるもののほか、学部長会議の運営に関し必要な事項は、学部長会議の議を経て学長が定める。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2018年4月1日から施行する。

○広島国際大学健康スポーツ学部教授会規定（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、広島国際大学学則第8条および組織規定第99条第1項に定める広島国際大学健康スポーツ学部教授会(以下「教授会」という)の構成、審議事項、運営等必要な事項を定める。

（構成）

第2条 教授会は、つぎの者をもって構成する。

イ 健康スポーツ学部長(以下「学部長」という)

ロ 健康スポーツ学部教授(特任教授を含む)

2 学部長は、教授会の議を経て、当該学部から1名の准教授を教授会に加えることができる。

3 前項に定める准教授の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、重任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）

第3条 教授会は、健康スポーツ学部の教育研究上のつぎの事項を審議する。

イ 学則および重要な教学にかかる規定に関すること

ロ 学生の入学、卒業および学位の授与に関すること

ハ 単位の認定および学業評価に関すること

ニ 学生の留学に関すること

ホ 学生の転学部・転学科に関すること

ヘ 授業時間割の編成に関すること

ト 授業担当者の決定に関すること

チ 研究生、研修生、科目等履修生、特別履修生、外国人留学生および帰国学生の入学に関すること

リ 大学の年間行事予定および授業計画、その他大学および学部の教育方針に関すること

ヌ 名誉教授の称号授与等に関すること

ル 教員の留学に関すること

ヲ その他学長または学部長が諮問した事項に関すること

(報告事項)

第4条 学部長は、教授会に組織規定第99条第1項に定める学部長会議および各委員会で審議したつぎの事項を報告するものとする。

- イ 学部長会議で決定した医療福祉学部に関すること
- ロ 教員の人事に関すること
- ハ 入学試験の判定基準および要綱に関すること
- ニ 学生の表彰および懲戒に関すること
- ホ その他各委員会で審議した健康スポーツ学部に関すること

(招集および議長)

第5条 教授会は、定例に学部長が招集し議長となる。

- 2 学部長に事故があるときまたは欠けたときは、あらかじめ学部長が指名した教授が議長となり、議長の職務を行う。
- 3 第2条に定める教授会構成員(以下「構成員」という)の3分の1以上の者から、議題を示して請求があれば、学部長は、その招集を決定しなければならない。
- 4 第1項および前項のほか、学部長は必要ある場合、臨時に教授会を招集することを妨げない。

(定足数および表決)

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議題の事前提出)

第7条 教授会に議題を提出しようとする者は、あらかじめその要領を文書で学部長に提出しなければならない。

- 2 学部長は、教授会の議に付すべき事項を、主管部署の審議を経たうえで速やかに教授会に提出する。ただし、大学全体の運営に影響を及ぼす事項については、あらかじめ学部長は、学長と協議するものとする。
- 3 教授会の席上、緊急に提案された議題は、即決することができない。ただし、軽易なものおよび出席者の全員が承認したものについては、この限りでない。

(議事録の作成および呈示)

第8条 議長は、学部事務室責任者に会議の次第および出席者の氏名等を記載した議事録を作成させなければならない。

2 議事録は、学部事務室で保管し、構成員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(関係職員の出席)

第9条 議長は、必要があると認めたとき、構成員以外の職員を教授会に出席させ、議事に関し、これに説明をさせまたは意見を述べさせることができる。ただし、表決に加えることはできない。

(欠席届および議事録による了知)

第10条 教授会に欠席する者は、欠席届をあらかじめ学部事務室を経て学部長に提出しておかなければならない。

2 教授会に欠席した者は、その経緯を議事録によって了知するものとする。

(教授会の庶務)

第11条 教授会の庶務は、学部事務室で取り扱う。

(運営細則)

第12条 この規定に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て学部長が定める。

(規定の改廃)

第13条 この規定の改廃は、学長ならびに学部長会議および教授会の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

この規定は、2020年4月1日から施行する。

○広島国際大学学位規定（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規定は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条、広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)学則第25条および広島国際大学(以下「本大学」という)学則第31条の規定に基づき、本大学において授与する学位、論文審査の方法、試験および学力の確認方法その他学位に関して必要な事項を定める。

第2章 学位の授与要件

（学位）

第2条 本大学において授与する学位は、博士、修士、修士(専門職)および学士とし、つぎのとおりとする。

博士(看護学)

博士(医療工学)

博士(臨床心理学)

博士(薬学)

修士(看護学)

修士(医療工学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

臨床心理修士(専門職)

学士(診療放射線学)

学士(臨床工学)

学士(臨床検査学)

学士(救急救命学)

学士(理学療法学)

学士(作業療法学)

学士(言語聴覚療法学)

学士(義肢装具学)

学士(看護学)

学士(薬学)

学士(心理学)

学士(医療栄養学)

学士(医療経営学)

学士(医療福祉学)

学士(健康スポーツ学)

(博士の学位授与要件)

第3条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士課程を修了した者に授与する。

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本大学院の行う博士論文の審査および試験に合格し、かつ、本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という)された者にも授与することができる。

(修士の学位授与要件)

第4条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該博士前期課程または修士課程を修了した者に授与する。

(修士(専門職)の学位授与要件)

第4条の2 修士(専門職)の学位は、本大学院学則の定めるところにより、当該専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与要件)

第5条 学士の学位は、本大学学則の定めるところにより、本大学を卒業した者に授与する。

第3章 学位論文の審査方法

第1節 課程修了による博士および修士の学位論文審査方法

(博士論文審査の申請)

第6条 本大学院博士課程の学生が博士論文の審査を申請しようとするときは、博士論文審査申請書に博士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第5項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 博士論文は、自著1篇とする。ただし、博士論文の内容に関連のある参考資料を添付することができる。

3 研究科長は、審査のため必要があるときは、博士論文の訳文、模型または標本等を提出させることができる。

4 博士論文の提出部数は、正本1部、副本2部および電子データ1部とする。

5 論文審査手数料は、50,000円とする。

(修士論文審査の申請)

第7条 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が修士論文の審査を申請しようとするときは、修士論文審査申請書に修士論文、論文目録、論文要旨および履歴書に第3項に定める論文審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 修士論文の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 論文審査手数料は、10,000円とする。

(特定の課題についての研究成果の審査の申請)

第7条の2 本大学院博士前期課程または修士課程の学生が特定の課題についての研究成果の審査を申請しようとするときは、研究成果審査申請書に特定の課題についての研究成果および履歴書に第3項に定める研究成果審査手数料を添え、研究科長に提出しなければならない。

2 研究成果の提出部数は、正本1部、副本3部とする。

3 研究成果審査手数料は、10,000円とする。

(学位論文等審査)

第8条 研究科長は、第6条第1項、第7条第1項または前条第1項の申請書を受理したときは、学位論文または特定の課題についての研究成果(以下「学位論文等」という)を研究科委員会の審査に付さなければならない。

(審査委員)

第9条 研究科委員会は、審査に付する学位論文等ごとにその学位論文等の内容に応じた研究分野および関連分野担当の教員のうちから主査1名、副査2名以上の審査委員を選出する。この場合において、1名は原則として指導教員とする。

2 研究科委員会は、学位論文等審査のため必要があると認めるときは、他の大学院または研究所等の教員等を前項に規定する審査委員とすることができる。

3 審査委員は、学位論文等の内容について審査するとともに最終試験を行うものとする。

(最終試験の方法)

第10条 最終試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行うものとする。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文等の審査および最終試験が終了したときは、その学位論文等審査の要旨、最終試験の結果の要旨および審査上の意見を文書をもって研究科委員会

に報告しなければならない。

(課程修了の認定)

第12条 研究科委員会は、修得単位、学位論文等の審査および最終試験の結果に基づき、その者の課程修了の認定について審議する。

(審査結果の報告)

第13条 研究科長は、研究科委員会が前条の規定により審議した結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第2節 論文提出による博士の学位論文審査方法

(論文提出による博士の学位請求の申請)

第14条 本大学院の学生以外の者が、第3条第2項により博士の学位を請求しようとするときは、学位申請書に博士論文、論文目録、論文要旨、履歴書および論文審査手数料100,000円を添え、学長に提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前項の規定による。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出する場合の論文審査手数料は50,000円とする。

3 第1項の博士論文を提出する場合の参考資料の添付および提出部数等については、第6条第2項から第4項までの規定を準用する。

(博士論文審査)

第15条 学長は、前条第1項の学位申請書を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託しなければならない。

2 研究科委員会は、前項の付託に基づき博士論文の審査を行うものとする。

3 前項の博士論文の審査は、学位申請書を受理した日から1年以内に終了しなければならない。

4 審査委員、試験の方法および審査結果の報告については、第9条から第11条までの規定を準用する。

(学力の確認)

第16条 第3条第2項の学力の確認は、研究科委員会において委嘱された教員が行うものとする。

2 学力の確認の方法は、博士論文に関連する分野の科目および外国語について、口述または筆記により行うものとする。

- 3 本大学院博士後期課程に3年以上(薬学研究科にあつては博士課程に4年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ退学した者が、博士論文を提出したときは、研究科委員会で定める年限内に限り、第1項に定める学力の確認を行わないことができる。

(授与資格の認定)

第17条 研究科委員会は、博士論文の審査、試験および学力の確認の結果に基づき、その者の学位授与要件の有無の認定(以下「授与資格の認定」という)について審議する。

- 2 前項の審議結果の学長への報告については、第13条の規定を準用する。

第4章 専門職学位課程修了の認定

(課程修了の認定)

第17条の2 本大学院専門職学位課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得した者には、専門職学位課程委員会の議を経て、学長が課程修了を認定する。

第5章 学位の授与等

(学位の授与)

第18条 学長は、博士および修士の学位について、第12条または第17条第1項の審議を経て、課程修了または授与資格の認定を行い、当該学位を授与する。

- 2 学長は、修士(専門職)の学位について、第17条の2により、当該学位を授与する。
- 3 学長は、学士の学位について、本大学学則の定めるところにより、当該学位を授与する。
- 4 学長は、学位を授与することができない者に対しては、その旨を通知する。
- 5 修士および修士(専門職)の学位記の授与は、毎年3月および9月とし、博士の学位授与日は、学位授与判定の日とする。

(学位名称の使用)

第19条 学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、「広島国際大学」と付記しなければならない。

(学位の取消し)

第20条 学長は、博士、修士、修士(専門職)または学士の学位を授与された者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会(以下「研究科委員会等」という))または教授会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

イ 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき

ロ 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき

第6章 博士論文の公表

(博士論文要旨等の公表)

第21条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3カ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本大学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項または第2項の規定により博士論文を公表する場合には、第1項については博士論文に「広島国際大学審査学位論文(博士)」、前項については博士論文の要旨に「広島国際大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

第7章 その他

(学位論文等の返付)

第23条 受理した学位論文等および納付された審査手数料は、理由の如何を問わずこれを返付しない。

(学位記等の様式)

第24条 学位記の様式は、様式第1から第6までのとおりとし、論文審査申請書、研究成果審査申請書、学位申請書、論文目録および履歴書の様式については、別に定める。

(細則)

第25条 この規定に定めるもののほか、学位論文等の提出時期および審査の期限ならびに試験等学位審査に関し必要な事項は、研究科委員会において別に定める。

(規定の改廃)

第26条 この規定の改廃は、博士、修士および修士(専門職)の学位に関する条項については大学院委員会、研究科委員会等、学士の学位に関する条項については教授会、学部長

会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2020年4月1日から施行する。
- 3 2018年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。

〔様式省略〕

○広島国際大学教員選考基準

(趣旨)

第1条 この基準は、任用規定第8条に定める広島国際大学(以下「本学」という)の教育職員の職階の任用に関して必要な選考基準を定める。

(教授の資格)

第2条 教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見および研究上の指導能力をもち、かつ、研究上の業績が著しいと認められる者
- ロ 教育研究上の業績が前号の者に準じると認められる者
- ハ 大学において、10年以上准教授(助教授を含む)としての経歴があり、教育研究上の業績が著しいと認められる者
- ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学教授の資格があると認められた者
- ホ 体育・芸術等については、特殊な技能に秀で、教育の経歴のある者
- ヘ 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(准教授の資格)

第3条 准教授に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

- イ 前条に規定する教授となることのできる者
- ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有し、研究上の業績があると認められる者
- ハ 大学において、5年以上専任講師としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- ニ 研究所・試験所・医療機関等に5年以上在職し、研究上の業績があると認められる者
- ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学准教授(助教授を含む)の資格があると認められた者
- ヘ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育の経歴のある者

ト 専攻分野について、優れた知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(講師の資格)

第4条 講師に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ 前条に規定する准教授となることのできる者

ロ 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ 大学において、3年以上助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ニ 大学設置・学校法人審議会において、大学講師の資格があると認められた者

ホ 体育・芸術等については、特殊な技能をもち、教育上の能力があると認められる者

ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育研究上の能力があると認められる者

(助教の資格)

第4条の2 助教に任用することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、専攻分野について本学の教育職員にふさわしい者とする。

イ 前条に規定する講師となることのできる者

ロ 修士の学位または専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者

ハ 大学の6年制の学部を卒業し、教育上の能力があると認められる者

ニ 大学において、助教としての経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

ホ 大学設置・学校法人審議会において、大学助教の資格があると認められた者

ヘ 専攻分野について、知識および経験を有し、教育上の能力があると認められた者

(助手の資格)

第5条 助手に任用することのできる者は、修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)をもち、教育上の識見を有する者でなければならない。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する者を特別に選考のうえ任用することができる。

イ 大学助手の経歴を有する者

ロ 短期大学または高等専門学校で准教授(助教授を含む)、専任講師もしくは助手の経歴を有する者

- ハ 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む)を有する者
 - ニ 前3号に準じる学識または技能をもち、教育の能力があると認められる者
- (基準の改廃)

第6条 この基準の改廃は、学長および学部長会議の意見を聴き、理事長が行う。

付 則

- 1 この基準は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正基準は、2016年4月1日から施行する。ただし、同日以降に任用する者については、その任用手続時から適用する。
- 3 この基準は、学部および学科が完成年度を終了するまでの間は、適用しない。

関連する授業科目のシラバス

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携基礎演習Ⅰ	1	前期	1（30）	必修
	担当者	瀬川洋		

〔授業の目的・ねらい〕

自分が目指す職種や他職種は、サービスの利用者を中心としたチームのメンバーであり、その連携の重要性を理解する。また、専門職が有効に連携するために必要なコミュニケーション能力を修得する。さらに、専門職の連携に必要な「チーム医療の定義と背景」等、将来各職場におけるチームの一員として協働する際に必要な基礎知識を得る。

〔到達目標〕

専門職が有効に連携するために必要な事項について説明できる。

多職種連携において最適なチームワークを発揮するために不可欠なコミュニケーションについて説明できる。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点
第1回	専門職連携教育(IPE)導入にあたっての説明	IPEに関する教材を配布し、そのねらいや必要性を説明する。
第2回	健康・医療・福祉に関する専門職の種類と役割	健康・医療・福祉分野での専門職について、調べた内容について議論する。
第3回		
第4回	コミュニケーション(1) 社会人としてのコミュニケーションとは	社会人として必要なコミュニケーションスキルとは何かを学ぶ。
第5回	コミュニケーション(2) コミュニケーション・スキル・トレーニング	自己のスキルのレベルアップトレーニングにより、さらなる体得の糸口とする。
第6回	コミュニケーション(3) グループ演習(褒め方・表情のレッスンを含む)	グループワークでのプレゼンテーションスキルをチェックしながらチームで話し合う。
第7回	コミュニケーション(4) グループ演習(プラス思考・相槌) ソーシャルスキルチェック	相手に与える印象を意識しながら、自己のソーシャルスキルを振り返る。
第8回	コミュニケーション(5) グループ演習(情報の伝達)	情報を的確に相手に伝えることの難しさを理解し、伝達スキルの重要性を考える。
第9回	コミュニケーション(6) グループ演習(チームビルディング)	一つの目標に向かってチームとして協働する過程を体感する。
第10回	多職種連携における重要概念を理解する。(A)チーム医療の定義と背景、(B)利用者中心の医療とQOL、(C)医療におけるチームの種類と特殊性、(D)日本の医療制度、(E)チームが成功するための必要な事項、(F)人権擁護	(A)～(F)から1つの項目をチームで担当して情報を収集し、プレゼンテーション資料にまとめ、ブロック内で発表する。
第11回		
第12回		
第13回		
第14回		
第15回	発表とまとめ	調べた内容をチームごとに発表し意見交換を行う。

〔評価基準〕

プレゼンテーション(30%)、レポート(70%)

〔教科書・参考図書〕

- ◎『IPEの手引き』
- ◎『キャリアブック』

〔履修要件〕

特になし。

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携基礎演習Ⅱ	1	後期	1（30）	必修
	担当者	瀬川 洋		

〔授業の目的・ねらい〕

将来における専門職間の連携を円滑に実践する基盤として、前期に引き続き専門職連携基礎演習Ⅱを実施する。本演習は、問題点の抽出・整理からその解決策の提案に至る基本プロセスについて、グループワークを通じて体験することに主眼を置く。

〔到達目標〕

自身の考えを他者に解り易く説明するとともに、他者と積極的にコミュニケーションする。

大学生活を送る中から、生じた問題点を抽出・整理する。

列挙した問題点をチーム内で共有し、その解決を図るための方策を議論から導く。

チーム内で効率的かつ効果的に議論が進むように、各人が与えられた役割を果たす。

チームで議論した内容を明確に伝えるため、その成果を解り易くプロダクトとして纏める。

他者の意見にも耳を傾け、解釈し、より良い成果へと結びつける。

演習全体を総合的に振り返る（総括する）とともに、チームとしての機能性（連携性）を自己評価する。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点
第1回	演習の概要を説明とグループ活動に向けた準備	・本演習の目標を含め、基礎演習全体の概要を説明する。 ・評価基準を明示する。 ・概要説明後、各チームに分かれて顔合わせ等を行う。 ・次週の演習「私の未来予想図」に向けた準備（ワークシートの作成）を促す。
第2回	初年次キャリアデザイン「私の未来予想図」	・準備学習でまとめたワークシートを基に、メンバーを前に各自発表する（自身を振り返って、自分の強み、価値観なども交えて発表するとともに、自身が描く将来像も発表する） ・発表内容に関して自由に質疑応答を行う（コミュニケーションする）。 ・次週の演習に向けた準備を促す。
第3回	【問題点の抽出・整理】 「半年間の大学生活が過ぎて」をテーマに…	・KJ法の説明 ・文殊カードへの記入（問題点の列挙） ・文殊カードの整理（島の作成） ・島に名札（課題）を付ける ・次週に向けて、抽出・整理された問題間の関連性を考える ・（一旦、作業を中断）今週分の成果を記録（次週、作業再開のために） ・次週の演習に向けた準備を促す。
第4回	【プロダクトの作成】 【整理内容の図案化】	・準備学習で各々が想定した図案（アイデア）を発表して協議する。 ・チームとしてのプロダクトの図案を決定する。 ・先週に協議した問題間の関連性についても図案に反映させる。 ・決定した内容をプロダクトとして模造紙にまとめる。 ・次週の演習に向けた準備を促す。
第5回	【プロダクトの修正】 【名札に記された課題の整理】 優先課題の抽出、解決法を模索	・プロダクトの修正の提案があれば、チーム内で再検討する。 ・二次元展開法を利用した優先課題の抽出に関する概説 ・チーム内で協議し、優先課題を抽出する。 ・掲げた優先課題について、効果的な解決方法を策定する。
第6回	【プロダクトの作成】 【プロダクトの検証】 【最終成果発表会に向けた準備】	・優先課題の抽出、その解決法の策定に関するプロダクトを模造紙で作成 ・第5回までに作成したプロダクト共にプロダクト全体を再検証する。 ・最終発表に向けて、チームとしての見解を整理する。
第7回	【最終成果発表会】	・ポスターセッション形式（巡回形式）で発表会を実施 ・duty timeを決め、発表側と聴講側に分かれて協議する。（聴講側は、必ず他の2つ or 3つのチームとの間でdiscussする） ・反省（振り返り）材料とするため、協議内容はメモを残す
第8回	【反省会（自己点検）、自己評価の実施】	・振り返りシート（自己評価を含む最終レポート）を作成 ・ファシリテーターからのフィードバック事項があれば伝達 ・ループリックによる最終評価（ファシリテーターが発表開講の担当チームの活動内容を評価する）

〔評価基準〕

演習への参加度、チーム内での個人の活動状況、プロダクトの完成度、成果発表会での行動、反省会での行動と振り返りシートの内容に関して、所定のループリック評価表を用いて評価する。

〔教科書・参考図書〕

説明用の配布資料あり。

〔履修要件〕

学科混成でチームを編成する。

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携総合演習Ⅰ	2	期間外	1（30）	必修
	担当者	足立達也		

〔授業の目的・ねらい〕

本学のすべての学科・専攻を訪ね、その職務内容、学習内容について一通り把握する自分の学科・専攻では、説明に回る。他学科の学生と、専門的な用語を用いてコミュニケーションを実践する。各学科で養成する職種についての説明や実習器具などの体験を通じて、自分の志望する職種との連携のあり方について考える機会とする。

〔到達目標〕

本学の学科・専攻での専門職とその職務内容、学習内容について一通り把握する。

専門職がどのように連携しているのか、その方法と内容を学ぶ。

自身が所属する学科・専攻の専門性について、十全に説明できるように改めて把握しなおす。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点
第1回	オリエンテーション	見学スケジュールを説明。 本学の学科・専攻の構成を把握する。 自分の所属する学科・専攻の説明の準備をする。
第2回	医療栄養学科	管理栄養士の業務内容・役割について、調理実習室・給食実習室の見学とフードモデルを用いて自分の栄養バランスのチェックを行いながら理解していく。
第5回	看護学科	高齢者体験や小児模型を用いて看護の対象者の特性や背景を知るとともに、患者に最も近くで関わる看護師の役割を学修する。
第6回	薬学科	安全な薬物療法を実施するために、薬剤師が行っている業務内容を体験する。
第7回	診療放射線学科	診療放射線技師の業務内容と役割について、医用画像診断装置と放射線治療装置の見学を通し、患者様の立場から理解を深める。
第8回	救急救命学科	救急現場と同じ救急車や住宅内を再現した実習室の見学やAED等の体験を通じて、救急救命士の役割を理解する。
第9回	医療福祉学科	各専攻に関係する専門職の職場や業務内容、専門性について説明する。
第10回	医療経営学科	医療経営学科における教育の特徴、関連資格などを理解し、病院情報システム（電子カルテ）の紹介や診察・入院・スタッフステーションの仕事と病院管理業務との関わりについて知る。
第11回	リハビリテーション学科	リハビリテーション専門3職種である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のそれぞれの職務について、その違いと共通点についての理解を深める。
第12回	リハビリテーション支援学科	障害と義肢装具の種類、義肢装具の製作方法、フィッティングと測定分析について説明する。
第13回	心理学科	臨床心理士の業務内容と役割について説明する。質問票やPC、生理指標等を用いた多様なアセスメント、箱庭療法の見学を通して、患者様、ご家族の立場から理解を深める。
第14回	健康スポーツ学科	健康スポーツ学科の特色や健康づくりに貢献する「地域リーダー」の役割を知る。
第15回	プレゼンテーション	プレゼンテーションを実施する。

〔評価基準〕

演習は、全出席を原則とし、成績評価を行う。成績は、ルーブリックにあるように、授業への参加態度、専門職連携の必要性と意義に対する理解（ミニレポート課題）、チーム内のコミュニケーションの成熟、サービス利用者やその家族についての理解、問題点の抽出と解決策の提案、ケアプランの内容、内容の構成、スライド内容、発表方法、質疑応答について採点する。

〔教科書・参考図書〕

◎『IPEの手引き』

◎『キャリアガイドブック』

〔履修要件〕

専門職連携基礎演習Ⅰ・Ⅱを履修した者以外は不可。

科目名	年次	期間	単位（時間）	区分
専門職連携総合演習Ⅱ	3	期間外	1（30）	必修
	担当者	足立達也		

〔授業の目的・ねらい〕

多学科の学生混合の少人数チームを編成し、PBL形式を用いて互いに効果的なコミュニケーションを図る。

健康・医療・福祉分野の事例におけるサービス利用者やその家族の生活におけるニーズや問題点を情報共有する。

最適なケアプランを提案するまでのチーム内のプロセスを修学し、その過程や検討したケアプランの内容について聴衆にわかりやすく伝える。

〔到達目標〕

チーム内の発言を良く聞き、意見の対立や葛藤を解決しながら、互いの考えを尊重しチームの合意を得ようとするチーム運営スキルを理解し、その実践に尽力できる。

多様な価値観、信念、ニーズに沿いながら事例の背景や状況を深く理解し、他の専門職を尊重しながら各自の立場で意見を述べるができる。

ニーズ把握からケアプランの作成に至るプロセスをメンバー全員の視野の広い建設的なディスカッションにより進めることができる

本授業の成果、ケアプランを考えたプロセス、検討したケアプランの内容について効果的にわかりやすくプレゼンすることができる。

取り組んだ事例における多職種連携の意義が自分の言葉で説明できる。

〔授業の流れ〕

回数	授業の構成	具体的内容・要点	準備学習
第1回	オリエンテーション	本授業の目的、方法等について理解し、提示された事例の概要を理解するとともに、学生毎に担当する事例を決定する。	1) これまで本学の専門職連携教育（IPE）で学修した多職種連携の目的や各専門職の役割、チーム内に求められるコミュニケーション能力等について復習しておくこと。（60分） 2) シラバスを読んでおくこと。
第2回～第5回	演習第1日目	1) 自己紹介、アイスブレイキング 2) チーム運営スキルについての演習 3) ケアプランの作成に至るプロセスについての演習 4) 事例の内容のサービス利用者やその家族の状況、専門職との関わりについて理解を深めその内容を共有する。	各自の専門職のユニホーム、名札の準備をすること。 以下の予習をしておくこと。（60分） 1) 担当する事例の内容をよく理解し、不明な専門用語や内容について下調べを済ませておくこと。 2) 各自が関わる専門職と事例の内容との関わりについて説明ができるようにしておくこと。（目指す専門職との関わりが少ない事例では、サービス利用者やその家族などの当事者の視点で内容の説明ができるようにしておくこと）
第6回～第9回	演習第2日目	1) サービス利用者やその家族のニーズ（意向）の把握 2) 課題（問題点）の抽出、整理・分析 3) 課題解決のための方向性の検討とケアプランの目標設定 4) 具体的なサービス内容を含んだケアプランの作成	チームの進捗状況に合わせて、自己の役割が果せるように準備を行なうこと。（30分）
第10回～第13回	演習第3日目	1) パワーポイントファイルを用いたプレゼンテーションの準備を行う 2) 4日間の学修の振り返り	チームの進捗状況に合わせて、自己の役割が果せるように準備を行なうこと。（30分） 必要に応じてノートパソコンを準備すること。
第14回～第15回	演習第4日目	1) 本授業により得られたケアプランやそのケアプランに至ったプロセス、本演習の学修成果について、聴衆にとって理解しやすいプレゼンテーションを行う。 2) 他チームのプレゼンを聴講する。	チームの進捗状況に合わせて、自己の役割が果せるように準備を行なうこと。（30分）

〔評価基準〕

基礎点（60%）、個別的評価（8%）、チームの到達度（16%）、プレゼンテーション内容（16%）

〔教科書・参考図書〕

「専門職連携総合演習Ⅱ（学内演習）の手引き」をオリエンテーションにて配布する。

〔履修要件〕

特になし。